

太平記
註釋

上

913.435

夕

上

中 國 教 育 和 漢 文 講 義

補校由之野執士學文

編會學文圖

太平記註釋 全

東京

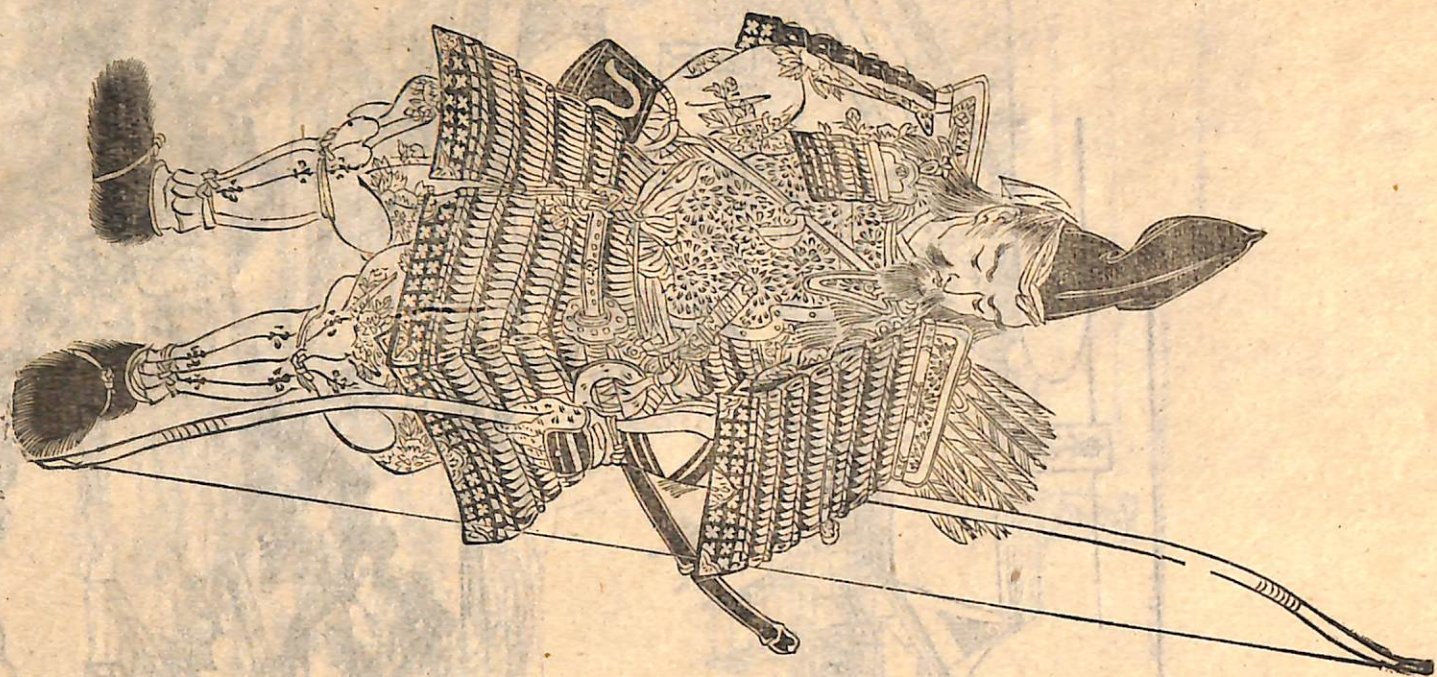
元發堂誠



圖之史武

東京大學圖書館藏





武裝之圖



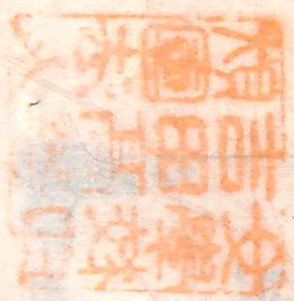
國立編譯館藏

太平記

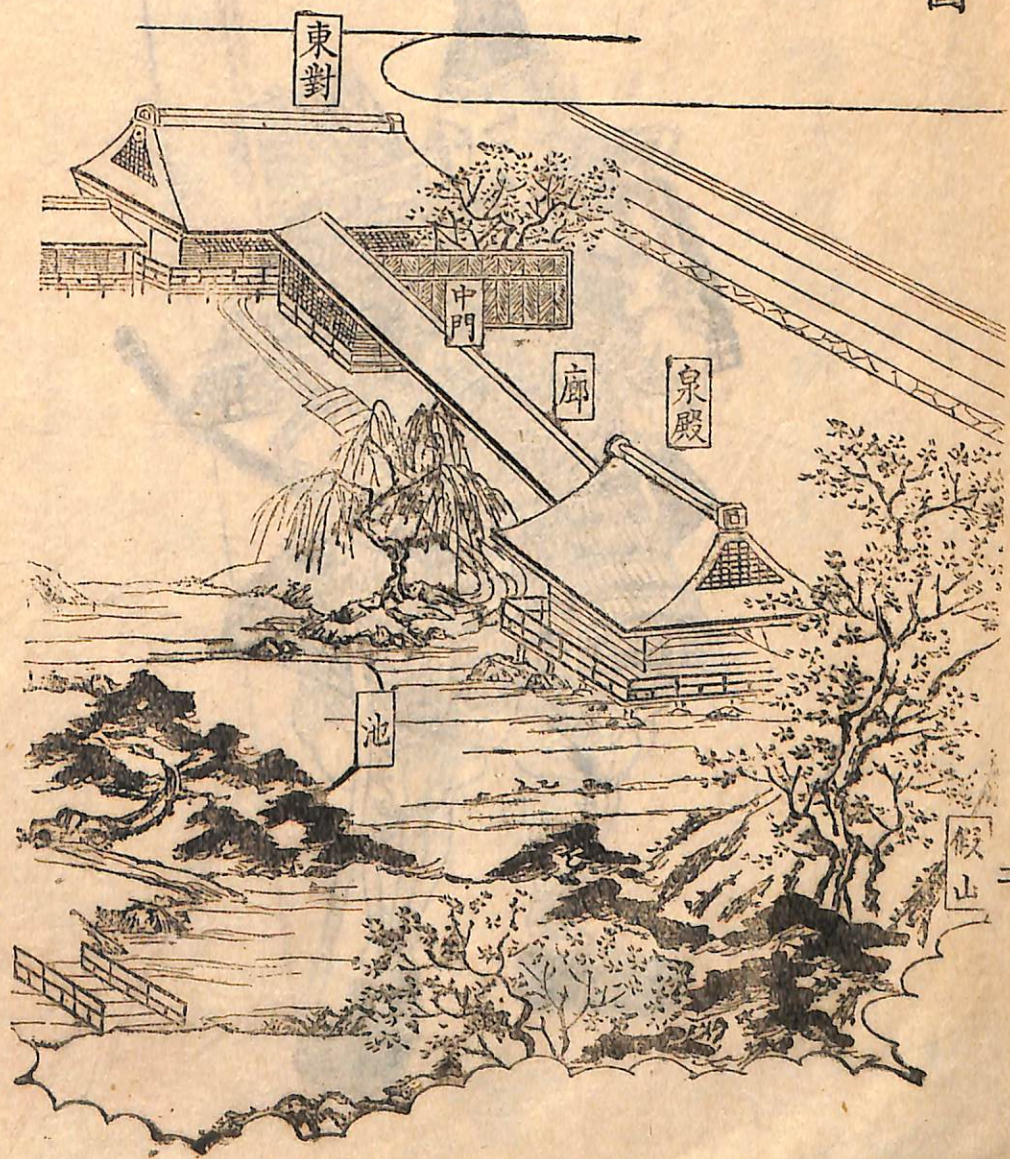


全

大學博士教野田三政補 國文學館編



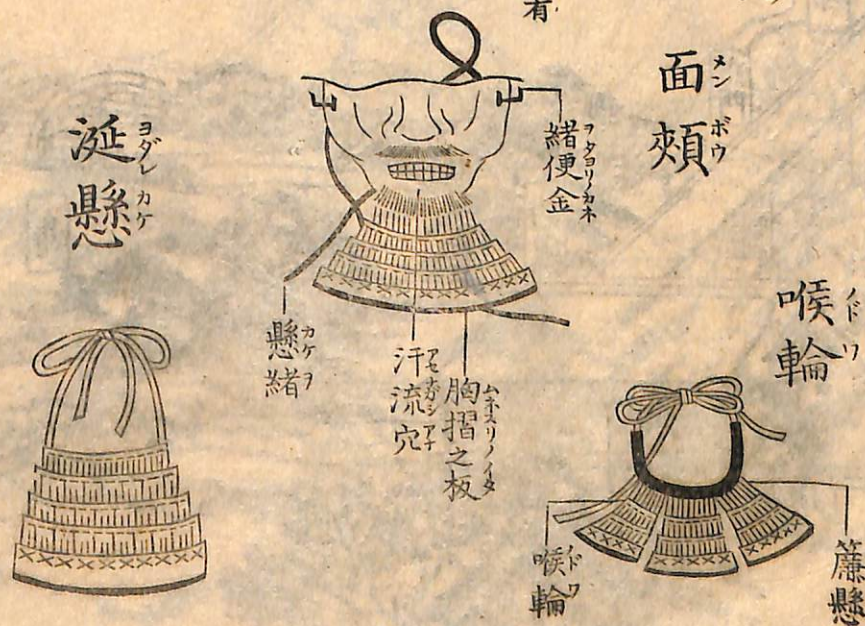
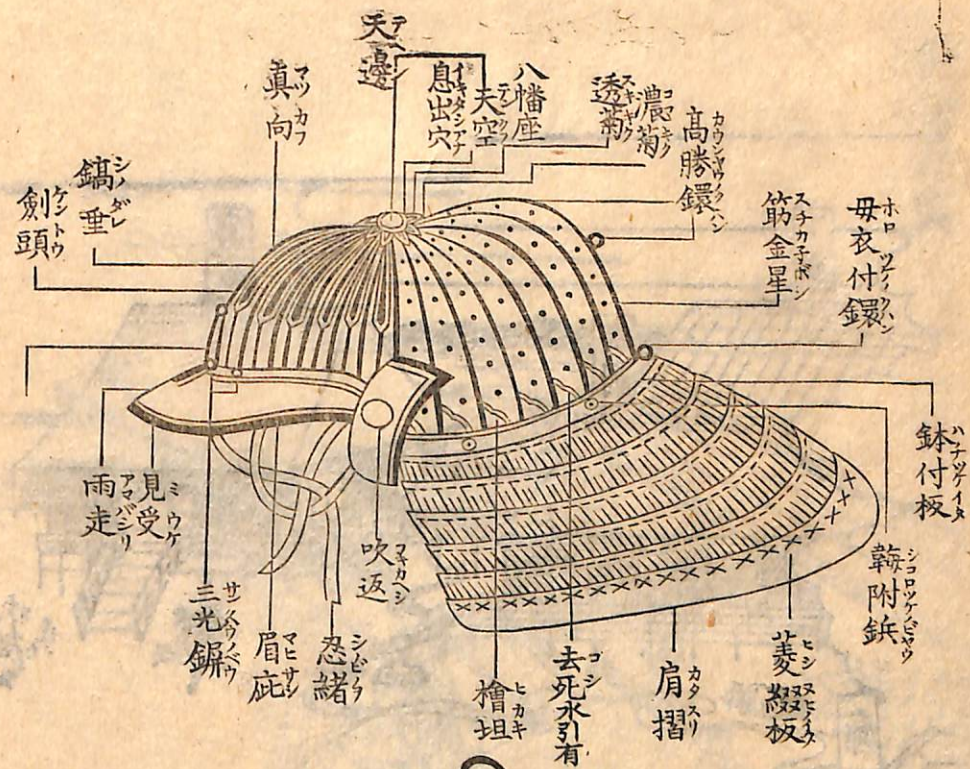
寢殿全圖



寢殿全圖



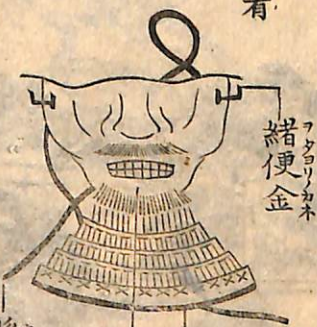
甲曹名所



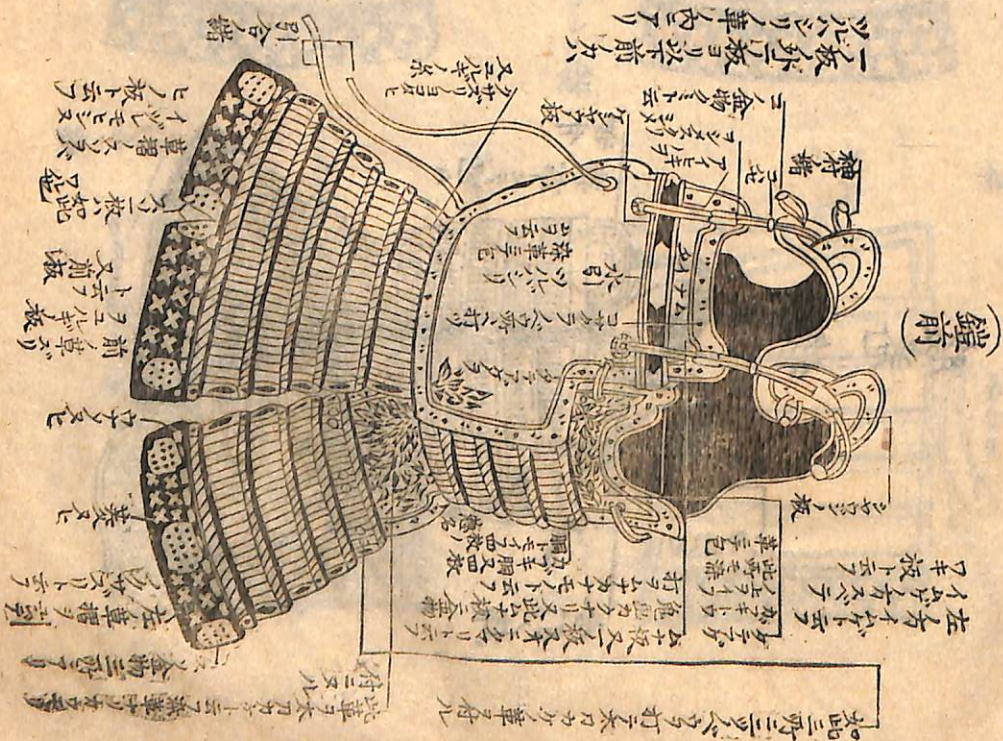
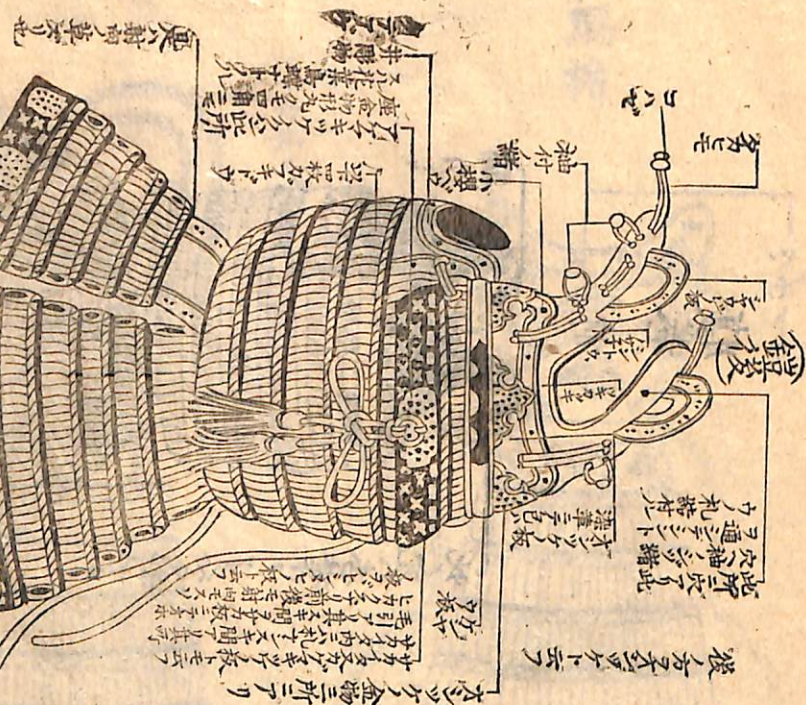
喉輪



面メン
頰ボウ



涎懸 ヨダレ
カケ

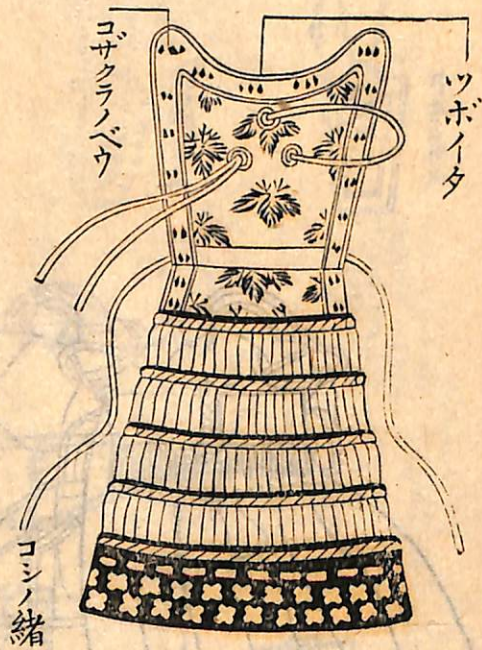


同
ア
ウ
ル
図



ツボイタ

脇
楯



コサクラノベウ

ツボイタ

コシノ緒

同
裏

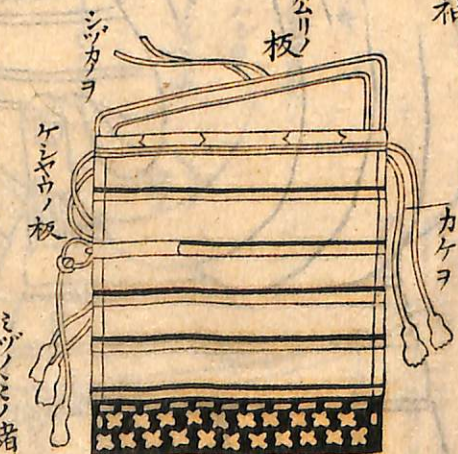


シツカ
ヲ

力
革

カ
リ
板

袖



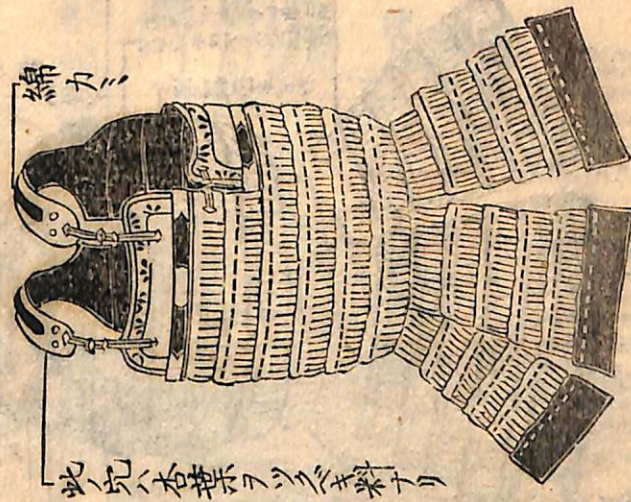
シツカ
ヲ

ケシカ
ノ板

ミツノ緒

カ
ケ
ヲ

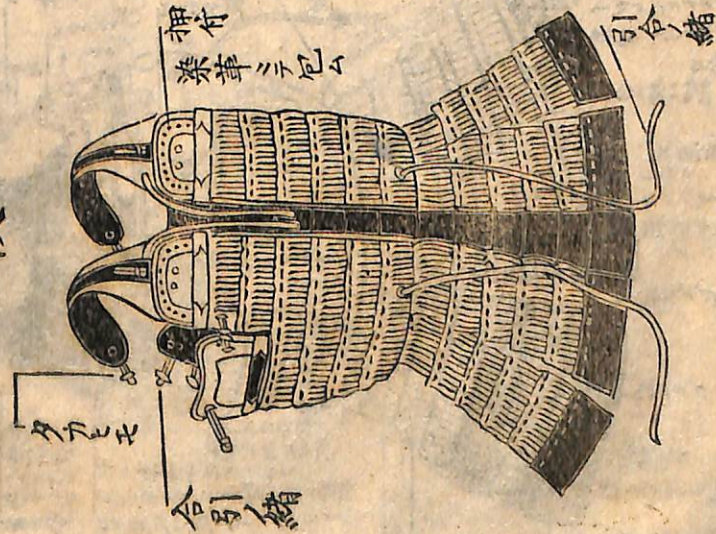
腹
巻
前



綿
力

此
穴
ハ
杏
葉
ヲ
シ
ミ
キ
料
ナ
リ

腹
巻
後



押
付

染
筆
ニ
包
ム

引
合
緒

タ
カ
ヒ
モ

合
引
緒

(板、檀 梅)



形如此モスル



ウラニ緒ヲ付

馬手ニ付ル

(板、尾 鳩)



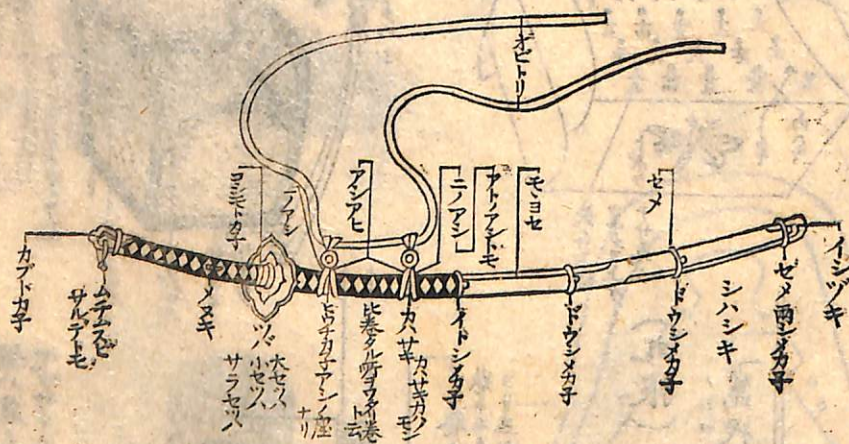
形如此モスル



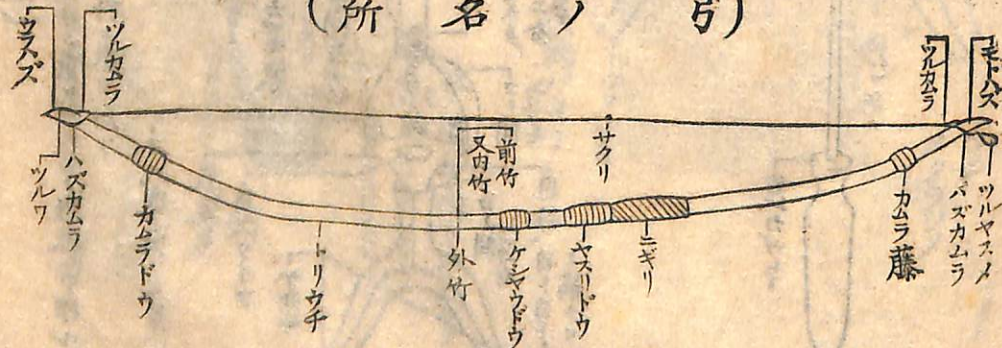
ウラニ緒ヲ付

弓手ニ付ル

(所 名 刀 太)



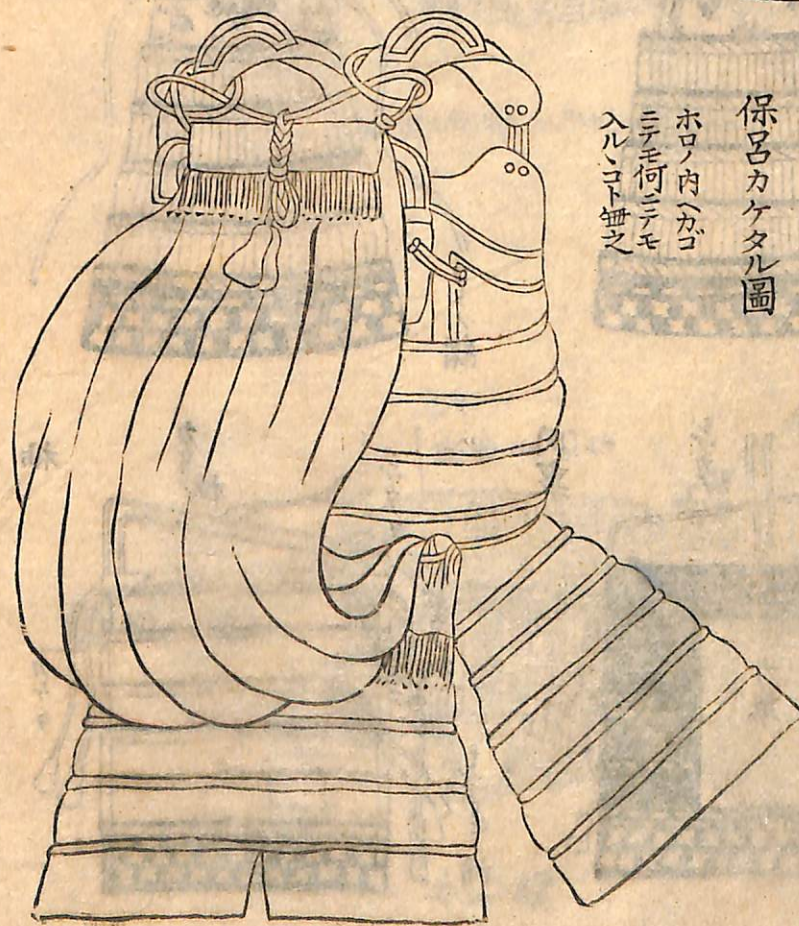
(所 名 ノ 弓)



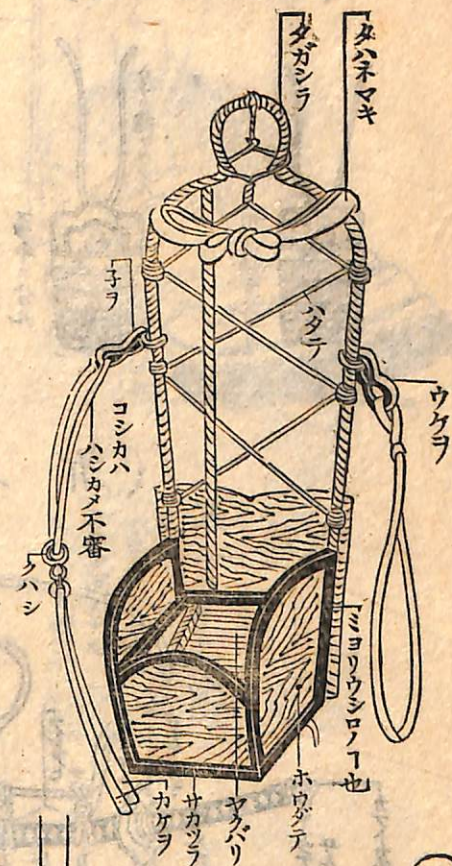
笠注



保呂カケタル圖
ホロノ内(カゴ
ミテ何ミテモ
入ル、コト無之

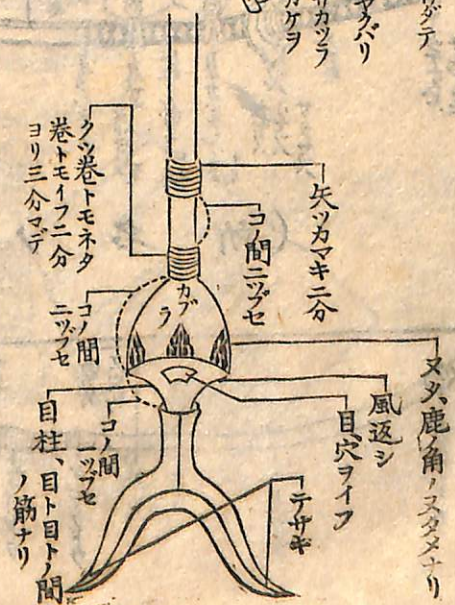


叻名龍

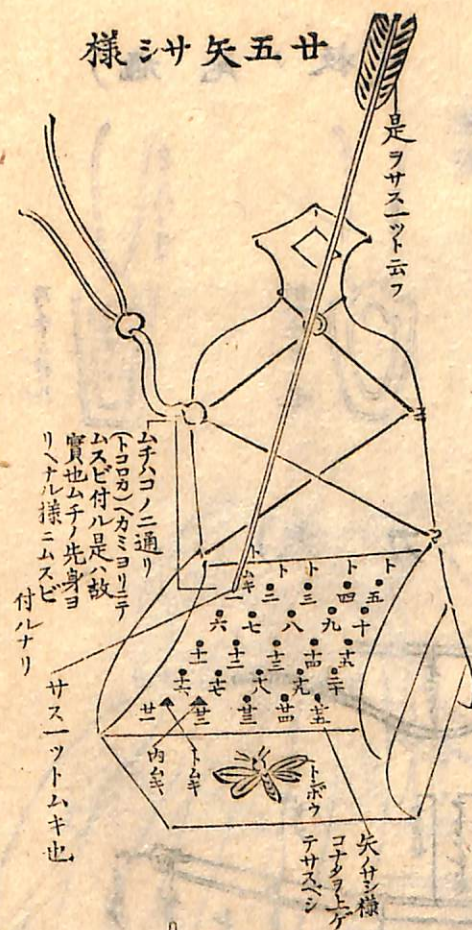


(鎬矢、根)

鑛ハ鹿ノ角牛ノ角又アラメノ根株ニテ作ル
ヤフサメニハ朴ノ木ヲ用フ



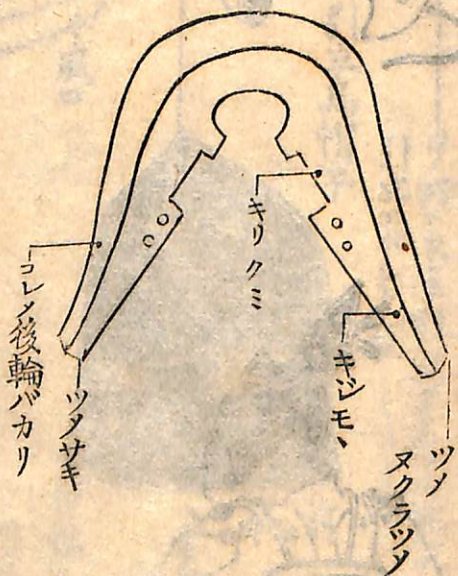
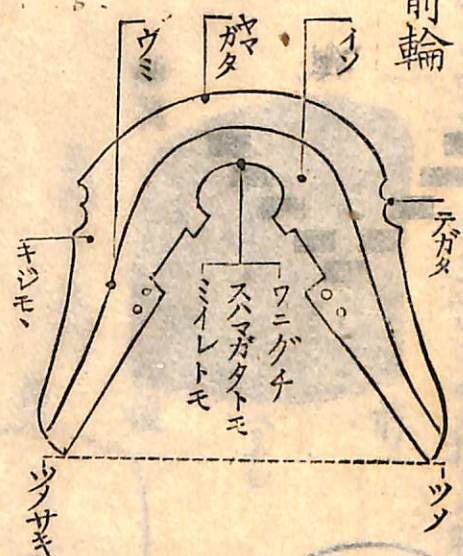
廿五矢サ様



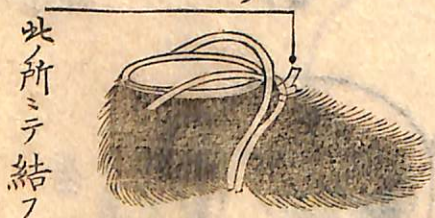
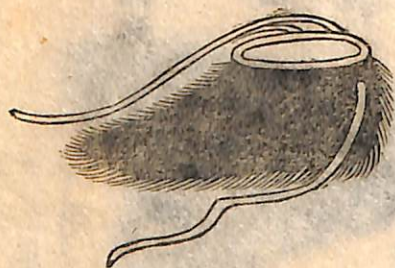
(丸根)



鞍前輪



ツラヌキ



全裏

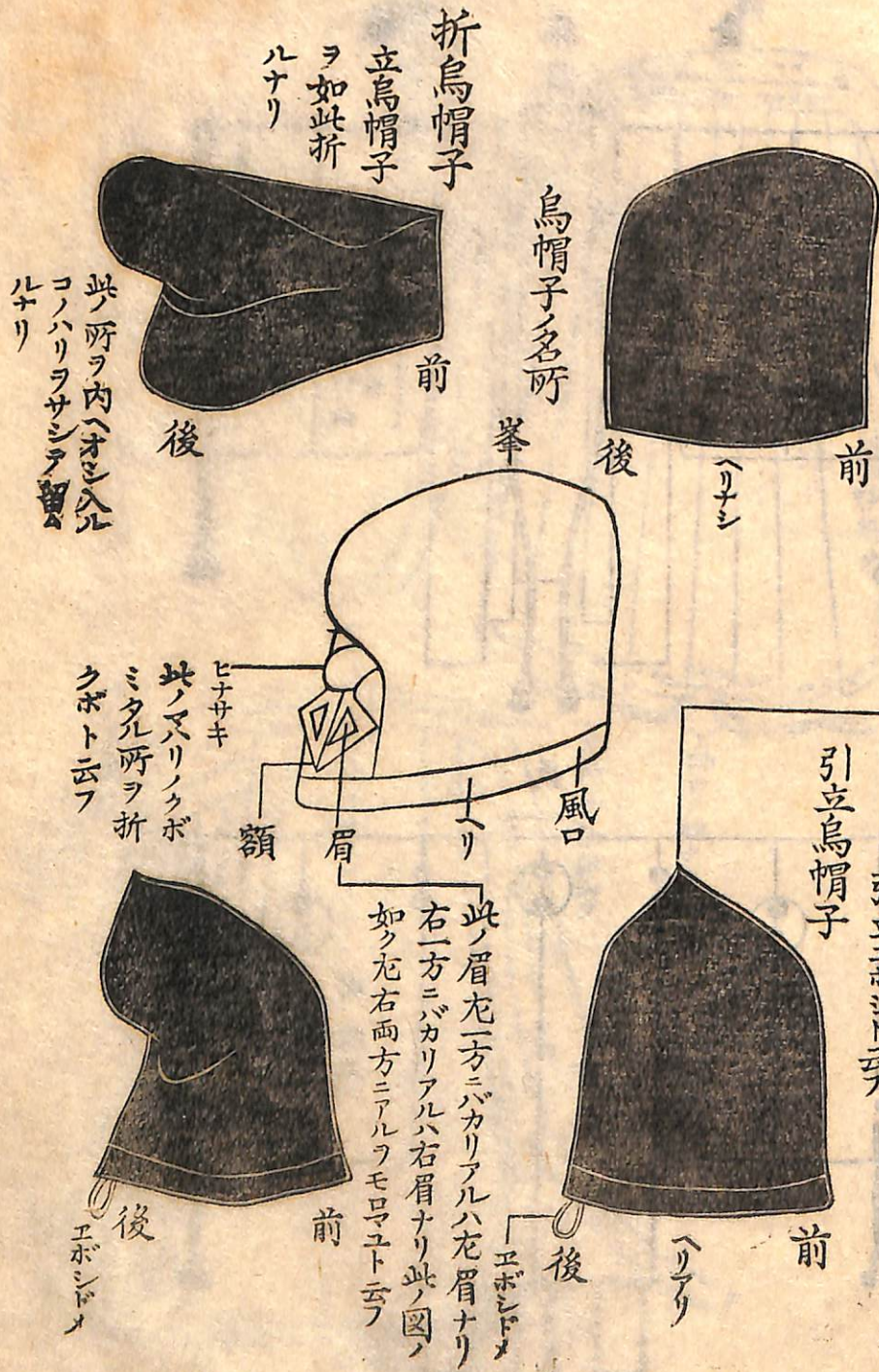


(312圖) 魚鱗鶴翼圖ノ



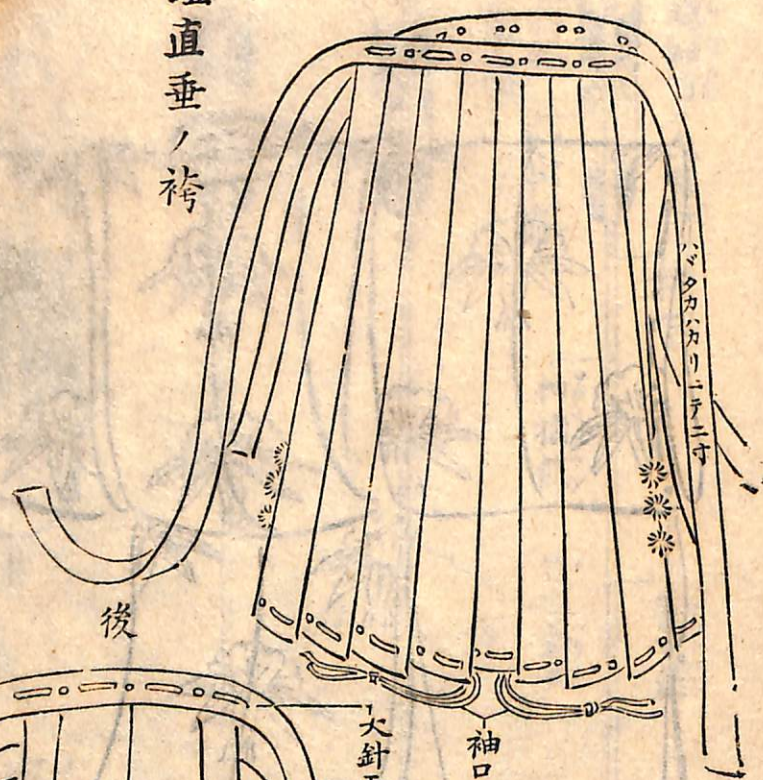
立烏帽子

折烏帽子ノ多折之時ノ形

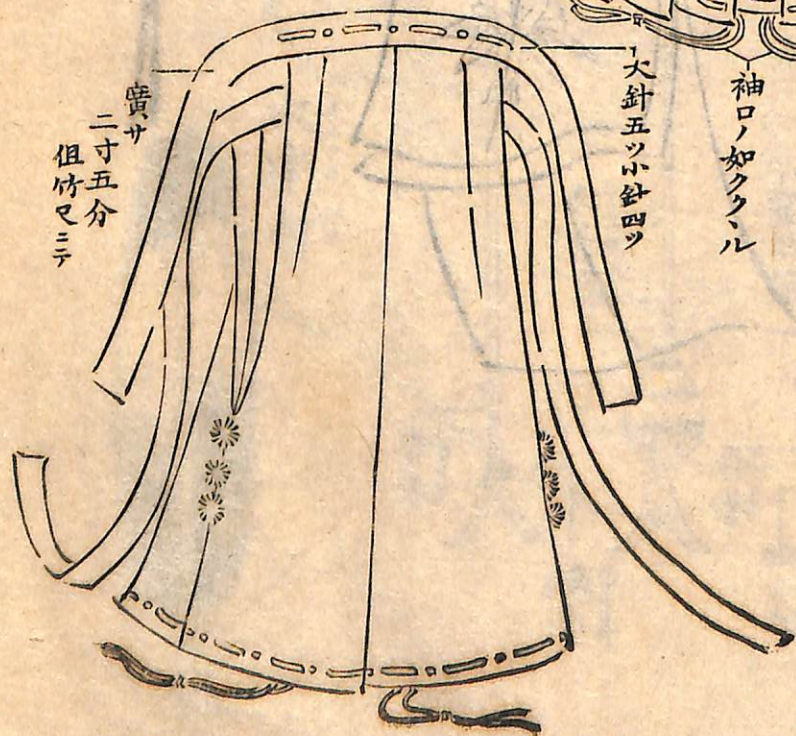


鍬直垂ノ袴

前



後



横サ
二寸五分
但竹マニテ

大針五ツ小針四ツ

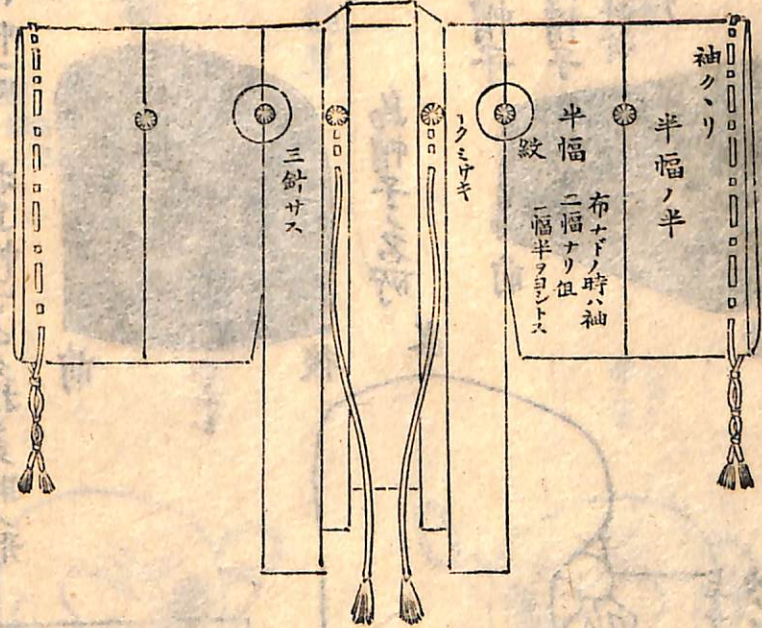
袖口ノ如ククル

ハタカハカリニテニテ

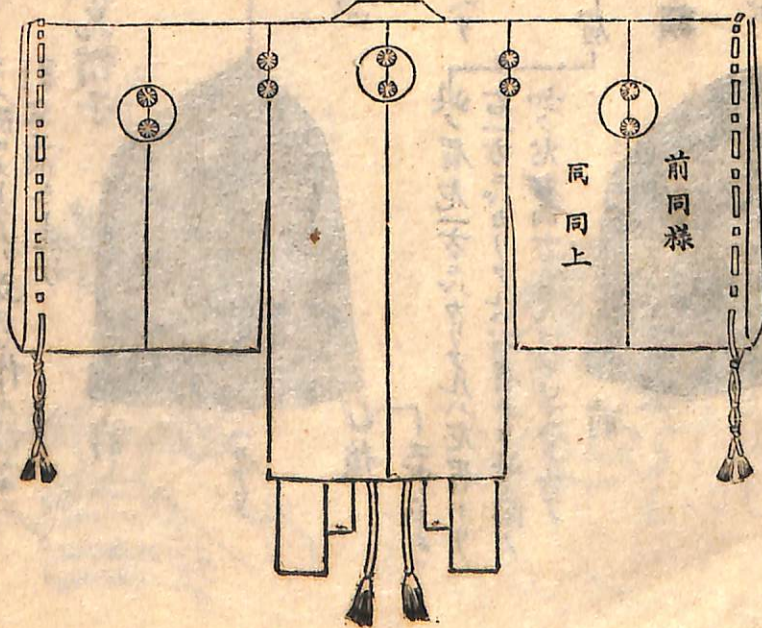
垂

直前

鍬



後



袖クハリ

半幅ノ半

布ナドノ時ハ袖
二幅ナリ但
二幅半ヲヨシトス

紋

一クミサキ

三針サス

前同様

同同上

矢名所之圖

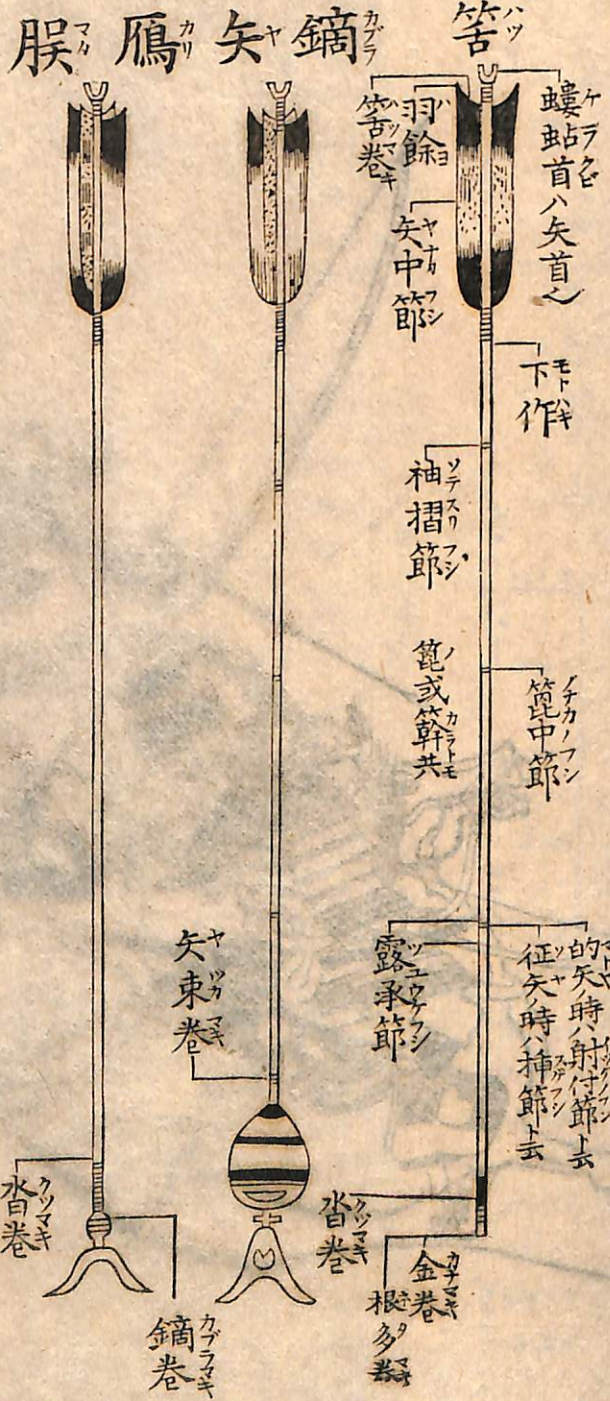
切生
キリフ



大中黒
オホナカクロ



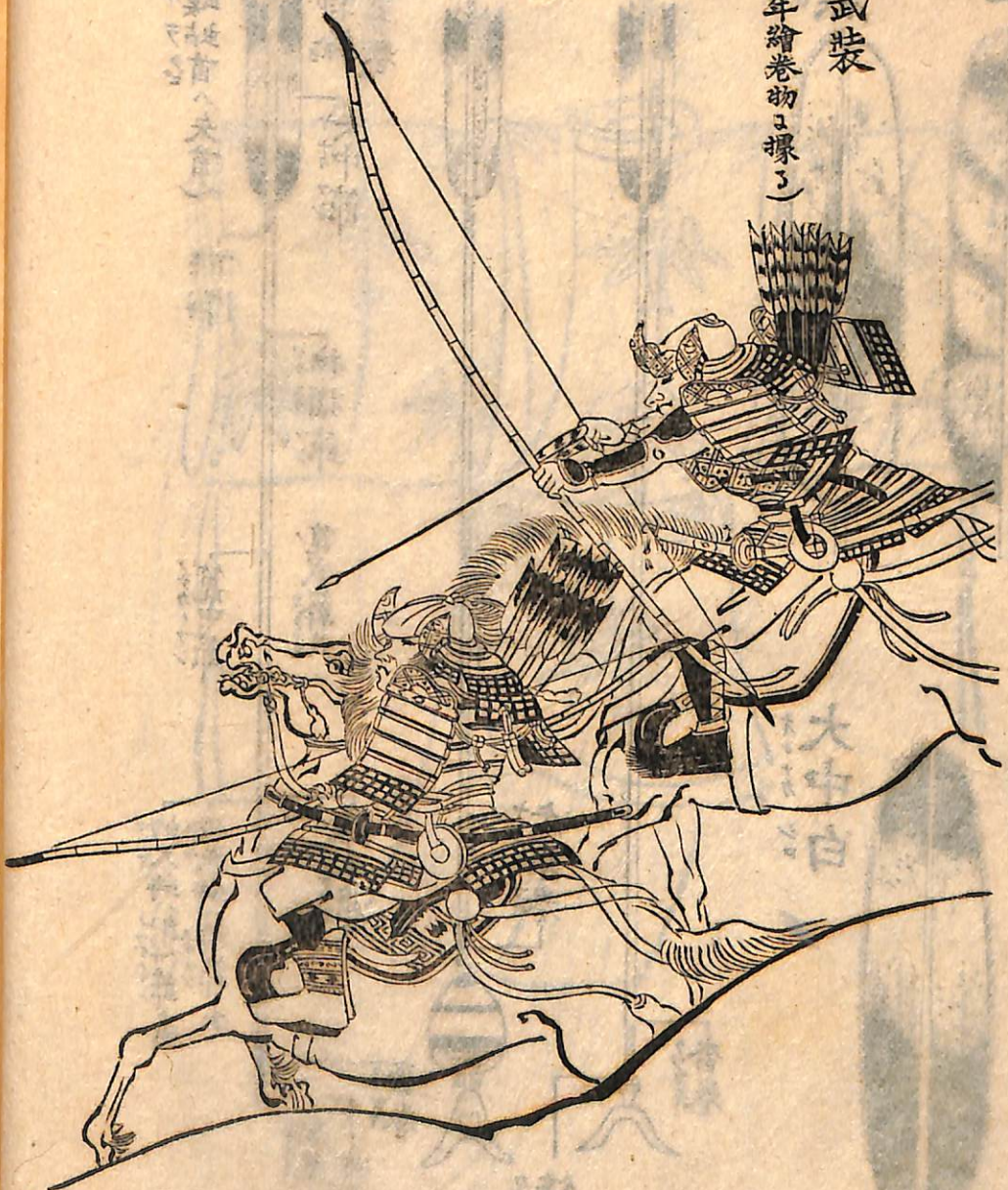
大中白
オホナカシロ



狩衣



(後三年繪卷物は據る)



吳昌碩之圖

離天圖

東遊記

大
中
白

[illegible]

不瀉一丈
經瀉一丈
水行七尺
瀉一丈

六

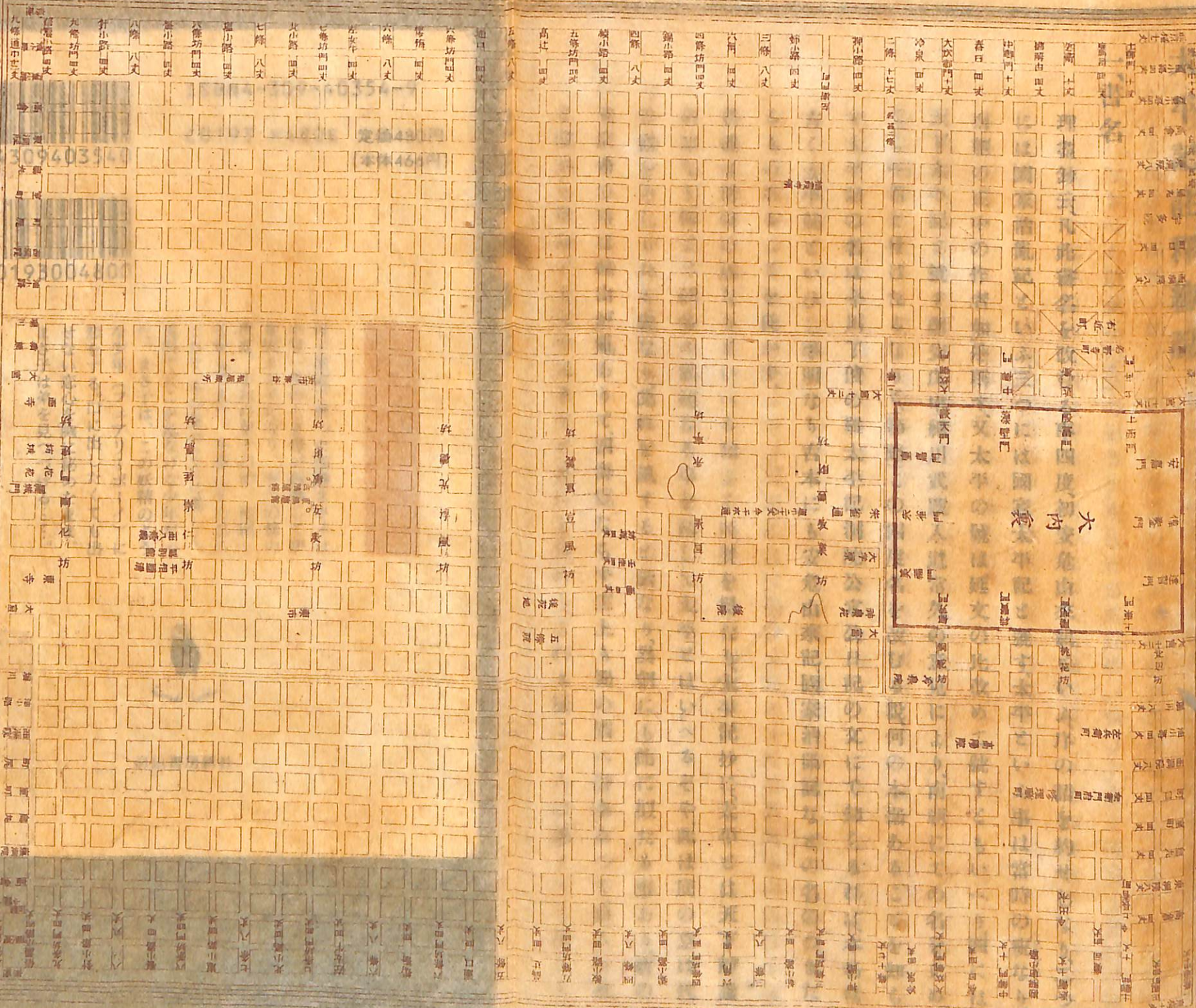
逢習門
傳鑒門
安應門

水經 十三卷

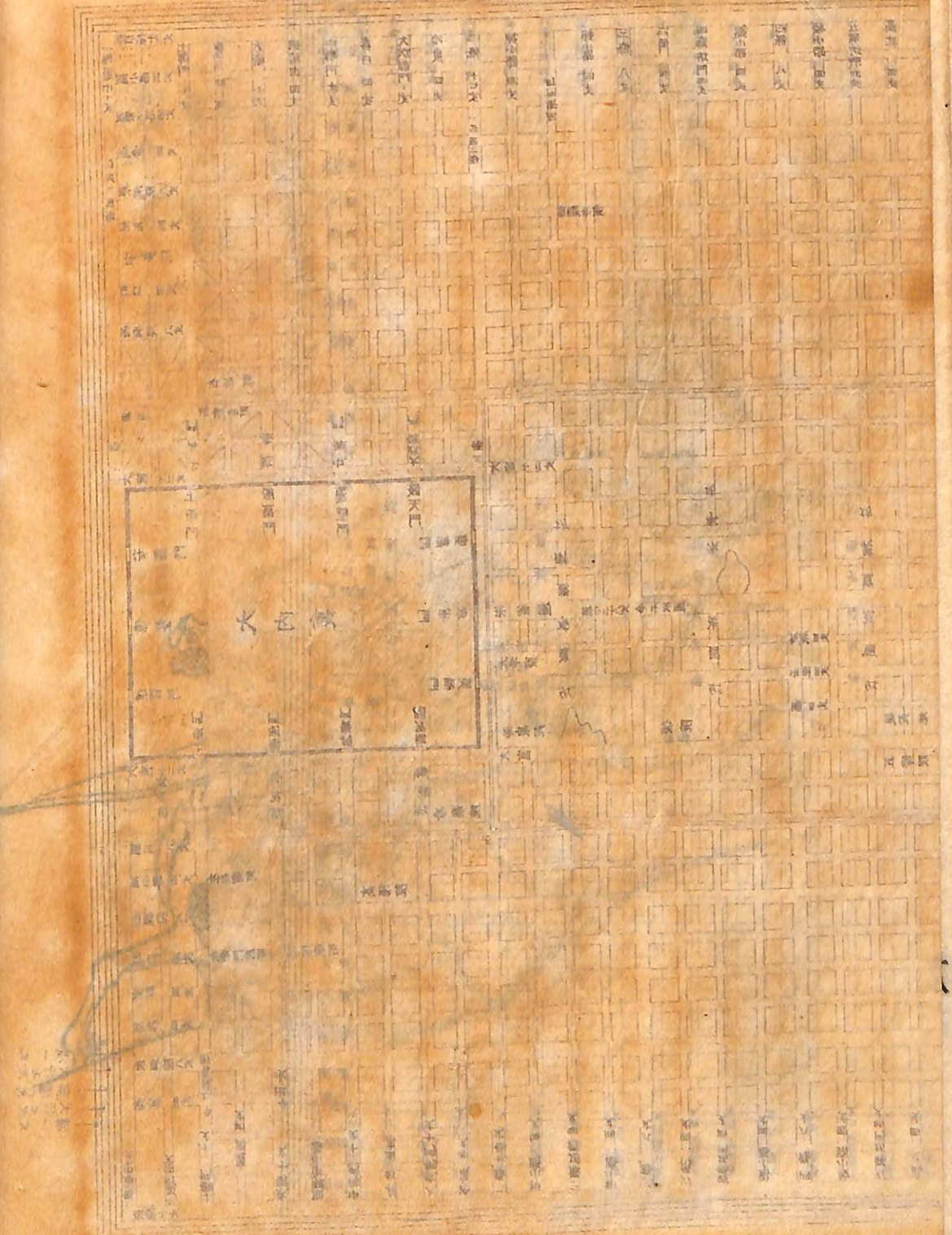
[illegible]

文 圖

平 安 京 之 圖



平安京之圖



太平記註釋總說

一、書名

理盡鈔云、凡此書名を改むる事四度、初安危由來記といふ、序の語を約せしなり、二つには國家治亂記といふ、三つには國家太平記と號す、太平といふ事は當時の祝なり、南朝の正中の作者如是稱す、又太平の號は延文の比改めて號すともいへり、四には天下太平記と號す、應安戊申細川武藏入道常久の意見により、南朝にての名を止め、この名を付けたるなりと、(節略)この四度名を改むる説、何の本据あることを知らず、太平記の名は今川了俊の難太平記、洞院公定公日記の文にて知らるれば、本名は古く太平記といひし事明なり、古本にも安危由來記、國家治亂記などの名のつきたるものあることを聞かず、

名義は當時の祝なりといへる語よく簡要を得たり、太平記抄に、太平とは天下靜謐の語なり、何とて四海の亂逆なる事を記して太平とはいへるぞや、此は底の意は代の亂をそしりたる義なり、此れを風すると云なり、異朝にも此に似たる事あり、唐の玄宗帝の時は祿山が亂ありて、四海穩ならず、主上も蜀の國へ潜幸あつて、諸人の歎き深かりけれども、太平天子など詩にも作れり、これも底こゝろは譏りたる義なり、



二、著者

この説は穿鑿に過ぎたるなるべし、
著者については古來諸種の説あり、今こゝに列舉せん、

理盡鈔曰、建武の比主上新田義貞を召して、勅諭あり宣く、文治より已來數百餘年、東夷威を重くし朝家廢頽せしに、朕が代に至りて逆臣忽に滅して、王法如舊、且は爲後代且は當時の玩種とも成るべし、然は義貞が鎌倉を攻めし爲体、高氏が六波羅を滅せし形勢、記し置かせばやと仰せらる、かくて万里小路藤房卿勅を承りて、北畠玄惠に仰す、玄惠義貞高氏直義等に會して、其時の事を記す、今の九十の兩卷なり、この後他の諸將の功をも書き、次第に卷をなす、今成功の順序に記せば、

三四、五六の卷

玄惠の作、藤房卿會談す、

七八の卷

玄惠の作、赤松則祐會談す、

一二の卷

玄惠の作、山門の赤松來賢法印會談す、

以上十卷、初は義貞鎌倉物語といひ、高氏六波羅物語といひ、或は赤松合戰記などといふ、題號不定なればとて、玄惠智教教圓等に命して、重て虚實を尋ねて再記し、僧師鍊に命して序を書せしむ、題號を安危由來記といふ、

十一、十六の卷

山門の護正院の記、正成討死の所は善智坊法印、

十三、十四の卷

南岸坊僧正顯信の記、十四卷の内義貞鷲坂箱根の合戰を自記す、

十五の卷

正平の比南帝の勅によつて、備後三郎高德記す、この内多々良濱の合戰は、壽榮記す、

十二、十七、十八、廿三の卷

玄惠直義の命を承けて記す、

二十二の卷

高德入道義清記す、後亡ぶ、よりて二十三の卷を割きて今の二十

二の卷とす、

十九、二十、廿一、廿四以下四十卷まで

本書に作者を明記せず、唯云ふ、和州多武峯

にて此書を記すこと十二卷也、作者は六人云々、永徳壬戌山名氏清、義用、義可等に仰せて此書を記すこと五卷、都合卅九卷なり、年久しく經て、横川僧天界坊能隣これを改めて四十卷とす、

此の理盡抄は、太平記の毎段の評をかけるもの、中には評なき段もあれど、其評とても軍法兵術の上の批判にして、文章史實の事にはあらず、奥書には今川駿河守入道心性在判、文明二年八月下旬六日、謹上名和肥後刑部左衛門殿とあり、跋によればこの名和は伯耆守名長俊(長年か)之遠孫とあり、されど果して文明中の著述なるか、疑はしきもの也、よりておもふに、此抄にいへる前記の作者の事も、何の典據に出づるか亦知るべからず、

參考太平記凡例曰、太平記未詳何人所撰、近來有太平記大全行于世、不知誰作、卷首詳載太平記作者、其說或有所傳來矣、然不詳所出、書中多杜撰臆度、不足爲確據、因不贅于此、といへり、大全の説とは理盡鈔を引ききたる説なり、水戸の學説も理盡鈔を信ぜざりしこと知るべし。

洞院公定公日次記に、應安七年(南朝の文中三年)五月三日、戊辰、傳聞、去廿八九日之間、小島法師圓寂云々、是近日翫天下太平記作者也、凡雖爲卑賤之器、有名匠聞、可謂無念とあるを證として、小島法師といへるを、太平記の著者とする説出でたり、此の説は蓋修史局の發見にて、重野成齋博士始めて學士會院にて演説し、次に菅政友氏史學雜誌第三號に、その説を載せて、太平記の作者は古來さまざまにいひ傳へたれども、この日記に斯々あるこそ當時の人の筆記なれば、疑なき實説なりとあり、又星野博士は、この小島法師は兒島高德の出家したるならんとの説を持せらる、由なれども、その詳説は未見及ばず、法師の名の上に氏をつけて呼ぶこと例少く、その傳記も詳ならぬにや、且此の書は一人一時に成りしにあらず、數人して書き續きたりとみゆれば、小島法師はその中の一人か、今川了俊の難太平記に、此記の作者は宮方深重の者なりとあり、南朝に縁ある人の義なれども、その名を言はず、記中に叡山の事の最委しきによれば、恐くは山法師などにてあるべし、とにかくにこの著者の事は尙研究を要すべし。

三、事實

因にいふ、洞院公定公は、洞院太政大臣公賢公の孫、内大臣實夏公の子にて、この日次記は公が三十五歳の時の記文なり。

此の記は、花園院の文保二年二月より、後光嚴院の貞治六年十二月まで、凡五十年間の事を記す、流布本は本文四十卷、劔卷一卷を附して、凡て四十一卷なり、本文四十卷の數は諸本皆かはりなれども、劔卷を卷首に附することは、古本になき所なり、參考本凡例曰、凡印本今行于世者、首有劔卷、活字古本及九部異本並無、嘗於南都得劔卷舊本、題云平家物語劔卷、蓋劔卷元當附平家物語、而近來誤附太平記耳、故既附平家物語而不載于此、今もこれに従へり。

さて記事の眞僞について、古く批評せしものは難太平記なり、今川了俊の著す所なれば、相去ること遠からざる時にあり、且その評も要を得たるものなり、羣書類從中に収めて刊行しあれども、此にその要を摘みて抄出せん。

此太平記書あやまりも空こともおほきにや、昔等持寺にて法勝寺の惠珍上人、此記を先づ三十餘卷持參し給ひて、錦小路殿足利直義の御目にかけられしを、玄惠法印によませられしに、おほく惡ことも誤も有しかば、仰に云、是は且見及ぶ中にも、以の外ちがいめおほし、追て書入又切出すべき事等有、其程不可、有外聞之由仰有し、後に中絶

也、近代重て書續けり、次でに入筆共を多所望してか、せければ、人高名數をしらず
書り、さるから随分高名の人々も、且勢そろへ斗に書入たるもあり、一向畧したるも
有にや、今は御代重行て、此三四十年以來の事だも無跡形事ども、任雅意て申めれば、
哀々其代の老者共在世に、此記の御用捨あれかしと存也、平家は多分後徳のたしか
なるにて書たるなれども、それだにもかくちがひめありとかや、まして此記は十が
八九はつくり事にや、大かたはちがふべからず、人々の高名などの偽りおほかるべ
し、まさしく錦小路殿の御前にて、玄惠法印讀て其代の事ども、むねとかの法勝寺上
人の見聞給ひしだに、如此惡言有しかば、唯をさへて難し申にあらず、
とあり、此の記をよむものの心得べき事なり、難太平記以後に於ては、參考本の凡例に、
一書本末矛盾不少、如平貞直治時等、始書死于鎌倉、重書誅於阿彌陀峯之類是也とて、本
文の間一一諸實錄を引證したれば、事實を研究せんとは、參考本は必見るべきもの
なり、されど引證の書はなほ少く、今より見れば疎漏もなきにあらざるは亦心得おく
べし、近時の諸家の説は、精細に論辨したるもあれど、一一こゝに擧げんは煩はしけれ
ば、左に題目を出たして檢討に便せん、

太平記の謬妄遺漏多き事を辯す(菅政友)

史學會雜誌第三號四號

太平記は史學に益なし(久米邦武)

同第十七、十八、二十、廿一、廿二
の諸號にわたる

此の兩説、この記の非を擧げて餘力を遣さず、よりて又反對説を立てしものもありき、
太平記は勅撰の書なりとするも不可無きもの、如し(宮地嚴夫)

右の説は理盡抄によりて立てたるものにて、前説を駁せんと試みたるものなるべし、
明治會叢誌第三十七號

太平記は小説家の作にあらざるの説(内藤燦聚)

文第一卷第二十一號

内藤燦聚君の太平記云々の説を辨す(星野恒)

同第一卷第二十四號

讀太平記非小説説(學山外史)

同第一卷第廿五號及同第二卷第四號

以上の諸説も、事實考證の上には一讀することを要す、

四、異本

此注釋は、普通流布の板本を本としたれども、古寫本共には、文段の長短文句の異同等
甚多く、參考太平記にはそれらの古本數多を集めて、比較對照したれば、その異同を知
らんには、參考本によるべし、たゞし必要なりと認めし所々は、それを引證して注釋に
載せたるもあり、參考本に引きたる古本は左の如し、

今出川本 島津家本 南都本 今川本(北條早雲の本にて訂すといふ)

毛利家本(中納言毛利輝元の藏本) 北條本(北條氏康の藏本) 金勝院本

西源院本 天正本

この外にも神田孝平君所藏の古寫本は、豊臣太閤の舊藏本といへるものにて、文段の異同ことに甚しといふ、重野博士の太平記の古寫本と題せる説、史學雜誌第十編の第一號に出でたり、就きて見るべし、

五、板本及注本

太平記の行はれしにつれて、刻本も注釋末書も甚多し、岡本保孝氏の隨筆難波江に載する所の書目左の如し、

寛永板片假名 貞享板片假名 活字本片假名 同平假名小本 横本
平假名本 等なり

大全五十卷 評判四十卷 理盡抄四十卷 賢愚抄二卷 系圖三卷

音義二卷 參考四十卷 無極抄五十二卷 年表四卷 劔卷一卷

綱目六十卷 頭書四十一卷 難太平記二卷

右孰も印本也、孝所藏本刊本なれども、開雕の年月姓氏なし、半面十二行眞片假名字なり、毎行字數定まらず、廿三四字位なり、昌平學なるは、平假名半面十一行、開雕の年月なし、卷末に筆者里兵衛とあるのみなり、繪あり、慶長七年了庵初刻太平記、神祖嘉之、孝云、是本にや未見、とあり、

又内閣文庫圖書目錄には、左の如く見えたり、

太平記大全四十卷劔卷一卷 萬治二年刊

五十冊

大平記綱目六十卷刊本 原友軒撰

六十冊

太平記綱要參考四十卷寫本 下田師古校

一冊

太平記年表四卷 元祿四年刊 源貞頼撰

三冊

太平記理盡抄十卷 明暦二年寫本

八冊

太平記評判祕傳理盡抄四十卷 恩地左近太郎聞書一卷 寛文十年刊

寛文十年刊

今川頼貞傳

三十五冊

太平記評判祕私要理盡無極抄四十五卷刊本 和田助則編

四十五冊

太平記抄四十卷、音義二卷 古活字版

十冊

太平記賢愚抄四十卷 慶長十二年活字版 釋乾三撰

二冊

太平記補闕二卷、寫本 林恕編

一冊

太平記圖經五卷 明暦二年刊

五冊

太平記演義五卷 享保四年刊 岡島璞撰

五冊

以上の内にて、多少参考となるべき注本を舉げんに、

○太平記賢愚抄二卷刊本

(跋云)天文十有二龍集癸卯冬十一月上旬

江州住侶乾三作之

慶長十有二丁末曆仲夏如意珠日

於醫德堂以乾三正本刊行

○太平記音義二卷(古活字本)

序跋なし、作者も詳ならず、解も字の音と熟語の意味とにすぎず、

○太平記鈔四十卷十冊(同上)

序跋なく、作者の名も記さず、されど其の第三十一卷「圖靜堅固」の條に、「去ル天文二十年ガ第二千五百年ニアタレリ、夫ヨリ己來タ慶長十五年マデハ五十九年に成ルナリ」の文によるに、慶長十五年の作と知らる、用語もその比の語氣なり、賢愚抄とほぼ同種ながら、彼は疎是は密にして、解釋も甚委し、後の大全綱目等の取るべき所は、たゞこの抄の文を引ける所のみに過ぎざるにても、この書の貴ふべきを知る、但し解釋の重なる所は、漢土の故事、佛典の出所等にありて、國語及び軍器等の事については、注する所なし、こは時代の然らしむ所、據なきこと、いふべし、要するに従來の諸注釋中の白眉といふべし、刊本は甚希なれども、大全綱目等に引けるものによりて見ることを得ん、

○太平記大全四十卷

○同 綱目六十卷

以上は本文の各段の次に、鈔、評判、傳記を並記したるものにて、大卷なれども、鈔の所

の外は要なし、評判の如きは、迂拙の愚論のみ、文の上にも、史實の上にも、寓目の價直なきものと知るべし、大全には段の末毎に繪を挿みたるも、故實を考ふる資とはならず、但し綱目に鈔の追補をなしたる所は採るに足る、

○參考太平記首卷共四十一冊

水戸の儒士今井弘濟内藤貞顯二氏が、光國卿の命を以て校定編纂せし所、事實の眞僞異同を考ふるには便多し、言語の注釋にはかひなきものなり、元祿四年刊行す、

六、註釋体例

前記の注本數種ありといへども、抄の外は用あるものなく、抄は本少き上に、今より見れば誤謬も不足も甚多きが故に、本會は同志相集會して舊注の要を採り、新解をも加へて、此に此の書をなせり、此の注を書き始めたるは明治三十一年四月にして、稿を脱せしはその翌年五月の比なり、其間萩野由之先生の示教を得て、始めて一書を成すことを得たるは、會員同志の感謝を表する所なり、

此の書初めは標注にすべき考なりし故に、注文も成るべく簡短を主としたるが、後に讀者の便をはかりて、別冊にものして、他の板本等の本文と對讀するに資あらしむ、一事再出のものは、初に注して後には略する例なりしが、時には前後重出するもあり、繁簡錯出もまたなきにあらず、よりて索引を付して搜出に便にす、

太平記註釋索引

あ

朝餉の供御	上 一〇	阿逸多	上 二四六	足柄山	上 四三	青總	上 一四七
朝政	上 一二	足手もなゆる	上 一六〇	青女房	上 四四	愛染	上 一一三
總角の御時	上 一四	赤井	上 一二七	厚總	上 一〇七	扇の谷	上 一六八
淺香山	上 一三	足もなえ	上 四九	荒人神	上 一〇二	青海波	上 七五
荒海の障子	上 一三	行脚	上 二一八	網代の興	上 六六	行在	上 七九
阿鼻大城	上 一〇四	秋篠	上 一〇四	白地	上 七三	油錠	上 九〇
安堵を賜り	上 一〇四	尼崎	上 一〇三	秋津島	上 一五六	足たゆめは	上 四七
あらまされて	上 一八三	籬	上 一六八	相坂	上 三七	阿波の鳴渡	上 一七九
阿耨多羅三藐	上 一八三	あまの面の羽	上 二一六	明石の浦	上 三〇	阿耨多羅	上 三〇
三菩提	上 三〇	厚總の鞆の燃	上 一四〇	足利又太郎	上 一八	阿彌陀	下 七
東路の云々	上 七六	立計なる	上 二五二	秋の夜の云々	上 七八	阿佐原八郎爲頼	下 一六
總角着の金物	上 二四九	あてやかに臈し	上 六二	あこがれ	上 七六	洗革の大鎧	下 一九
赤坂城	上 六九	遊ばし候	上 六二	逢に替へんと歎	上 一八〇	淺原峠	下 六
愛知川	上 一五一	明障子	上 四七	芥河	上 二五〇	安倍貞任宗任	下 一六
青侍	上 四九	有王山	上 六六	阿曾彈正少弼	上 一〇六	仰木	下 二二
在原中將云々	上 一九二	あひ物	上 一二二	嵐の山	上 三七	總角付の板	下 二二
		赤松二郎入道	上 二一九	阿彌陀峯	上 一八三	阿曾宮	下 三二
		圓心	上 二一九	赤間が關	上 一七九	惡右衛門督信頼	下 一六

有明の強顔影	下四五	足利左兵衛督	下一四一	青鈍	下一三六	一封朝奏九重	上二〇
逢坂の關の岩	下八八	の北方	下一二六	淡路廢帝	下一七六	天云々	上二一
かこ	下八八	足利左馬頭	下一七八	安部野	下一五二	生きんする	上二二
秋冬の馬料	下一〇一	惡王ながら	下一八五	あら見られずの	下二八三	一樹の蔭にや	上二二
遇雲の曲	上三〇	荒血山	下一八五	延喜式や	下二四三	ごり云々	上五〇
白馬節會	下七一	天瓊鉾	下一四五	足をためさせず	下二四五	石を抱きて淵	上二一
淺津の橋	下六七	淺茅色付	下一八五	下火	下二五四	に入る	上二一
縣守	下五一	關伽井	下二〇二	あらまほしき天	下二六六	いしくも宣ひ	上一四一
阿防羅刹	下六九	近江の四十九院	下二二〇	天兒屋根	下三二三	けり	上一二〇
雨夜の物語	下八八	暗證之朋黨	下一三三	朝氣の煙	下二五二	今張	上一二〇
あやめも不 _レ 知戀下	下七九	阿房宮	下一八七	安祿山	下三〇一	一字三體云々	上一二八
あひの鞭	下九〇	總角附	下二二六	愛染明王	下二五四	一夜の松	上一〇一
荒世の御贖物	下一一三	相嘗祭	下一一七	兄せうと	下三〇一	いけづき	上六四
を奏す	下一一三	愛宕	下一七六	阿都部の磯良	下三二七	一心稱名	上七一
淺香の沼	下七九	あやめ笠	下一五四	綾織	下三二八	一類の名を揚	上一五一
安濃が浦に引網	下一八一	足輕の射手	下一五五	い、あ		ぐる身	
あらまされた	下六七	足纏	下二九	般紂收 _二 牧野 _一	上二	一面目に備へん	上一五一
る言	下六七	跡見赤橋	下二〇三	異賊	上七	居長高	上四六
晏駕	下七五	雷交	下一八六	懿公	上八	池田	上三九
小豆島	下八七	天の岩戸	下一四七	一實圓頓	上一四	いか物作の太刀	上三九
鳴呼堅子不 _レ 地 _二 俱計 _一	下二〇五	喜哉	下一四六			いふせき	上三九

芋洗	上二四五	石の鳥居	上一〇九	一所懸命の地	上一七二	石灰の壇	上七七
生駒の嶽	上一〇四	一期	上一六五	一念五百生 _二 繫 _一	上一八〇	入間河	上一五七
一乗寺	上九二	鵲蚌之弊	上一二七	念無量劫	上一八〇	沃懸地の鞍	上一八八
性を殺し血を	上一三八	一言芳恩	上一五九	般の湯夏臺に	上六六	一定	上一〇〇
斃て	上一三八	韋駄天	上一三七	因はれ	上一八四	伊吹山	上一五一
いろひ	上二七	一唱三歎	上一二一	命ならぬに	上一八四	恁麼の事	上一六九
犬笠懸	上一三四	一鉢	上三三	一人出給ふ事	上二九	岩松禪師頼有	上二二二
飯盛山	上一〇三	射向の袖	上五四	云々	上二九	歛唇	下八四
一業所感	上一五九	いらで	上七三	伊豆の府	上二三三	忌火の御飯を	下一二二
稻瀬河	上一六三	生の松	上二〇〇	いちびは _二 き _一	上一二六	供す	下一二二
般紂王	上八五	薨破ては	上二九	稻村崎	上一六二	一實無相の開顯	下四九
色めける氣色	上一二五	いかけちの鞍	上一二六	今河修理亮	上二三二	一腹一生の弟	下二二
一行阿闍梨	上三五	いふかひなげ	上六五	油然	上二〇八	一夏敷揚	下二六
市野邊山	上六一	なる云々	上七〇	一跡二跡	上一八九	班鳩の宿	下四
筏の舫	上二三八	いため皮	上七〇	鼠狼	上九〇	山田石川	下一四
賤服 _二 貴服 _一 云々	上二〇三	岩切り通す吉	上一〇〇	齋淪	上一四四	猪の目透した	下二〇
硫黄島	上四五	野河	上一〇〇	いやに	上六三	る銀	下二〇
射すくめ	上九九	一陣風	上四七	一子出家	上一二八	一印二明	下三九
夷吾	上一二〇	院の庄	上一八一	醫陰兩道	上一七六	一色一番の花	下二三
射しらまかされ	上一二五	醫王山王	上一五七	印可	上二〇四	井上皇后	下一五
		伊尹	上一九四	印南野	上七九	不 _レ 言不 _レ 笑	下四五

伊豫親王	下 一五	猶子	上 一九	妹子大臣	下 二〇三	泉殿	下 一六一
一念悪を發せ	下 五四	いらで申ける	下 一六六	今川五郎	下 一五三	冢の子	下 一八
は云々	下 九六	今比叡山	下 一九八	糸毛の鎧	下 一三五	岩根手力雄尊	下 一四七
いしかりし(歌)	下 六九	犬神人	下 一七九	陰に設け陽に	下 一五五	韋偃	下 一二二
一日經を書き	下 六四	一人天下に横	下 一七一	備ふ	下 一五五	磐くす船	下 一四六
石を枕にし云々	下 六四	行する	下 一七一	一輩	下 一三七	一枕の中に天仙	下 三一九
院の尊勝陀羅尼	下 一〇二	射向の袖に、	下 三五	犬居	下 一五五	茨宮	下 二五〇
一翳在眼	下 九三	さしたる金作	下 三五	未其例を聞かす	下 二三三	渭水の土橋	下 三二七
一壺の浪に漂	下 七六	の太刀云々	下 二二八	今川心省	下 二二六	和泉	下 三二七
井出の山吹	下 八〇	伊祇代	下 二二八	伊勢例幣	下 二〇〇	五十鈴川	下 二八八
射すゑられて	下 八二	射しちまされて	下 二二九	井原石龜	下 二〇〇	一人寄手の方	下 二八五
醫王	下 七四	壁草	下 一八六	何様天氣なら	下 一九〇	へ返忠	下 二八五
石清水臨時祭	下 一〇五	今小路良冬	下 二一六	では	下 一九〇	一乘讀讀	下 二七二
彌帆	下 六八	一瓣の香	下 二一六	緋石爲金	下 二二四	因位	下 二九九
率川祭	下 一〇四	井上皇后	下 一三七	石濱	下 二二六	一立	下 二五九
位祿	下 一〇四	有司	下 二〇〇	毬	下 一九三	伊勢入道	下 二九三
有職の家	上 一〇五	遊行	上 一五三	逸物	下 二〇一	一人の貧者あり	下 二七三
遊君	上 二三	一生補處菩薩	下 二二九	班鳩宮	下 一九一	鵲蚌相持	下 二七九
幽陵	下 九四	一陽分れて後	下 一四〇	威儀	下 一六六	尉繚	下 三一四
猶溪	下 二七	石堂頼直	下 一七九	般々	下 一四九	伊勢海	下 三三九
油幕	下 一八			石川河原	下 一五八		

う

宇治	上 六	上差の鐙	上 一七七	馬副四人か千	上 二二七	上差の流鐙矢	下 九
鳥羽沙摩	上 一七	宇治川の先陣	上 六四	冠に	上 五五	有漏の身	下 三九
馬鳴塞帷鬼神	上 二〇七	鳥鵲橋	上 二六	上卷	上 四一	初冠	下 四四
去閉口	上 一六二	うつろう色を	上 二五二	宇都の山	上 四三	鱗をかつぎて	下 九二
内海外海	上 一六二	悲む	上 二五二	雲南	上 九九	優曇花	下 六七
梅壺	上 一九一	打出の宿	上 五九	馬の諸膝	上 五八	梅が香を櫻が	下 八〇
鶉の床	上 九二	打たせたる	上 一八二	鳥江	上 二九	色に	下 一〇〇
不歸馬子花	上 二〇二	宇治の橋姫	上 五五	牛飼	上 二八	卯日の御杖	下 九三
山陽云々	上 二〇二	内冑	下 一五五	上童	上 一〇〇	牛の頭	下 一〇七
うねの野	上 三七	雨師	上 二七三	打出の濱	上 三三	空穗	下 七二
海原や云々	上 七四	上臥	上 二二四	鳥獲	上 二四五	打ひた、けて	下 八八
内野	上 一四七	うて、	上 二二四	上様	上 二二一	午の尅より酉	下 二二八
浮島が原	上 四二	宇多津	上 二二〇	上様	上 一八九	の尅	下 二二八
浦の濱ゆふ	上 一五四	宇多、内郡	上 二二六	海津	下 一八四	上なき思ひに	上 四二
優婆塞宮	上 九四	温明殿	上 一八	宇合	下 三三	ト部兼前	下 一三九
運の通塞云々	上 二五二	馬の三頭	上 二二一	宇治悪左府	下 一六	孟蘭盆	下 一五
馬の頭を雁行	上 七二	打上げ	上 二四七	うちはの旗	下 三〇	麻侍	下 二一四
に連ねて云々	上 二三五	打物は云々	上 一六五	右大臣豊成	下 一五	羽林	下 一九九
		羽書	上 九四	薄金といふ甲	下 一一	海漫々として	下 一七〇
			上 一七五	上帶	下 三一	邊なし	下 一七〇

鳥江の亭の長	下 一九七	慧命	上 一五	鳥帽子子	上 一六三	江守	下 一八六
有待の身	下 一五四	永劫	上 七〇	圓寂	上 七四	幼帝	下 三三三
馬廻	下 二二四	越王勾踐	上 八一	繪合	下 四四	幼々	下 六六
裏築地忠季	下 二二六	越王十一年	上 八二	圓頓	下 二四	延喜帝	上 一九七
魚の水を得	下 一五七	圓觀上人	上 三二	江美押勝	下 一五	天々	下 三〇一
馬さくりの水	下 二〇七	延喜	上 九	圓通大士	下 六	轅門	下 二七一
馬篋	上 八二	ゑつば	上 一五三	圓丘	下 七六	わ、を	
浮雲の富貴	下 一八一	衛の懿公の臣	上 八一	妖孽	上 一三一		
打刀	下 二〇八	弘演	上 一四四	煙亭	下 一三四		
卜部兼豊	下 一四一	鹽州受降城	上 一八九	越後中太義仲	下 二〇五		
薄檜皮	下 一八六	郭曲	上 二八	を諫む	下 一二二	老懸	上 二一五
笛吹峠	下 二二六	轅門	上 九二	煙障	下 一七一	大眉に云々	上 五五
打鯨に金作の	下 三三六	榎島	上 二〇四	幼稚の若御	下 一三六	尾を隔てたる道	上 一六
太刀	下 二六五	惠遠法師	上 一三六	蕤道	下 一九五	奥津	上 四二
馬をあをりける	下 二四八	延朗上人	上 二四	燕將威茶	下 一八九	而二三町なる筏	上 二三八
瓜切	下 二四〇	胡録	上 二四	えいや聲云々	下 一二二	大友夜須麻呂	上 二四三
饗陶	下 二四〇	越王會稽に降	上 六六	燕王	下 一六九	小屋野の宿の西	上 一二六
天桃	上 一二	鹽梅の臣	上 一九六	縁書	下 一七一	大幕打ち揚げ	上 一三
に、を		せし	上 六六	慧崇	下 一二二	をめて	上 二五
		大井河	上 四〇	小野道風	上 一九五	大龜を焼きて	上 五一
		おりたつ田子	上 七六	御諱の字を下	上 二二四	た、を	
		云々	上 四二	されて云々	上 二二四		
大内山	上 二〇六	折鳥帽子	上 五二	大原野	上 一三〇		
折る人つらし	上 一九九	御撫物	上 一〇一	媚奥求寵	上 一八九		
老松の明神	上 一〇〇	大口	上 五五	棄恩入無爲	上 二一八	おきろに大早り	下 五八
大藏谷	上 一五四	御開	上 二五一	思圖に	下 一八	起きもせず云々	下 六七
大立擧の膳當	上 一三三	温故知新	上 一九七	鬼切	下 三二	御静まる程	下 九五
各相構へて	上 九九	大荒目鎧	上 二四八	乙丸	下 六六	御後に被り打	下 九六
大磯小磯	上 四三	面棍	上 一二二	小里丸	下 五二	以三不教之民戰下	下 八七
遠流	上 三五	追物射	上 一二九	鬼を一車に載	下 四六	大神祭	下 一〇七
大童	上 一七〇	屋形	上 一二二	す云々	下 四六	折らば落ち	下 三七
小鹿の角云々	上 八五	老蘇森	上 三八	大友眞鳥	下 四一	ぬべき萩の	下 六七
小原	上 九八	追ひてばし	上 一五八	碗飯	下 四一	露云々	下 六七
隱形の咒	上 九三	大中黒の矢	上 一〇八	大友皇子	下 一四	大牲の祭	下 七七
小野篁	上 七四	應作	上 九五	大山王子	下 一四	大祓	下 一三
乙護法	上 七四	小鹽山	上 一三〇	大友皇子	下 一三	大原野祭	下 一〇四
落さじ	上 二二	笈	上 九三	鳴咽	下 一五	御佛名	下 一一九
小野小町	上 二五二	追分	上 一三六	謳歌の説	下 三八	大友戸次	下 一三四
		岡邊	上 四一			御唇奏	下 一八
						御髪上	下 二二〇

音與政通	上 二二二	大井河	上 四〇	小野道風	上 一九五	凡國有難君	下 八七
大江山	上 一四一	おりたつ田子	上 七六	御諱の字を下	上 二二四	避正殿	下 八七
表の衣	上 二〇一	云々	上 四二	されて云々	上 二二四	おきろに大早り	下 五八
大手	上 二五	折鳥帽子	上 五二	大原野	上 一三〇	起きもせず云々	下 六七
大内山	上 二〇六	御撫物	上 一〇一	媚奥求寵	上 一八九	御静まる程	下 九五
折る人つらし	上 一九九	大口	上 五五	棄恩入無爲	上 二一八	御後に被り打	下 九六
老松の明神	上 一〇〇	御開	上 二五一	思圖に	下 一八	以三不教之民戰下	下 八七
大藏谷	上 一五四	温故知新	上 一九七	鬼切	下 三二	大神祭	下 一〇七
大立擧の膳當	上 一三三	大荒目鎧	上 二四八	乙丸	下 六六	小濱	下 三七
各相構へて	上 九九	面棍	上 一二二	小里丸	下 五二	折らば落ち	下 三七
大磯小磯	上 四三	追物射	上 一二九	鬼を一車に載	下 四六	ぬべき萩の	下 六七
遠流	上 三五	屋形	上 一二二	す云々	下 四六	露云々	下 六七
大童	上 一七〇	老蘇森	上 三八	大友眞鳥	下 四一	大牲の祭	下 七七
小鹿の角云々	上 八五	追ひてばし	上 一五八	碗飯	下 四一	大祓	下 一三
小原	上 九八	大中黒の矢	上 一〇八	大友皇子	下 一四	大原野祭	下 一〇四
隱形の咒	上 九三	應作	上 九五	大山王子	下 一四	御佛名	下 一一九
小野篁	上 七四	小鹽山	上 一三〇	大友皇子	下 一三	大友戸次	下 一三四
乙護法	上 七四	笈	上 九三	鳴咽	下 一五	御唇奏	下 一八
落さじ	上 二二	追分	上 一三六	謳歌の説	下 三八	御髪上	下 二二〇
小野小町	上 二五二	岡邊	上 四一				

思ひざし	下二〇四	應和	下二七二	甘寧錦繡	上一九九	片筋かいに云々	上一五四
大友の宮	下一五八	大殿籠	下三〇二	加治	上一二〇	干戈威揚	上一七六
思ふ事など問ふ人(歌)	下一四四	弟の象	下二四〇	冑の鉢	上五四	刀加へに	上一五〇
鳴呼	下一一九	おもとひと	下三〇一	形見とや見ん	上七六	金物繁く打ち	上一四〇
尾崎	下一五五	鬼丸と名づく	下二四一	柿の衣のつゆ	上四八	笠置の石室	上五三
大祓	下一二〇	大田文	下二八一	かちだち	上五四	梶原平三が二	上六四
大炊御門家信	下一二六	か		看督長	上一二五	度のかけは	
隠岐院	下一二一	夏築走南巢	上一	片引雨の笠符	上一三五	漢楚の鴻門に	上一四
陰陽寮	下一七三	餓拳	上一〇	葛城峰	上一一八	會せし時	
大忌風神	下一一七	諫鼓	上一一	香象	上一三三	漢楚八箇年の戦	上一六一
小野の山	下一八三	冊れて	上一二	冑の星	上一六一	龜山殿の行幸	上四〇
おのころ島	下一四六	神崎	上一二五〇	蚌其敷を知らす云々	上八四	鎌倉	上四三
大歌始	下一一八	絳樹	上一二五	形見こそ歌	上一二二	僧老の契	上一八四
折敷	下一五三	高祖大師云々	上一四	糧を捨て舟を沈る謀	上一四五	河島	上一三〇
各自受法樂	下一二二	同忠	上一二	冑の眞額	上一二四	駕輿丁	上一五二
御荒増の末通りて	下一三八	漢の文帝の時云々	上一二四	葛西	上一三九	かいそへの侍	上一二四
應徳永長の二會	下一三五	漢高祖と楚項羽と戦ふ事	上一四七	刀	上一六五	河尻	上一三〇
治まれる代の音	下一三四			片小手	上一〇八	かづき裏り	上一〇〇
己を尅め禮に復す	下一六六					勝手神明	上一一三
						開結の二經	上一七四

行死	上三六	介借	上七九	形祖木	上二〇五	餉	上四〇
方違	上一七一	搦手	上一二五	刀の鋒	上一二二	傲問	上三五
膠漆	上一八三	高野大師	上一九五	笠置	上一五九	狩俣	上一〇六
桂を折り	上一九六	江南の橘云々	上一二〇七	笠置城	上一六八	賈島浪仙	上一八八
學窓に螢を聚めて	上一九七	搦手に廻る	上一三五	甲斐信濃の源氏	上一〇七	唐櫃	上一九二
かなさい棒	上一三三	郊原	上一九一	充龍の悔	上一七八	かはゆき目	上一四七
金磁頭	上一六二	咸陽宮	上一九〇	勘文	上一五一	伐柯其規不遠	上一八六
漢の三將	上一六九	春日山	上一二九	黄河	上一五二	金貝	上一〇八
河原の御襖	上一八八	菅少將	上一九六	阿貴	上一三二	金岡	上一九五
唐崎の松	上一五三	桂河	上一二七	岸破	上一五四	笠懸野	上一五五
かさより落し懸て	上一四七	笠符	上一三五	賈誼	上一九五	居陰折枝云々	上一二〇
歌唄頌徳	上一三〇	かは	上一五五	隔生則忘	上一八〇	行學	上一三一
兜の菱縫の板	上一三四	戒定慧の三學	上一三五	甲の天返	上一七〇	行事の辨別當	上一二八
唐絲の手繩	上一二六	片野	上一三六	韓信	上一二五	漱漢魏芳潤	上一九六
項王	上一八三	かさにと取上て	上一一四	鏡の山	上一三八	行路難	上一七九
項羽が驪	上一二二	形の如く	上一五〇	川淀	上一二二	續續	上一〇七
唐輪	上一五五	河伯	上一三七	河越	上一五九	露皮之耻	上一八九
巧言令色	上一二〇	笠驗	上一二六	行藏	上一〇九	江相公	上一九三
梶をたえ	上一九四	遐壤遠境	上一〇四	神原	上一四二	江都が勁捷	上一三一
		高山寺	上一三六	かくばり云々	上一三七	かし鳥威の鎧	下一五三

上を犯さんど	下	二	懸もはづさぬ車	下	九六	隠れたる氣色	下	一九〇	定考	下	一一六
好み云々	下	一九	神衣祭	下	一一〇	嘉元の例	下	一二三	汗馬	下	二〇一
かづき寄せ	下	七	懸狩	下	八二	蹴り牆之人	下	一二四	韓宣子	下	一六九
賀古川	下	三三	孝景	下	七七	香の衣	下	一四一	甲斐の黒駒	下	二〇三
顔子が一瓢	下	三三	鴈塔	下	七二	歸る山	下	一八五	梶井宮ばかり	下	二三三
覺鑲	下	三九	開元	下	三六	賀茂臨時祭	下	一一八	をぞ云々	下	二七四
風高月明	下	二	神路山	下	七五	樂已に徹せん	下	一九三	刀玉	下	一七四
かひしのぎの	下	一〇	被馬	下	一〇九	廣義門院	下	二二二	唐門	下	一六〇
太刀	下	一〇	梶馬	下	八六	蓋を捧げ	下	一五〇	夏侯嬰	下	一九三
高祖大師	下	四〇	梶盃舟	下	九二	上野親王	下	二二七	覺一檢校	下	七九
かけ鳥にぞ射	下	一〇	金鉸にて焼碎	下	九二	神日本磐余彦尊	下	二三三	江湖の龍象	下	一三七
たりける	下	二八	春日祭	下	一〇三	香廬峯の雪	下	一八三	餓鬼道	下	二二四
唐居敷	下	二八	金胴	下	三五	遐邇	下	一三三	伽毗羅會	下	一三八
漢李夫人	下	四四	賀茂祭	下	一〇九	枯葉の風	下	一六一	喝食	下	一七二
迦葉佛	下	四八	海底の魚腹に葬	下	九〇	觀應元年の院宣	下	一九〇	神戸	下	一四三
皆紅の扇	下	四七	喝食	下	一二七	賀名生	下	一五八	坂下の城	下	一九七
紅蓮大紅蓮	下	三四	翰鳥の綴を出で	下	二〇〇	かぞいろはの歌	下	一四六	伽陀	下	一三八
香椎宮	下	二	河圖を得	下	一五〇	梶井二品親王	下	二二一	佳摸	下	一七八
唐皮	下	七	邯鄲の旅亭	下	一五一	鴨の紵の神殿	下	二二二	葛城	下	一四七
好堅樹	下	四	漢の三傑	下	一六五	環丘申陽	下	一九五	肩の骨	下	一四七
蚊を殺すには	下	五八	か、くりつきて	下	二三一				項莊	下	一九三
其馬をうたす	下	五八									

勝手の宮	下	一五八	かいがね	下	二六五	魏徴	上	一九三	玉樹三女の序	上	二二一
春日の社	下	一四五	賈似道	下	三一四	桐壺	下	二九八	清見瀉	上	四一
香久山	下	一四七	隔三河濱	下	二四〇	義真和尚	上	一九一	北方	上	四九
神嘗祭	下	一一七	き			九卿	上	二八	曲祿	上	一六六
雁齒	下	三一八	記録所	上	一〇	行啓	上	五二	澆季	上	二七
唐櫃越	下	二七九	金雞障	上	一一	蓬し	上	一六四	玉宸	上	五九
高良明神	下	三八	詭莉	上	一六	九泉	上	八三	九乳の梟鐘	下	一三〇
かごと	下	八八	橘裏に山川を	上	一九	曲浦	上	九四	強仕	上	七四
學海智水を涌	下	三四〇	峙つ	上	一九	九天	上	一〇	麒麟出	上	二一三
し云々	下	二五五	見義不爲無勇上	上	八一	魚山の嵐	上	三〇	銀面雲珠	上	一四三
鑑翁	下	二六六	切目の王子	上	九四	紀貫之	上	三三	許由	上	八九
漢の高祖	下	二四九	窮鼠却嚙猫	上	八三	きたなびれて	上	一九九	金谷園	上	一四八
唐橋やの歌	下	二五二	北の門	上	一四八	消えかゝる云々	上	四九	黃瓦毛の馬	上	一四〇
雅意	下	二八九	九國二島	上	一七九	九州の探題	上	一七九	北政所	上	一四二
かぶき	下	二八三	君視臣如土	上	四五	九牛が一毛	上	二四八	紀信	上	九七
覺譽法親王	下	二七三	芥云々	上	四六	北山の岩藏	上	二一七	紀信高祖の眞	上	一一四
高山寺城	下	三三六	漁陽の鼙鼓	上	一六〇	魚鱗	上	六九	似をして云々	上	一一四
剛縁	下	二八三	乞巧奠	上	二六	菊川	上	四〇	魚麗	上	二二六
項梁	下	二九九				玉趾	上	八六	木津河	上	六一
柿本	下	三三九				魏豹	上	九七	金峰山	上	一一二

以魚肉非云々	上二四五	清原家衡武衛	下	一六	御體の御占	下	一一二	季御讀經	下	一一六
九五の帝位	上七八	金雞三唱	下	三六	窮鳥の翅	下	七〇	喜見城宮	下	一一五
金鼠之咀	上二四六	叫喚大叫喚	下	三四	九霄	下	七〇	義帝柱國共敖	下	一九五
麴塵の筒丸	上五五	咎犯之所耻也	下	二四	巨川之濟涉	下	二四	逆修	下	一五四
行者	上四八	清見原の天皇	下	三八	鋒き上り	上	五五	急斷葛藤	下	一二五
金馬	上七八	菊水の刀	下	一七八	九夷	下	一一一	北野祭	下	一一五
北の藤波云々	上二九	鬼門	下	一七	木目荒血	下	二二	吉凶は糺へる	下	二〇〇
木曾殿	上二三八	木目峠	下	二二	牛頭梅檀	下	一三八	繩の如し	下	一七三
紀清兩黨	上二一九	雲母坂	下	一八	金口相承	下	一三二	清水寺	下	一七八
爲君一日恩云々	上七六	舊業	下	三八	絹三幅を長さ	下	二〇二	季桓子	下	一六二
事君之禮云々	上八八	几帳	下	四五	五尺に縫合せ	下	二〇二	魏の禰衡	下	一七九
禁門	上二七五	驅金牛開路	下	六一	祇園神幸	下	一七五	義旗	下	一七八
紀傳明法	上二八九	金谷の花	下	八三	行基菩薩	下	一三七	銀のつく	下	一八八
起請文	上九七	耆婆	下	七四	窮子他國より歸	下	一九八	北畠准后禪閣	下	一九二
君雖不君云々	上四五	玉顔寂寞淚欄干	下	八〇	魏王豹	下	一九五	九回の思	下	一八三
曲沃	上二	曲阜	下	七一	金吾四隊に列	下	一二〇	義之	下	一四五
錦繡	上二二	祇園祭	下	一三	吉備津宮	下	七	銀の磨着の膳當	下	一〇八
強秦	上五八	魏徵	下	六八	りて云々	下	一二〇	久壽	下	一八七
求聞持の法	下三九	曲水	下	七〇	菊亭公直	下	二一六	きせなが	下	一三〇
木曾冠者義仲	下一六	器用	下	八二	切死	下	一五七	九泉の寶玉	下	一九三
								玉晨君	下	一二九

魏の畢萬	下二六九	銀漢	下	二八四	草摺	上	二五	公方	上	一六六
岸の額なる草根	下二六四	許由	下	二四〇	鞍壺	上	一五六	具足して	上	七六
龜頂塔	下二二二	木鞘卷の刀	下	二八三	寰中	上	二二二	火羅國	上	三五
爲君薰衣裳	下二二九	菊池武光	下	二五五	苦集滅道	上	二九六	槐棘	上	一四二
擬階の奏	下二〇八	氣をもくれず	下	二八五	鵠の羽	上	一八八	沓の子	上	一〇八
義之が草書	下二九六				桑弓蓬矢	上	二二〇	花頂山	上	二四七
玉笙の聲の中	下三三九				軍奉行	上	一〇二	桓榮	上	一九五
云々					黒糸の鎧	上	一四六	くゆるばかり	上	二五二
箕山	下二二九	公曉	上	六	君子不近刑人	上	八四	卿手	上	四三
君は船云々	下二二六	虞芮の訴	上	一〇	屈産の乗	上	二二二	花曇子の直垂	上	一四〇
さねが袖	下二四九	九年の蓄	上	一〇	くつまき	上	六三	管領	上	一七〇
菊池愚鑑	下二七四	葛葉	上	九	怪力亂神	上	一四三	回祿	上	一九五
玉泉	上二五	欸狀	上	一八	關東	上	三三	貫頂	上	二二二
玉妃傍に媚て	下二六四	頸械手紐	上	四四	究竟の矢坪	上	六二	鞍馬	上	二一六
玄宗失世	下二七二	回雪の袖	上	三〇	虞世南	上	一九四	靴の沓	上	二〇八
金百兩	下二四九	華軒香車	上	九四	黄石公張子房	上	一五七	軍茶利夜叉	上	二〇八
義帝	下二四九	踵を回す可らず	上	五一	車かへし	上	四二	鍬形	上	一四七
菊池彦次郎	下三〇九	久米の佐羅山	上	八〇	黒木の御所	上	八七	宮毘羅大將	上	二〇二
衣笠山	下二五四	久々知	上	二二五	回天の力	上	六〇	熊野三山	上	九五
飢鷹の一呼を	下三一四	紅下濃の鎧	上	二三四	空翠	上	九六	黄頭郎が夢	上	一八三
待つ身		公請論場	上	三三						

黃壤	上二一〇	光明山	上六一	國の祭	下一〇八	過去帳	下一五五
群俗歸風	上一八五	光嚴院太上天	下一五一	熊野打の類當	下一八五	函谷關	下一九二
戈鉞	上一一三	皇重祚	下一二二	宮内省の御薪	下一〇一	瞿曇沙門	下一二八
畔の陰にぬはれ臥	上一四一	くつ巻	上一四九	華佗	下一九四	草わき	下一〇三
函蓋相應	上一四六	黒糸の鎧甲	下一一九	灌佛	下一〇八	山ノ櫛藻ノ税	下一二四
卷數	上六三	熊山	下一四	飛火雞劫城	下一六一	書工圖牛の尾	下一四五
件の人	上一七一	櫛川、金崎	下一四〇	確執	下一五一	蝸牛の角の上	下一八五
華清宮	上一二九	黃巾寇河北	下一二〇	函谷	下一七〇	草摺の引敷	下一九六
黄屋の車	上五八	九品	下一五〇	紅の八しほの岡の下紅葉	下一六一	菅三位を殺す	下一六二
鑢	上六二	轡の七寸	下一五	競馬負方献物	下一一八	鑢子	下一六二
管夷吾	上八九	熊の手	下一一	國の大禁	下一九	くさめとほし	下一二九
貫首	上三一	藥玉	下一八一	卯女	下一七一	花山の跡	下一二〇
究竟	上六九	以管窺天	下一八七	勸進	下一七七	寛平の遠き跡	下一三八
饒湯爐壇	上三二	華夏純熙	下一三五	關雎云々	下一二	廣武	下一九六
供御の瀨	上二三七	關白賀茂詣	下一〇九	掛羅	下一〇四	くつ巻せめてぞ射こうたる	下一二九
官の廳	上一九二	鑢の胃	下一八五	黃石公子房に授く	下一九九	菅宰相在登	下一六一
管仲	上一九四	黒丸城	下一五九	授く	下一九九	君子耻其言	下一二七
九品安養	上一〇九	楠帶刀	下一七七	草摺の横縫	下一二六	過其行	下一二七
換骨羽化	上一二三	華夷	下一九六	俱生神	下一五八		

花族	下二二八	俱利伽羅	下二四二	刑鞭	上一〇	建蓋	上一〇八
莖短に取て	下二二九	觀心寺	下二六八	元妃	上一二	卿相雲客	上一二九
歡喜苑	下二〇七	蝗の境を出	下一三〇	荆溪	上一五	雞人曉を唱へし聲	上一八七
寛朝	下一七六	頑窟	下一四〇	玄慧法印	上一八	牽牛織女	上一二六
嗽口	下一二四	具瞻	下一三三	玄象	上一五二	繼體の君	上一六七
藕花の穴	下一二七	鞍具足	下一三七	檢斷	上一六〇	嚴顔	上一八八
灌嬰	下一九四	くるまき	下一八九	校書殿	上一九一	粧坂	上一四九
鞍坪	下一二六	官女	上一九一	倪寛	上一九五	結句	上一六〇
菅夷吾は召忽云々	下一三六	唇竭きて齒寒く	下一二八〇	劍閣離々	上一四四	荆棘の露も	上一八六
履香し	下一三九	回紇	下一三〇二	劍閣の遠き昔	上一四九	輕軒	上一八五
軍に三の謀云々	下一六七	苦嶽	下一四〇	命共かな	上一〇一	寛裳一曲	上一六〇
虞祔の御祭	下一三三	屈原	下一三一	遣唐使	上一二二	逆旅	上一三四
口遊	下一四一	光明峯寺關白	下一三五	結縁	上一二八	玄鑒	上一九五
皇極天皇	下一四一	鞍馬	下一五〇	源氏大將云々	上一七九	賢王の横言云々	上一三六
寛喜元年	下一八二	鶴翼	下一〇三	解脫同相の御衣	上一五四	外記	上一九〇
鑑	下一三九	け		頃刻	上一八三	解脫上人	上一〇四
寛平	下一三〇	鯢波	上一四	掲焉	上一四八	玄宗	上一六一
還城樂	下一三二	顯密	上一九	鶏肋	上一二六	献片の略	上一九七
鰥寡孤獨	下一三九	檢非違使の叫	上一〇	けうとげ	上一二〇	京上臈	上一二二
				警蹕の聲	上一二九	教待和尚	上一四二

慶命僧正	上二四四	兼好	下八一	顯宗	下二二九	後昆	上二
献公	上二一〇	月次祭	下一一二	建溪	下一六三	國司	上八
間關云々	上七五	外官の餘白	下一〇三	華藏世界	下一三〇	五常	上八
雞唱云々	上八〇	建仁寺	下七二	月中の桂	下一六一	護摩	上八
月卿雲客	上二六	玄風	下六〇	堅牢地神	下一七七	壺中に天地を	上八
堅甲利兵	上五四	毛沓	下九六	下剋上	下一七七	藏し	上八
澆漓	上三三	羿控弓	下八六	賢愚因縁經	下一二八	吳子	上九
外宮	上二〇五	京官の除目	下一〇四	卿子冠軍	下一九六	金剛山	上六
逆修	上二〇五	向三鯨桓審	下一三〇	乾闥婆城	下三二六	來んすらん	上二七
檢斷	上三二	玄昉	下一七六	吠畝	下三〇一	國母	上二七
懸命の地	上二七九	景命	下一九七	桂巖	下三〇一	金輪	上二七
玄舛三藏	上九三	建仁の儀	下一二三	化屬結縁	下二八八	牛頭、馬頭	上二七
傾城	上二四	鯨布	下一九四	玄宗崩す	下三〇三	此程の式をば	上二七
氣色ばうたる	下二九	京極の御息所	下三〇〇	玄獻皇后	下三〇一	孔子の言云々	上二七
有様	下二九	堯の子堯の如くならず云々	下二二〇	元曆	下三九	紅梅の作花云々	上二七
氣比彌三郎大夫	下三四	堅石白馬論	下一三二	鷄舌	下三一九	久我繩手	上二七
家禮	下三七	嚴子陵が釣臺	下二二三	氣比明神	下二四七	苔繩の山	上二七
觀行五品	下二六	堯の八元	下一六四	元徳の御會	下三三五	虎口	上二七
經嶋	下九	嚴君	下一三八	玄圃	下三〇〇		上二七
犬羊	下三三	元弟闕墻	下一三四	京兆	下二八五		上二七
啓白の鐘	下九三			荆卿	上一七八		上二七

2

鴻臚館	上一九三	昆吾劍	上二二九	五逆	上三二	金輪法	上一三四
心を沖津波	上一七九	腰刀	上一五〇	戸有三丁一抽三	上一四三	五善	上一九七
五蘊	上一六八	五更	上一二二	一丁	上一三三	功成り名遂け	上一八六
御料	上一六八	五百餘歳の星霜	上一三六	木幡	上一二二	侯生、豫子	上一七八
後漢光武	上一六八	五大尊	上一四〇	小清水	上一二二	吳王夫差	上一八二
姑蘇城	上一二八	蓮伯玉	上一九三	御座船	上一九七	伍子胥	上一七一
言語道斷	上一二〇	事に臨みて云々	上七一	五度の十	上一九七	五大院	上一七一
兒島	上一二〇	これやこの	上七三	國家の安危云々	上一九七	五湖	上一八六
虎輅	上一六四	こゆるぎの急ぐ	上四三	五濁塵	上一九四	こころ	上一八六
虎賁	上一八五	金作の圓鞘の	上一四〇	心づくし	上一九四	五六七八九寸	上一四七
五尺三寸の太刀	上一三二	太刀	上一四〇	五代聖主	上一七六	の琵琶の甲	上一四七
勾萌	上一二九	金作太刀一振	上一六五	五雲	上一五二	是可忍也	上一二八
袈衣	上一六七	巨福呂坂	上一六〇	五千の貂錦	上一四四	衰龍の御衣	上一五三
御家人	上一二五	護法	上一三六	五噫	上一四四	見子不如父	上一五九
御房	上一四八	孔安國	上一三三	紺の唐綾威の鎧	上一〇九	紅葉の錦	上一三六
吳氏が八陣の法	上一三三	五大尊	上一七五	孤稱	上一八二	五節の宴水	上一九二
維盛	上一九六	昆明池	上一四四	故柳疎槐	上一四四	射鉤之罪	下一八九
五部大乘經	上一二八	御所	上一二四	五刑	上一五一	強弓の手垂	下一二〇
廟命	上一七一	五蘊の形	上一〇六	聲いら、げ	上一六八	後二條院	下一四四
小手差原	上一五七	健兒所	上一二四	坤軸	上一六三	五重	下一四四
劫火	上一二〇	股肱	上一九八	古今の序	上一三三		下一四四

五枚甲	下二〇	江豚	下九二	鑑	下一七〇	胡角一聲霜後	下一八四
午角	下二二	虎符	下六二	後伏見院御孫	下一三九	夢云々	下一二〇
御所作	下二九	小鷹狩	下七二	五葉爲雙林	下一二五	骨肉	下一二五
言の下に骨を	下三	小具足	下九四	金輪際	下一二五	小手の袋	下一二五
消し	下一六	氷様	下九七	久我通相	下一二五	孔子は忍渴於	下一〇六
康和の義親	下一九	弘安の格式	下一三七	近衛道嗣	下一一八	盜泉之水	下一八二
降魔の利劔	下一五	胡床	下一三七	興福寺の維摩會	下一五二	心筑紫に落鹽	下一三〇
戀せじと云々	下一五	五六八九寸の	下一七三	事の願	下一四四	の鳴戸	下一七〇
五馬	下一三	安の郡	下一七一	姑蘇臺	下一八七	五典	下一七〇
勾當内侍	下一三	故兵部卿親王	下一二一	綺已迫喉	下一三四	五緒の事	下一四一
金剛	下一四〇	の若宮	下一二一	小守勝手手の明神	下一〇三	吳芮	下一九四
金輪際	下一七三	事常篇に絶え	下一八一	紅葉ぞぬさ	下一八四	虹の梁	下一七〇
後二條關白	下一七八	たり	下一五五	手向山	下一八四	古佐美	下一五二
金剛九會の曼	下一七三	虎韜、龍鱗	下一五五	業報	下一二五	故兵部卿親王	下一六〇
茶羅	下一九八	軒廊の御占	下一三九	故主を逐誅す	下一九六	國師	下一三六
小朝拜	下一七二	吳氏	下一九九	吳牛喘す	下一六一	孔子	下一四一
腰當	下一一四	心落に落つ	下一〇二	五山の如來	下一六八	五柳先生	下一九七
五位の定	下一〇二	志合則胡越も	下一一〇	去年の振舞	下一〇五	吳服部	下一二八
御齋會	下一一〇	地を不隔	下一四〇	駒牽	下一一六	五日の風	下一四〇
駒牽	下一七	國郡の卜定	下一四〇			五部の大乘經	下一八八
五門	下一七						

居士	下二二九	護持僧	下二六八	造父	上二一四	三途	上八三
黒白二の月の	下二六五	故高倉禪門	下二四一	さしてゆく云々	上六六	佐々木三郎が	上六四
鼠が其草の根	下二六五			さしつとひ	上五三	藤戸云々	上二三四
をかふる	下三三四	三綱	上一八	さがり	上九八	阪本様の袈裟切	上一二五
後白河院の御	下三三八	三夫人云々	上一五	三寶	上一七〇	去り敢へず	上一二五
遠忌	下三三八	三諦即是	上一五	薩埵山	上一二二	さりぬべかん	上一二一
此殿	下三一五	左右なく	上一八	左右	上一二七	三台	上一四二
心は鴻毛より	下二七一	櫻狩	上三六	相の字をは篇	上一八	三衣	上一二七
軽く	下三二九	さしも云々	上一五七	につけても云	上一八	左轟	上一三四
姑射山	下三〇〇	参商	上一九九	々々	上一〇四	坂本様の拜み	上一五五
極樂の玉の臺	下三〇〇	雑色	上一三二	さすがなれば	上一〇四	切り	上一七〇
も云々	下三二八	三家	上一四二	三族の罪	上一三六	逆木	上一三三
高麗國へ寄せ	下三二八	さらく	上一八〇	佐々木判官	上一二五	鷺坂	上一九六
給ふ	下三三二	巢父	下一〇四	三位殿の御局	上一二一	さみしけり	上一九六
後漢の顯宗	下三一五	三所權現	上一九五	三皇五帝	上一九八	豺狼	上一九六
御中陰の菩提	下二四〇	三毒霧	上一〇五	騷人	上一二六	三公	上一二八
五十歩百歩	下二五三	佐竹左馬頭義	上一三三	三軍をば可	上一六二	三十六の後宮	上一九〇
五味	下三七	敦	上一三三	奪帥	上一五六	西行法師	上一三九
こがれ行く				瘡疳	上一五六	蒼頭	上一〇六

小夜中山	上 三九	左遷	上 二〇	三木一草	下 二八	三會の曉	下 八九
指しつめ引つ	上 六九	讃州の任	上 一九九	挽槍	下 二五	造次	下 七七
め		さすらひ給ふ	上 三四	三世了達	下 二二	齋内親王の御	下 一〇八
佐々木富士名	上 一一一	侍大將	上 六四	鯖並	下 三四	襖	
判官		三摩耶	上 二四二	三德	下 一一	三毒	下 九三
蒼生	上 一六二	采椽不削	上 一九五	三枝祭	下 一一〇	最勝講	下 一一一
三摩耶戒	上 二四三	侍所	上 二六	最勝寺の八講	下 二四	三業	下 六九
賽	上 一四五	先則制人	上 二九	桑門人	上 七四	倉公	下 九四
三冬	上 八二	前對燕然之虜	上 二四	殘に勝殺を棄	下 六四	三家	下 七一
三國	上 二一三	さごしの浦	下 二八	ん事	下 六四	草味	下 七七
塞外	上 二二八	三才	下 七	三阴の覺路	下 七五	三十幅	下 九六
三五	上 二二七	山王大師	下 一三	五月雨に(歌)	下 七九	小繩なす	下 一四六
狭間の板	上 二四	早良太子	下 一八	造酒司禮酒	下 一一二	三級岩	下 一二二
佐用姫	上 一八一	相如が四壁	下 一五	妻子珍寶及王	下 七五	讃岐院	下 一二一
三聚淨戒	上 三四	三諦止觀の月	下 三三	霜葉紅於二	下 七二	さかしく	上 七六
さま	上 六一	相馬將門	下 二五	月花	下 九六	提鞘	下 二〇七
里見伊賀守	上 二二〇	左大臣長屋	下 一四	酒あた、め云	下 九六	三年の中に日	下 二一四
酒部	上 二二五	織碎珊瑚二	下 四五	善惡無	下 八〇	を替へす云々	下 二一四
櫻井	上 七九	南曲	下 四五	さるふ水あら	下 六七	三鈷柄の劔	下 一四四
三牲	上 二一〇	三昧	下 四九	ば		座さまさす	下 二〇〇
三界	上 二七二					三千世界云々	下 一八四

珊瑚樹の枝	下 二四四	三十三天	下 二二五	三戸	下 三一九	四境七道	上 九
三墳	下 一六九	莊襄王	下 一六八	三千の客悉珠	下 二六七	守父	上 一一
三熱の焰	下 二〇二	曹參	下 一九三	履をはく	下 二六七	准后	上 一二
昨木	下 二二四	三門跡	下 一二三	三戸	下 二九九	蠡斯の化	上 一三
散木	上 二二七	猿樂	下 一七四	三利種	下 二八五	志學の歳	上 一三
作事奉行	下 一六二	喰霞の飢	下 三一八	三韓	下 三一三	慈尊	上 一六
三千世界	下 一五九	佐々木信詮	下 二二七	三位殿	上 一四	聖護院	上 一五
佐々木顯清	下 一七九	倒にぞ立たり	下 二七二	曹操	下 六三	旨酒	上 一八
三度大嘗會云々	下 二二〇	左大辨俊冬	下 二二七	濟々	下 二二七	障礎	上 一七
西園寺實俊	下 二一六	佐々木秀詮	下 二六六	貞時	下 二八二	職事	上 一七
三條實繼	下 二一六	三千七百五十	下 三二六	倉廩	下 二四〇	七佛樂師	上 一七
三條公豐	下 二一七	餘社	下 三二六	編木子	下 三一七	昌黎文集	上 一九
左史右史	下 一六六	曹娥	下 二七四	社稷	上 一	眞宰の臂	上 一九
曹源池	下 一二二	三臺急	下 三三九	不得富春秋	上 四	浄土	上 二一
三過門問老病	下 二一七	三韓の夷王	下 三三八	人皇	上 三	七大寺	上 五二
死云々	下 二一四	三餘の暇	下 三二五	守護	上 五	敷並	上 一〇二
三條公忠	下 二一五	三人張の精兵	下 三三一	庄園	上 五	請雨經	上 二〇九
指貫	下 一三五	三族の刑	下 二八四	四品	上 七	書寫山	上 一七四
				寺社禪律	上 九	七十二の前殿	上 一九〇
						鷺峯の花	上 二九

死せる孔明生ける仲達を走らしむ	上 九九	四重	上 三二	下簾	上 五二	紫宸の北極	上 六七
難託書於三	上 一〇一	四武の衝陣	上 一二九	四箇大寺	上 一九〇	所詮	上 八一
春之暮雁	上 二〇七	蜀川の繩の橋	上 二二九	十乘	上 二〇〇	重綬	上 八四
周文王靈囿	上 一五三	肇法師	上 三五	將軍塚	上 二四七	秦の子嬰	上 一五二
軛道の傍に至り	上 一五三	敷島の道	上 三二	七辨	上 一七六	正税	上 九一
七旬	上 七二	十八賢聖	上 二〇四	白星の五枚甲	上 一〇七	十善の君	上 六一
七黨	上 一五九	四十有餘の古入道	上 九一	白母衣	上 一〇九	灑水の印	上 二〇一
白幅輪の鎧	上 一三九	紫陌	上 八五	七繼八横	上 一四八	聖德太子	上 九一
尻居	上 六三	白鞍	上 一〇五	十戒持律	上 二一七	十の日出たり	上 二〇六
十王の廳	上 六三	白磨の銀筥	上 一〇八	生木化佛	上 一七五	七步才	上 一九六
諸司格勤	上 四四	白幅輪の太刀	上 一〇五	篠村	上 二五〇	眞如堂	上 二四七
晋の平公云々	上 五六	四宮河原	上 一四九	從四位上行	上 二二七	師卦	上 一七三
除目	上 二二一	師資之儀	上 二〇一	椎柴	上 九八	四種三密	上 三三
浸潤之譚	上 二二〇	志城津	上 一〇四	秋霜	上 一三一	白栗毛の馬	上 一八六
執事	上 四四	常寧殿	上 一九一	紫宸殿	上 一九〇	修因感果	上 三六
淑女	上 一九〇	十念	上 一〇九	直廬	上 一九三	移木の信	上 九七
執政吐哺	上 二一四	巡禮	上 一七四	寺門	上 二四四	しするん	上 二三
七德、九功	上 一八五	小水の魚	上 一八二	芝打長	上 一八八	主憂る則臣辱	上 七四
周穆王	上 二二三	紫微北辰の拱陣	上 一七三	清水冠者	上 一三九	鹽ならぬ海	上 三七

上卿	上 一八九	淨藏貴所	上 二〇一	上一人	上 四五	城入道	上 九一
繁藤の弓	上 二四	慈童	上 二一三	出塵の身	上 一六六	諸葛亮	上 一九三
四絃云々	上 七五	子房	上 一二七	首陽愁	上 七二	四維	上 一〇四
神龍釣者の網にかゝる	上 一四九	上宮太子	上 一〇四	俊明極	上 七八	膝行	上 八三
慈覺大師	上 二四二	白張	上 二二七	志那濱	上 二四五	瘴海	上 七七
小乘戒	上 二四三	庄家	上 二三	上慢の幢	上 三三	子産	上 一九四
島田	上 四一	しごろ	上 一〇三	尻鞘	上 一八七	叔孫通	上 一九五
秋刑	上 一八三	亂	上 二〇九	致仕	上 二一七	潤色	上 一六〇
止觀	上 一三一	十題判斷	上 三三	宿業	上 三六	志貴	上 五九
沙門	下 一二六	四十八箇の簪	上 二三	承久の合戦	上 四〇	宿紙	上 二三三
十六善神	上 三三	四句の偈	上 一五三	承久の例	上 七七	識文	上 一〇五
敷皮	上 九三	神功皇后の干珠	上 一六三	承久より百六十年	上 一八四	四衆	上 一三七
新開左衛門入道	上 一五七	出世房官	上 一五〇	緇素	上 二〇九	上位の薩埵	上 二〇八
神璽	上 六七	十二束三伏	上 二四	攝受折伏	上 一八六	尸位	上 八九
慈什僧正	上 一三〇	人牧	上 一〇四	志士仁人云々	上 一八六	四夷八蠻	上 二二六
志賀	上 六八	秀句	上 二五〇	深心	上 八〇	悉地	上 一〇二
秦と楚	上 一五八	戎衣	上 七五	七社	上 一三一	色代	上 一三五
白布の五百端々云	上 一二三	周幽王	上 八六	社稷	上 八一	出塵之徒	上 一三二
		四要品	上 二二三	茵	上 六五	作紙錢	上 二〇二
						寂寞の扇	上 一七四
						著筵	上 一七三

鋤耨棘矜	上二七	自然智	下三九	筆の岩屋	下八〇	神今食	下一一二
衆愚之愕々不	下八	城濮三舍の謀	下二七	眞言院御修法	下一〇三	敷日	下八五
如二賢之唯々	下五	晉之祈八公也	下二五	十死一生の日	下一〇〇	射禮	下一〇一
四所三聖	下三九	鹿垣	下三七	七種の御粥	下一〇〇	色紙	下六七
四曼不離	下三九	島寺の袖	下三七	震筆	下六〇	四方拜	下九八
四天	下一四	周勃	下五三	眞諦	下六九	自解佛乘	下一三一
將謀泄則軍無	下二二	戸鳩	下五四	釋奠	下一〇三	白瓦毛なる馬	下一九九
利	下二二	春雷一動	下三九	四明の雲	下六〇	壽春	下一九六
淨飯王	下四八	首陽に臨まん	下三一	障子の板	下八六	四種混散	下一四二
跡高本下	下一三	とす	下三一	神祇官の御麻	下一〇一	承胤親王	下一三二
白輻輪	下三四	修學院音無瀧	下一八	云々	下一〇一	執蓋	下一三六
鹽津	下三四	歌々	下四三	時勢粧	下七〇	常山王張耳	下一九五
蔀	下二	松塙	下二八	修羅塙	下六六	四方輿	下一四一
四教三觀	下二四	白木の弓	下二〇	諸司大糧	下一〇一	篠原	上三八
鹿松岡	下九	菖蒲並に花を	下一〇	七雄	下八七	人魚の油	下一九二
寂光土	下四九	献る	下一〇	七曜の御曆	下九九	十二因縁は心	下一八四
盡淨虛融の演	下四八	寂塙樹下	下四八	始皇帝玉寶を	下七五	裡に空し	下一六五
説	下四八	視告朔	下一〇〇	菖蒲の前を結	下八〇	周の十亂	下一六五
十二願主	下五〇	叙位の議白	下一〇二	裏	下八〇	十利	下一六八
白茸毛の馬	下四〇	戎國亂れて云々	下八四	秦穆公三良を	下七五	白河	下一九九
主人のひれ	下九	承鎮親王	上二六	埋	下七五	四條隆持	下一二六

神祇官	下一五〇	舜の八愷	下一六四	史編	下二二二	周昌侯	下一九六
觸穢	下一四〇	司馬叩	下一九五	十三束二伏百	下一五七	燕氏	下一二一
執鞭之士	下一二四	十地等覺の位	下一五九	歩に柳の葉	下一五七	城郭	下一四六
之罙の大江	下一七一	如木の雜色	下一三五	新待賢門院	下一二八	志玄	下一三七
神龍化して釣	下一七一	秦王	下一六六	下針をも射る	下一九六	衆頼	下一二二
者の爲に捕は	下二三一	芝萩	下一二九	獅子の座	下一三〇	周勃	下一九三
れ	下二三一	竺法蘭	下一二九	十八變を現し	下一二八	沙丘	下一七一
しらぬひの筑紫	下一八二	十大弟子	下一三七	叔孫通	下一九四	修羅道	下一二四
始皇の尊號	下一六九	眞濟	下一七六	七百年より以來	下一六三	しもと	下一七五
尻籠	下一五七	笙の岩屋	下一五八	沙門源空	下一二六	食言	下一二八
四品以下の平侍	下一六〇	慈覺大師	下一二一	燭火不消	下一三四	史書	下一七〇
しやつ原	下一六二	色則是空	下一三三	四花	下一二五	信義堂	下一四〇
慈惠僧正	下一三〇	獅子の蟲云々	下一七七	所司代	下一三八	身體髪膚を我	下一四八
旨別源	下一二〇	司馬欣	下一九五	心印	下一六六	に受て	下一四八
娑婆	下一五九	楊	下一四一	紫髯	下一五一	子推が股の肉	下一三七
十一代	下一七七	沙彌	下一二七	釋門	下一二〇	を切り	下一三七
時衆	下一〇六	七寶	下一二八	臣君を殺し云	下一七七	子思明	下一三〇
師資の契	下一五九	執綱	下一三六	諸有所得	下一二七	神功皇后攻新	下一三七
將軍の御屋形	下一二一	梅茵	下一八二	舍衛國の三億	下一二九	羅給ふ事	下一三二
へ云々	下一二一	秦穆公	下一五六	人我無理	下一二七	七松居士	下一九八
章安	下一三一	城父	下一九六	人我無理	下一二七	新恒平	下一三〇

實通	下二八九	四凶の族	下三一五	承保二年	下三三五	裾金物	上一八七
悉達太子	下二五一	淨藏淨眼	下三三三	實縁	下二九〇	鈴鹿山	上一五〇
麝香の臍	下二五四	叙爵	下二八三	身子	下二九九	筋の帷云々	上一六九
相如が破壁	下三一四	常行三昧	下二七二	す		水干	上一二六
秦の政に被レ并	下二八一	淨飯王	下二五一	福	上一八	翠花	上一五七
人工、行者	下三四〇	承平	下二八一	末の露本の雫	上一八一	すりく	上一二四
新千載集	下二五五	上乘	下三三〇	透垣	上一二〇	住吉	上一三〇
舍脂夫人	下三〇一	至正二十三年	下二五二	諏方の祝	上一六八	芻蕘	上一六六
神水を飲む	下三〇六	十千の國	下二五二	住みなれぬ云々	上六八	提持吹毛	上一六六
衆惡之必察焉	下三二〇	上北面	下二八九	々々	上六八	すかい拍子	下一二
諸苦所因貪欲	下二六九	尋源	下二八九	垂跡和光	上一九三	杉阪	下一五
爲本	下二三五	慈俊	下二八九	鈴の繩	上一九三	隋高祖之崇云々	下一二六
四明の峯	下二三五	七早	下二七四	須彌	上六五	文	下一七八
白うてぞ見え	下二四三	首陽に死す	下二五二	捨鞭	上六〇	主基	下一〇〇
たりける	下二四三	志一上人	下二九二	須磨の浦	上一五二	朱雀院の御宇	下一五六
志賀の古京	下二六八	周武王云々	下二四九	下濃	上一五二	すげなう	下一三二
新待賢門院	下二五五	秋刑の罪	下三三一	杉坂	上八〇	相撲節會	下一一五
獅子國	下二二九	慈照	下三三三	水間	上一三五	霍の松原	下一〇二
止觀院	下二七二	十種供養	下三三二	すはや	上一一五	垂迹五能	下一四九
十番の齋羹點心	下二五三	十六の大國	下二五一	すは	上一五五	樞機	下一二一
裝束裏	下二七八	蜀江水綠	下三〇二				

白引の精兵	下一九九	正當慙麼	上七八	責具足	上七〇	積惡云々	上一〇九
吹毛の咎	下一六四	聖女	上二四五	蕭何	上一九四	殺所	上一六一
隨何	下一九四	千載一遇	上五八	梅檀の林に入者	上一六七	瀬河	上一二五
資康	下三二三	齊晉七十度の	上一六一	誓言は神も不レ	上一三九	聖主	上一四五
周防の内侍	下三〇〇	聖文神武の德	上一七五	石淋	上八四	赤山大明神	上一四四
水想觀	下三一五	せゝらき	上一三〇	梅檀禮レ塔支提	上一二〇七	千檀の板	上一六二
垂棘の玉	下三一八	千戸侯	上一五一	破顯戸	上八五	齊姜	上一二〇
垂手の舞	下二七九	積惡の家には	上一三七	蕭々	上三七	焦螟	上一〇六
則鳥乘其弊		必有餘殃	上一九八	勢多の長橋	上一七四	清涼殿	上一九一
せ		攝録	上一七六	性空上人	下一九	逍遙生死	上一七三
勢多	上六	青紫	上一七六	赤壁の戰	上一五一	仙洞	上一三〇
征夷將軍	上六	成阜	上一五八	仙蹕	上一五一	齊襄公	上一六八
成敗	上七	せゞが瀬	上一三七	尺鐵之資	上一〇九	節度	上一二九
前烈	上八	節石の如く	上一一五	せき弦	上一二四六	前司	上一二四
赤土	上一九	託城	上一七二	焦熱大焦熱	上一三二	前代舊事本記	上一〇五
齊桓	上一一	專諸	上一七八	蟬本	上一七八	千壽王	上一三九
西施	上一二	精衛填海	上一五六	先達	上一九四	聖賢の障子	上一九三
青琴	上一二	昭宣公	上一九八	西伯囚レ爰里	上一八四	青蛇	上一八六
椒庭	上一六	千手陀羅尼	上一九六	石馬之汗	上一四六	善逝	下一四九

赤眉之入三威	陽	青海波	鶴鶴	正護院	捷疾鬼	正始の音	前聖後聖一揆	關戸	石季倫が緑珠が故に亡ぼされて	千鈞の弩爲三機	鼠不發機	西乞術	栖堀	千頭王	千佛の座	善法堂	征西將軍宮
下二六	下四五	下五五	下一八	下一二	下一二	下一三	下一五	下一五	下一三	下一六	下一六	下一七	下一九	下一九	下一八	下一三	下一五
齊の陳敬仲	聖廟	世祖の廿八將	千鍾の祿	仙洞の妖怪云々	施藥院師嗣成	成風之斧	剎那	青塚	清暑堂の御神樂	仙家の菊	成風の功	宜光門女院	織芥	青蛾	責めはたる	世務の綺	關板
下一六九	下一六二	下一六五	下一〇七	下一四一	下一四一	下一二五	下一八五	下一六一	下一二〇	下一六一	下一二三	下一三二	下一二一	下一五一	下一四〇	下一七八	下一六〇
西伯	絶唱溪	赤泉侯	全經	泉下	戰圖に入る山中	千歳給使	青鳥	征西將軍	仙輿國王云々	戰國の七雄	千顆萬顆の玉	樹庭	赤肉中臺	千本	少正卯	招提	悄然
下一二一	下一二二	下一九七	下一七〇	下一七一	下一三一	下一三三	下一六二	下一五六	下一八七	下一八〇	下一九四	下一四七	下一三〇	下一二四	下一三五	下一三九	下一三〇
楚人弓を遺れしに	曾參	孫氏が千變の謀	帥律師則祐	素懷	惣持法驗	傍折敷	宋義	訴人	仰たる太刀	蘇武	そゝろなる先	懸	率都婆	征矢	楚忽の事なし	給ひそ	
上一	上一六七	上一三三	上一二七	上一二二	上一二〇	上一四七	上一五八	上一九〇	上一九〇	上一九五	上一〇九	上一四五	上一八八	上一八八	上一二一	上一二一	

尊雲	孫廟	孫子	そゝろ	曾地	そば腹	尊宿	夫年光云々	蹲踞	其方ざまかた	袖の冠板	楚王の夫人云々	楚の囚人	象外	杣村	蘇我入鹿	蘇合香三帖萬壽樂破	候はではし	繁絃急管	袖垣
上一五	上一〇六	上一九	上一七〇	上一五〇	上一一五	上一三四	上一〇一	上九六	上六六	上五四	上二二三	上七二	下五二	下三四	下四	下三六	下三五	下三六	下四六
惣持	俗諦	孫權	其膚不撓云々	宋開府	蘇思	宋朝幼帝尊三崇	禪宗	宋朝三百十七年	尊勝寺の八講	奏狀	曾參は復三車於	勝母之郷	其方様	楚歌	楚王	蘇我馬子	袖の三の板	祖師	孫氏
下六三	下六九	下六三	下八六	下八六	下六一	下一一八	下一二六	下一二六	下一一五	下一二三	下一二六	下一九〇	下一九七	下一六九	下一六九	下一〇三	下一二六	下一六八	下一九八
孫心	蘇角	雙林樹	楚越同舟	そゝろなるば	さら	宋朝の舒王	蘇合	雙林寺	雙鬘	聰明文思の四德	尊道法親王	其身直にして云々	高時	平時政	探題	談天門院	大覺寺殿		
下一九二	下一九二	下一四九	下一三四	下一二一	下一三二	下一三七	下一三三	下一三三	下一三三	下一三三	下一三三	下一三三	下一三三	下一三三	下一三三	下一三三	下一三三		
大波の芙蓉	談義	謫居	代官	たかうすべ尾の矢	誰人の道踏迷へる云々	當の矢	多劫の間	大隱	たゞち	立文	大真	高砂の尾上の松	大化傳萬葉	大威徳明王	丹墀	太刀の目貫	稻麻竹葦の如く		
上一八	上一九	上一二〇	上一二二	上一四〇	上一〇二	上一六一	上一七一	上一二四	上一八一	上一二八	上一二五	上一八〇	上一二八	上一二八	上一八五	上一二四	上一七〇		

太公望	上 一九四	瀧口	上 二九四	大衣を脊の鼻	下 一六八	竹下	上 二三四
立烏帽子	上 一二三	第五倫	上 一九四	に蹴る		第八冥官	上 一七四
大行不願細	上 一三九	大理	上 二五	太刀懸	上 八七	當の敵	上 二四五
謹		たびたまへ	上 四八	手越河原	上 二三三	大悲の弘誓	上 一〇九
陶朱之富貴	上 二〇三	大夫種	上 八三	太刀	上 四七	誰知偽言巧似	上 一九八
桃源	上 七二	橘諸兄	上 五九	太宰帥	上 一七七	簀	
大般若	上 九二	短褐	上 一八三	大行之路能摧	上 一四〇	大厦高牆	上 一六七
たらちめ	上 二五二	大王幽を去る	上 五一	車	上 二四〇	大乘戒	上 二四九
龍頭の冑	上 一三	淡海公	上 二八	達磨	上 二二〇	大梅常和尚	上 二〇四
大權の聖者	上 三五	當途王經	上 二一三	啄木	上 二二〇	たばせ給へ	上 四八
絶えたるを繼	上 二九	谷堂	上 一三六	楯を雌羽につ	上 一〇〇	玉島山	上 一八一
ぎ云々		竹の臺	上 一九二	きしどうて		太公	上 一三六
たゆたふ	上 七七	卓宣公	上 一四一	大骨會	上 八八	控彈丸殺籠	上 二二九
辰の刻の始よ	上 二五	帶刀	上 一八七	疊紙	下 一八七	鳥	
り云々		大樹	上 一八六	玉津島	上 五〇	大梵高臺	下 一二三
第五の宮	上 一五一	大舜	上 一六七	大三災	上 一〇八	代宗之屯長	下 二七
竹の下道	上 四二	壇の浦	下 一四五	探使	上 七三	安	
大極殿	上 一九二	退體の主	上 一六六	大伽藍	上 二八	田村丸	下 五二
蟬娘忿	上 二二八	太子丹	上 二二三	對策	上 一九六	平大寺	下 八
湯沐池	上 八三	大阿闍梨	上 三三	卓犖	上 二四三	橋逸勢	下 一五
當手の兵	上 一〇〇	多年の案内者	上 一五			第九の滅却	下 四七

檀度	下 三三	滔天	下 一三四	太應國師	下 一二六	達磨宗	下 三四〇
唐文皇之奮神	下 二六	道宣律師	上 一三七	邂逅	下 一八七	太掖芙蓉	下 三〇二
藻		蟬娘遮車	上 一五六	盜跖	下 一六六	大樹緊那羅の琴	下 三三二
多多良濱	下 二	大著舊	下 一二七	旦日項王之陣	下 一九三	帝釋	下 二七四
唐之感四王	下 二五	高紐	下 二二六	云々		檀波羅密	下 二九九
也		唐代二百八十年	下 一二五	檀林皇后	下 一二一	匡房	下 三三五
忠文	下 五二	太宗の十八學士	下 一六五	唐朝の大師南	下 一三一	高彦靈尊	下 三二四
吒祇尼天の法	下 一六七	第一義天	下 一三三	岳天台		玉等	下 三〇〇
常麻祭	下 一〇六	大司馬周殷	下 一九七	對揚	下 二九〇	太宗血を含み	下 二四五
瀧口入道	下 八九	丹波	下 一四二	玉筍二見の浦	下 二八五	云々	
大塔忠雲僧正	下 七五	鷹司冬通	下 二一五	大元軍の事	下 三二三	倒る、處に土	下 三〇七
大元法	下 一〇三	大宛	下 二二二	大元七萬餘艘	下 三二六	をつかむ	
泰山府君	下 九四	鎮魂祭	下 一一七	誰か哀れと夕暮	上 八九	太元より日本	下 三二五
大家の氏族	下 七〇	大牢	下 一九六	大鵬九霄の雲	下 三〇一	を攻むる事	
黄昏時の夕顔	下 八〇	達磨大師	下 一六八	に搏つ		澤龍漱	下 三四〇
斷罪	下 七二	高島	下 二二八	だびら廣	下 二四四	簀食鄒漿	下 三〇二
蟬娘蟬をうか	下 五七	唯受二人口決	下 一三二	大山を挟みて	下 二三九	大宋の伯顔	下 二七三
ふ		棠棣花	下 二一〇	北海を飛越る			
日過	下 六八	大物の五六	下 一七五	太宗は蝗を吞む	下 二八一	ち	
踏歌節會	下 七一	高手小手	下 一五六	湯武は火に身	下 二八一	地頭	上 五
端午の祭	下 一一〇	泰伯	下 二二二	を投げ云々		朕不德云々	上 一〇

持明院殿	上 一四	長安	上 一四三	中和院	上 一九二	長老	下 一二六
竹苑	上 一六	知音	上 二二三	長光寺	上 一五二	仲算已講	下 一三〇
癡人の面前に	上 二〇	中議の節會	上 二二九	持佛堂	上 四六	竹葉	下 一五五
夢を説かず	上 二二	張華	上 一九四	陳陶	下 四三	地口天心を呑む	下 一七八
地下人	上 二二	陳座	上 一九一	千束にも成ぬ	下 四五	張耳	下 一九四
中夏	上 二七	陳平	上 六九	らん	下 四	塵取	下 二〇八
中有の途	上 一〇	竹園	上 一四二	鳩毒	下 五四	直任の僧都	下 一五〇
陣頭	上 二二	仲山甫	上 一九四	塵々刹土	下 一三	陳餘	下 一九五
中書王	上 二二	張子房	上 一九四	竹林院の中納	下 九六	些寸延びて	下 一八六
智證門徒云々	上 二二	張懷	上 一七〇	言公重	下 七七	長樂寺	下 二三四
地府に布雲	上 一七	陳寔	上 一九五	仲連	下 一三	陣平	下 一九三
中間	上 二二	張本	上 二六	鎮火祭	下 一三	長史欣	下 一九五
長者の女	上 三九	忠言逆耳	上 八六	中春兩宮御拜賀	下 一〇二	中門口打つ	下 一七五
陳丞相	上 九八	親房	上 二二六	鎮花祭	下 一〇五	長講	下 一七五
ちがはん	上 一六	中門	上 二二	冢宰	下 七八	住持	下 一二七
竹園連枝	上 五八	陳勝	上 一〇六	沈の枕	下 八〇	千劍破	下 一四八
千波湊	上 一一	千木	上 二〇五	持戒持律の僧	下 二〇五	貞永に五十一	下 二八一
貞觀殿	上 一八	入定	上 二〇八	椿嶺の陰	下 二二〇	箇の式目	下 二八一
千鳥足	上 一八	仲春二日	上 一六〇	治承の古へ	下 一八八	尋於忠臣に在	下 二四一
智證大師	上 二四			竹生島	下 一八五	孝子之門	下 二四一
						貞觀政要	下 二九六

定山	下 三四一	妻戸	上 二〇一	月の鼠の根を	下 一八五	趙高刑三咸陽	上 二
鶴頭	下 三一九	壺	上 二四九	かぶる	下 一六〇	朝陽	上 八
着到	下 二七八	津張郡	上 一四六	月を擔ふに肩	下 一六〇	旬服	上 九
陳勝	下 二九	頭燃	上 四六	やせたり	下 一六七	調伏	上 一七
重二重一	下 二八四	貫脱て抛すて	上 一四八	杖を背に負ひ	下 一七五	天狗堂	上 一六四
智覺普明國師	下 三二四	攀折なる道	上 二二九	連貫	下 一六〇	重器	上 六七
中使	下 三三一	付官軍殿	上 二二八	鶴岡	下 二二六	手突に突	上 二四九
中峯和尚	下 三三〇	弦走	上 六二	壺の板	下 二二九	手ごたへ	上 六三
沈のほた	下 二五三	つれなく見えし	上 七八	慎みて解るこ	下 一四八	天帝の爲に被爵	上 一六四
絺衣	下 二四〇	ありあけ云々	上 七	となかれ	下 二五〇	天極に列星	上 一七六
中方	下 三四〇	局町女房	上 五三	追儼の節會	下 二二一	享午	上 四〇
つ		つまり	下 一四一	月さへ疎くな	下 二五〇	天役	上 一五五
作道	上 一〇三	劍白山	下 四二	仕へて懸けし	下 三三〇	張良	上 六九
月毛	上 二一	恙くしてはし	下 一九	肘後の府	下 二七二	觀面	上 一七七
つれなき松	上 七五	筑紫の八郎	下 五二	津守國久	下 二三五	鄭玄	上 一九五
辻切	上 二〇九	繼繩	下 六八	つきしごみ	下 二八三	天帝の身には	上 一一四
露のかごと	上 八九	追責	下 七六	貫き	下 二七八	近づくで	上 二〇三
以罪棄生云々	上 二三八	屬強	下 七六	弦袋	下 二七八	鄭白之衣食	上 二〇三
筒井淨妙	上 二三八	筑波山云々	下 七六	貫き	下 二七八	彫梁	上 二二二

天台座主	上 三一	田樂	上 九〇	疊楯	上 一一七	殿上の内論議	下 一〇〇
朝夕	上 三二	丁壯	上 一一六	鳥使	上 九二六	朝賀	下 九八
天子は四海を	上 一四二	天道謙に祐し	上 一七九	天地洞然	上 七三	轉漕	上 一八
以て爲家	上 六七	天真獨朗	上 一三一	天道缺盈	上 一〇九	超涯	下 六〇
天上の五衰	上 二一三	天台座主	上 四一五	天道は必盈を	上 九二	天聰を掠め奉る	下 一九一
重陽宴	上 七一	天魔	上 一七	虧く	上 二八	趙の襄公	下 一六九
天災を遁んとす	上 二二四	手の者	上 五七	延尉	上 二八	田榮	下 一九五
趙盾	下 五五	重祚	上 一八五	調度懸	上 二二七	鄭大尉か幽栖	下 二二三
天竺の術婆伽	上 一八一	天寶の末の亂	上 七四	田廣先生	上 一六九	天下諒闇の儀	下 二三四
天王寺のやよ	上 九一	展轉	上 八五	徇天下	上 二二七	天台山まで	下 一九八
うれほし	上 九一	天に二の日な	上 七七	頂禮	上 九五	天龍寺	下 一六七
傳教大師	上 三一	天の河	上 一一五	趙王	上 五	調達奉樂	下 一二四
天の時は云々	上 八八	與鳥獸同群	上 八九	天に踊り地に	下 五五	典廐	下 一八二
傳馬	上 一七一	天龍川	上 二三五	踏し	下 二二	提羅貪供	下 一五五
庭訓	上 一四五	天曆	上 九	手足を縮めて	下 二二	手崎をまくりて	下 一五五
天台の石橋	上 二二九	郵を置て云々	上 二一五	振ひけるが	下 一	鳥雲の陣	下 一九五
傳奏	上 三六	重耳	上 五一	朝參の餘暇云々	下 一二七	挺楚	下 一八四
鄭聲雅を亂る	上 二二一	程嬰	上 一七二	轍魚の泥に云々	下 一	田市	下 一九六
		亭子院	上 一九九	假朝錯而舉	下 二四	典藥頭篤直	下 二二一
		天羽衣撫盡	上 一八一	逆謀云々	下 七六		
				鼎湖の雲	下 七六		

田安	下 一九五	頭中將	上 一三五	鳥がなく	上 三四	虎尾を履む恐	上 九二
趙王	下 一六六	德	上 七〇	さかう	上 六五	れ	
天知地知	下 二七七	董仲舒	上 一九五	東風	上 二七	得々來	上 七八
天承の宸宴	三三五	共に天を戴く	上 八一	都卒の内院	上 一三六	洞庭雖淺	上 一四四
展轉の御思	下 三〇三	事を耻ぢ	上 二〇〇	鳥山修理亮	上 二二〇	共に見し夜	上 六八
趙盾が車の片	下 二三七	都府樓	上 一九三	鐘關の戰	上 一五二	十津川	上 五七
輪を扶く	下 二四一	杜如晦	上 七四	頭巾	上 九四	鳥の破	下 三三八
朝敵の大將	下 三二一	杜少陵	上 二二七	時しなれば	上 七三	鳥の急	下 三三八
朝三暮四	下 三二一	如虎窺	上 一七八	とことばに	上 二〇〇	東夷	上 二七
鳥使	下 三二一	遠侍	上 九八	利根川	上 一五五	照射	下 一六一
手番ひたる	下 二四八	取太刀計にて	上 九八	德不孤云々	上 三四	等覺無垢	下 二六
點心	下 二五三	関の聲云々	上 六一	東南院の僧正	上 五二	戸津	下 三二
天喜四年中殿	下 三三四	杜預	上 一九四	同穴の契	上 一七九	鞆の浦	下 六
宴會	下 三三四	利仁將軍	上 一四七	取梶	上 一二二	頓大三七日	下 四八
寺戸	下 二七八	蓬	上 四八	抖擻	上 二〇五	屠人	下 三七
		德風加草	上 一四六	具平親王	上 一〇六	吐蕃	下 二五
		洞院の相國	上 二二	遠侍	上 四七	豐浦大臣	下 一四
		東條	上 一〇九	德つけ奉らん	上 一五〇	都率天	下 四八
		常葉駿河守	上 三三	東洛渭川の行宮	上 一四三	都鄙に歩を失	下 七一
		外様	上 一〇七	鄧禹	上 一六二	とぶひの昔	下 八〇
				以徳報怨	上 一六二		

東大寺華嚴會	下 一〇五	都尉董翳	下 一九五	轅	上 四〇	鳴海湯	上 三八
の授戒	下 一〇五	土牛童子	下 一二〇	梨間	上 六一	内證	上 八〇
季の御讀經	下 九八	洞院公賢	下 一八七	中務卿親王	上 二二九	南山和尚	上 一六九
屠蘇白散	下 一〇二	とつ、け	下 二〇八	波の關守	上 四一	奈落	上 七一
東寺の國忌	下 六一	東方朔	下 二一一	梨壺	上 一九一	中前代	上 一六八
香炭云々	下 一三〇	道路に袖をひ	下 二五二	南面の徳	上 五九	奈利	上 一八〇
旛纒	上 一五九	ろげん事	下 二四二	榮摘川	上 九二	南陽縣菊水	上 四〇
豐島	下 一七	宿直墓目	下 二七一	南無歸命	上 九六	なじかは	上 二二
東寺の灌頂	下 二三四	戸帳	下 三一九	那智	上 二四九	名和湊	上 一三三
東福寺	下 一六三	十日一水の精神	下 三〇四	長船打の鏃	上 九二	七手	上 一五九
東坡先生が人間第一の水	下 二〇〇	豐浦大臣	下 二五五	長門の探題	上 七〇	中差	上 二四
東嶺	下 二二七	東陵	下 二八三	中津河の峠	上 六三	中黒の旗	上 二四八
徳大寺實時	下 二二八	徳宗領	上 一五三	檜原	上 四一	内侍所	上 六七
闘諍堅固	下 二二二	祈年祭	上 四六	なだれ	上 二二〇	奈落迦	下 五〇
洞峠	下 二二二	汝是云々	上 四六	細取	上 四一	那羅延	下 四〇
渡月橋	下 二〇四	なからん後	上 三六	業平の中將	上 三五	那多城	下 三八
鳥之將死其鳴也哀	下 一八〇	猶もるものは	上 三八	名取川	上 九〇	なみだの玉の緒	下 四六
土岐頼兼	下 一三二	秋の雨	上 一八七	承塵	上 二八	那波	下 七
於初利天法を説玉ひし時		中院中將定平		南殿	上 一〇四	中務省御曆を奏す	下 一二二
				難波	上 二〇五		
				南瞻部州			

何篇	下 一二四	二階堂道繼	上 二七	西川尻	下 二七	尼師壇	下 二二八
内侍	下 一五八	人間の炊	上 六八	二桃殺三子	下 六四	二佛の並座	下 一六三
中院顯能	下 二二九	二の御腕	上 一三	錦木の千束	下 八一	仁海	下 一七七
夏毛の馬	下 一七一	二階堂下野判官	上 三二	女叙位	下 一〇三	二條良基	下 二一五
中黒	下 二二一	鈍色	上 一六三	入道道猷	下 六三	如意	下 一三〇
内侍所璽の御箱	下 一四四	貳師將軍	上 二〇六	西岡	下 一七	新嘗	下 一七
七尾	下 一九三	二條の關白	上 一三一	女官の補任帳	下 一四	二島	下 一八九
南山の警固云々	下 二二三	忍辱衣	上 七五	仁王會	下 一〇五	二十八部衆	下 二八九
中臣大兄皇子	下 三〇四	西の對	上 二九	二晴	下 一九六	日下荷鳴鶴	下 一三一
南曹の辨	下 三二一	二君の朝云々	上 二四	二條師良	下 二一六	廿一社	下 三二六
中々なる軍して	下 二三五	如意越	上 二五	二條關白殿	下 一三二	二河白道	下 三〇五
なまばうたる人	下 二五二	二の尾	上 二〇七	廿餘年の間	下 一九一	西山の谷堂	下 二七八
南都	上 一七	二人張	上 七五	日本開闢は目	下 二六		
等閑	上 二一	如來唄	上 四六	天台山一起	下 一四六	ぬ	
滑河	下 二八三	仁和寺	上 一七四	日天子の垂跡	下 一四六	沼田の庄	上 一五五
中臣鎌子	下 三〇四	にぎはう民竈	上 一三九	仁者必有勇云々	下 二〇九	主忘れぬ梅	上 一〇一
直衣始	下 三三六	二位の禪尼	上 五〇	日本紀の家	下 一四五	縫殿	上 一九一
		日光月光	上 三九	仁義の勇者云々	下 二〇八	拔懸	上 六〇
		柔和、忍辱	下 三三	錦小路殿	下 二一〇	布引	上 九六
		二儀	下 三三	日藏上人	下 一五八	拔穂の使	上 一四〇
女御	上 一一	錦を着て古郷へ歸り	下 三三				
西宮	上 二五一						

ね

練貫 上 一一五
根を深くし云々 上 八三
ねた巻 上 二四九
願絲 上 二六
深根固蒂 上 一四四
念佛三昧 下 八九
年中行事 下 九七
寧戚 下 七七
子日の若菜 下 九九
拈香 下 一六七
練貫 下 一七五
拈花嶺 下 一二二
音取の笛 下 一七四
棟門 下 一六〇
熱湯にて手を 下 一五三
濯ふ 下 一一七
年終斷罪の文 下 二〇一
ぬち頸 下 一七五
鼠戸 下 一七五

の

拈花瞬目 下 一三二
ねみだれ髪 下 三〇二
根來の衆 下 二七九
後の人々に被 上 一六七
欺事 上 六二
篋かづき 上 一四九
野伏 上 一六三
の、めきて 上 二二七
囊沙背水之謀 上 七六
能因 上 二三四
野くれ山くれ 上 四五
上れば下る稻 下 四九
舟の 下 二二五
後五百歳 下 二八
後有苑城之軍 下 二〇
篋繞 下 二〇
篋繞形 下 一〇一
賭弓 下 一〇一

は

荷前の使 下 一一九
能忍 下 一二六
舒苴 下 一六〇
篋白になりて 下 二四八
云々
拜趨の禮 上 七
八荒 上 七
晩唐の季 上 一八九
番馬醒川、柏原 上 三八
八龍を金にて 上 一〇七
打て 上 二四八
梅酸の渴 上 一六
花下の連歌師 上 七〇
早りのま、 上 二五
鉢付の板 上 一八〇
放生津 上 一七四
齒禿び 上 五四
早雄 上 二二八
八柱 上 二二八

范蠡 上 八一
惘然 上 九一
班足王 上 一八九
薄伽梵 上 四八
博多 上 一七八
傍若無人 上 一六三
般若寺 上 六三
八座 上 一七六
彭越 上 二一五
はし寄せ 上 二三五
彭祖 上 二一三
幕府 上 一八六
花を打て 上 六八
萩の戸 上 八七
走り 上 二三八
畠山左京大夫 上 二二二
國清 上 一五九
坂東の八平民 上 八三
敗軍の將は云々 上 八三

腹巻

馬周 上 六二
坂東一 上 一九三
吐田 上 二六三
遙に御湯云々 上 七〇
樊噲 上 四六
旗をばめて 上 八三
八大龍王 上 一三三
白馬素車 上 四八
八功徳池 上 八四
八庄司 上 一八〇
畠水練 上 九七
八省 上 二四〇
薄氷を履みて 上 一九二
云々 上 二二一
八埏 上 二四四
柱松 上 一〇三
檀句の鎧 上 一四六
房玄齡 上 一九三
羽ぶくら 上 二四七

范増

濱名の橋 上 二一九
白屋 上 三八
白頭望斷萬重山 上 六七
箱根法師 上 二一八
波旬 上 九二
橋爪 上 一七
鳩の杖 上 一〇二
はしたなく 上 九八
腹當 上 一〇八
丹生の小屋 上 三九
八相 上 二四六
八王子 上 五三
援蜂 上 一九九
八大地獄 上 一〇七
旗差 上 一九五
班固 上 四九
張興 上 二九
萬歳を呼ぶ 上 一四三
撥辣 上 二一四
房屋 上 二一四

萬死を出で、

云々 上 五六
白魚跳りて武 上 三六
王の舟に入 下 三三
放召人 下 四九
振提河 下 二四
八識 下 一九
半頼 下 二四
博陸 下 五四
八億四千の念 下 二九
はきそへ 下 二〇
白鳥の羽 下 二二
早尾大行事 下 二二
鉢著の板の横縫 下 二一
八聲の鳥 下 四五
萬死を出て一 下 三〇
生に逢ひ 下 二二
般若院の法印 下 四八
八相 下 九一
畠山庄司次郎 下 九一
重忠 下 九一

帶きたる所の

太刀 下 一九三
白乙丙 下 八七
半部 下 八一
はき 下 六六
覇陵の風 下 七六
走馬の結萬 下 一〇
白玉か何ぞ 下 九二
腹赤の御贄 下 九九
祓の刀 下 一三
范蠡闔黃池 下 六一
云々 下 六九
庖人 下 八八
八葉の峯 下 五九
烹鮮 下 一三五
八葉の車 下 一五六
罰をは軽く行ひ 下 一六八
法眷 下 二四
八宗 下 二四
反化隠機 下 一五四
鉢付 下 一八九

掩鼻	上 一九九	范増血を吐き	下 一九六	八幡大菩薩	下 三七八	眉目	上 一一九
白起	下 二七一	云々	下 二一九	發鳩山に精衛	下 二七四	評定衆	上 四四
方便を廻さる	下 二二三	旗の手を解き	下 二〇三	と申人	下 二五二	引出物	上 二五
波斯匿王	下 二一八	秦河勝	下 二三四	半間の雲一榻	下 二二二	墓目がら	上 二四九
芳甘	下 一〇三	貝鐘	下 一三九	桔棒	下 三二六	琵琶の博士廉	上 二二一
初瀬	下 一四五	萩原法皇	下 二〇一	方士	下 三〇二	建夫	上 二〇五
はらず	下 一六二	芳賀	下 二一五	班足太子云々	下 二八八	廣瀬院	上 二〇五
はやり	下 一八八	葉室大納言	下 一九二	伯顔	下 三二四	牝雞晨する	上 二一一
萬戸の候	下 二〇七	始作、僮人無	下 一九二	報光寺	下 二八二	一まづ	上 四七
八十頃	下 一三八	後乎	下 一六六	破風	下 二四二	ひしく	上 二五
方袍圓頂	下 一三三	八幡の放生會	下 二一七	萬戸金乙貫	下 三三二	被引たり	上 一三九
合歡の木	下 一四七	葉室長顯	下 二二七	挽歌	下 三三三	引きしぼり	上 六三
半漢	上 二二二	花開き花落二	下 三二〇	萬歳樂	下 三二四	直垂	上 五二
坊城大納言經	下 一二五	十日	下 二三八	白浪	下 二九八	未違、顧、匪躬	上 一四五
顯	下 一三六	巴猿一叫云々	下 三〇二	八苦	下 三三二	火矢	上 一一〇
はえぐしく	下 一九六	馬蹄にぞ懸た	下 二四四	八珍	下 二八九	毗沙門	上 二一九
番君	下 一五九	蛤齒に掻き合せ	下 二四四	表事	下 三〇二	肥馬の塵を望	上 二五
方便	下 二〇七	梅枝云々	下 二四五	馬嵬	上 二四八	み云	
蓮の葉笠	下 一五三	亡卒の遺骸帛	下 二四五	葉室			
羽束使	下 一九九	を散して収む					
ばさら繪							

人交もせず	上 二三	百獸も率舞	上 三〇	毗野動大樹	下 二	否泰	下 六一
備前長刀	上 二二九	百里奚	上 一八九	氷上川繼	下 一五	悲々想天	下 二
裨將軍	上 一六〇	混物具	上 一八八	ひしぎ楯	下 二九	沃、砂身之心	下 九四
隙行駒の足は	上 三九	平頸	上 一一五	悲想	下 二	日吉祭	下 一一一
やみ	上 一三三	尾籠	上 九六	兵庫鑲の御太刀	下 二九	日野忠光	下 二一八
膝鎧	上 二二一	比干	上 二一七	披講	下 四五	一處も本主に	下 一六三
胙	上 八一	匹壇沙玄	上 一四五	人雪類	下 二二	充て附けす	下 一三八
微服潜行	上 一六	微子	上 一九二	頻伽羅	下 四一	百圍	下 二一七
百服茶	上 一三	兵衛陣	上 一九二	非想天	下 七三	日野教光	下 二七二
火威の鎧	上 六〇	百辟	上 二一四	飛行の三鈴	下 八九	備後の靱	下 一七八
平等院	上 九五	檳榔の裏無	上 一五〇	人目の中の關	下 八八	微運の君	下 一七八
鬘	上 一七〇	裨田	上 一三六	守や云々	下 九四	引かではやは	下 一九八
肢のか、り	上 一八七	平胡録	上 二一六	彌天	下 一〇六	日野保光	下 二一三
兵庫鑲の圓鞘	上 一八七	混胃	上 九九	兵衛府御扇を	下 一〇七	引きしるる	下 一五二
の大刀	上 一三一	光源氏大將云々	上 九九	進る	下 一〇六	引土	下 一六二
非三非一	上 五四	一まづ	上 九六	廣瀬立田祭	下 一〇六	引合	下 一五七
菱縫の板	上 二四一	非職凡下	上 一〇九	平野祭	下 八八	簾の川	下 一四八
彼岸所	上 一七五	聖	上 二四〇	ひたぶる	下 九一	引繕木	下 一三六
咄首羯磨	上 一三二	毘首羯磨	下 四二	日比の與	下 一〇七	蘋蘩蘊藻の禮	下 一四九
ひしめいて	上 一八一	兵糧に迫りて		妃夫人嬪	下 五八	廣庇	下 一七六
ひれふりて		云々		咄嵐絶て			

射人含沙	下 一二三	髻帽子	下 二八四	風月の本主	上 一九六	藤枝	上 四一
非參議	下 二一八	ふ		夫にとられて	上 九一	布施	上 一〇五
平石城	下 二七一			巫山の雲雨	上 八七	武信君	上 一五八
百福莊嚴	下 二六二	二つ小袖	上 一一五	泉惡	上 一七二	普天の下云々	上 七三
未央柳	下 三〇二	二間の御本尊	上 一五二	扶蘇刑而秦世傾	上 二〇九	古津	上 五二
引馬の思ひなし	下 二三五	奉行頭人	上 一二七	分陪	上 一五七	夫椒縣	上 八二
ひたひしめき	下 三〇六	藤戸	上 一二八	傳説	上 一九四	分段同居	上 九五
にひしめく	下 三〇六	伏見	上 一三二	巫覡	上 八四	分國	上 二二六
兵部大輔殿	上 一三九	福原の京	上 七九	風伯	上 一七三	不善の主	上 四五
百物	下 二五三	負薪の憂	上 一三八	分際を見えじ	上 一二四	深草天皇	上 二九
燧袋	下 二八三	佛法と王法と	上 二四一	舟の繩	上 一七二	佛生日	上 一三五
尾閼洩せ共不	下 二七四	相比する故	上 二四一	藤壺	上 一九一	武州禪門	上 二〇九
乾	下 二七四	不義而富云々	上 二六	二所藤の弓	上 一八八	楓橋の夜の泊	下 三八
口已に内樋に	下 三三八	吹返	上 二四〇	ふし繩目の大鎧	上 二三八	文屋宮田	下 一五
耀く程	下 三三八	梟鳴松桂之枝	上 八五	文質三統	上 一六五	物故	下 四七
百服の本非	下 二九一	云々	上 九四	佛舍利	上 一三三	武帝	下 四四
人の態にあらず	下 二六三	藤代、吹上	上 二二八	不破の太刀	上 三六	ふて、	下 三〇
ひた、けたる式	下 二六三	武丁放桐宮	上 二二八	二引雨の旗	上 二二六	船坂	下 四
匹夫匹婦自經	下 三一六	舟坂山	上 一二二	筆とり	上 一四七	藤原仲成	下 一五
溝壑	下 三一六	斧鉞	上 一六二	節陰	上 一八八	福山	下 六
比翼鳥	下 三〇三	文翁	上 一九五	粉骨	上 一一六	風馬之蹄不及	下 二八

膚受之怨	上 二一〇	文成が偽	下 一六七	平安城	上 七九	星岡	上 二二〇
福岡	下 五	普明閣	下 一二二	平相國清盛	下 一六	細鳥帽子	上 二一六
憑夷	下 八四	文成	下 一七〇	返魂香	下 四四	北條七代	上 七
不豫	下 七四	傳寛	下 一九四	遍昭	下 四五	烽火萬里の詐	上 一六〇
巫女廟の花	下 八一	右將軍白起	下 二九九	偏小十二年	下 四八	堀口美濃貞満	上 二三〇
附鳳の勢を食	下 二二一	不輕菩薩	下 三三〇	平家を歌ひけ	下 七九	梵天帝釋四王	上 二〇〇
二藍	下 一三六	富頭露頭露	下 三三一	るに	下 七九	菩提	上 五〇
藤井寺	下 一四三	武淑妃	下 三〇一	扁鵲	下 七四	鳳闕	上 一九〇
傳毅	下 一二九	汾水陽	下 三二九	兵伏野飛鷹	下 一八九	茅茨不剪	上 一九五
佛種は縁より	下 二〇五	浮香世界	下 三一九	亂行	下 一四一	本所の難堂	上 二三
起る	下 二〇五	雲海沈々	下 三〇三	僻地	下 一七八	鳳輦	上 六七
雲間陸士龍	下 一三一	布留の神寶	下 三二一	邊鄙外土	下 二五八	法體に成給ひ	上 二一八
負荆	下 一九一	富樓那	下 二九〇	平田	下 二五八	けり	上 二一八
武威	下 二二三	偏衫の袖	上 六三	へらの體	下 二七九	褒貶の歌合	上 一一七
文和	下 二二三	辨殿	上 五〇	法燈	上 一五	本領安堵の御	上 一一一
不謂武名	下 二二六	碧潭藍に染めり	上 九二	法勝寺	上 一七	教書	上 一一一
福良の渡	下 二〇三	辨才天	上 九二	北嶺	上 一七	奔箭下流水	上 一〇一
分内はなし	下 二二〇	兵勝之術云々	上 二二八	梵砌	上 二四七	法性坊尊意	上 二〇〇
文宣王	下 一九三	壁書	上 二二八	法施	上 八〇	鳳凰來	上 二一二
ふえ	下 一五七		上 二二七			北宮勳	上 九八

北面	上五六	蒙へ金向へ壁	下一一八
補陀落山	下五〇	臍を噛む	下一九一
行器	下三八	濮陽の東	下一九二
法相	下二四	法務	下一二七
法勝寺上人	下三三	保安	下一八七
方士	下四七	蓬華	下一四九
帽子兜	下八四	寶鼎を掘り出し	下一五〇
細煙	下七三	垂法於將來	下二
歩出齊東門	下六四	取誠於既往	下二
云々	下六四	母義	下二四二
北辰	下七五	法然の理	下二八一
寶祚	下六二	細川右馬頭頼之	下二九五
犯星客星	下一七三	褒姒一度笑て	下二六三
蓬萊	下一七〇	幽王傾國	下二八四
布衣	下一三五	菩提子の念珠	下二八四
本地三身	下一四九	本朝大に亂れ	下三二四
褒貶の短冊	下一二二	て云々	下二七四
沒滋味手段	下一三二	梵天	下三〇五
細太刀	下一三五	佛の御使	下三一三
譽田八幡宮	下一四三	暴虎馮河	下三〇三
法城寺	下一三三	鳳鳥	下三〇三

ま

曼陀羅	上六四	曼陀羅維王	下一二
鞠の勢云々	上六三	將門は米かみ	下一四
眞木の瓦	上一一一	よりぞ(歌)	下九三
摩耶	上一二〇	曼荼羅を書て	下九〇
巻縷	上一二六	纒に懸	下七六
町に三處手繩	上一二七	末法	下一〇六
入れさせ	上一二七	當宗祭	下一〇六
蔀繪の平鞘の	上一二六	眞向のはづれ	下一〇六
太刀	上一二六	松尾祭	下一〇六
前に有る歟云々	上一六九	摩訶迦羅天	下一二八
中にや及ばん	上一〇九	蔀き捨つる様	下一三一
まごろみ	上一五九	に射る	下一三一
摩耶城	上一二五	まろかし	下一四一
摩利支天	上九三	摩尼珠	下一六六
松尾	上二四八	萬里小路仲房	下一二七
眉半に責め	上九四	不開晴	下一三四
祭は豊年にも	上一四三	摩騰	下一二九
不増	上一四三	まさなう	下一五六
摩竭陀國	下四八	萬松洞	下一二二
		松殿忠嗣	下一二六

み

摩訶迦葉	下一三二	見えばや	上七五	冥官	下一五八	六のちまた	上一一〇
摩醯修羅王	下二七四	宮の御學として	上一一五	三吉一撥	下一八八	むくつけげ	上一八三
政所料所	下三二〇	皆人の歌	上一八四	御影演	下二〇二	紫糸の鎧	上一四〇
		三石山	上一八一	御調度の役	下一三五	紫下濃の鎧	上一〇七
御子左	上一三三	道塗炭に墜ぬ	上一二七	御隔子進らす	下一四〇	むくろ	上一四七
三井の流	上一一五	明王	上一四三	名詮自性の理	下一〇一	向日明神	上一三一
眉間尺	上一二四	御生所	上一四三	冥の照覽	下一二五	宗と	上一九一
宮方	上一三九	御教書	上九七	洗耳	下一二四	無明	上一四七
耳のびくが薄く	上一五〇	路經三瀧云々	上七四	三葉四葉	下一八六	武庫河	上一二五
己の尅	上一一八	妙法院の宮	下三三	妙藥	下一三一	無恙	上一二六
湊川	上七九	水木の渡	下二	道祖	下三七	行纏	上四六
三穗が崎	上四二	三石	下七	宮方の鴨頭(歌)	下二七九	無動寺	上二四四
御臺	上一三八	間途説塗	下八七	三鉄形	下二四四	昔晋の世に趙	下四二
三つ物四つ物	上一六三	消饗祭	下一三三	三俣の城	下二五六	盾智伯	下四二
身を退んには	上一六三	御裳濯河	下七六	明恵上人	下二八二	紫野	下二三
不如	上一二五	見すも非ず云々	下八一	身一は過ぎぬ	下二六三	武藏の府	下五六
深山おろし	上五七	御中陰	下七八	とか		夢窓國師	下四三
都良香	上一九七	御國忌	下七八			無常の敵	下七六
明尊	上二四三	御燈	下一〇五			無聊	下九四
道の切所	上一〇二	御弓の奏	下一〇二			無漏	下八九
		三日が中云々	下一九〇			無熱池	下七三

む

無熱池	上一七五	無漏	下八九
無道の君	上四五	無熱池	下七三

無常の虎の身 を責む	下 一八五	目の下の頬當	上 二二九	物集女	上 一三〇	師直うれしげ に云々	下 八一
無明の酒	下 二〇五	綿密	上 四六	諸具足	上 一〇八	杜本祭	下 一〇六
無明の睡	下 二三四	休明徳	上 一八五	物具	上 二二	孟明視	下 八七
村雲の僧	下 一七七	日枯もせず	下 四六	糲糊	上 一六九	文殊會	下 一四
武藏野	下 一四九	召次	下 九五	桃井遠江守	上 二二〇	諸にありて争	下 一六六
武作寺	下 二四一	召人	上 四六	孟施舍	上 九八	ふ心云々	下 二一〇
無徳	下 二五四	明堂	下 二二四	森山	上 三七	用則鼠も爲	下 二一〇
昔孔子云々	下 三二三	明月に當りて	下 一四四	本滋藤の弓	上 一〇八	虎云々	下 一七八
昔びれて	下 二八二	光を含む	下 一五六	門楣	上 一一八	持ちあつかう	下 一五二
無慚	下 三〇六	目をいら、げ	下 二二一	百矢	下 二〇	守木	下 二二七
席田	下 三三八	馬道	下 五二	百夜の榻の端書	下 四六	紋書きたる旗	下 二二七
命世亞聖	上 一一	名家儒林	上 一	猛火甚於燎原	下 二五	蒙恬	下 二九〇
目くらべして	上 二三四	蒙竊	上 一	守屋大臣	下 一四	文珠	下 三二三
面縛	上 八六	毛嬙	上 一	孟津再駕之役	下 二七	基信	下 三三八
目くれ	上 四九	門跡	上 一四	猛虎の檻	下 七〇	物付	上 二四七
目ばかりはた	上 七〇	藻鹽草	上 一〇四	主水司始て氷	下 一〇六	山階	上 四八
らく	上 二七	持楯	上 五四	若有聞法者	下 六九	屋形	上 九八
冥見	上 二七	物の具の實	上 六二	本あらの小萩	下 八〇	山がつ	上 九八
		雙口押させ	上 一八八	孟軻有言云々	下 六二		

め

も

や

羊詰	上 一九四	矢塙に	上 五五	奴	下 一七七	瑜伽三密	上 一四
や殿	上 九九	楊雄	上 一九四	八咫鏡	下 一四七	悠基	下 七八
矢矯	上 二三四	矢合の流鏑	上 六一	藥研	下 二二九	山良の湊	上 九四
矢衾	上 一六四	矢色弦音	上 一九七	八雲たつの歌	下 一四八	夢の世を	上 七三
柳浦	上 一七九	陽明門	上 二二六	八坂瓊曲玉	下 一五一	弓倒し	上 一九七
矢切但馬	上 二三八	矢立	上 四九	八尾の城	下 二七一	弓手妻手	上 一三二
安郡	上 一四七	養由	下 八	八幡	下 一五六	弓だけ	上 一四七
箭斗	上 六三	山鳥の引尾の	下 二九	保呂	下 一七八	夢にも云々	上 四一
洋々耳に盈り	上 一七〇	征矢	下 二九	山田、矢早瀬	下 二二八	弓矢を裏み云々	上 二〇九
矢合	上 六〇	討三揚氏、分爲辭下	下 二六	矢すくみに立て	下 一五七	結跏趺座	上 一六六
山臥	上 六二	やわか	下 二〇	養由に弓を教へ	下 一四五	指のさきまで	下 一九
八劔	上 三八	羊腸を踐み	下 四	陽祿門院	下 二二二	鑢りたる籠手	下 一四七
矢だうなに	上 二三五	家持	下 五二	八岐大蛇	下 一四八	弓杖	下 四七
山崎	上 一二七	矢たうなに	下 二一	楊貴妃	下 一五八	弓のそり高なる	下 一〇
鏃の中子	上 二四七	遣戸	下 二	矢口の渡	下 二六四	弓の握太がる	下 九
大和鍛冶	上 六二	夜叉羅刹	下 二一	藥師の十二神將	下 二五四	融々洩々	下 三六
矢たばね	上 一三八	藥師寺最勝會	下 一六五	葎に胸す	下 二九二	結界の地	下 四九
山をわれ敵と	上 二四六	山科祭	下 一〇六	野干	下 二四七	湯尾	下 四〇
は(歌)	上 二四六	柳裏の五衣	下 九二	耶輸陀羅女	下 三〇〇		
鍵	上 二四六	日本武尊	下 一四八				

ゆ

夢説	下 二六四	要須	上 一一〇	四幅袴	下 二二五	禮盤	下 一七
ゆふつけ鳥	下 八八	鎧の角總	上 三四	夜の衣を返す	下 一五九	濫吹	下 二七
夢かと思ふ	下 一八三	夜のおど	上 八七	蓬夜の慶賀	下 一四二	羅綺にだも堪	下 六六
云々	下 一八三	鎧直垂	上 一一四	豫讓	下 一七二	ざる貌	下 九二
弓場始	下 一一八	鎧の上帶	上 一一五	雍王章邯	下 一九六	狼戾	下 九八
弓杖三枝ばかり	下 二一九	與力	上 三三	牖理	下 二一二	櫛刀	下 六九
俞山人が降氣湯	下 一四二	善峯岩藏	上 一三一	世の變する事	下 二〇九	勞度差	下 一八
湯津爪櫛	下 一四八	鎧の高紐	上 六三	世にあらせて	下 二九	撥亂	下 一八
湯山	下 二〇二	餘所にのみ見	上 一一七			揆亂復正	下 一九七
友梅	下 一三七	てや(歌)				樂盡きて悲來る	下 二一五
よ		鎧つき	下 二二	濫觴	上 四	雷澤	下 二四〇
四塚	上 一〇三	横手綱	下 四三	蘭臺	上 一七	藍田日暖玉低涙下	三〇一
吉野執行岩菊丸	上 一一二	腰輿	下 三二	洛外	上 三二	落花の雪云々	上 三六
妖靈星	上 九一	横河	下 二二	鸞輿	上 一五一	老驥の千里を	下 三一四
雍齒が功を先	上 二一四	欲界の六天	下 九三	羅城門	上 一二七	思ふ心	
として		吉田宮祭	下 一〇九	蘭籍桂筵	上 二一五	老皇帝	下 三一三
淀	上 一二七	節折	下 一一三	雷鳴の壺	上 一九一		下 三二五
鎧一縮して	上 一二三	吉野殿	下 一九八	羅穀	上 六五		
よみち	上 四六	吉野十八郷	下 二二八	蘭橈桂楫	上 二〇〇	雨探題職	上 一六五
		夜痛く深けて	下 一四一	狼狽之行	上 二二八	雨六波羅	上 七
		四條繩手	下 一五三	來太郎國行	上 一六四		

領家	上 八	陸沈	上 二三四	龍顔	上 三一	龍宮	下 一四四
李斯	上 八	龍樓鳳闕	上 九四	梁園の昔の御遊	下 三八	粟散邊地	下 二五一
六義の道	上 一三	領狀	上 一八三	龍麟鳳翼	下 五二	良憲法印	下 三三四
李太白	上 一九	立部の袖	上 七五	犁牛之喻	下 五六	流沙	下 三〇六
六韜三略	上 一九	龍門	上 七七	立春の水	下 九九	鱗角よりも稀也	下 三一五
龍顔鶴首	上 四〇	龍伯公	上 一九	六道四生	下 九二	呂氏	下 二六六
兩篇	上 一八六	龍神八部	上 一六二	六合	下 一四七	龍山	下 二五四
律僧	上 一八三	旅	上 一四六	劉備	下 六三	李道翁	下 三一七
輪寶の山谷	上 二四七	里尅	上 二一四	驪龍領下珠	下 八四	李衛	下 三一四
涼泉	上 二二〇	龍門三級	上 二三七	龍門亭	下 一二二	劉仲か乾鍋	下 三一四
六軍	上 二〇九	李山	上 一五八	劉敬	下 一九四	龍門山	下 二六八
梨園の弟子	上 七五	李嶠	上 一九八	龍尾堂	下 一五〇	良壽	下 二八九
驪姫	上 二一〇	兩所權現	上 九五	蘭相如	下 一六六	呂文煥	下 三一四
六軍	上 七三	律師定禪	上 二二六	六道	下 一五九	梁園の御戸	下 二七三
繪旨	上 七四	龍逢	上 二一七	鄭商	下 一九四	李將軍	下 三〇九
六趣の群類	上 一五四	龍馬	上 二二二	六師外道	下 二二八	離々	下 二五二
六韜の十四變	上 九〇	梨花一枝	上 八五	陸賈	下 一九四	綠林	下 三二四
李勣	上 二二四	龍華下生三會曉	上 二〇九	六國	下 一五一	利物	下 二八八
粒子引雨	上 一九四	律師	上 九七	鄭食其	下 一九四		
	上 一六四	龍麟	下 一五	劉賈	下 一九四		
		柳營	上 二二八	六喻般若	下 一八三		

る

り

太平記註釋索引

太平記註釋上卷

文學博士萩野由之先生校補

國文學會編纂

○序

序

蒙竊

蒙とは著者自を指す、愚といはんが如し、文選東都賦に蒙竊惑焉の注に、蒙謙稱也とあり、童蒙といふは幼少にして暗昧なるをいふなり、

覆而無外天之德也

孝經注に、夫覆而無外者天也、其德無不在焉、載而無棄者

地也。其物莫不殖焉とあり、今は此文を據として、君をば天に比し、臣をば地に譬へていへるなり、

社稷

社は土地の神、稷は五穀の神、凡そ人は土にあらざれば立たず、穀にあらざ

れば食はず、この二つは天子諸侯など國土を治むるもの、最重する所なり、故に二字熟して國家の義に用ゐるなり、

夏桀走南巢

夏の桀王は禹より十七代の天子、名は履癸、桀は諡なりといふ、賊

人多殺曰桀とあるにて、この王の殘虐なりしを知るべし、南巢は地名、尙書に成湯伐桀放於南巢とあるによれり、史記には走鳴條ともあり、鳴條は南夷の名といふ

殷紂敗牧野

殷の紂王は湯王の後、名は辛、紂は諡なり、殘義損善曰紂とあり、無道の君にて、周の武王に攻められ、牧野の地に戦ひて敗北し、殷の代は亡びぬ、○この二つの故事は、其德缺則雖有位不持との例なり、人君にいへり、

趙高刑咸陽

趙高は秦始皇帝の臣、權を專にし、鹿を指して馬といひて諸臣の心を試みたる事あり、遂に二世皇帝を望夷宮に弑す、二世の子嬰よりて趙高を殺す、咸陽は始皇の都の地名、そこに咸陽宮あり、事史記に出づ、

祿山亡鳳翔

安祿山は唐の玄宗の寵臣、後遂に叛きて兵を擧げ、東京、即洛陽を陷る、僭號して大燕皇帝といふ、顏真卿等が義兵を興して討賊せしは、この時の事なり、かくて祿山はわが子安慶緒に弑せられ、自立より僅に一年にて亡ぶ、鳳翔は陝西府にあり、即扶風郡の地、○この二つは其道違則雖有威不久の例なり、人臣にいへり、

後昆

昆は明也と文選の注にあり、されば後世の明哲の意なり、

垂法於將來、取誠於既往

この二句、即太平記の作者が、著述の目的として、序文に明言せる主意なるべし、但し理盡抄の説によれば、この序文は元亨釋書の著者虎關禪師師鍊の作といへり、師鍊は寧一山の弟子なり、されど此人の作といふことは詳ならず、

卷第一

○後醍醐天皇御治世事武家繁昌事

人皇

神武天皇以前を古事記日本書紀等に神代と標して、神の世となす、よりて神武天皇よりを人皇として、この天皇を人皇第一代の天皇と數ふるなり、神代と人皇とに分ちたる事について、學者の議論さまざまあれど、事長ければ省く、委しくは日本歴史評林第一編を見よ、

九十五代の帝

實は九十六代とあるべきなり、然れども昔は神功皇后を加へ、弘文仲恭の二代を數へ奉らざりし故に、この數となり居るなり、且後醍醐天皇の御代においても、九十五代と言ひし事は、神皇正統記に第九十五代第四十九世後醍醐天皇と記したれば、此の本書を記せる當時に於ては本文の如く思ひ居りし事は明なり、

高時

相模守平貞時が嫡男なり、入道の後に法名を日輪寺崇鑑といふ、

狼煙

ノロシといひて、變亂のある時、煙を擧げて遠方に報知するもの、漢土にては狼の糞を燃す、狼糞の煙は、烈風にても煙氣直上して斜ならぬ故なりとぞ、本朝にては艾葉生柴を用ゐる由、軍防令に見ゆ、此は唯漢土の熟語を應用したるのみ、

鯢波

トキノ聲なり、又鯢波聞、吐氣聲、凱歌などもかけり、軍陣開書云、軍陣にて時の聲を上る事、初は大將のエイ／＼といはば、惣の者ワウと永くいふべし、三度程も上くべしとあり、トキノコエを鯢波鯢波など書くは、事苑の四に云、鯢は常以五月就岸、生數萬子、至八月引子還海、鼓波成雷、噴水成雨とあるに本づく、鯢の海に入る時、潮聲の盛なるを、軍勢の聲に比していふ詞なり、鯢はクヂラの雄雌なり、

至今四十餘年

西源院本太平記には三十餘年に作る、按するに元弘元年を以て亂の首とすれば貞治六年(即此書の終)まで凡て三十七年也、又土岐多治見が殺されし正中元年よりとすれば貞治六年に至る四十四年なり、蓋し本文は後の方によりたるにか、

不得富春秋

戰場に討死するもあり、飢寒に病死するもあり、凡て亂世の爲に短命なるをいふ、春秋は年齢の事なり、

濫觴

物の初をいふ、家語に、江始出、岷山其源可以濫觴、及至江津、不舫楫、不可以涉とあるに出づ、

後白河院叡感之餘に被補六十六箇國之總追捕使

捕使の捕を

補とある本は誤りなり、さて此事實は頼朝の願により、院もしぶ／＼ながら御許

しありし也、叡感之餘にとかけるは、穩便に書きたる筆法なり、

諸國に守護を立

守護を初は追捕使といふ、後に守護と改めし也、この守護は皆頼朝の家臣を補し、頼朝これを進退す、故に世に頼朝を六十六國の總追捕使と稱す、總追捕使の追捕使は、即ち守護なり、諸國守護の惣頭の義なり、さて守護の職とする所、一國一員にて盜賊を追捕し、罪犯を決罪し、大番を督使するのみなりしが、後には民政にまでも關涉し、郡郷に代官を置きて、租税を收斂して、頗る威權ありしかば、足利氏封建の勢を馴致するに至れり、

庄園に地頭を置

莊園は田莊なり、田を外に有するものは、其地に舍を置き、て收穫等の用に供せざるを得ず、これ莊園の興る所以なり、さて莊の字に連ぬるに、園の字を以てせしは、園地を子孫に傳ふるは、令條の許す所なれば、口を此に藉りて犯禁の責を逃るゝなり、要するに莊園は全く私占の地にして、己に墾せる者あり、未開かざる者あり、永々傳領してこれを知行と稱し、租を官に納れずして、私し、其民を驅使す、而して其の年貢を責むるは、國司の職掌中の一なるが如し、其これを傳領するには、初は上命を待たざりしならん、さるに後に新立莊園を禁するに因りて、宣旨を以て命したり、莊園考云、莊園諸郡に錯雜して國衙と治を殊にし、其庄を領するを領家、また領主ともいひ、また本所なども稱せり、領主の其上にあ

るを本家といひ、其下にありて庄務を管るを庄長、庄預、また庄司といふ、總檢校、檢校、專當、預、別當、寄人などみな庄司といへりしなり、其園務を掌るものをば園司といひ、郡司をもて其事にあづかり補するを大庄司と稱し、宣旨によりて庄務を統るを總官と稱し、其庄毎に庄家を立て庄務を行ひ、庄倉を置いて庄の租税を蓄ふ、不輸の地不課の戸多くなり、庄司は専ら土地を治めて、領家は其輸物を收納せしかば、租庸調の制終に壞れたり、地頭は兵糧徵發の事を掌る職なり、

征夷將軍

又征夷大將軍といへり、壽永年中源義仲奏請して此職に補せられ、將軍の名をかりて天下の兵權を専らにせんとせしが果さず、文治中源賴朝此職に拜して、義仲の本意達するを得たり、古の征夷將軍は蝦夷を征するを任とせしかど、此に至りて自ら四夷を征するの職とはなれり、(武家名目抄)

公曉

賴家の第二子也、

四十一年

治承四年賴朝始めて伊豆に起りしより、建保七年實朝の殺されしまで實は四十年なり、四十二年の二の字不審なり、

平時政

時家が子、高望王九代の孫なり、

宇治勢多

勢多は近江國志賀郡栗太郡の堺にあり、宇治は山城國宇治郡にあり、

八荒

八方なり、天下と云か如し、文選四十七の注に八荒八方也とあり、

七代

金勝院本に時房高時を載せて九代とせり、按に北條氏は時政、義時、泰時、時氏、經時、時賴、時宗、貞時、高時の九代なり、

位四品

品といひて位と言はぬは、四位の戸位と音同じければ、忌みてなり、意は異なることなし、

貴族を一人

左大臣藤道家の男賴經、承久元年鎌倉に入り將軍となる、建長以後は皇族を下す事になれり、前を攝家將軍とし、後を親王將軍とす、

拜趨の禮

貴人の前をばはしりて通るが禮なれば、拜趨の禮とは云へる也、禮記曲禮曰、遭先生於道、趨而進、正立拱手、と見えたり、

兩六波羅

承久の亂時、房泰時上洛し、時房は六波羅の南方に、泰時は北方に居れり、是兩六波羅の始也、これより北條の一族中にて兩人づゝ、この長官となるその職を探題といふ、

探題

永仁元年三月平兼時鎮西に赴く、是を以て始とす、合せて六波羅殿の解を見よ、

成敗

政務といふに同じ、政の要は善を成し惡を敗るより言へり、

異賊

異國の賊、即元寇の義、

朝陽 朝日に同じ、朝日は星の光を奪はんの心はなけれどもの義、

國司 朝廷よりおかる、所にて、其國々の總支配をするなり、

領家 公卿の庄園の所有主なり、

前列 功烈ある先祖なり、

懿公 位に即きて鶴を好み、臣を愛せず、淫樂奢侈なり、九年に翟衛を伐つ、懿公

兵を發せんと欲す、兵却て玉に背く、大臣曰く、君鶴を好み、鶴をして翟を撃たしむ

べしと、乃翟遂に侵入して懿公を殺しぬ、この事史記衛世家に見えたり、左傳には

衛懿公好鶴有乘軒者とあり、軒とは車の事也、愛のあまりに、車に乗せて連れあり

きしなり、本文に鶴を乗せしとあるは、此の事なり、

李斯 秦始皇の丞相なり、始皇崩じ二世王立つ、趙高權を專にし斯と隙あり、趙

高斯を讒して謀叛を企つとなす、王乃斯及び其子李由を獄に投じ、遂に殺して三

族を夷す、その時斯その子に謂て曰く、吾汝と共にまた黃犬を牽きて狡兔を逐は

んと欲すれども得難しと、父子相哭して死す、

談天門院 諱は忠子、藤忠繼の女なり、

三綱 君臣、父子、夫婦の道を云ふ、

五常 仁、義、禮、智、信なり、

延喜 醍醐天皇の年號なり、

天曆 村上天皇の年號なり、

寺社禪律 寺社は佛寺神社にて當時寺社奉行ありて寺社の事を沙汰せり

禪律は禪宗及律宗にて、これもその諸寺には、禪律奉行ありて沙汰せり、

顯密 顯は天台宗、密は眞言宗を云へり、

○關所停止事

四境七道 四境は帝都の四方、七道は東海道、東山道などの七道なり、

國の大禁 孟子二に云く、始至於境、問國之大禁、然後敢入とあり、

壟斷の利 孟子四に出づ、市の奉行などが利欲深く、市中の高所に登り左右

を能く見廻て何にても所望の物を取るを壟斷の利といふ、壟は小高き地の義、こ

の頃は新關を所々に設けて旅人より錢を取りて利益を謀ることのありし故なり、

大津 近江國滋賀郡にあり、琵琶湖の南岸に當る、

葛葉 後文に攝津國葛葉と見えたり、

旬服 書經禹貢に、五百里は旬服、注に旬服は畿内の地也、旬は田、服は事也、皆田

賦の事を以てす、故に之を旬服といふとあり、

赤土 白氏文集に云く、雨飛蠶食、千里間不見青苗、空赤土云々、荒地の事なり、

餓芋

孟子一に云く、塗有餓殍而不知發注云餓死者曰芋、

朕不徳云々

貞觀政要六に是に似たる句見えたり、

黎民

衆民の義、

朝餉の供御

朝の御膳の事なり、

檢非違使の別當

檢非違使は非違を檢斷し、その輩を逮捕する官吏なり、

別當は長官にて權勢ありしものなり、

記録所

後三條帝の時に始めて置かれし役所にて、土地の訴訟決斷の事を掌

れり、

九年の蓄

禮記第四王制篇に、國無九年之蓄曰不足、無六年之蓄曰急、無三年之蓄曰國非其國也、三年耕必有一年之食、九年耕必有三年之食、

虞芮の訴

虞芮の二國田を争ひて決せず、西伯に質さんとして其境に入れば、耕者は畔を譲り行者は路を譲る、其朝に入るに士大夫皆禮ありければ、二國の君嘻吾儕は小人なり、君子の朝に入る可らずとて相與に退き、先に争ふ所の田地を以て間田と爲せりと、家語好生篇に見えたり、即本文は天皇の政正しく理非を決斷し給ひしかば、民不理の訴をもなさざる意也、

刑鞭

罪人を笞つ鞭也、

諫鼓

鼓を朝廷に立て、君を諫めんと欲するものは之を撃なり、堯帝之を置かれたり、

命世亞聖

命は名也、亞は次也、聖人に次ぐ程の名高き才と云ふが如し、

齊桓

齊の桓公也、桓公霸を致して諸侯を九合せり、然れども王道を以て其民を養ふこと能はざりき、

楚人弓を遺れしに

楚恭王出遊して弓を失へり、左右之を求めんと請ふ王曰く止めよ、楚王弓を失ば、楚人之を得ん、何ぞ之を求めんと、孔子聞て曰く、惜かな其大ならざるや、人弓を遺れて人之を得と曰はざる、何ぞ必楚のみならんやと、家語好生篇に出でたり、その徳の狭小なるを諷したり、

守文

凡始祖の君は武を以て國を興し、繼承の君は文を以て國を守るが故に守文といへば繼承の君のことなり、

○立后事付三位殿御局事

八月三日

公卿補任、歷代皇紀等七日に作るこれよろし、

實兼公の御女

禧子と稱す、

女御

宮人の名也、中宮に次ぐ、

金雞障

金雞を畫きて傍となせる座障なり、白氏文集胡旋女曰金雞障養爲

兒とあり、

冊れて

冊の字長恨歌傳に見えたり、かしこみつかふる義なるべし、又傳の字をもちしづきとよめり、竹取物語には、いつきかしづきやしなふほごにと見えたり、

天桃

天は壯なり毛詩第一に出づ婦人の年少く盛なるを桃の花に比べたり

毛嬙、西施、絳樹、青琴

共に支那の美人なり毛西二人の事は文選神女賦に

絳樹青琴の事は遊仙窟に出づ、

公廉の女

廉子新待賢門院と號す、

三夫人云々

禮記に載せたり、されど我國はかゝる多くの定めはなし、大寶

の制には、皇后、妃(三人)、夫人(三人)、嬪(四人)と定められたれども、後世大に古制に異りて、女御更衣などいふものも出來したり、

朝政

主上早旦南面に出御ありて百官と共に政を聽き給ひ、面前勅定を下さる、をいふ、

准后

三宮即ち太皇太后、皇太后、皇后に准して待遇し玉ふを云ふ、

元妃

字書、古嬪御之貴次子后者曰妃とあり、妃の第一を元妃といふ、

關雎云々

論語八佾篇に出たり、關雎は周南國風詩の首篇なり、

三カ

○儲王御事

螽斯の化

詩經周南國風に螽斯篇あり、螽斯は蝗の屬にて數多子を生む虫なり、それを興に取り、后妃の和親して妬忌せず、其子孫の衆多なる德を謳ひたるものなり、

御子左

拾芥抄に、御子左は三條坊門南、大宮東、兼明親王家、長家卿傳領之とあり、親王は前中書王にて、もと源姓を賜はりて左大臣なりしを、圓融院の時親王と

なる、御子は天皇の御子の意にて、左は親王の左大臣たりしを以てなり、これより遂に家の氏ともなりしなり、長家は藤原道長六男、俊成の曾祖父なり、

志學の歲

論語爲政篇に、子曰吾十有五而志于學と見ゆ、十五歳の事、

六義の道

一風、二賦、三比、四興、五雅、六頌を云ふ、詩の體なり、此にては歌の事

富緒川

法王帝説に、聖德太子の薨せし時、巨勢三杖大夫がよみし吊歌に、班鳩

の富緒川のたえばこそ我大君の御名わすらえめとあり、本文これによりしなり、班鳩は太子の宮室を建てし處にして、又班鳩寺をも建立せり、今の和國平群郡法隆寺は、その寺の名區たりしものなり、

淺香山

萬葉集に采女の咏める歌に、淺香山影さへ見ゆる山の井の淺き心をわが思はなくにといふあり、後世古今六帖等には、下句を淺くは人を思ふものか

はと改めて出せり、さて此の歌と、王仁のよめる「難波津に咲くやこの花冬こもり
今を春べと咲くやこの花」の二首を、古くより歌の父母として、幼児の手習の始
に教へたり、淺香山は陸奥國安積郡にあり、

二宮 増鏡を按するに、世良親王也、蓋世良早薨す、依て是にては三宮尊澄親王
の御事なり、

總角の御時 御幼少の時をいふ、總角は小兒の髪の結びやうの名なり、

門跡 法親王の住職し玉ふ寺院の尊稱なり、

瑜伽三密 瑜伽とは相應の義、三密とは身口意の密義なり、

高祖大師云々 高祖大師は傳教大師、慈鎮和尚は賴朝の頃の人歌の名人なり

第三宮 大塔宮護良親王なり、

三位殿 源師親の女、親子なり、

大覺寺殿 龜山上皇は、御讓位の後に嵯峨の大覺寺に在す、故にかく申す

持明院殿 後深草上皇は、伏見の持明院にます、故にかく申す、

承鎮親王 源彥仁の子、順德帝の曾孫なり、

一實圓頓 天台宗の教をいふ、天台宗の所依とする法華經は諸法實相の意
を明にし、理智共に圓滿の妙法にして速疾頓成の實教也、

荆溪

晉陵と云ふ所に有り、天台宗の妙樂大師こゝに居住せり、故に大師を荆
溪尊者ともいへり、

三諦卽是

天台の教旨也、三諦は空諦假諦中諦の三諦也、されど空は空なら
ず、卽是假也、假は假ならず、卽是中也、中は中ならず、卽是空なりとて、一つにしたり、
例へば明と像と鏡との如しとぞ、故に三諦卽是といへり、

玉泉 荊州にある玉泉寺なり、天台の智者大師、隋の開皇十四年四月より一夏

の間、摩訶止觀の一念三千の法門を談せし處と云ふ、

法燈 正法の迷執を破すること、恰も燈光の暗中を燭すが如しとて、かくいへ

り、さてその燈燭も油薪を要す、卽ち教經を傳へて世の迷を照すとなり、

慧命 佛法の命脈の義、

第四宮

皇胤紹運錄等によれば、聖尊法親王にまします、本文三宮と御同腹と
あれども、さにはあらず、世良親王と御同腹なり、

聖護院

聖尊法親王にて、嘉曆三年正月晦日親王宣下聖護院に御入室ありた
り、さて四宮をこの親王とせば意通せず、又他の親王にましますべきにや、詳なら
ず、

三井の流

三井は三井寺にて、延暦寺の別院なり、延暦寺は近江比叡山にあ

りて天台宗に属す、第四宮の此宗に歸依したまへるを、三井の流を汲みとは記し、なり、元亨釋書に云く、此寺曰御井、何答曰、寺之西岩有泉井、天智、天武、持統三皇降誕時、汲此井水爲浴湯、俗因而號御井寺と、御井と三井とは音かよへり、又延暦寺を山門といふに對して之を寺門ともいへり、佛となる事を認可せらるゝ事、受記分別せられて、佛の地位を許さるゝをいふ、

慈尊

彌勒佛なり、釋迦の滅後五十六億七千萬年にして、華林園なる龍華樹の下に成佛し、三度說法をなして、先に釋迦の訛別を興へざりしものに、之を興へて成佛を證すべしといふ、その節を待つをば、曉を期すとは書きしなり、

竹苑

親王をいふ、梁の孝王、竹苑を築きし故事より出づ、それより親王の別名となれり、

椒庭

後宮の事をいふ、又椒房ともいへり、書言故事に漢官儀を引きて云く、皇后稱椒房、取其實蔓延盈升、以椒塗室、取温暖除惡氣也、猶天子朱泥殿上曰丹墀云々、其の實とは椒子なり、實のはびこるは即子孫の榮ゆることなり、

○中宮御産御祈事 付俊基偽寵居事

中宮

禧子なり、

法勝寺

白河天皇の朝、建つる所なり、白河にあり、六勝寺の第一に位す、

七佛藥師

善名稱如來、善吉稱如來、正吉稱如來、等の七佛なり、

烏芻沙摩

俗にいふ廁神なり、

六觀音

千手十一面、順祇、正馬頭、如意輪の六觀音をいふ、

護摩

火祭とも云ふ、火を燒きて佛に祈るを云ふ、

障礙

俗にいふ邪魔のこと也、

調伏

呪咀して殺すをいふ、

資朝

藤原俊光の子なり、

俊基

大學頭藤原種範の子なり、

隆資

藤原隆實の子なり、

師賢

藤原師信の子なり、

成輔

惟輔の子なり、

南都

奈良の都をいふ、此にては東大寺興福寺をいふ、

北嶺

叡山なり、此にては延暦寺のこと、

蘭臺

辨官の唐名なり、もとは太政官をいへり、

職事

藏人の別名なり、

欸狀 欸は誠を表する義にて願書の事、

楞嚴院 横川にあり、九條殿の建立なり、

相の字をは篇につけても云々 是は諸卿の俊基が楞嚴院の楞字を慢

と讀み誤りしを嘲りて、相の字は篇も作りも共に多くの音なれば、もくどこそ讀むべかりけれといへるなり、

○無禮講事付玄慧文談事

左右なく 譯もなくの意なり、

褊 すゝしにて生絹なり、

大液の芙蓉 大液は漢武帝の作りし池也、芙蓉は蓮を云ふ、

旨酒 毛詩第十二正月篇に出づ、美酒なり、

玄慧法印 其世系詳ならず、北小路に居し、獨清軒と號し、又健叟といへり、權大僧都に任せらる、後醍醐帝召して侍讀せしむ、是より先き經筵専ら漢唐諸儒の

註疏を用ゐしが、玄慧始めて程朱の説を唱へ、世人往々之を學ぶ者多し、又法律典故に通せしかば、足利尊氏及び直義の愛重する所となる、建武中是圖等と共に建武式目を撰びたり、尋て又共に新加制式二十一條を作れり、其事蹟は本書第十八卷比叡山開闢の事の段にも見えたり、合せ考ふべし、

談義 講義と云ふが如し、

吳子、孫子、六韜、三畧 皆是兵法の書なり、

晚唐の季 德宗皇帝より穆宗皇帝迄の間を大らかに云へるなり、

昌黎文集 韓退之を昌黎先生といふその文集なり、

杜子美 名は甫、唐玄宗時代の人なり、その詩は悲壯にして沈鬱なりとの評あり、

李太白 名は白、杜甫と同時代の人なり、性豪放なり、その詩は高妙飄逸の風ありと評せらる、

猶子 禮記檀弓上篇に、兄弟之子猶子也と見ゆ、凡て兄弟親族又他人の子を己が子とする事なり、

眞宰の臂 眞宰は道士の所謂神也、無形の理を臂と云へるにて、實は臂と云ふ形のあるには非ず、

壺中に天地を藏し 後漢書に費長房爲市掾、市中有老翁賣藥、懸一壺於肆頭、及市罷輒跳入壺中、長房詣翁、翁與俱入壺中、唯有玉堂嚴麗、旨酒甘肴盈衍其中、共飲畢而出とあり、

橘裏に山川を峙つ 四人の老人の橘の中にて棋を圍める故事、昔支那巴

印の人家に橋あり、霜後盡く之を收め、二大橋を餘す、その形三四斗の盎の如し、巴人剖開するに橋毎に二隻あり、鬚眉幡然たり、相對して象棋す、身尺餘談笑自如なり、

左遷

貶謫なり、

謫居

流罪にせられて居るを云ふ、

一封朝奏九重天云々

第一の句は佛骨論を製して天子へ奏しけるをいふ、

第二句は、忽に罪科に處せられて潮州へ流さる、事を云ふ、第三句は聖明の憲宗の爲に靈國の佛舍利を尊敬あるは無益の事なりと思ひ、之を除かんとして表を上りたるを云、第四句はかく流人となるも、最早年齡も過ぎ、衰朽の姿となりたれば、殘年を惜まぬを云ふ、第七句は汝幸に遠く來るも、我を不便に思ひてこそ來るらめとの意を云ひ、第八句は芳志あらば吾骨を収め給はれと云ふなり、

癡人の面前に夢を説かず

無門關鬚子無鬚に、癡人面前不可説夢とあり、夢はあはせ様に依りて色々に判せらる、ものなれば、癡人は左もなき事を夢の告と思ひなすなり、

○頼員回忠事

頼員

一本頼直に作れり、系圖によれば六波羅に告げしは頼春と云ふものなり、

回忠

敵に反きて味方に付くを云ふ、

六波羅の奉行

探題及び頭人の旨をうけて公務を沙汰し、訴訟爭論等の事を裁斷するを奉行人といふなり、探題のことは後にいへり、頭人は六波羅引付頭のことなり、

一樹の陰にやどり云々

貝原好古氏の諺艸には、この辭は白拍子のう

たひたる謠なりとあれど、平維章氏の和學辨に、この辭は明眼論に見えたり、此書聖德太子の作と本朝書目にあれど、八百年程以前の偽撰したる書なり、されど白拍子よりは前の事なれば、是を出處とすどあり、さるに珍書考に曰く、隋の張即之の長篇の詩に汲流一河接彌深、屏雨一樹思殊親とありといへど、張氏は唐人なり、其の詩とするも疑はし、とに角に古くより人のいひはやし、ものなるべし、本據は詳ならず、

等閑

一通りの意なり、

淨土

往生記云、諸佛如來所遊居處極爲淨土とあり、即ち極樂なり、

生きんずる

生きんとするといふをかくの如くかける也、此頃の詞に多し、

石を抱きて淵に入る

韓詩外傳にいふ、申徒狄非其世、抱石而沈于河と、又

二程全書にいふ、釋氏其實是愛身放不得、故說許多、譬抱石沈河、以其重愈沈終不道

放下石頭、惟嫌重也、また説苑、佛名經にも出づ、

六波羅殿

六波羅探題のことなり、探頭とは、釋家の探題よりうつりしといふ、武家にて政務を裁決するは、宛も探題とて僧の課試を判斷するものに似たれば、かく職名とはなれり、この職は元來洛中守護に類せしものにて、庶姓の之人に任せられしが、承久の亂起るに及び、北條義時、尙後難あらんを恐れ、内裏警衛の爲と稱し、實は向後の變に備へんとて、時房泰時の二將をして、六波羅南北の兩亭に分居せしめ、京師畿内及び關西地方までの政務を攝行せしめたり、是より其の任殊に重くなり、殆ど關東の執權と同じき勢を致せり、後には北條一家の所職となりぬ、されば常には其職號をいはず、六波羅殿又は北殿南殿といへり、又は六波羅管領とも呼べり、長官の意なり、

なじかは

何しにかの略にて、如何にかの意なり、

洛外

京外と云ふに同じ、

地下人

或は地下ともいふ、殿上人を雲の上人といふに對して、昇殿免されぬ

五位以下の人をいふ、但し此にては地士、即土着の武士のこと、

代官

守護の代理者なり、守護の門族若くは家人これになる守護の權漸く重くなりては郡郷に代官をおきて租税を收歛したり、貞永式目これを嚴禁せしか

遂に已まざりき、

本所の雜掌

本所とは莊園の領主、雜掌はその支配人なり、

庄家

莊園の莊務を行ふ處なり、

四十八箇の篝

泰時の時京物騒なるにより、四十八ヶ所に警固の士を置き、

篝火を燒きて夜を警しめたる是なり、

元徳元年

一本正中元年に作る、これよろし、

しすゑん

なし、据ゑんなり、庄家となして定めおかんの義なり、

落さじ

公家方の御密謀は既に六波羅の知る所となりしかば、六波羅は先づ

その密謀に與し、輩を攻め滅さんとす、されど事現れなばその輩は逸早く何處へか没落なさんも圖られざる恐あるを以て、偶地下人代官の不和あるに乘じ、不意にこれを攻めんと謀りしなり、即落さじは逃さじの意なるべし、

中間

侍と小者との間の者故かくいふ、召使の者なり、

中門

外門と寢殿との中にある門なり、

物具

武士の物具、即甲冑武具を云ふ、鎧をもいへり、

人交もせず

他人を交へざるを云ふなり、

遊君

遊女なり、

七才

傾城 遊女のこと、漢書に一顧傾人城、再顧傾人國と見え、又傾國ともいふ、
すりく 滞りなくなり、又目をこするにかけていふか、

太刀の目貫 太刀の目釘なり、

腹巻 甲の一種、腹に巻きて脊にて合せ着す、袖はなし、

胡籙 矢をさして負ふ器なり、

繁籙の弓 竹木を合せたる弓に籙をまげく巻きたるなり、

中差 籙に矢をさす時、上矢は鏑矢をさし、中差しは尖矢なり、上差に對して中
さしとはいふ也、

狹間の板 狹間は、又矢狹間ともいへり、城の櫓などにある窓をいふ、こ、よ
り矢などを放つなり、板とはその窓の板と知るべし、

ここく 倭訓栞に事々しきなるべしとあり、

十二束三伏 矢の長を計る法也、一束は片手一握の丈を云ふ、一伏は指一本
の巾の長さなり、

前司 諸國司に任せられたる人、その任終へて後、前に受領したる國名をかけ
て前の何守といふを前司といふ、

冑のまつかう 冑の眞向にて正面なり、

鉢付の板 冑の鉢に付きたる第一の鍔の板の事なり、

草摺 鎧の下に四つ垂れたる袖の形したるものを云ふ、

ひしく 堅むるを形容して云ふ詞なり、

引出物 祝宴饗應の終などに、古は馬を引出して贈りしなり、これより起りて
凡て斯る時の贈物を云ふ、

をめいて 叫喚の意なり、わめくに同じ、

辰の刻の始より云々 古の一時は今の二時間に當れり、辰より午までは
朝八時より午十二時頃までなり、

大手 城の表門の稱なり、追手とも書く、

佐々木判官 頼綱の子、時信にて、檢非違使左衛門尉なり、尉は四部官とて、官
等を長官、次官、判官、主典の四等に別てる判官に相當す、さればかくいふなり、

搦手 城の裏門の稱なり、或は云ふ、敵を表より追ひ込みて裏にて搦むる意よ
りかくいへりと、

○資朝俊基關東下向事付御告文事

大理 檢非違使別當の唐名なり、

肥馬の塵を望み云々

杜子美第一云、朝扣富兒門、暮隨肥馬塵、殘盃與冷炙、

七ウ

八才

到處潜悲辛、富貴の者に追従すること、
不義而富云々 論語述而篇に出たり、

魯論 論語の事なり、

張本 頭取と云ふが如し、

侍所 頼朝の時より置かる、兵刑を掌れる役所なり、

牽牛織女 七月七日牽牛と織女との三星が天の河を渡りて遇ふと云ふ事

あり、事林廣記に詳なり、

鳥鵲橋 淮南子曰、鳥鵲填河成橋度織女、鳥鵲はカササギなり、

願絲 竹竿に絲をかけて、我心に思ふ事を星に願ふなり、故に願絲と云ふ、白樂

天詩に云く、憶得少年長乞巧、竹竿頭上願絲多、

乞巧奠 第廿四卷の初めに注す、

騷人 騷人墨客ともつけ、詩歌の人をいふ、

伶倫 樂人の惣名なり、又伶人ともいへり、

月卿雲客 月卿は三位以上の公卿をいひ、雲客は四位五位の殿上人をいふ、

殿上人とは昇殿を聽されたる人、歌には雲の上人など、よめり、又卿相雲客といふもこれに同じ、

來んずらん 來るならんといふべきを、當時の通語にしかいへり、

東風 東國の狀態の義、

中夏 支那の帝都をかくいへれば、之を假て我京師に當てしなり、

東夷 東國なる鎌倉人を卑しみてかく稱せり、

冬房 良嗣の子也、或本に冬房を冬方に作れり、

相模入道 北條高時なり、

宣房 藤資通の子也、或本大納言を中納言に作るあり、之をよしとす、藤房はそ、

の子なり、

二階堂道蘊 出羽守行藤の子也、俗名貞藤と云ふ、

我朝にも云々 正應年中龜山帝鎌倉を討滅せん御心ありしが、事顯はれて

盟書を賜はり、幕府の怒を解きし事あり、其例を承らすとは是を知らざりしにや、

冥兒 神佛の冥靈なり、

澆季 末世の義、祖庭事苑第二云、澆季言澆薄之末世、

道塗炭に墜ぬ 尙書に有夏昏德、民墜塗炭とあり、水火の苦の義、

いろひ 口だしなり、關涉する意なり、

資朝云々 公卿補任に、正中二年資朝被流佐渡と見ゆ、

卷第二

○南部北嶺行幸事

行事の辨別當 辨官兼檢非違使の別當にてこの行幸の奉行をするなり、行

事は奉行のこと、

廷尉

檢非違使の判官の唐名なり、

三公

太政大臣、左右大臣を云ふ、

九卿

支那にては九卿あり、我國は大中納言十四人參議八人凡廿餘卿なれども、彼になぞらへてしか云へるなり、

言語道斷

言はん様もなしの義なり、

閻浮

須彌山の南に有る閻浮檀の事なり、閻浮檀は佛經にて此州の稱也を云ふ、

盧舍那佛

毘盧舍那佛の略也、光明遍照の義にて大日如來を云ふ、

淡海公

鎌足の子藤原不比等なり、

大伽藍

大寺の事、伽藍は寺の義、具には僧伽藍摩といひ、衆園と譯す、即ち衆僧の遊歩修道する場所の意なり、

結縁

佛道にちなみを結ぶ事、

一人出給ふ事云々

白氏文集に、吾君不遊有深意、一人出分不容易、六宮從今百司備、八十一車千萬騎、此意に據て書ける歟と抄に見ゆ、一人は天子の事、

絶えたるを繼ぎ云々

論語に出づ、

春日山

大和國奈良にあり、その下に藤原氏の氏神なる春日神社鎮坐す、

萬歳を呼ぶ

漢武帝西華山の神を祭んとて、路次の中嵩山に一宿ありしに、

五色の駿なる野獸を見、其外奇特なる物を見給ひて心に喜悅を作し、明日嵩山へ登り給へり、吏卒その事を聞て三たび萬歳を呼たり、それより天子の祝の辭となり、と抄に云へり、

北の藤波云々

藤原冬嗣の歌に、補陀洛の南の岸に堂たて、今ぞさかえん北

の藤波と、又新古今集後京極殿の詠にも、春日山都の南しかぞ思ふ北の藤波春にあへとはとあり、藤氏の北家をいへり、

深草天皇

仁明天皇なり、帝崩じて紀伊國深草の山陵に葬奉る、仍て世に深草

帝と申す、

薨破ては

二句は朗詠の詩なるべし、

驚峰花の

天竺の靈鷲山也、山の形鷲に似たればしか名づくことぞ、釋迦茲にて

說法す、その花薫とは、當時釋迦に供養せし花といふことにやといへり、

歌唄頌德

梁高僧傳云、奏歌於金石、謂之以爲樂、設讚於管絃、則稱之以爲唄云々、佛の萬德萬善を稱美するを頌德と云ふ、

魚山の嵐

魚山は支那の地名也、釋氏要覽云、昔魏陳思王曹子建、遊魚山、忽聞空中梵天之音、清響哀婉、其聲動心、聽良久、乃摸其節、寫爲梵唄、撰文制音、傳爲後式、梵音茲爲始也、魚の字或は漁にも作れり、音節は即聲明のこと也、

遏雲の曲

列子に、秦青善歌、能使聲響遏行雲とあり、

回雪の袖

舞童の舞の袖の光彩の妙なるをいふ、洛神賦に、飄々兮若流風之廻

雪とあり、

百獸も率舞

尙書益稷篇、簫韶九成、鳳凰來儀、擊石拊石、百獸率舞とあり、

住吉

攝津國住吉郡に住吉神社あり、

國夏の國冬の子

無上といふ事なり、大論にいふ、如諸法中涅槃無上、衆生中佛亦無上

阿耨多羅

無上といふ事なり、大論にいふ、如諸法中涅槃無上、衆生中佛亦無上

阿耨多羅

無上といふ事なり、大論にいふ、如諸法中涅槃無上、衆生中佛亦無上

阿耨多羅三藐三菩提

無上正徧知と譯す、金剛經の註に、無者無諸垢染、上者

三界無能比、正者正見也、徧者一切智也、智者知一切有情皆有佛性、但能修行盡得成佛と見えたり、即ち諸佛所證の最上の妙道なり、

傳教大師

最澄也、姓は三津氏、近江滋賀郡の人也、貞觀八年大師の號を證せら

我立杣

傳教大師の歌に「阿耨多羅三藐三菩提の佛だち我立杣に冥加あらせたまへ」とあり、杣とは材木を採らんとて樹木を植付けける處をいふ、

貫首、後には貫主と書けり、一宗の名籍に於ける上首なり、

行學、大佛道の行及び學問の二つなり、

江都が勁捷

江都王は早わざをよくせし人也、朗詠云、江都之好勁捷也、七尺屏

風其徒高とあり、江都王勁捷の事は西京雜記の四に出づ、

打物は云々

意は張良の兵法を得られしにあり、たゞ打物といへば劍の事也、

天台座主

延暦寺の座主を云ふ、

義眞和尚

相州の人、傳教大師の弟子也、天長元年延暦寺の座主となれり、それより尊雲親王に至るまで百十六代なり、

○僧徒六波羅召捕事付爲明詠歌事

所詮

俗につまりと云ふ詞に同じ、

龍顔

高祖本紀の注に、高祖感龍而生、故其顔貞似龍、長頸而高鼻と、是より天子の御顔を龍顔といへり、

圓觀上人

諱は慧鎮慈威和尚と稱す、

二階堂下野判官

筑前守行元子時元なり、

與力

助勢の義なり、

爲明

藤原爲藤の子なり、

檢斷

理非を糾す職なり、

鑊湯爐壇

壇は炭に作るべし、地獄の事なり、故大法炬經第十四卷の語、

朝夕

奉行人の奴僕を云ふ、デウジャクとよむ、

雜色

小使の如し、

四重

殺生、偷盜、邪淫、妄語の四を云ふ、

五逆

殺父、殺母、出佛身血、殺阿羅漢、破和合僧の五を云ふ、

焦熱大焦熱

八大地獄の中の第六を焦熱と云ひ、第七を大焦熱といふ、

牛頭馬頭

地獄に於て罪人を呵責する鬼なり、

呵責

字面の如く呵り責むることなり、

料紙

その使用の料に充つる紙なり、

敷島の道

和歌のことなり、しきしまとは大和の地名なりしが、轉して大和の

一名の如くなり、又はやまと、いふにかけての枕詞となり、且又日本の總名とも

ニウ

なりぬ、さて歌は我國固有のものにて、詩をからうたといふに對して、やまどうた

といひにしかば、遂に歌の道をもかくいひしなるべし、歌にもこれのみぞ人の國

より傳はらで神代をうけし敷島の道など見えたり、

常葉駿河守

時範及子範貞也、元亨元年入洛して六波羅に居れり、

紀貫之

望行の子、古今集撰者の一人なり、

古今の序

古今集の序也、古今集は延喜五年に撰ばれ、勅撰集の初めなり、

○三人僧徒關東下向事

關東

相摸足柄及碓氷關以東の諸國也、

慈勝

關白家基の子なり、

十題判斷

論議の題多しと雖、一人して之を判斷するを云ふ、

大阿闍梨

弟子の行を糾正する僧の稱號なり、

四種三密

摩訶、三昧耶、達磨羯磨、是を四種と云ひ、身、口、意、是を三密と云ふ、

澆漓

澆季と同義末世なり、

上幔の幢

弘決云、豎我慢幢云々、是は外道の見計の高き事を云なり、

公請論場

公より僧を請して、法を論難せしむる場所也、

一鉢

布施を受くる器なり、抄に云く、天竺には鉢多羅と云ふ、此には應器と云ふ

三ナ

也、天竺語の上を略して鉢と云ふなり、資身要急之物と云て、いかなる上根なるも、此鉢と云物かなければ、佛道修行もならぬ也、身を資くる肝要の具なり、

三衣 三種の袈裟なり、一に僧伽梨即ち大衣、二に罽多羅僧即ち七條、三に安陀會即ち五條なり、

德不孤云々 論語里仁篇に出たり、

五代聖主 後伏見、後二條、花園、後醍醐、光嚴の五天皇なり、

三聚淨戒 大乘の佛弟子が受持する戒法なり、一に攝律儀戒(一切諸惡悉斷捨、

二に攝善法戒(一切諸善皆悉修行、三に饒益淨戒又は攝衆生戒といへり、荷負衆生遍施利益これなり而して初の一戒は禁防を以て躰と爲し、後の二戒は勸勇を以て躰と爲すと云ふ、

尊宿 尊き宿徳の僧、

逆旅 客舎の事、左傳僖公二年の條に出づ、

さすらひ給ふ さまよひ給ふなり、

傳馬 公役の驛馬のことなり、店馬とあるは誤なり、

鳥がなく あづまの冠詞なり、鶏は夜の明る時になく故に明といひかけたる也といへり、

足利讃岐守 名は貞氏、伊豫守家時の子にして、尊氏の父なり、

傲問 拷問の借字なり、苛責して罪人を問ひ糺すことなり、

水問 水責のことなり、

遠流 流罪に三等あり、近流、中流、遠流是なり、遠流はその中尤も重き刑なり、

結城上野入道 宗廣なり、法名道忠と云ふ、

肇法師 晋の人也、羅什三藏の弟子にて、秦王の難に遭ひ刑に就きし人也、

一行阿闍梨 張公謹が孫なり、初め普寂に従て落髮し、唐の玄宗に寵遇せらる、

開元十五年逝去す、其左遷の事は詳かならず、

火羅國 唐より西北にあたりたる國なりとぞ、西域記に觀貨羅國とあり、

名取川 陸前國名取郡にあり、

大權の聖者 權化とて、本地は佛菩薩なれども、かりに此世界に生る、人を云へり、

昔天竺云々 以下波羅奈國の沙門害に遭へる事を叙す、一本又死罪を行はれけるこそあはれなれまで除けり、

戒定慧の三學 僧祇律云、學有三種、一増上戒學、二増上定學、三増上慧學とあり、沙門 僧と云ふが如し、

傳奏

禁裏にて武家よりの奏聞を傳達する職なり、此は擬していふ、

行死

死罪に處する事なり、

三族の罪

をいふと、

父母、兄弟、妻子を罪する也、又曰はく三族とは父の族、母の族、妻の族、

宿業

俗に定まりと云ふが如し、

修因感果

因果と云ふ事なり、因とは其現在の果の斯様になれる原となれるもの也、さればこそ因果經にも、過去の因を知らんと欲せば其現在の果を見よ、未來の果を知らんと欲せば其現在の因を見よ、といひたるなれ、

○俊基朝臣再關東下向事

今度の白狀

僧文觀忠圓などの白狀せしにて、事は前章に見えたり、

落花の雪云々

是より以下有名なる道行の文なり、新古今集俊成卿又や見ん片野のみの、さくらがり花の雪ちる春の曙の詠あり、

片野

河内國交野郡にありて櫻の名所なり、

櫻狩

狩は狩獵の意より轉じ、櫻の花を観る義となれり、

紅葉の錦

拾遺集藤原公任卿あさまだき嵐の山のさむければ紅葉の錦きぬ人そなきの詠あり、衣錦は漢書に、朱買臣が會稽の郷に歸りし時の故事に原ける

なり、

嵐の山

山城國嵯峨に在り、

相坂

近江國相坂關なり、拾遺集の貫之の歌に「逢坂の關の清水に袖ぬれて今やひくらん望月の駒」とありて其處に名高き清水湧く也、

打出の濱

江州志賀に在り、相坂關より東十町許なり、

鹽ならぬ海

湖水なればかくいふ、

こがれ行く

舟の漕ぎ行くにかけて、焦心するをいひ含ませたり、

勢多の長橋

近江國志賀郡栗太郡の堺にあり、拾芥抄に云く、本朝大橋は勢多宇治山崎と見えたり、和歌には勢多の長橋、或はから橋、とゝろきの橋ともよめり、

古來この橋は帝都の要涯に當りしかば、騷擾の時は屢これを引きたりき、風雅集兼盛の歌に「みづきものたえずそなふるあづまぢの勢多の長橋音もどろに」とあり、

うねの野

古歌に「近江路を朝立くればうねの野に田鶴ぞ鳴なる明ぬ此夜は」とあり、うは憂のうを兼たり、

森山

江州野州郡に在り、守山とも書く古今集秋に貫之白露も時雨もいたくもり山の下葉残らず色付にけり」の歌あり、

鏡の山

江州にあり、森山より東北なり、古今集雜に大伴黑主鏡山いざ立より
て見て行かん年へぬる身は老やしぬるとの詠有り、

篠原

近江國野州郡にあり、鏡の山の西の麓に當る、

老蘇森

近江國蒲生郡にあり、老曾とも書く、壬生二品家隆の「旅ねして結ぶ枕
もあはれなり老蘇の松の霜の下草」などの歌を合せ見るべし、駒に下草を食はせ
んとて止めたるなり、

番馬醒川柏原

共に近江國坂田郡にあり、

不破

美濃國に在り、新古今集雜の攝政太政大臣良經の歌に「人住まぬ不破の關
屋の板底荒にし後はたゞ秋の風、」

猶もるものは秋の雨

關守の守るに、雨の漏るをかけたたり、秋の雨とつゞき
しはその雨の草木を凋落せしむるものなれば、下文我身の尾張といひかけたり、

八劔

尾張國愛知郡に鎮座します、熱田神宮の社内に八劔神社あり、

鳴海潟

尾張に在り、夫木集、常盤井入道の歌に「打渡す今か鹽干になるみ潟と
をよる舟の聲も通はず、」

濱名の橋

元慶八年に造れり、長五十六丈、高一丈六尺なりとぞ、今は無し、遠江
國濱名郡橋本村あり、橋の本なりとぞ、歌詠多し、

誰か哀れそ夕暮

いふと夕暮といひかけたり、

池田

遠江國天龍河の東岸にあり、古へはその西岸にありき、古人の紀行多くは

池田宿に泊りて天龍河を渡ると書きたり、今は川瀬變せしなり、參議通資の歌に、

「そのかみの里は河瀬となりにけりこゝに池田の同じ名なれど」

元曆

後鳥羽天皇の年號、

重衡

平清盛の子、この事源平盛衰記には、内大臣宗盛が下向の時のこと、せり、

丹生の小屋

埴生の小屋にて、賤家なり、

いぶせき

俗にむさくるしきの意、又氣のふさぐことをもいふ、

長者の女

この宿の長者湯谷が女にて、侍従といへり、歌を善くす、この時重衡
の返歌にいはく「故郷は戀しくもなし旅の空都もつひのすみかならねば」

小夜中山

遠江國に在り、新古今集西行法師が歌に「年たけて又越ゆべしと思
ひきや命なりけり小夜の中山」その他古歌多し、

西行法師

藤原佐藤憲清也、初め鳥羽院の北面にて武勇の聞えあり、出家して
法名圓位といひ後西行と改む、有名なる歌人なり、

隙行駒の足はやみ

史記第三十の魏豹の傳に、人生一世如白駒過隙とあり、
白駒は日影なり、足はやみは足はやさにと譯すべし、

亭午 正午也、杜詩に亭午頗和煖とあり、

餉 乾飯なり、

輿 輿の前に長く出でたる二條の棒なり、

菊川 遠江國榛原郡菊川村あり、昔は驛場なりしが後立場となれり、又茲に菊川といへる川もあり、

承久の合戦 後鳥羽院の武家征伐を企て給ひし時、官軍と北條氏との合戦なり、時は順徳天皇の承久三年なり、

院宣書きたりし咎 承久に院宣を書きしは光親卿なれども、菊川に於て四句を書きしは中納言宗行也、今此兩事を混じてかけり、誤也、

光親卿 權中納言藤原光雅の子なり、

南陽縣菊水 南陽酈縣に谷あり、谷中の水甘美也、上に大菊ありて水に落つ、之を汲むもの壽を延ぶと云へり、

大井河 遠江駿河の堺に在り、大堰河又は大猪河とも書けり、京都桂川の上に

龜山殿の行幸 龜山殿は、都の大井川の邊にあり、後醍醐天皇の行幸をいふ、龍顏鵠首 樂人の乗れる船なり、龍は能く水を涉り、鵠は風を得て疾く行く水

鳥なるが故に、舳先に龍頭又は鵠首を彫つけたる船を作りしものなり、或は水患を避くる爲ともいへり、

島田藤枝 共に駿河國志太郡にあり、

岡邊 岡部とも書く、藤枝と丸子との間にあり、冷泉爲家卿の歌に「歸りくる程はなけれど朝霜の岡邊の眞葛うら枯れにけり」とあり、

宇都の山 岡邊と丸子との間にあり、駿河の安倍郡に屬す、

業平の中將 平城天皇の子阿保親王の第五子なり、故に在五中將とも稱す、夢にも云々 伊勢物語に云く、ゆき／＼て駿河國にいたりぬ、宇津の山にいたりて、我いらんとする道はいとくろ／＼細きに、蔦楓は茂り、心細くするなるを見る如く思ふに、修行者あひたり、かゝる道はいかでかいまするといふを見れば、見

し人なりけり、京に其人の御もとにとて文かきてつく、駿河なる宇津の山邊のうつ、にも夢にも人にあはぬなりけり、

かくやと思ひ知られたり 参考本はこれより以下の文略したり、

清見瀉 駿河の海邊にて、富士の裾に當る、古へ關所あり、今の清見寺の内その

古跡といひ傳ふ、波の關守 波濤の爲に、夢も破られて、都に通ふことなりがたきをいふ、清見瀉

には關ありしが故にかくいひかけたり、古歌にも見えたり、法橋顯昭の歌に云く「駒とめて過ぎぞやられぬ清見潟ちりしく花や波の關守」とあり、

三穗が崎 三保或は御穗とも書く、駿河國有度郡にあり、こゝに松林あり、三保松原といひ、古詠多し、

奥津 息津又は興津沖津などとも書けり、駿河國宇度郡にありて、風景よろし、

神原 蒲原とも書く、奥津より二里餘の處に由井の宿あり、こゝより一里にして神原に着す、

上なき思ひに 新古今集家隆、富士の根の煙はなほぞ立ちのぼる上なきものは思ひなりけり、の詠あり、思ひのひに火をきかせたり、

浮島が原 富士の南にあり、

おりたつ田子云々 源氏物語葵の卷、御息所の歌に「袖ぬる、戀路とかつは

知りながらおりたつ田子のみづからぞうき」とあり、田子は農夫の意なり、その田子に田子の浦をきかせたり、田子浦は、清見奥津より東浮島原迄の海邊の總名なり、田子又は田籠、田兒とも書けり、

車かへし 駿河國駿東郡沼津の北に當れる地名なり、車返と書く、

竹の下道 富士の裾野にある地名なり、建武二年新田足利の兩軍この所にて

戦ひしよし本書に見えたり、

足柄山 愛鷹山にて、又蘆高足高とも書く、富士に連る高山なり、この山を経て

箱根山にかゝり、その間に横走關足柄關ありしなり、

大磯小磯 大磯は相模國洵綾郡にありて今も名高し、小磯はそれより同國足

柄下郡酒匂によりたる磯邊をいふなり、

こゆるぎの急ぐ こゆるぎはこよろぎといふべきを音通にてしかもいへ

り、倭訓栞に云く、催馬樂の歌より出で、源氏にあるじはさかなもどむとこよろぎ

のいそぎありくと見えたり、小餘綾コヨロギの磯といふをいそぎといひかけたる也、餘綾

は相摸の郡名也、倭名鈔にもよろぎとよめり、綾はりようの音なるを、ろぎとよむ

はりよ反ろ也、うを朝鮮にきとよむなりといへり、磯も倭名鈔に伊蘇と見えて郷

名也、今の大磯小磯是也、

鎌倉 相模國鎌倉郡にあり、治承年中源賴朝茲に鴻業を開きしより、京の都と對

し、一時は全國の首府ともなれり、東鑑に云く、鎌倉の四境は、東は六浦、西は稻村、南

は小坪、北は山内と見えたり、宗尊親王の詠にいはく「十とせあまり五とせまでも

住みなれてなほ忘れぬ鎌倉の里」

蜘蛛 木を以て蜘蛛の巢の如く十文字にゆひて、出られざるやうにしたるなり、

十王の廳 十王とは一に秦廣王、二に初江王、三に宋帝王、四に五官王、五に閻羅王、六に變成王、七に秦由王、八に平等王、九に都市王、十に轉輪王なり。廳は役所といはんが如し。

頸械手杻 抄に云く、械字は誤なり、地藏十輪經第一卷音義曰、在手曰杻、在足曰械と云々、佛本行集經音義に、枷の字、穿木加頸令不得自在矣とあり、枷の字をくびかせとよむ。

○長崎新左衛門意見事 付阿新殿事

青女房

わかき侍女の事、房は部屋なり。

五噫

後漢の梁鴻京師を過ぎて五噫の歌を作り、悲みの意を表せり、されば五噫を謳ふとは悲むを云へるなり、歌に云く、陟彼北芒兮噫、顧瞻帝京兮噫、宮室崔嵬兮噫、人之劬勞兮噫、遼々未央兮噫。

評定衆

政所に屬し、執事寄人の下にありて、幕府の政務に參列するものなり。

頭人とはこの班首者を指す、後幕府衰ふるに及び、この職ただ慶儀に列して故實を修むるに過ぎずなりぬ。

執事

政所の長官なり、鎌倉時代には政所の執政をは執權と稱し、諸家の老臣をば執事といふこと大方の習ひなり、足利時代に至り、初めはこれに同じかりしが、

六才

三代義満將軍の時、斯波氏政務を攝せしより、近親の一門として家人の如く執事といふを惡み、管領と稱へしかば、執事の稱は陪臣家務を行ふもの、職名とはなりぬ。

長崎入道

法名圓喜、光綱の子なり。

百六十餘年

百五十餘年ならざる可らず、治承四年賴朝の起りしより元弘元年まで百五十二年なり。

累葉

累代と云ふが如し。

上一人

天皇を申し奉るなり。

天台座主

護良親王なり、天台宗の主を座主といひて、僧中の重職なり、天台とは比叡山即山門一山のことをいふ。

君雖不君云々

孝經の序に出たり。

君視臣如土芥云々

孟子離婁下篇に見ゆ、この句吾國體上には決して應用すべきものにあらす、讀者宜しく翫味して可なり。

無道の君

殷の紂王を指せり。

不善の主

承久の後鳥羽、順德、土御門の三上皇を指せるなり。

硫黃島

薩摩國の南十二里餘にあり、周回三里許に過ぎず、天正本には、大塔宮

六才

を殺し奉るべしとあり、天下怪異の事の條には、本文大塔宮を死罪云々とあり、居長高、其の身を高く聳かすさまを云ふ、

召人、四人の事なり、

仁和寺、山城國葛野郡福王寺村の東にあり、大内山と號す、仁和中光孝天皇

の建立する所なり、故に仁和寺といふ、眞言宗に屬す、

中間、召使者といはんが如し、

持佛堂、山考妣の位牌所なり、

行纏、はきは脛穿の略にて、脚絆なり、

よみち、黄泉路と書く、死して後行く道といへり、

なからん後、死にてから後と云ふが如し、

遙に御湯云々、永らく御入浴云々の意なり、

頭燃、天台三大部補註曰、譬如男女有火燒頭、敕令速滅、

綿密、他念を絶して、唯一心に工夫をしたる体なり、

敷皮、鹿の皮にて作れる敷物なり、

五蘊云々、増鏡には四大本無主、五蘊本來空、將頭傾白及、但如鑽夏風とあり、

五蘊、色と受と想と行と識との五也、蘊の字は積聚の義と釋せり、此五は我等が

セガ

セウ

ハガ

色法と心法との二也、故に一色四心と習也、初の色蘊と云は五體の身骨也、殘る四は心法也、其中にも第五の識蘊が心の正体、受想行の三か心所と名つくるなり、

四大、地水火風の四なり、是等合して一身と成るといへり、

一陣風、陣はつらなると訓す、風が一片颯と吹く程の我身と觀じたる意なり、

むくろ、神代卷に身中をよみ、仁德紀に體をよめり、身囊の義なりといへり、軀

殼をいふなりと倭訓栞に見えたり、

遠侍、母屋をはなれて、中門の傍にある家なり、番をする侍の居る處なり、

左右なく、さうする、こうする、となく、躊躇するなり、

明障子、今の障子なり、

太刀、倭名抄に、似刀兩刃曰劔、似劔而一刃曰刀とあり、太刀は劔と刀との總名な

り、たちと訓むは物を斷截より下略せしなり、

刀、片刃の義なり、などはと普通す、後には劔も刀も共に太刀或は刀と稱して、兩

刃一刃の分ちなし、又これより大小の名稱も起れり、

一まづ、一本に一まづとあり、即俗語の一先の義なり、

かはゆき目、哀れの目なり、

足たゆめは、阿新の足疲勞せしなり、

九

蓬 菅茅などにて編みしものを舟にふきて宿るものなり、

山臥 野山に臥して修行する僧なり、後には修験者の稱ともなれり

たびたまへ 給へを更に敬ひてかくいふ、

柿の衣のつゆ 柿の衣は赤色の無紋の衣なり、先達の僧之を着す、さて衣の袖

括の緒の垂れたる端を露といふ、そのさま露の滴り垂るに似たればかくいふ、本

文につゆを裾とあるは非なり一本に従へり、

薄伽梵 如來の尊號なり、バガボンとよむ、

明王 不動明王を云ふ、

八大龍王 一に難陀、二に跋難陀、三に波伽羅、四に和修吉、五に德叉迦、六に阿那

婆達多、七に摩那斯、八に優鉢羅を云ふ、

たばせ給へ たばせは賜はせなり、是に敬語を添へたるなり、

行者 修行者にて、行を修むる者なり、

御房 御僧の意なり、房は僧の居所をいふ、これより轉じて僧をもかくいふ、

屋形 舟の内に屋の形せる處を作りて、人茲に住す、これをしかいふ、

掲焉 著しくきはだつことなり、文選に掲焉ケツエンとよませたり、物を高くあげれば明

白なればなり、

九

○俊基被誅事并助光事

青侍 若き未熟なる侍をいふ、

北方 高貴の人の細君の稱なり、

嵯峨の奥 天正本嵯峨小倉谷に作る、小倉は嵯峨村の西に當る、

張輿 輿表にて周圍を張包み、押縁を打ちたる畧儀用のものなり、

粧坂 相模國鎌倉郡扇谷より西へ行く坂路なり、

工藤左衛門尉 名は高景、本書第六卷に出づ、

目くれ 目のくらむことなり、

足もなえ なえは萎しほれたる義なれば、足のよわるなり、

消えかゝる云々 俊基の北方の文の詞なり、

矢立 矢立の硯なり、簾に入れて攜ふるものなり、

俊基の返事 天正本に俊基卿が北方におくられし文を載せたり曰く、今はの

際サカイの御文何よりも嬉しく見るに、思ひを添る媒は中々よみぢの障とも成ぬべく

こそ候へ、承り候如く、假初に出しを都の名残にて、角とだに申すべき詞の傳の使

もなく、いひ知ぬ心の中、是もたゞ御推量に餘りぬべし、熟夢幻の世を思へば、朝の

霜夕の露、尙是あだなる物ならず、そひ果ましきながらへは、いつの日、何の時は

おとるべき、只是を然るべき便として實の道に入せ給は、極樂淨土の實池にし
ては一蓮の實ともなり、契深くは鳬雁鴛鴦の類ともなり、共に御法を嚆て一水の
面にも住べしとあり、

疊紙 今の鼻紙なり、

辭世の頌 神明鏡には、俊基葛原にて誅せらるゝとてかくなん、秋をまたて葛原

原に消ゆる身の露の恨や世に残るらんとあり、

辨殿 右小辨たりしを以てなり、殿とは人を呼ぶ尊稱なり、

一樹の蔭云々 諺草に云く、一樹の蔭にやどり一河の流を汲も皆これ他生の

縁といふ事昔白拍子の謠物也とあり、明眼論云、或處一村宿一樹下汲一河流一夜

同宿とあり、既にいへり合せ見るべし、

連理の契 連理の枝の如き契の意なり、樹二枝相向ひ脈理を連接して生ずる

を連理枝と云ふ、

形の如く 定りの通りなり

柴の扉の明くれは 夜の明け暮るるにかけていへるなり

菩提 梵語なり、道心と譯す、即自性清淨心なり、

○天下怪異事

六方の大衆 奈良興福寺の六方末寺の衆徒の事なり、六方は乾良、巽坤、龍華院

菩提院是なり、大衆は僧伽或は摩訶僧祇の譯字なり、だいしゆと讀むべし、

確執 遺恨なり、

前相 前兆といふが如し、

大龜を焼きて占ひ 龜トとて龜の甲を焼きて事を占ふ一種の法なり、漢土
にても行はるゝとぞ、

勘文 陰陽寮より事物の吉凶を勘へて奉る案書なり、

東使兩人 天正本には、東使城越後守二階堂出羽入道道蘊上洛すと見え、神明
鏡によると、二階堂下野判官長井遠江守兩人上洛とあり、

尊雲 大塔宮の御事なり、

踵を回す可らず 抄に云く、常には旋踵と書ぞ、集覽五云、旋回轉也、踵足根也

云々、私に云、立たる足を其まゝさし向ふ意ぞ、遅々のなきを云なり、

國家の安危云々 項羽本紀にある語なり、

上臥 禁中に宿直し居るを云ふ、

重耳 晉の献公の子也、献公驪姫を愛す、驪姫重耳を讒す、重耳恐れて蒲に走る、献
公怒つて蒲を伐つ、重耳遂に翟に奔る、後遂に五霸の隨一となり、文公といふ、

十二

大王幽を去る 古公宣父、徳義あり、人皆之を戴く、戎狄之を攻む、民怒つて戦はんとす、古公は人の父子を殺して君たるに忍びずと、遂に幽を去りて岐の下に止る、幽人國を擧げて扶老携弱盡く古公に岐の下に復歸す、

下簾

車の下簾より衣を出すは、女房車に限れるなり、下簾は簾の下に垂る、きれなり、

陽明門

近衛御門と號す、東面の北の端なり、

行啓

春宮及び后等の出御を行啓と云ふ、

公敏

洞院左大臣藤原實泰の子、

六條少將

中納言源有忠の子、六條或は千種、或は禪林寺とも稱せり、

駕輿丁

御輿を昇く人夫なり、

折烏帽子

立烏帽子に對して、すべて頂を折りたる烏帽子の總稱なり、風折烏帽子、侍烏帽子等の種類あり、

直垂

無位無官の者の服なり、後足利時代より堂上の者も之を着たり、

七大寺

奈良の七大寺にて、即東大、興福、藥師、法隆、西大、元興、大安寺なり、

東南院の僧正

名は聖尋、關白藤原基忠（圓光院）の子、

古津

木津とも書く、山城國相樂郡にあり、

和束

古津と同郡なり、鸛峯山はその原山村の上方に聳ゆ、

笠置の石室

古津と同郡なり、加茂村の東一里に笠置山あり、その南岸は石を以て成り、險阻なり、上に笠置寺あり、この邊なるべし、

○師賢登山事付唐崎濱合戦事

衰龍の御衣

天皇の禮服なり、日月星辰山龍雉藻火斧等の象を繡ひたるものなり、

中院貞平

一本定平とあり、これよろし、初名は良定、陸奥守源定成子なり、

局町女房

局町は官女の部屋のこと、そこに住める宮仕への女なり、

さしつこひ

打集るなり、

海東左近將監

一本名を仲家とも宗政とも作れり、

貞知

氏は小田、伊賀守知宗子なり、

宣通

宣茂の子なり、

時朝

一本時知とあり、これよろし、氏は小田、知宗の長子にして貞知の兄なり、

唐崎の松

唐崎、或は辛崎、又韓崎とも書く、近江國滋賀郡にありて、大津の北に

當る、松はその濱邊社頭にあり、又この松を一つ松ともいへり、

八王子

比叡山の東につゞきて小山あり、此峯に金石とて石ある上へ天照大

十二

十二

神の御子五男三女の神あまくだり座す處を八王子と申すなり、

解脫同相の御衣 生死を解して佛果同躰の相を顯したる衣、袈裟を云ふ、

堅甲利兵 孟子にある語なり、

垂跡和光 佛の跡を垂れ玉ふの義也、和光は佛の光を和げて神とあらはれ衆

生を利益する姿なり、

早雄 はやりを也、勇み立ちたるものともを云ふ、

かちだち 徒歩にて出で立つなり、

射向の袖 左の袖の事なり、

持楯 個人を持つ楯なり、つく楯にはあらず、

岸破 其踏倒したる音の形容なり、或は起き上る時にもしかいふ、

弓手 弓を持つ方の手、即左の手をいふ、

冑の鉢 冑の頂を蓋ふ部分をいふ、

袖の冠板 鎧の袖の上の板なり、

菱縫の板 鎧の最下の板にして菱縫したるものなり、

片筋かいに云々 菱縫にしたる絲を、片筋をも懸けず切つて落すなり、かいは交ひにて筋かひなり、斜の意味、

内冑 冑の裏面の方をいふ、

鋒き上り 刃の尖りを上にむけてなり、

上卷 鎧の上卷付の板をいふなるべし、これは又逆板ともいひ、押付の板の次に

あり、そこに糸にてくみたる總あり、之を上卷といふ、

唐輪 倭訓栞に云く、日本紀に角子をあげまきからわと訓せり、今いふ韓子縮也、

元服以前童形の髪の體也、髪の元をとりそろへ、末を二分し、額の上ほごに圓く輪

に結をいふ、

麴塵の筒丸 麴塵は黄に青みを帯びたる色をいふ、胴丸は鎧に似て、胴の左に

つがひなくして屈伸し、右の脇にて合するなり、

大口 大口袴なり、そばは端なり、

大眉に云々 眉をゑがき、齒を染めて公家の風を装ひしと見ゆ、

矢場に すぐ其の場になり、

すは 俗にそらといふに全し、

かは そのなげこむ形容なり

坂本様の拜み切り 詳ならねど、その討たれし者の倒るゝさまが、恰も佛に

向ひ膝を屈して拜むが如く見ゆるより、しかいふにや、坂本は叡山の麓なり、

十三ウ

惡讃岐 一本に河合讃岐に作る、
小相模 一本大覺坊慶尊に作る、
萬死を出で、云々 貞觀政要一云、太宗曰、玄齡昔從我定天下、備嘗艱苦、出萬死而遇一生云々、

十四ウ

○持明院殿御幸六波羅事

本院 持明院後伏見上皇なり、
志賀 近江國滋賀郡三井寺の北にあたる、古への都なり、
春宮 量仁親王なり、
兼季 實兼の子也、菊亭と稱す、
通顯 源通重の子、初の名通平、又の名通貞といへり、
公宗 藤實平の子なり、
資名 藤俊光の子なり、
經顯 藤定資の子なり、
資明 資名の弟なり、
北面 院付の武士なり、
諸司格勤 諸司は百司といふ如く、諸寮諸衛なり、格勤の格原格に作る、役目を

十四ウ

慎み勤むる義なり、轉じて諸司に勤番する武勇の侍をいふ、

六軍 周の制に、天子は六軍、諸侯大國は三軍、次は二軍、小國は一軍と定まれり、
翠花 天皇の旗を名づけて翠花と云ふ、上林賦曰、建翠華之旗、注、向日、翠旗以翠羽飾旗、

○主上臨幸依非實事山門變議事付紀信事

十四ウ

深山おろし 山よりふき下す風を云ふ、
山門を落ちて 増鏡に、大納言師賢卿、落行かれし時、夜深く志賀の浦を過ぎ玉ふに、心ほそく思召されて、思ふ事なくてぞ見ましほのく、と有明の月の志賀の浦波と詠ませ玉ひし事見ゆ、此歌新葉集にも出たり、

大塔宮の執事澄俊 笠置へ御没落の條に、妙法院執事澄俊と見えたり、今大塔宮執事に作るは、齟齬せり、さて大塔宮執事は、殿法印良忠にて澄俊にはあらず、手の者 手下の者なり、
三百人 一本三四人とあり、
十津川 大和國吉野郡に發す、
さしも云々 さも貴き山の頭をすて、也、
醫王山王 大宮權現波止土濃是なり、

竹園連枝　竹園は親王、連枝は兄弟の事なり、
抑今度主上云々　この下紀信詐りて楚に降る事を引きて、帝及び師賢を評す、參考本この下文を除く、

十五方

强秦 秦始皇をさして云へり

天子の車なり、黄絹を以て蓋裏となす

左 犛 旗也、犛牛の尾を以てつくれるもの、犛は黒牛なり、

成皐 洛州汜水縣にあり、

鳥江 和州鳥江縣是なり、

十五

千載一遇
千載は千年と云ふが如し、希なるを云ふ

○王士禛年外集賁事山門變齋事作孫言事

天身の魂を召てけり摩訶三昧に土林廻り盤龍華二遊去、同日摩訶三昧に

卷第三

一六

○主上御夢事付楠事

笠置四 山城國相樂郡にあること前に出づ、寺はその山上に在りて、天武の皇子大

津皇子の建立なり、

打たせたる馬に乗り行くを云ふなり、此は引き連れと解す

まごろみ
暫し眠るなり、

玉座ぎょざの意也、扆きとは屏風の事なり、

南面の徳とく 君の徳と云ふが如し君を南面と稱すること禮記にあり

成就房律師の金勝院本には成就房法印快元に作るの序文あり

橘諸兄 元の名葛城王、橘姓を賜はる後名を改めて諸兄と云ふ姓氏錄による

年に敏達天皇より諸兄まで五代なり東土を節制の術を以て人々を治す

志貴山也毘沙門は明蓮上人の建立する所なり

多門の義也。神徳の名。四方に達す。往はかくいふとる。

○笠置軍事付陶山小見山夜討事

長澤 天正本に中澤に作る

檢斷

二人を以て充てたり、檢察巡行をつとむる職なり、たま／＼には所司代ともいへり、事あるときには、必兩檢斷、在京の兵士を率ゐて其役に從ひ、軍陣に臨みては、軍奉行となりて軍兵の着到を注す、承久已後置かれしものなるべし、この職の上に一人の長官あり、管領といへり、

平等院

山城國久世郡宇治町の東北、宇治橋の南二町にあり、初め左大臣源融の別館なり、陽成宇多朱雀三帝茲に遊獵し給ひ、離宮を建て宇治殿といふ、長徳年中關白道長之を別館となし、子賴通に傳ふ、賴通之を佛刹となし、平等院と號す、佛殿を鳳凰堂といひ、莊嚴美麗なり、

矢合

戰の始まる時、互に矢を射合すをいふ、

高橋又四郎

一本に、名は通宣とあり、

拔懸

竊に陣を抜け出して先驅する義、

回天の力

立抄に云く、通鑑集覽第十一云、文帝時張公謹論事有回天之力云々、天を回すとは、人間の成すわざでは無ぞ、

なじかは

如何してかは也、反語となる語なり、

捨鞭

逃ぐる時、やたらに馬に鞭打つなり、

橋爪

橋の端なり、

木津河

山城國相樂郡にあり、源を伊賀に發す

光明山

山城國相樂郡にあり、

金剛山

河内國石川郡の東南に聳ゆ、

梨間

山城國綴喜郡中村郷にあり、今は奈島に作る、

市野邊山

山城國綴喜郡市邊村の上方、攀ぢ登り巔に到れば、以て遠きを望むべしといへり、

関の聲云々

出陣開書に云ふ、軍陣にてときの聲上くる事、初めは大將などのゑい／＼ゑいといはゞ、惣の者わうと永く云ふべし、三度ほども上くべし、此の意は摩利支尊天其を表するなり、秘法なり云々、

矢合の流鏑

戰爭の矢合の時に射る鏑矢の義也、鏑矢はかぶらに似て、穴を三方にあけたり、射れは音あり、故に鳴鏑といふ、

當の矢

答の矢なり、

攀折なる道

山坂の勾配曲折したる道なり、

胃の星

胃の鉢に小點數箇あるを星といふ、

さま

矢間の事、狭間の義、城の櫓などにある窓なり、

十善の君

殺生、偷盜、邪淫、妄語、綺語、惡口、兩舌、貪欲、瞋恚、愚癡の十惡を犯さざる

者天子に生まるといふより天子をかくいふ、

六波羅殿

時の六波羅探題北條仲時時益を指す、

大和鍛冶

大和の奈良には名ある鍛工多かりき、

篋かづき

矢の根の矢幹ヤカサの小口を受くる所を云ふ、

荒尾九郎

名は行忠なり、

千檀の板

鎧の右の高紐を切られぬ爲にあてたる袖の形したる小さき板、

究竟の矢坪

適當のねらひ的の義

彌五郎

神明鏡に彌三郎に作る、

矢面

矢の來るべき正面なり、

遊ばし候

然シカなされよの敬語にて、此は弓を射たまへとの意なり、一本遊ばせ
とあり、いづれにてもよし、

物の具の實

鎧の札ササなり、札は革なるも又金なるもあり、

弦走

鎧の胴の前の凹字形に染皮を以て包みたる處を云ふ、

腹卷

鎧と異り、袖などなきもの、又直垂狩衣等の上、或は下に着ることあり、

鏢

細き鏢を平に綴り合せたる衣なり、

金磁頭

磁頭の字、神頭矢頭ナカなり、も書く、中を彫りぬかざる矢の根なり、鏑矢墓

目などは皆中を彫り抜きて空なり、

鎧の高紐

綿ワタ嘴カサにつきたる紐なり、胸板につきたる合引の緒に引きかけて

胴を釣り上ぐるなり、高紐をはづすは弦にさはらぬ爲なり、

引きしぼり

引きしめなり、

手こたへ

矢にて物を射あてる時の響なり、

くつまき

口卷也、矢幹の本の巻きたる所、沓巻とも書く、そこまで射込みたる也、

箭叫

矢を放ちてあたりたる時、聲をかけさけぶを云ふ、

坤軸

地軸なり、

卷數

經卷の目錄を云ふ、

般若寺

醍醐の觀賢僧正の開基なり、

褌衫の袖

僧侶の衣なり、ひとへきぬといひ、裏なきもの也、褌は偏の誤り、

鞠の勢云々

鞠を投ぐる勢にて、こゝは石を投げしなり、

尻居

尻臀を地に着くなり、

なだれ

長垂の意なるべし、斜に崩れ落つるをいふ、

いやに

いよくの義なり、

一宮

吉備津宮なり、孝靈天皇の皇子吉備津彦命を祀れり、

貞直 宗泰の子にて、時政六世孫なり、

侍大將 侍とは六位の人の諸家に祇候するものをいふ、されど五位に叙せらるゝ、

とも、其筋の人は猶侍といへり、さて侍大將とは、其身侍にして一軍の將となり、軍士を指揮するものをいふ、室町時代には、家々の定同じからざるに至れり、

梶原平三が一度のかけは 壽永三年、源範賴義經等平氏を一の谷に攻めし時、範賴の部下に梶原平三及びその子景季あり、共に出で、戦ひしが遂に父子相失す、父平三以爲らく、景季は敵の捕虜となりしかど、再先驅して戦ふに當り、景季の無事力戦するに會ひ相携へて歸陣せしとぞ、之をいふなり、

佐々木三郎が藤戸云々 壽永三年、佐々木三郎範賴に従ひ、平行盛を備前國兒島に撃たんとし、藤戸に到りしが濟ること能はず、乃竊に漁者に向ひ、その淺處を探り、遂に渡れり、

宇治川の先陣 壽永三年、源賴朝、同義仲を撃ちし時、高綱賴朝より賜はりし名馬池月に騎り、宇治川を先登せしなり、事は源平盛衰記に詳し、但しこの事東鑑には見えざれど、同書承久合戦の條に、これに似たる事を載せたり、就て見るべし、いけづき 池月生倅など書く、源賴朝が高綱に與へし名馬の名なり、曼陀羅 淨土の實相を圖せるものにて、即ち觀經一部を具さに寫し顯はしたる

四

五

ものを云ふ

刀 腰刀にて短刀なり、

ごかう とかくの音便なり、

いふかひなげなる云々 いひがひなし、役立ちさうもなきものどもなり、

須彌 須彌は山なり、蘇迷盧又は妙高山とも云ふ、八萬由旬は其高さなり、由旬は十六里、或は三十里をいふとなり、

錦織判官代 金勝院本に、名は景令とあり、

○主上御没落笠置事

類火 火の類焼し行くをいふ、

藤房季房二人 増鏡によるに、季房は中宮に従て京に留まり、此時帝に従ふものには藤房具行師賢を載せたり、

御歩行なれば云々 増鏡には、帝始め徒歩して城を出で、後馬に乗りて逃げ給ひし由なり、太平記と異れり、

茵 褥なり、時しも秋の末なれば枯れし千草を御座の茵とし給へるなり、

羅縠 羅はうすものといひ、薄き絹布なり、縠はこめおりといひ、紗又は羅の類にて、目のすきたる薄き織物なり、絲目もみ米の如き形したればかくいふとぞ、

五

六

六ウ

多賀郡 天正本に、高市郡に作る、是に近し、大和山城に多賀郡はなし、
有王山 増鏡に、高間山に作る、

さしてゆく云々 さしては笠にかけ、天が下には雨が下とかけたり、

深須 異本三栖に作る、

網代の輿 網代にて、外を張りつけ、黒塗の押縁したるものなり、

殷の湯夏臺に囚はれ 史記曰、帝桀之時、自孔甲以來、而諸侯多畔、夏桀不務德、

而武傷百姓、百姓不堪、廼召湯而囚之、夏臺已而釋之、湯修德、諸侯皆歸、湯遂率兵以伐、
桀遂放而死、

越王會稽に降せし 越王勾踐、吳王夫差の爲に敗られ、遂に會稽山にて降人
に出たり、然れども後又歸ることを得、再び起つて吳を滅せり、

師賢 公卿補任云、元弘元年九月廿九日、師賢出家、山城寺田郷地頭代野邊若熊丸、
召捕師賢進武家云々、

實世 公卿補任、増鏡によるに、八月廿五日、京に於て囚に就けり、

其方さまた 其人々に縁故ある人達かの意、

分野 一本有様に作る、分野も有様の義、

持明院新帝 光嚴天皇なり、

七ウ

繼體の君 位を嗣ぐ君なり、

關東の兩大將 大佛貞直、金澤貞將也、

重器 寶器なり、

内侍所 禁中溫明殿にありて、神鏡を安置する所なり、女官内侍が常に齋き祀る
により、やがてかく申奉れり、又賢所とも稱す、禁秘抄、拾芥抄等に詳なり、

神璽 八坂瓊曲玉の事なり、

鳳輦 天子の御輿なり、車の輪なく昇き行く也、上に金を以て鳳鳥の形を飾れる
もの故にかくいふ、

袞衣 袞龍の衣なり、袞は曲の義、龍の首の曲れるよりいふとぞ、天子大禮の時着
御の禮服に升り降り、龍の模様を繡ふが故なり、但し此は廣く天子の服をいふ、

日來の行幸に事替り云々 増鏡には、この御歸洛のさま、主上は鳳輦には
あらぬ網代輿のあやしきにぞたてまつるとあり、或はこの方實なるべきや、

紫宸の北極 紫宸殿の北の義、北極とは太乙樞なり、天子の位に比して曰ふ、

白屋 賤人の居る所をいひ、それより轉じて直に賤しき人をもかくいふ、漢書蕭
望之の傳に、恐非周公躬吐握之禮、致白屋之意とあり、

天上の五衰 大論曰、諸天命欲終時、五死相現、一華冠萎、二腋下汗出、三蠅來着身、

七ウ

四見更有天坐已坐處五自不樂本座又俱舍論曰復有五種大衰相現一衣染塵埃二華鬘萎悴三兩腋汗出四臭氣入身五不樂本座此五相現必定當死

人間の一炊

人世のはかなき譬なり出所は異聞集に呂翁經邯鄲道上邸舍中

有少年盧生自嘆貧困言訖思睡主人方炊黃梁翁探囊中一枕以授生曰此則榮遇如意生枕之夢自枕竅入至其家身歷富貴五十年老病而卒欠伸而寤顧呂翁在傍主人

炊黃梁猶未熟云々

住みなれぬ云々

新葉集増鏡にはまたなれぬに作る第七句をも又ぬるる

袖かなとあり

共に見し夜

新葉集にはなれて見し夜に作る

新帝登極

皇年代略記歷代皇紀共に云元弘元年九月二十日光嚴院踐祚

長講堂

後白河法皇の創立する所六條殿内にあり御嵯峨院之を後深草院の御

領に充てし後世々持明院派の領となれり

花を打て

いふ

打の字折の誤なり花を折るとはその出立の花やかに美々しきを

○赤坂城軍事

笠置城

實錄を按するに笠置城陥いること本文と異れり

赤坂城

河内國石川郡にあり松屋村の南東條川の西岸に當る南は山に靠り東

甲南斷崖高さ三百尺北に一徑を通す

陳平

陽武戶牖郷の人なり陳涉起りて陳に王たり陳平其兄伯に謝して魏王咎

に事ふ人或は之を讒す陳平走りて項羽に歸す羽陳平を將る往きて殷王を擊て

還る程なくして漢王攻めて殷王を下す項王怒り將に殷を定めし將吏を誅せん

とす陳平誅を懼れて漢に降る

張良

字は子房其先は韓人なり秦韓を滅す良年少く未だ韓に官事せずと雖其

五世韓に相たり乃秦王を刺して韓の爲めに仇を報いむとす事成らず秦王怒つ

目て良を求むること甚急なり良乃名姓を更へて下邳に匿る後沛公兵を起すに至

りて遂に屬す良數太公の兵法を以て沛公に説く沛公之を善とし常に其策を用

ふ

究竟

勝れたるの意なり

楠七郎

大正氏なり後改めて正季と呼べり

指しつめ引つめ透間あらせす射ることなり

魚鱗

陣法の名なり先細に中太に魚の鱗を並べたるやうに馬の鼻を立て並ふ

るなり

九ナ

我かよ人のよ 我物よ人の物よといふ事なり、

徳 利徳なり、

吐田 大和國式下郡にあり、

檜原 大和國葛上郡にあり、

逆木 逆茂木とも書く、いはらの枝の鹿角の如くなるを、逆立て、垣にして敵兵

を障ふるものなり、

九ウ

稻麻竹葦の如く、軍兵の餘ず地なく、群り攻むるに譬へたり、
目ばかりはたらく、体軀は討たれて目のみ活きて動くを云ふなり、
方四町云々、此上に赤坂城方一二町とありて相齟齬す、蓋し前者の方誤なり、
早りのまゝ、氣の勇みはやるにつれてとなり、
責具足 平せめ道具なり、
そゝろ 何の故ともなくと譯すべし、
いため皮 其法膠の水に革を浸し、取出して鐵鎚にて打固めて乾して作るな
刺り、痛むる義なり、
甲の天返 甲はカブト其の天邊にて、頂上の穴の有る所を云ふ、一に八幡座と
も呼べり、

十ナ

綿がみ 鎧の肩の所なり、下をなめし皮にて作り、上を色々の紋付たる染革又は
織物を以て包みぬひくゝみたるなり、

事に臨みて云々 論語述而篇に、子路曰、子行三軍則誰與、子曰、暴虎馮河死而

無悔者吾不與也、必也臨事而懼、好謀而成者也、

氈城 陳營と云ふが如し、

長崎 金勝院本に云く、四郎判官高貞、

一心稱名 稱名の名は、佛菩薩の名號なり、この名號を一心に口に唱ふるなり、

○櫻山自害事

四郎入道 金勝院本仁兵衛入道茲俊に作る、

所願空うして討死云々 討死は自害の誤、毛利家本には自害とあり、

奈落 梵語也、地獄を云ふ、此に落つる者は赦すことあるなしとぞ、

十一ナ

卷第四

○笠置囚人死犯流刑事付藤房卿事

年立返れば 元弘二年、即北朝の正慶元年なり、

入道行珍 俗名行朝といふ、貞綱の子なり、

七旬 七十歳なり、

楚の囚人

楚鄭を伐つ楚の鍾儀虜となる、晉侯問ひて曰く、南冠して繋れたる

者は誰ぞ、有司對へて曰く、鄭人所獻楚囚也と、之をゆるし、召して其族を問ふ、對へて曰く、伶人なり、公の曰く、能く樂するや、對へて曰く、先父よりの職官なりと、之に琴を與へしむ、南音を操る、春秋成公九年の條に詳なり、

桃源

仙境の事也、晉の大元中武陵の漁人、溪行して忽ち桃花林に逢ふこと、續齊諧記に詳なり、さて此故事は世を避けて隠るべき意に引かけたるなり、

首陽愁

史記云、周武王己平殷亂、天下宗周、而伯夷叔齊耻之、義不食周粟、隱於首陽山、采薇而食之、及餓旦死、作歌、其辭曰、登彼西山兮、采其薇矣、以暴易暴兮、不知其非矣、神農虞夏忽焉沒兮、我安適歸矣、于嗟徂兮、命之衰矣、遂餓死於首陽山、

運の通塞云々 周易の語なり、

道譽

佐々木高氏をいふ、

時しなければ 新葉集に「道しなければ」に作る、

これやこの これやかこの義なり、

夢の世を 新葉集には「夢の世に」とせり、

探使 檢使か、

いらで いそがすなり、

逍遙生死

逍遙は、自然無爲の境なり、生死共に自然の理より起れり、乍ち出で乍ち没するは誰かなすわざにてもなしと見たる語なり、

四十二年

天正本には、四十三年に作る、これよろし、公卿補任云、嘉暦二年具行天年三十八云々、又云、正慶元年五月下向關東、六月十九日於近江國柏原斬首と、云にて考ふれば、實に四十三なり、

天地洞然

仁王經下卷、無常の偈に、切燒終訖、乾坤洞然、今川家、西原院、天正本辭世の頗の奥に「消か、る露の命のはては見つさても吾妻の末ぞゆかしき」とあり、

先帝

後醍醐天皇を申し奉る、

普天の下云々

毛詩北山篇に出たり、

白地

かりそめなり、

綸旨 天子の勅書なり、

相摸早河尻にて失奉る 公卿補任常樂記云、成輔元弘二年五月二十二日於

伊豆國早川宿所殺云々、

千葉介 貞胤なり、

杜少陵 排韻云、杜甫字子美、襄州人、少貧舉進士不第、困長安、天寶末奏賦三篇、帝奇

之、

天寶の末の亂 安祿山亂の事也、通鑑に詳に見ゆ、

路經灩澦云々 杜子詩集にあり、灩澦は水の名、瞿唐峽の口に在り、

小野篁 峯守の子、敏達帝の後なり、

海原や云々 「海原や八十島かけてこぎ出ぬと人」には告げよ海士のつりふね

の歌なり、

主憂る則臣辱らる云々 周書、君憂臣勞、主辱臣死、

強仕 四十歳なり、曲禮上曰、四十曰強、而仕、

桑門人 世捨人と讀むなり、桑門は即ち沙門也、袁宏曰、沙門漢言息也、息意去欲而

歸于無爲也、

圓寂 僧の死する事を云ふ、

常陸國 増鏡には下野に作る、

同國 公卿補任に下總に作る、

立部の袖 唐の代の伶人には立部と坐部との二つあり、白氏詩集三立部伎有

等級、堂上者坐、堂下者立、堂上座部笙歌清、堂下立部笛鼓鳴云々とあり、

梨園の弟子 長恨歌注、唐禮樂志、初隋有法曲、其聲清新而近雅也、玄宗酷愛法曲、

選坐部伎弟子三百人、教於梨園、謂之梨園弟子、

玲瓏 明なるなり、

青海波 盤涉調の樂なり、

間關云々 白氏が琵琶行の詩句なり、間關即鳥聲也、又間關崎嶇屈轉貌とあり、

鶯の聲が高く鳴き、又種々の音曲のあるを屈轉と云へり、

四絃云々 四の絃を一聲しらべたるは、すゝしの絹を引さくが如き響となり、

露のかごこ 短き契を結びしなり、

戎衣 軍裝束なり、

見えばや 見せばやの意なり、自動の詞なれども他動の意につかへる事あり、

西の對 高貴の人の邸は、寢殿の左右に家あり、之を對と云ふ、西の對とは其西に

ある對の事なり、

三ッ

あこがれ さまよひ出るなり、

形見 こや見ん 金勝院本に形見とも見んに作る、

大井河 大堰河とも書く山城國葛野郡葛野郷に流る源を丹波に發す桂川といふ嵯峨松尾の邊より大井河といひ急灘となる其北涯は愛宕山其南岸は嵐山そこ

こに架せるは渡月橋何れも名勝なり、

爲君一日恩云々 白氏文集三に見えたり、

上總 増鏡に下野に作る、

○八歳宮御歌事

宣明卿 參議藤經宣の子なり、

八歳宮 恒良親王なるべし、

さか、いしく 賢くおはします事を云ふ、

具足して 引き連れてなり、

能因 長門守元愷の子俗名永愷といへり古曾部入道と稱す始め融因と號し後能因に改む姓は橘氏なり、

國夏 國冬の子なり後宇多院の上北面たり元應二年權神主に補せらる、

東路の云々 諸本白河のせきまで行ね東路もに作り日數へぬれば西源院、

四ッ

南都本に日數をふればに作れり、

雅經 民部卿藤賴經の子なり飛鳥井と號す、

つくく こ云々 増鏡に此宮の庭松緑老秋風冷園竹葉繁白雪埋の詩とつくくと詠暮して人相の鐘の音にも君そこひしきの歌とを載せたり、

○一宮并妙法院一品親王御事

龍門 朗詠曰龍門原上土埋骨不埋名云々是は題元少尹集白樂天か作也三秦記云龍門水懸船而行兩旁有山龜魚俱集其下而不得上得上則爲龍とあり支那の地名なり、

贈答の御歌 尊良尊澄の和歌の贈答天正本増鏡新葉集の説同じからず、

たゆたふ 漂ふに同じ、

朝前 後醍醐天皇なり、

瘴海 熱病なり海の字瘡などの誤か、

承久の例 三上皇を遠島に遷し奉りしを云ふなり、

第一の御子 光嚴天皇なり諱は量仁と申す、

石灰の壇 清涼殿にあり大神宮遙拜の處なり、

天に二の日なければとも云々 孟子萬章の上篇に孔子曰天無二日民無二

四ッ

五ッ

五ウ

王とあり、

○俊明極參内事

俊明極 楚俊字は明極、元の景定二年生る、元亨元年七月日本に來り、南禪寺に住せり、

金馬 孝經注曰、漢武帝使學士金馬門侍詔、備顧問、公孫弘、東方朔、皆此之類也、金馬門傍有銅馬、故謂之金馬門也、

得々來 碧巖云、達磨遙觀此土有大乘根器、遂泛海得々而來、單傳心印云々、天下を我物にしたる貌を云ふ、

正當恁麼 正に是れいかにの義、支那の俗語より來る、

亢龍の悔 周易乾卦の語なり、元は高を云ふ、龍もあまりに高くあがり過ぐれば悔があるなり、

九五の帝位 惣じて六十四卦ともに九五の位をば君位と定むるなり、

○中宮御歎事

秋の夜の云々 伊勢物語に、秋の夜の千夜を一夜になぞらへて、八千夜しねばや飽く時のあらん、
つれなく見えしありあけ云々 「有明のつれなく見えし別れよりあか

六オ

つきばかりうきものはなしといふ歌をひかれたるなり、

○先帝遷幸事

介借 かしづくにて伴し侍るの義なり、

櫻井 攝津國島上郡水無瀬に近きところなり、

應神天皇 譽田別尊、仲哀帝の皇子なり、

行在 天皇のかりに居らせ玉ふ處を云ふ、事林廣記云、天子所居所至處曰行在所、

湊川 攝津國兵庫の北口にあり、

福原の京 治承四年六月、平安京より攝津國福原に遷都す、されど僅に數月を

出でずして平安に還都せり、

平安城 桓武天皇、延暦十三年十月、平安京に遷都す、平安京は山城國葛野郡にあ

り、これより歷代の帝都となれり、

印南野 播磨國加古郡より明石郡に跨る原野なり、

須磨の浦 播磨國明石郡に屬し、兵庫より西一里半にあり、關もありしと見え

歌にも須磨の關守なごあり、

源氏大將云々 源氏物語に、光君左遷せられて須磨にさすらむ玉ふ事をかけり、是を云ふなり、其小説を實在のやうにかけり、

六オ

明石の浦 播磨國明石郡の邊りの海邊といへり、

高砂の尾上の松 播磨に高砂并に尾上の地名ありて、そこに名高き松あり、

大さ五尋もありて雌雄の二幹茂れりとぞ、この地名常に相連ねて稱するより、遂に普通名詞となり、尋常の山の尾上にかけて歌に多く詠めり、されどこ、は播磨をいひかけたり、

杉坂 美作國英田郡田原村にあり、

久米の佐羅山 美作國久米南條郡に久米の里あり、その處に佐羅山ありて古

歌にも見え、名高し、古今集にも、みまさかや久米のさら山さらくに我名はたてじ萬代までにとあり、

さらく 更にくなり、上の詞にいひつゝけたり、

内證 諸佛心中の極證妙理をかくいへり、

深心 大藏法數云、深心者謂於正法心生深信、而復樂修一切善行、即是菩提之心也、

法施 衆生に教法を回施する義なり、

雞唱云々 是は或時は月を踏みて立ち、或時は霜を侵して出でし意をいふ、即ち間斷なく道を急ぎ、且つ御困難の趣を顯したるなり、溫庭筠が商山早行詩曰、晨

起動征鐸、客行悲故郷、雞聲茅店月、人迹板橋霜、

○備後三郎高德事 付吳越軍事

高德 和田備後守範長の子、三宅兒島三郎と稱す、又今木と號せり、

衛の懿公の臣弘演 韓詩外傳七に出でたり、

志士仁人云々 論語衛靈公篇に出たり、

見義不爲無勇 論語爲政篇の語なり、

三石山 備前國和氣郡にあり、

院の庄 美作國苫山郡津山の西一里半にあり、今村名となる、

微服潜行 賤しき衣服を着て、密に忍びありくなり、

共に天を戴く事を耻ぢ 禮記曲禮上篇云、父之讎弗與共戴天、兄弟之讎不

反兵、交遊之讎不同國、

吳王夫差 闔廬が長子なり、

范蠡 氏族太全曰、范蠡越大夫也、滅吳而歸、遂乘扁舟浮於五湖、號鴟夷子皮、之陶爲

朱公、三致千金、再分與貧交昆弟、富者稱陶朱公、越王思其功以黃金鑄其像、

越王勾踐 史記世家云、其先禹之苗裔、後二十餘世至於允常、允常卒、勾踐立、是爲越王、

社稷 支那にて建國の時、壇を築きて祀る神の名、社は土神也、稷は穀の神也、爾雅

翼稷者五穀之長故陶唐之世名農官爲后稷其祀五穀之神與社相配これより意は轉じて國家といふが如き場合にも社稷の文字を用ふ

伍子胥

史記列傳曰伍子胥者楚人也名員員父曰伍奢員兄曰伍尚楚平王信於費無忌囚奢無忌言平王曰伍奢有二子皆賢不誅且爲楚憂故以父爲質詔召二子兄尚既就執使者捕伍胥伍胥遂亡後至吳

三冬

冬期三ヶ月の稱

孤稱

諸侯は自らを稱して孤といふ曲禮曰庶方小侯入天子之國曰某人於外曰孤子自稱曰孤

天の時は云々

孟子公孫丑下篇に見えたり

先則制人云々

史記項羽本紀吾聞先即制人後則爲人所制索隱曰謂先舉兵能制得人後則爲人所制故荀子曰制人與爲人制也相去遠矣

越王十一年

誤なり越王三年吳王夫差二年也

夫椒縣

左傳哀公元年傳杜預曰夫椒在吳郡吳縣西南大湖中椒山是也

馬筏

馬を立て并べ長き竿を鞍の前輪に渡して鞍を動かぬやうしめ付けて河流に入るなりさすれば強弱相援けて流溺る憂なし

追ふ事三十餘里

六町一里にて三十餘里されば我國の五里なり

項王

史記本紀項籍者下相人也字羽長八尺餘力能扛鼎才氣過人

樊噲

沛人也漢高祖臣以屠狗爲事

頃刻

須臾の間なり

九泉

黃泉路なり

三途

一曰火途此れ地獄の事二曰血途是れ畜生道の事三曰刀途是れ餓鬼道の事なり

大夫種

官名にて種は名なり吳越春秋云姓文名稱字子禽越の臣也

敗軍の將は云々

史記韓信傳敗軍之將不可以言勇亡國之大夫不可以圖存

轅門

軍門と云ふか如し軍行は車を以て陣となす轅相向て門となる故に轅門と云なり

膝行

匍匐して行くを云ふ

湯沐地

湯沐の料の地の義にして領地の事を云へるなり

膠漆

後漢書に陳重と雷義との二人の相親密なりしことを膠漆堅しと雖陳と雷とに如かずとあり友情の切なるを譬へていひしなり

窮鼠却嚙猫

抱朴子に見えたりといふ

根を深くし云々

老子經治人事天章云深根固蒂注長生久視之道也

白馬素車 降人の乗もの、死に齊くする義なり、

璽綬 韋昭云、天子印稱璽、應劭漢官儀曰、綬長一丈二尺、法十二月、廣三尺、法天地人、此佩印之組也、

君子不近刑人 禮記曲禮云、刑人不在君側、注爲怨恨爲害也、王制曰、古者公家

不畜刑人、公羊傳襄二十九年云、君子不近刑人、近刑人、則輕死之道也、

姑蘇城 方輿勝覽、姑蘇山、在吳縣西三十里、

西伯囚羗里 史記周本紀、宗侯虎譖西伯於殷紂、曰、西伯積善累德、諸侯皆嚮之、將

不利於帝、帝紂乃囚西伯於羗里、閔天之徒患之、乃求有莘氏美女、驪戎之文馬、有熊九

馴、他奇怪物、因殷嬖臣費仲而獻之紂、紂大說、曰、此一物足以釋西伯、況其多乎、乃赦西

伯、前漢書地理志、在亳州、一曰、殷名獄曰羗里、

巫覡 男のかんなぎを巫とし、女のを覡とす、かんなぎは神を齋き祀り、又は神樂

などを奏する人をいふ、

石淋 言海に云く、病の名腎或膀胱の中に、石の如き物を生ず、小きものは、尿に混

じて出で、大なるは、七八寸に至りて、尿道に障る、即ち人の鮮答なり、

蛙其數を知らず云々 此事史記及び吳越春秋になし、貞觀政要に太平御覽

を引きて云ふ、勾踐賦蛙卒成霸業と、注に勾踐、越王名、越王既爲吳所敗、修德治兵、謀

梟鳴松桂之枝云々 白氏文集に見えたり、

蕭々 さびしきなり、

梨花一枝 長恨歌曰、玉容寂寞淚欄干、梨花一枝春帶雨、

輕軒 迅き車なり、

紫陌 都の道をいふ、韻會、東西曰陌、

丹墀 百官志、尙書郎奏事明光殿、以胡粉畫古賢烈士、以丹朱漆地、謂之丹墀、

展轉 あちらこちらと物思ひするなり、詩經關雎の篇に展轉反側とあり、

連理の御契 搜神記曰、宋大夫憑妻何氏美、宋康王奪之、憑怨王、王囚之、因自殺、妻

王與登青陵臺、白投死、王怒埋之、二塚相對、經宿有木、生二塚上、根交枝連、

小鹿の角云々 小鹿角は束の間といはん爲に冠らせたるなり、束の間とは暫

時の間を云ふ、

殷紂王 史記殷本紀曰、商成湯之後、帝乙少子名辛、長子微子啓、以母賤不嗣位、辛以

母正后故立、天下謂之紂、資辨捷疾、聞見甚敏、材力過人、手格猛獸、知足以距諫、言足以

飾非、好酒淫樂、嬖姐己、以酒爲池、懸肉爲林、爲長夜之飲、周武王遂斬紂頭、縣之白旗、殺

姐己、治三十二年、周武王代之、云々、

周幽王

史記曰周后稷後宣王子幽王宮涅廢申后及太子宜舊以褒姒爲后褒姒不

好笑幽王欲其笑萬方不笑幽王燧燧大鼓有寇至則舉燧火諸侯悉至至而無寇褒姒乃大笑幽王說之爲數舉燧火其後不信諸侯益不至犬戎攻幽王幽王舉燧徵兵兵莫

至遂殺幽王驪山下虜褒姒去

荆棘の露も

朗詠強吳滅兮有荆棘姑蘇臺露瀼々とあり瀼々は露のしけきを

云ふ源順の句なり

青蛇

劔の名なり

忠言逆耳

家語孔子曰良藥苦口而利於病忠言逆耳而利於行

玉趾

趾は足なり玉とは尊敬の辭なり左傳僖公の條に君親舉玉趾將辱于敝邑

伐柯其規不遠

詩經豳風に伐柯伐柯其則不遠とあり柯は斧の柄なり斧の

柄を作る時に手本は別になしされども今其木をきる所の斧の柄が手本ぞと云義なり

面縛

手を背に縛して面を前に向くるを云ふ(索隱)

功成り名遂けて云々

老子經にあり

五湖

此所に就きては異説あり張勃が吳録には五湖者太湖之別名とありされども方輿勝覽云五湖舊經謂貢湖遊長塘湖上湖射貴湖瀉湖與太湖而五章昭云胥

十三

湖蠡湖洮湖瀉湖就天湖而五虞仲翻云太湖之水通五道謂之五湖

貞清

毛利家金勝院本清高に作る之をよしとす

黒木の御所

丸木にて削らぬまゝにしてたてたる御所なり

雞人曉を唱へし聲

和漢朗詠集卷六に云く雞人曉唱聲驚明王之眠云々と

ある是なり漏刻の策文にして都良香の作なり雞人は時を司り時を奏する人なり故に雞に擬してしかいへり

夜のおごり

天皇の御寢殿也

萩の戸

清涼殿にあり

巫山の雲雨

赤女帝姚姬未行而卒葬於巫山之陽故曰巫山之女楚懷王遊高唐

晝寢夢見與神遇自稱是巫山之女王因幸之遂爲置觀於巫山之南號爲朝雲後至襄王時復遊於高唐文選十九宋玉が高唐賦に本づく

内式大

本に内式大

卷第五

○持明院殿御即位事

元弘二年

北朝の正慶元年なり、

竹内左大臣

異本に竹内を竹林院に作る、從ふべし、太政大臣實兼の子也、

廣義門院

諱は寧子、

河原の御禊

天皇の御身を清めさせ給ふ儀也、加茂川にて行はせ給ふ、大嘗會

の前にある事なり、

大嘗會

天子御一代一度の祭也、即位の時行はせ給ふ、悠基主基の兩殿に於て天

神地祇を祭らせ給ふなり、十一月中卯日に定まれり、

冬教

藤原冬平の子なり、

日野中納言

毛利家本に大納言に作るをよしとす、公卿補任によるに、資名元

慶元年十月中納言より大納言に轉じたり、

○宣房卿二君奉公事

事君之禮云々

これより奸人也まで孝經諫諍篇の注の文なり、

嚴顔

嚴聖なる顔、

尸位

徳なくして位にあるをいふ、即ち空位なり、

二君の朝云々

文選三十八云、忠臣不事二君、貞女不更二夫、

百里奚

氏族大全、秦大夫百里奚、其先虞人、家于百里、因氏焉、百里奚、因于牛口之下、

秦穆公以五羖皮贖之、與語國事、大悅、授之國政、號曰五羖大夫、

管夷吾

史記列傳曰、管仲夷吾、少時常與鮑叔牙游、鮑叔知其賢、管仲貧困、常欺鮑叔、

鮑叔終善遇之、不以爲言、已而鮑叔事齊小白、管仲事公子糾、及小白立爲桓公、公子糾

死、管仲囚焉、鮑叔遂進管仲、撰管子三十六篇、

射鉤之罪

管仲桓公の帶の鉤を射たれども、尙遂に公を佐けて天下に覇たら

しめたるを云ふ、史記に見ゆ、

鬻皮之耻

百里奚、自賣於秦、養牲者之家、得五羊之皮、而爲之食牛、因以子秦穆公

也、

許由

呂氏春秋曰、昔堯朝許由、於潁澤之中、曰、請屬天下於夫子、許由遂之箕山之下、

巢父

莊子曰、堯以天下讓巢父、巢父曰、君之牧天下、亦猶予之牧孤犢焉、用犢々然以

所牧而與予、予無用天下爲也、牽犢而去、

與鳥獸同群

論語、微子篇曰、鳥獸不可與同群、孔安國曰、隱居山林、是與鳥獸同群、

以罪棄生云々

文選に見えたり、

○中堂新常燈事

油錠 大論音義云、有足名錠、無足曰燈

承塵 長押とよめる事、殿舎の中に上段下段あり、長押は其上段の敷居の下に別に横に長く亘せる木をいふ、長押の下とは下段をいひ、又長押の下を床の下ともいへることあり、承塵は漢籍に天井板の類にいふ、此は今の上長押の事か、

鼠狼 鼯なり、玄獺といふもおなじ、

桓武皇帝 柏原帝と稱す、光仁天皇の皇子なり、

六趣の群類 六趣は佛説にいふ六界を云ふ、六界は地獄、餓鬼、畜生、修羅、人間、天上なり、

永劫 永代と云ふか如し、

○相摸入道弄田樂并闘犬事

田樂 歌舞音樂略史によれば、中古田植の時、農人の勞を慰め、其業を勵まさん爲に、笛鼓を鳴らして舞ひ躍り、をかしき事なごせしにより、田樂といふ、後には田植ならざる時も其景狀を摸し、且つ漢土傳來の散樂をも交へて、一種の風流態となり、貴賤を限らず流行せしが、終に一道の藝となり、専ら法師のする業として、其家を立て、本座新座など座を分ち競ひて其業を練磨せり、

宗 宗と頼むものなり、徒の字かける本は借字、

四十有餘の古入道 高時嘉元元年に生れて、正慶二年に自殺せり、時に年四十一也、四十有餘とはいふ可らず、但し醉狂の義を云はんとて、古入道と云へるなるべし、

天王寺のやようれほし 天王寺は、攝津國東成郡にある名寺なり、やは歌

の添へ言、ようれほしは妖靈星なり、

或官女 高時の婢を官女と云ふ事當らず、されど此頃はかく云へる習と見ゆ、

城入道 時顯なり、宗顯の子、

惘然 字彙曰、失志、

仲範 丹後守保範の子なり、

妖靈星 異星の名に妖星伏靈といふ二星の名はものに見ゆれども妖靈星と云

もの見えす、妖星の事か、又は伏靈のことか、さては仲範が附會か、

聖德太子 用明天皇の皇子厩戸也、上宮太子と號す、又八耳とも稱せり、

正税 年貢を云ふ、

夫にござられて 夫役とて國役に當てらるゝなり、

郊原 野外を郊と曰ひ、郊外を原と云ふ、

○時政參籠榎島事

榎島 相模國鎌倉郡片瀬村の南にあり、全島山巖にして、巖下一窟に辨才天女祠を安す、或は繪島又は普通江島とも書けり、

天道は必盈を虧く 易謙卦云、天道虧盈而益謙、

箱根法師 相模國足柄下郡にあり、こゝに箱根山あり、金剛院東福寺は當山にありて、權現社はその守護神なり、それに仕ふ僧、

辨才天 又大辨才天と曰ふ、最勝王經の散脂品并に大辨品功德品に説けり、諸天傳讀曰、大辨才天智慧主、於説法人與惣持云々、

○大塔宮熊野落事

虎尾を履む恐れ 周易履卦之語也、危き事を云ふ、

鶉の床 鶉の臥す床なり、その床の露けさど御涙といづれかしげきといふを御涙を爭ふと書けり、

一乗寺 奈良興福寺内にあり、

按察法眼 天正本に内侍原に作る、内侍原は好專の氏なり、

大般若 六百卷あり、玄奘三藏の翻譯なり、般若は梵語にて、知慧と譯す、

唐櫃 脚ある櫃なり、

隱形の咒 咒は禁咒なり、佛法にこの法術あり、摩利支天經に見ゆ、摩利支天は陽燄と譯し、神道力自在にして容易にその形相を窺ふこと能はざる咒なり、宮はこの佛力にて御身を隠し給ひしなり、天竺の龍樹菩薩未だ出家せざりし時、此法を行ひて王宮へ忍入りし事、藏經の龍樹菩薩傳に見えたり、

玄奘三藏 河南洛陽の人也、姓は陳潁川の陳仲弓の後胤なり、天竺に渡り十三年の間百三十餘國を周遊して貞觀九年に唐に歸る、太宗勅して弘福寺に於て經を翻せしむ、所譯の經論六百五十七部あり、年六十五にて歿す、

摩利支天 梵語なり、翻して陽炎と云ふ、一切經に摩利支天經一卷、大摩里支菩薩七卷有り、其文に曰く、有菩薩名摩里支、恒行日月之前、日月之不能見、亦不能見、不能禁縛、又金光明經、鬼神品曰、能令有情隱身於路上、或水火、王難、盜賊、軍陣、皆可隱身、令不得便云々、

十六善神 經論に見えたり、塩囊抄にも載せられども、本據慥ならず、勇猛心地善神、多門善神、毘盧博忍善神、增益善神、師威猛善神、離一切怖畏善神、毘留博叉善神、能忍善神、提頭賴叱善神、勸喜善神、除一切障難善神、攝伏諸魔善神、吠室羅廊善神、降伏毒害善神、以上を大般若守護の十六善神といへり

笈 修驗者又は行脚の僧などの旅中に負ひ行く物なり、脚あり、扉ありて開閉す、

その内には小不動尊、金剛袋、白色赤色の舍利、如意、香爐等、八種の佛具を納る、例なりとぞ、

頭巾 修驗者の冠るものなり、抄に曰く巾を襟に作るべしと、

眉半に責め 前下りに冠ぶるなり、せめは迫るなり、

先達 同行に先ちて案内するもの、

龍樓鳳闕 天子親王の宮殿なり、

華軒香車 共に立派の車を云ふ、香車は香木にて造れる車也、

由良の湊 由良は淡路國津名郡にあり、

梶をたえ 梶の緒の切にしなり、へはえの誤り、

浦の濱ゆふ 濱ゆふは、浦に生ふる植物にて、萬年青の如く莖の皮幾重も重なりたるものなり、この詞本文にては幾重といはん料に用ひたり、

藤代、和歌、吹上 いづれも紀伊國にある浦の名なり、藤代には名木の藤あり、故に此名あり、又松あり俗に筆捨松といふ、

玉津島 和歌の浦にあり、茲に衣通姫を祭れる玉津島の明神あり、

曲浦 曲は極にすべし、極は遠き意を云ふと抄に説けり、されど曲にても通ず、

切目の王子 紀伊國日高郡にあり、茲に五體王子社あり、之を切目の王子とも

いへり、

南無歸命 南無は梵語也、譯して歸命と云ふ、故に梵漢をかねてかけるなり、佛の敎命に歸就する義、

頂禮 圓覺經疏に、以己最勝之頂禮佛最卑之足敬之至也、

三所權現 熊野の本宮、新宮、那智の三所權現なり、

分段同居 天台大師諸經論の意を明めて、四土を立てたり、一曰同居、二曰方便、

三曰實報、四曰寂光、成唯識論曰、分段生死、謂諸有漏善不善業、由煩惱障緣、助勢力所感、三界龜異熟果、身命短長、隨因緣力、有定齊限、故名分段、とあり、垂跡和光云々より佛の權化して衆生界の闇を照すをいふ、

兩所權現 熊野新宮なり、速玉之男神、又泉津事解之男神、を祭る、共に伊弉諾尊御子也、

應作 應化なり、機に應じて作業あるをいふ、

立鑒 冥々の照覽なり、

鬘 頂髪を左右に分けて兩髪にて結ぶなり、

熊野三山 本宮は熊野座神社、家津御子の神、新宮は熊野速玉神社、那智は熊野夫須美神社を祭れり、

空翠 山間樹木の鬱茂する處なれば、空氣濕ひて衣袂おのづから露けき義、
碧潭藍に染めり 泉水のたゞえたるを云ふ、朗詠曰、水復水、誰家染出碧潭之
色、とあり、染めりとあれば、上の句刀に削られとあるべき語法なり、

八郎入道 名は宗規といふ、

戸野兵衛 名は正衡といふ、

那智 那智の瀑なり、紀伊國牟婁郡那智山にあり、高さ八拾四丈なり、

千日 天正本等百日に作る、

千手陀羅尼 一卷ある小經なり、

維盛 内大臣重盛の子なり、熊野の人の口碑に、紀州牟婁郡に藤繩の要害と名つ
くる所あり、是維盛伴て海に入るまねして逃匿せし地なり、今に至て維盛の子孫
あり、氏は小松氏なり、其宅前に維盛の碑ありと云へり、

尾籠 緩怠の義なり、

蹲踞 うつくまるなり、

叔父 金勝院本には母舅に作る、これよろし、

さみしけり 輕侮せしを云ふ、

非職凡下 非職は官職なき人を云ひ、凡下は身分なき人を云ふ、

車間庄 西源院本栗間莊に作る、

御教書 下文の敬稱なり、下文とは官府の命令の文書を云ふ、

六萬貫 天正本に六千貫に作る、

起請文 誓の文を云ふ、天地の神祇に誓ひて其事の相違せざるを證し、血判など
もするなり、

移木の信 史記第六十八卷曰、商君立三丈之木於國都市南門、募民有能徙置北
門者、予十金、民怪之、莫敢徙、復曰、能徙者予五十金、有一人徙之、輒予五十金、以明不欺、
卒下令行於民、云々、

献芹の賂 文選四十三曰、美芹子、欲献之至尊、注曰、昔人有美戎菽、甘泉莖、芹、萍子、
對鄉豪稱之、鄉豪取嘗之、蜚於口、慘於腹、衆哂之、

八庄司 熊野の八箇の庄なり、芋瀬玉置等なるへけれど詳ならず、

高野 毛利家本に吉野に作る、

律師 僧正僧都律師を僧綱といひ、僧徒の非違を檢校する官也、律師は僧都に次
ぎて五位に准ず、

紀信 史記の紀信傳に詳なり、

魏豹 史記列傳第三十曰、漢王令豹守滎陽、楚圍之急、周苛遂殺魏豹、

股肱

も、とひちを云ふ、されば缺くべからざる倚頼者をいふ、耳目もこれに准じて知るべし、

さがり 後れ遠ざかる義

はしたなく 間がわろくなり、

孟施舍 孟子公孫丑上篇曰、孟施舍之所養、勇也、曰、視不勝猶勝也、量敵而後進、慮勝

而後會、是畏三軍者也、朱註、孟姓、施發語之聲、舍名也、

陳丞相 陳平なり、漢高祖に従ひ、張良と肩を比べたり、

北宮黝 北宮は氏、姬姓、衛之公族也、黝はその名なり、孟子公孫丑上篇云、北宮黝之

養、勇也、不膚撓、不目逃、思以一毫挫於人、若撻之於市朝、不受褐寬博、亦不受於萬乘之君、視刺萬乘之君、若刺褐夫、無嚴諸侯惡聲至必反之、

三傑 漢の高祖が張良、蕭何、韓信を指して、朕此の三傑を得たりといひしに擬して、宮はかく仰せられしとなり、

椎柴 椎の木、の叢生するをいふとぞ、

山がつ 山縣に住む義にて、樵夫野人などいふ賤民の稱、

小原 紀州日高郡にあり、

芻蕘 芻は草を刈る義にて、蕘は薪を采る義なり、故に芻蕘とは草薪をとる賤人

を云ふ、詩の大雅、板の章に、先民有言、詢于芻蕘とあり、

取太刀計にて 手に持ち居る太刀のみの義か、取太刀といへる武器あるには

あらざるべし、

馬の諸膝 馬の左右の膝をいふ、

仰たる太刀 太刀は、人を斬る時は曲ることありと云ふ、されば仰たるは、刀の

曲りたるを云へるなるべし、

射すくめ すくめは屈むなり、射て敵を屈めし義、

や殿 やは呼びかくる詞なり、

一まご 一先づに同じ、

中津河の峠 大和國吉野郡にあり、

混胃 直胃とも書く、惣軍胃を装ひたるを云ふにて、別に其製作のあるに非ず、

各相構へて 各用心してなり、

死せる孔明生ける仲達を走らしむ 通鑑綱目曰、諸葛亮卒、千軍、長史楊

儀、整軍而出、百姓奔告懿、懿追之、姜維令儀反旗鳴鼓、若將向懿者、懿不敢偏、於是儀結陳而去、入谷、然後發喪、百姓爲之諺曰、死諸葛走生仲達、仲達、謂司馬懿字也、

きたなびれて 卑怯のさましてなり、

楯を雌羽につきしごとうて 楯を重ねてつき並ぶる義、雌鳥は左翼を以て
右翼を掩ふといへば、物を重ねる事に譬へていひしとぞ、つきしとては突き沿
うてなり、

かつき裏り 楯を被き、攻め上る義、裏はノボルと訓む字なり、
打物 打ち鍛へたる太刀槍の類をいふ、

同七郎 金勝院本に七郎左衛門に作り、又山邊九郎を載す、
五百餘騎 五百を毛利家本に七百に作る、

當手の兵 大塔宮の手下の兵なり、
一定 必ずと云ふが如し、

老松の明神 其御眷屬とあれば、天満宮の末社なるべし、
楨野上野房聖賢 天正本に楨野上實胤に作る、

岩切り通す吉野河 新拾遺集、冬の部左衛門督爲遠の歌に、「さゆる夜は氷る
もはやし吉野河岩きり通す水の白波」といふに本づく

卷第六

○民部卿三位局御夢想事

夫年光云々 「雖不始今」まで西源院本に無し、

奔箭下流水 和漢朗詠集、鴈の條に、虛弓難避、未抛疑於上弦之月懸、奔箭易迷、猶

成誤於下流之水急と後江相公の作あり、月日の早きことを奔箭に比し、又水の急
流の如くともいひしなり、又光陰如箭の辭もあり、

難託書於三春之暮雁 三春は春の三ヶ月をいふ、漢書蘇武傳、常惠教漢使

者曰、天子射上林中、得雁、足有繫帛書、言武在大澤中、云々
今日を限りの命共かな 新古今集忘れじの行末まではかたければ今日

を限りの命ともかなの歌によれり、
御撫物 祈禱の時身を撫で、禍を祓ひすつる人形なり、

一夜の松 天曆九年三月十二日に、菅原道真公の神託に云く、北野右近之馬場
に一夜に松千本生すへしと、果して其の言の如し、之を一夜の松と云ふとぞ、

主忘れぬ梅 大鏡に道真の「こちふかば句おこせよ梅の花あるじなしとて春
な忘れぬ」の歌あり、

昌泰 醍醐天皇の年號道眞は四年正月に左遷し、延喜三年薨去せられしなり、この年立誤れり、

荒人神

現人神にて即ち神の義也、もと天皇に申す詞也、茲にては道眞公を云ふ、

鳩の杖

杖の頭に鳩鳥の形あるものを云ふ、白氏六帖に云く、老人刻杖爲鳩形、取其不咽、とあり、鳩にあやかりて噎せぬやうにとなり、

誰人の道蹈迷へる云々

道を踏迷ひてた、すめるをやすらひといふ、

悉地

悉とは一切と云ふ事也、地とは極地也、大日經等に見ゆ、

○楠出張天王寺事 付隅田高橋并宇都宮事

元弘二年三月五日

天正本に、元徳二年二月五日に作る、

時益

平時敦の子也、時政六世の孫にあたり、

湯淺孫六入道

孫六を金勝院西源院本に四郎に作る、

道の切所

道の要害の所の義なり、

五月十七日

北條家、金勝院、西源院本、及び神明鏡に、四月十七日に作る、

敷並

萬葉集に、玄く浪のしばく、とよみ、古今集によせくる浪のしばく、とよめり、されば頻に屢などの義なり、

軍奉行

軍事あれば臨時に置かる、職なり、軍士監督の職なれば大任といふべ

し、鎌倉時代には、侍所の別當所司たるもの概これに任せられたり、即ち諸侍の首領たるが故に、軍中の奉行を攝するなり、されど應仁亂後には此の定めすたれたる、

同二十日

北條家本等四月二十日に作る、

尼崎、神崎

共に攝津國河邊郡にあり、尼崎は町名、神崎は又神前に作り、屬邑の一なり、

柱松

攝津國島上郡にあり、或は柱本と書く、

魚鱗、鶴翼

魚鱗の事は前に出づ、鶴翼の陣は、鶴の羽を廣げたるが如くに勢をあらはに立廣げて小勢を中に取籠めんとするなり、

あごろ

亂れて規律なきを云ふ、しごろもごろなど、いひつゞけたり、

隅田なかるらん

家川家本には、隅田なかる、とす、

宇都宮

名は公綱、初め高綱といへり、法名理連と號す、參河守貞綱の子なり、

四塚、作道

共に山城國葛野郡にありて、攝州に行く西國街道なり、四塚は辻にて、西は桂川の藪渡に向ひ斜に馳せ、南は上鳥羽村鴨川まで直路なり、之を作道ともいふ、又造道と書く、

坂東一

關東一と云ふが如し、坂東は足柄碓氷坂以東の駿河、甲斐、伊豆、相模、武藏、

四ッ

安房上總下總の八國なり之を坂東八箇國といふ、

古宇都 毛利本に難波浦に作る、

上宮太子 聖德太子なり、

さすがなれば 俗譯すれば不本意なればの意になるべし、

秋篠 大和國添下郡にあり、

生駒の嶽 大和平群郡と河内河内郡とに跨れり新古今集中西行法師の歌に、

「秋しのや外山の里や時雨らむ生駒の嶽に雲のかゝれる」と見えたり、

藻鹽草 海藻なり之を簀の上に敷き汐水を汲みかけて鹽を採る故に志城津の

浦といひかけたり、

志城津 敷津とも書く攝津國西成郡勝間村にあり住吉や敷津の浦など、歌に

よめり、

難波 攝津國海濱の敷津を指せど專攝津國西成郡の海邊をいへり、

四維 四方と云ふに同じ字彙云維方隅也、

遐壤遠境 遙に遠き所と云ふ義なり、

人牧 地方官の事此にては土豪などの意なるべし、

○正成天王寺未來記披見事

五ッ

白鞍

銀の鏡鞍の事なり、鏡鞍とは鞍の前後の輪に金を張りて磨けるものを云ふ、

白輻輪の太刀 銀にて鞘の縁に輻輪をとりたる太刀なり、

布施 僧に與ふる品物を云ふ、

守屋 物部尾與の子なり、

前代舊事本記 聖德太子と馬子との撰ぶ所の書は今亡びて傳はらず、今傳は

る舊事記は後世の偽書なり三十卷といふも十卷の誤りなり、

有職の家 故實の家の義なれど此にては學者の家と云ふ事なり、されど卜部

家は神道の家なり、

九十五代 一卷の發端にもかく見ゆ、正しく申さば九十六代なるべし、

金作太刀一振 太刀の惣金具を金にて作りたるものなり、一振は太刀一腰な

り、

文質三統

論語云子曰殷因於夏禮所損益可知也、周因於殷禮所損益可知也、注

馬融曰所因謂三綱五常所損益謂文質三統、新注曰文質謂夏尙忠商尙質周尙文、三

統謂夏正建寅爲人統商正建丑爲地統周正建子爲天統、云々、

識文 未來記の事なり、此の記文の事古今目錄抄にも見ゆ異同あり、

五ッ

六ッ

○赤松入道圓心賜大塔宮令旨事

村上天皇 醍醐帝の皇子、諱は成明と申す、

具平親王 後中書王と稱す、

六代の苗裔 赤松家譜には九代の孫とあり、六代は定房なり、

圓心 俗名則村と云ふ、季房の子とも茂則の子ともありて未だ定らず、

令旨 親王の命令書を云ふ、

苔繩の山 白旗城の西に當る、今は赤穂郡にその城趾あり、

陳勝 字涉、陽城の人也、若時嘗て人と傭耕す、耕を壘上に輟めて悵悵すること久

し、曰く苟も富貴ならば相忘るゝことなからんと、傭者笑ひて曰く、汝傭耕をなす、

何ぞ富貴なることあらん、勝大息して曰く嗟乎燕雀安知鴻鵠之志哉と、二世元年

七月に閭左の適兵九百人を發して漁陽を戍らしむ、陳勝其中に在りて途中大澤

郷にて亂を起す、史記世家、前漢書列傳に詳なり、

蒼頭 平民の事なり、支那にて平民は頭を黒き切にて包みし故なり、

○關東大勢上洛事

阿曾彈正少弼 俗名治時と云ふ、北條時頼の曾孫にて、遠江守宗時の子なり、彈

正少弼は彈正臺の次官なり、彈正臺は非違を檢斷する所也、

名越遠江入道 金勝本に云く、元心と號す、

陸奥右馬助 陸奥守維貞の子、大佛家時なり、

外様 其の家臣の譜代ならぬ者をいふ、

甲斐信濃の源氏 武田、小笠原、一條、下條、逸見、村上氏等なり、

元弘三年 即ち正慶二年なり、

長崎悪四郎 長崎高貞にて、高資の子なり、

旗差 大將の旗を持ちて、馬に騎る侍なり、

厚總 厚總は薄總に對してしかいふ、又大總小總ともいふ、惣名は連着鞆といふ、

鞆は尾より鞍にかくるものなり、

額纈 く、し染にて、即ちしほり染なり、大しほりをいふなるべしと貞丈雜記に

見えたり、

紫下濃の鎧 紫の色を裾の方程次第に濃く威したる鎧を云ふ、

白星の五枚甲 白星は銀の星を云ふ、五枚甲は、しころの五枚なるものなり、鉢

を五枚重ねたるにはあらず、

八龍を金にて打て 龍を八つ甲の上に置きたるなるべしと五武器談に見

えたり、

銀の磨着の膳當 鐵の立舉の膳當に、銀のうすがねをのべ付て磨きたる也

金貝 蒔繪に金の薄き片を膠にて貼りつけたるものをいふ、

白磨の銀筥 白銀にて磨りたるなり、銀筥は銀にて筥を作りしなり、

大中黒の矢 白き羽と黒き羽とを切文にはきたるか中の黒の大なるものを

云ふ、

本滋藤の弓 弓の附より上を二所に藤を巻き附の下をば藤を滋く巻きたる

なり、次に真中握りてとあるは馬上にて弓持に附をば持すして、附より上の方真

中を持てうら弰をば馬耳二つの間になして持也と五武器談に見えたり、

片小手 弓手にのみ小手をさすなり、

腹當 雜兵共の着るものにて、腹を包むものなり、袖も草摺もなし、

諸具足 片小手に對して云、すね當は左右ともにはく事をいふと、五武器談に見

えたり、

沓の子 沓の裏に打ちたる紙の事、並びたる形にたとふ、

赤坂合戰事付 人見本間拔懸事

人見入道恩阿 俗名光行と云ふ、沓太郎某の子なり、

資貞 村上帝の後裔にして、播磨守忠綱の子なり、

天道缺盈 易謙卦云、天道虧盈而益謙、地道變盈而流謙云々、

積惡云々 易下繫辭曰、善不積、不足以成名、惡不積、不足以滅身、

そゝろなる先懸 何の故もなき先懸の意なり、

石の鳥居 抄に云々、鎌倉の極樂寺の忍性の建立なり、高二丈五尺あり、

東條 河内國南河内郡佐備郷にあり、

紺の唐綾威の鎧 綾には、唐の綾と和の綾とあり、紺色の唐の綾にて威した

る鎧なり、

白母衣 母衣は脊に負ひ或は胃につくるものあり、共に矢を防ぐ爲にせしもの

なりと云ふ、

申にや及ばん 申すに及ばすの意なり、本文及ばんは及ぶとありたし、

年積りて七十三 天正本に六十七に作る、

十念 淨土宗にて、信者に六字の名號を授けて、佛に結緣せしむる事をいふ、

聖 是は極めて尊稱の辭也、此にはただ僧を云ふ、

大悲の弘誓 佛の大慈悲心にて、衆生を濟度せんとの廣大なる誓をいふ、

九品安養 極樂淨土に、上品上生上品中生より以下、下品下生まで九等ありと

云ふ、

九

九ッ

いへり、

中有の途

俱舍論云、死生二有中、五蘊名中有と頌せり、此身は死して未來の生をば未だ受けざる間に人は人の形を受くるを中有とは云ふなり、

要須

六のちまた

六道の事也、六道とは佛説に冥土にありて、六界へ行き別る、道を云ふ、地獄、餓鬼、畜生、修羅、人間、天上、之を六界とす、

仲春二日

さて天王寺と赤坂の城との間は上方道十里なり、しかるに人見恩阿も本間資忠も、ともに二月二日と鳥居に記し付け、父子の討死も同日朝晩といふ、此時三度の往來三十里を一日の事とす、尤いぶかしと、春湊浪話中巻に説けり、

黄壤

抄に云く、壤はつちくれとよむ、惣して地の名也、天地の事を穹壤と使ぞ、黄は地の本色なり、

九天

二義あり、淮南子云、中央曰鈞天、東方曰蒼天、東北旻天、北方玄天、西北幽天、西方皓天、西南朱天、南方炎天、東南陽天、是爲九天也、又大玄經云、一中天、二美天、三從天、

四更天、五睥天、六廣天、七咸天、八沈天、九成天、云々、

阿曾彈正少弼

金勝院西源院本、赤橋右馬助に作る、

火矢

矢に火を仕掛けて射るものなり、

十ッ

眞木の瓦

眞木は櫓の事なり、瓦は伴信友の説に、上をおほふ料をかはらと云ふことが本語にやとあり、是は樋のふたを瓦といひしなり、

城の本人平野將監

父祖詳ならず、神明鏡に曰く、正成弟楠五郎をして赤坂に據らしむと、是れ又一説なり、

楚忽の事なし給ひぞ

粗忽の事をする事勿れなり、

澁谷十郎

祖父詳ならず、

大將

今川家西源院本等には兩大將に作る、されば阿曾治時と赤松右馬助との二人なり、

本領安堵の御教書

相傳の領分を取り上げる事なしとの下文を云ふ、

十ッ

卷第七

○吉野城軍事

正月 二月に作るべし、

菜摘川 吉野菜摘村にあり、

川淀 河水のよごみたる所を云ふ

錦繡 詩註、雜采爲文謂之錦、五色備謂之繡、

つまり 行き當り也、

吉野執行岩菊丸 參考曰、按吉野執行、自古以吉水院新熊野兩家任其職焉、大

塔宮在吉野之時、寵吉水院任執行、由此新熊野怒而謀反、後醍醐帝潜行吉野時、以吉水院爲行宮、因以皇女降嫁吉水、及其生子賜諱字名尊壽丸云々、此說出吉野僧徒口碑、岩菊丸者即新熊野也、

金澤右馬助 六卷に赤坂の大將は阿曾彈正少弼とあり、こゝと相齟齬す、

金峰山 吉野山の一名也、山下に金峰山寺あり、又藏王堂といふ、今は金峰神社となれり、この山は本朝五奇山の第一にして彌勒佛出世の處といひ傳へたり、其山の土石は能く金となるべき故にかく山の名とせりとの言ひ傳へもありとぞ、

金剛山 河内國石川郡の東南に聳えて大和に跨る、千劔破城は其の山の半腹にあり、

愛染 明王なり、身色日光の如く、饑中に住し、異相を現し、三寶及び衆生を保護する、天部の神なりとぞ、愛染寶塔はそれを祭れる塔、

百餘人の兵共 今川家本等、百五十餘人に作るをよしとす、

五萬餘騎 毛利家、天正本、五百餘騎に作る、

勝手の明神 吉野八神の内なり、

火威の鎧 火威は緋に染たる革にて威したるなり、

巳の尅 時の中程は午の刻にて今の十二時なり、巳は十時にてまだ早ければ、それより推して、品物のまだ新しきを云ふ、今物の舊くなれるを七ツ下りと云ふも全義なり、

龍頭の冑 冑の眞向に龍の頭を作りたるなり、

大幕打ち揚げ 敵の幕は引くなど、いへど、味方の幕には之を忌みて、揚ぐるといへり、

二の御腕 肩と臂との間を云ふ、

戈鋌 鋌は字彙に、音禪、小矛也とあり、此より破らるまでは經文なるべし、

天帝の身には近つかで 帝釋天をさして天帝と云ふ、帝釋と修羅と戦ひしこと涅槃經云、釋提桓因不與鬼住云々、と見ゆ、此には委しくせず、

漢楚の鴻門に會せし時 通鑑綱目、漢王元年、或說沛公急遣兵守函谷關、無内諸侯軍、沛公從之、項羽至、大怒、攻破之、進至戲、饗士卒、欲擊沛公、時羽兵四十萬在鴻門、沛公兵十萬在霸上、范增曰、沛公居山東、時貪財好色、今入關、財無所取、女無所幸、此其志不在小、急擊勿失、羽季父項伯素善張良、夜馳告之、欲與俱去、良曰、爲韓王送沛公、今有急亡去不義、入見沛公、公奉卮酒爲壽、約爲婚姻、告不反、項伯許諾、謝去、具論項羽、羽曰、諾、沛公從百餘騎來見羽、謝羽留飲、范增數目羽不應、增出使項莊入爲壽、壽畢、拔劍起舞、項伯亦拔劍起舞、以身蔽沛公、樊噲聞事急、帶劍擁盾直入、瞋目視羽、頭髮上指、目皆盡裂、

かさに取上て かさは物の多きをいふ、即軍勢を多く集めたるなり、

御所 此は親王を指す詞、或は大臣家以下の家にて、その主人を稱する私稱にも用ふ、

紀信高祖の眞似をして云々 通鑑綱目、漢王三年、楚圍滎陽、益急也、漢將軍

紀信曰、事急也矣、臣請誑楚、乃乘王車出東門、曰、食盡、漢王降楚、楚皆之、城東觀王、乃令周苛守滎陽、而與數十騎出西門去、羽燒殺信、

鎧の上帶 上帶は鎧の上に結ぶ帶なり、

鎧直垂 鎧の下に着せしものなり、裁縫常の直垂に替る事なし、但し一幅を半にして、袴は足のくるぶしの上に有る程に短く切りて袖にも裾にも括緒あり、

尊仁 毛利家本、護良に作るをよしとす、

練貫 生絲を經とし、練りたる絲を緯にして織りたるものなり、

二つ小袖 二重の小袖なり、

そば腹 脇腹なり、

すはや 俗にそらといふに同じき發語、

天の河 十津河の上流なり、

多年の案内者 多年この地にありて、地理に精しき者なり、

義隆 時に年十八と云へり、系圖には彦五郎朝日に作る、

庭訓 論語季氏篇に出でし語、父より子に訓ふる言なり、

平頸 馬の前足より頭に至るまでの間をいふ、

節石の如く 参考本には、義節金石の如くとあり、これよろし、

虎口 危険の場合をいふ、莊子に孔子曰、丘幾不免虎口とあり、

宮の御學として 御學はオンマ子とよむべし、

粉骨 身骨を碎きて苦心する也、

○千劔破城軍事

八十萬騎 毛利家、天正本等、百八十萬騎に作る、

百萬騎 南都、天正本等、二百萬に作る、

兩大將 天正本等に云く、兩大將及び長崎四郎左衛門云々、又南都本等に陸奥右

馬助長崎四郎左衛門を以て兩大將と爲すと、されば北條家本等の第六卷に云、赤

坂の大將は阿曾治時、千劔破の大將は大佛陸奥守、同武藏左近將監、名越遠江守と

云々、今右馬助に作るは齟齬せり合せ見るべし、

名越越前守 名を時有といふ、民部大輔公貞の子なり、

尾を隔てたる道 尾とは山の裾の引延べたる所をいふ、

ちがはん 外れんの義、

花下の連歌師 花の下は連歌師の團體の號なるべし、その故は詳ならず、菟玖

波集序に「久しく空の上のもてあそび、花のもとのたはふれとなれり」ともあり、庭

訓往來「花下好士の注に、風流士也」といひ、此の稱宗祇に始まるといへる説皆當ら

ず、卷三十九にも將軍家の花の下の會の語あり、

百服茶 茶の湯の仕方なるべし、

褒貶の歌合 和歌を双方に分けて評する式などといふが、

疊楯 蝶番をして、たゞむやうに作りたるものなり、

餘所にのみ見てや(歌) 本歌は新古今集戀の歌に「よそにのみ見てややみな

ん葛城の高間の山の峯の白雲」とあり、葛城大和國葛上郡の葛城山なり、その第一

峯を高間山といへり、

名越遠江入道云々 参考曰、第十一卷越中守護自害段云、名越遠江守有姪兵

庫助貞持、於北國自殺、今所謂遠江入道兵庫助者、蓋非死干北國者、然名越氏同時有

二遠江守、二兵庫助者、可疑、

天魔 一切經音義云、梵言磨羅、此云殺者、斷慧命故名爲魔也、又大菩薩藏經音義云、

此翻名障、能爲修道作障礙、故亦言殺者、常行放逸斷慧命故、

波旬 法華音義云、正言波早夜、此云惡者、謂常有惡意成就惡法也、

三月 毛利家本、四月に作る、

魯般が雲梯 淮南子曰、楚欲攻宋、墨子聞而悼之、見楚王曰、臣見大王之必傷義而

不得宋、王曰、公輸天下巧士、作爲雲梯之械、設以攻宋、曷爲弗取、墨子曰、令公輸設攻、臣

請守之、於是公輸般設攻宋之械、墨子設守宋之備、九攻而墨子九却之、弗能入、乃偃兵

不攻、

五六千人 天正本六十人に作る、

八大地獄 一に等活、二に黒繩、三に衆合、四に叫喚、五に大叫喚、六に焦熱、七に大

焦熱、八に無間なり、

宇多、内郡 共に大和にあり、宇陀郡、宇智郡なり、

轉漕 轉は米を負ひて陸を行くを云ひ、漕は米を積みて海を行くを云へるにて

即ち兵糧を運ぶの意なり、

○新田義貞賜綸旨事

新田小太郎 増鏡に、小四郎に作れり、

十七代 十代の誤なるべし、

平氏世を執りて云々 北條氏は平氏なればか、云々、

門楣 楣は門上の横梁なり、當家にて面立たる者と云ふ義なり、

先朝 先帝後醍醐天皇を申す、

葛城峯 河内國石川郡にあり、金剛山に連り、大和に跨る、

撥亂 左傳に、此春秋撥亂之大法也とあり、亂を治むるなり、

二月十一日 參考曰、二月當作三月、按第六卷云、二階堂道蘊正月晦日發京向吉

野云々、二月十八日道蘊吉野城矢合、因考之、二月十一日大塔宮猶在吉野、然則今所

ハ

セ

謂三月十一日賜令旨者非也、且第十卷義貞舉義兵段云、三月十一日賜令旨云々、與此相齟齬第十卷爲得、

左少將 金勝院本、藏人左少將宣爲奉に作る、

眉目 面目と同じ、

宇都宮 宇都宮公綱なり、

紀清兩黨 紀氏清原氏なり、公綱累世下野守となり、紀清兩黨を部下とせり、

班足王 抄に云く、仁王經賢愚經、并に大論等に出たり、此王は身に羽翼生じ、脚は

鹿足の如くにして飛行自在の人なり、惡人の教に依て一切の血肉を食す云々、經

云、昔有天羅國王、有一太子欲登王位、一名班足太子、爲外道羅陀師受教、應取千王頭

以祭塚神云々、

龍伯公 山海經云、東海之外大荒之中、有大人之國、河圖王板曰、從崑崙以北九萬里

得龍伯之國、人長四十丈、生萬八千歲始死云々、列子湯問篇云、龍伯之國有大人、舉足

不盈數步而暨五山之所、一釣連六鰲、合負而趣歸其國、

○赤松蜂起事

赤松二郎入道圓心

實名則村なり、具平親王の後にて、播磨佐用莊赤松の豪族たり、故に赤松氏といへり、

セ

八

赤松筑前守 圓心か二男雅樂頭貞範なり、

舟坂山 伯耆國八橋郡の西南隅にあり、

大和二郎 名は惟群なり、

備前の守護 毛利家天正本に住人に作る、

加治 加地に作るへし佐々木盛綱か後なり、加治氏は別の族にして備前の住人

にはあらず、二郎左衛門名は貞季とも鎮信ともありて定まらず、

兒島 備前國に兒島郡あり、

摩耶 攝州菟原郡にあり、

○河野謀叛事

長門の探題

もと長門守護といひて、其一國の事のみを預りき、しが中國の事すべて訴訟檢斷土貢さては鎮西異賊防禦の備をも預りきくに及び守護代の外に吏務に長せるものを舉げて、代官として其事を攝せしめたり、依て守護の名を改めて探題とすといふ、

上野介時直 越後守實村か子、時政六世の孫なり、

星岡 伊豫國久米郡にあり、

宇多津 讃岐國鶴足郡にあり、宇足津とも書く、

ハ

今張 伊豫國越智郡の今治なるへし、

○先帝船上臨幸事

薄氷を履みて云々

詩大雅小旻の篇に、戦々兢々如臨深淵、如履薄氷とあり

論語泰伯篇にも之を引けり、朱註曰、臨淵恐墜、履氷恐陷也、

隠岐判官 佐々木宗清の長子にて、佐々木清高なり、梅松論には隠岐の守護とあり、

佐々木富士名判官

富士名は佐々木の分家なれば佐々木富士名といふ、三

郎左衛門尉義綱にて二郎左衛門高雅か子なり、

上様 至尊を呼び奉る語なり、後には將軍をもしかいへり、

上野介時直 越後守北條實村の子にて、時政六世の孫なり、

千波湊 隠岐國知夫郡にあり、

さりぬべかんする 然るべしとおもはるゝなり、

鹽治判官 近江判官貞清の子名は高貞なり、

三位殿の御局 藤原公廉の女廉子なり、從三位にて内侍の三位と稱す、皇太子

恒良及び後村上帝の母なり、後文卷第十二兵部卿親王流刑事の條に見えたる繼母准后は即この御局なり、

九

六條少將忠顯

權中納言源有忠の子なり、家を千種ともいへり、

三月廿三日

三月は、今川家、南都本等に閏二月とあるをよしとす、二十三日も、

又二十四日に作るべし、皇年代畧記、増鏡等の書に、元弘三年閏二月二十四日帝隱岐を出で給ふとあり、

屋形

船屋形を云ふにて、船に屋根を作りたるものなり、

五更

一夜を戌亥子丑寅の五更に分てり、五更は寅の時にて、他は初更、二更、三更、

四更といへり、

取梶、面梶

船の舳を左へ向けんとしての舵の取りやうを取梶と云ひ、右へ向

片帆

帆を一方に偏らせ、斜に風を受けるなり、

あひ物

乾魚の類を云へり、庭訓往來に相物座といへる事あり、即是なり、康富記の說に、あひ物はあきなひ物の義にて、乾魚類の商賣の特稱となれるなりといへり、梅松論には、鳥賊といふ物にて玉躰を埋め隠し奉るとあれば、鳥賊の相物なりしなるべし、

御座船

主上の坐す御船なればしかいふ、

京上藤

京の公卿衆の義、

立烏帽子

折烏帽子に對して折らぬをば云ふ、

佛舍利

舍利は梵語にて元は米粒の義なりしが、佛骨相似たれば轉じて骨の事に云ひ骨身又靈骨と譯す、その物碎けず、燬けずといふ、

名和湊

汗入郡にあり、金勝院本、名和湊の大坂濱に作る、

名和又太郎長年

初の名長高と云ふ、小太郎行高の子、具平親王十四世の孫なり、

長重

名和家譜によるに、長年の姪なり、父は長年の弟長義と云ふ、

鎧一縮して

鎧を着してひとゆすりするなり、よく膚身に付けん爲にするなり、

一族五人

天正本、三十餘人に作る、

名和七郎

金勝院本に、名は國高とあり、

白布の五百端云々

類聚名物考云、白布に急に紋をつくべき様のなければ、松葉をいぶして紋を付けたりと見えたり、今の鶉皮の類も皆熏べ皮なり、

船上合戰事

隱岐判官

清高なり、

佐々木彈正左衛門尉

昌綱なり、

十一カ

十ウ

十オ

九ウ

十二ウ
十二カ

かい楯 城の上にかき并ぶる楯なり、

分際を見えじ 多少を見せじと云ふが如し、前にも斯るかきざまあり、

浅山二郎八百餘騎 金勝院本に、朝山二郎兵衛家就一千餘騎に作る、

三百餘騎 三百を金勝院本八百に作る、

今木 金勝院本に今木二郎義郷とあり、

大富太郎幸範 金勝院本、幸範を親經に作る、

知間二郎經親 天正本等に載せず、

範貞 金勝院本、範貞に作る、

季經 毛利家本に季繼に作り、金勝院本に英經に作る、

石生彦三郎 名は家棟といふ、

卷第八

○摩耶合戰事 酒部瀬河合戰事

六波羅へ告げたりければ云々 参考曰、按帝據船上者、閏二月二十六日也、

平清高攻船上而敗走者、同月二十九日也、六波羅攻赤松摩耶城者、同月十一日也、而今

云、六波羅聞帝入船上因攻赤松者、恐非也、六波羅攻摩耶之日、帝猶在隱岐、

摩耶城 攝津國菟原郡なる摩耶山にあり、一、尾二、尾等の地名今尙存す、

光泰 金勝院本、資明に作る、

射ちらまかされ 軍の勢を射挫かれたるを云ふ、

色めける氣色 敗北の様子なり、

範資 赤松家譜によるに、童名は太郎、圓心が子也、攝津守護又左京亮となる、

二の尾 峰の高き所の次の尾を云ふ、尾とは山の引延べたる所なり、

武庫河 攝津國武庫郡にありて、源を丹波國有馬郡に發せり、

去り敢へず 去りあふせずにて、其の死人の何處にもある事を云へり、

久々知酒部 共に攝津國河邊郡にあり、酒部は坂部とも書く、

瀬河 攝津國豐島郡の地名、

阿波の小笠原 金勝院本に、小笠原下總介實宗とあり、

笠驗 宵につくる物なる故、かく云ふ、又袖にもつくることあり、後には只物の標

をば皆笠標と云ひ習はすに至れり、本文に挨の一字にかけるは誤なるべし、参考

左本に笠驗とあり、

無恙 韻會曰、恙餘亮切、一曰、蟲入腹食人心、古者草居多被此毒、故相問無恙乎、又神

異經、北方獸曰恙、々恙也、黃帝殺之、由是無憂疾、謂之無恙也、

丁壯 尙書正義に、丁は二十歳を云ひ、壯は三十を云ふとあり、今は年に拘はらず

唯軍卒の事に云へり、

小屋野の宿の西 金勝院本西を東に作る、

範家 赤松家譜によるに、兵庫助範重の子なり、

國頼 左衛門次郎頼定の子なり、

平野伊勢前司 金勝院本に、名は公郷とあり、

太公 初の名は呂尙、東海上の人也、嘗て窮困して年老いたり、漁釣して周に至る、

西伯出でて獵す、呂尙に渭の陽に遇ふ、與に語て大に悦びて曰く、吾先君太公曰く

當に聖人有りて周に適くべし、周因つて以て興らんと、子は眞に是か、又吾が太公

子を望めると久しと、故に號して太公望と云ふ、載せて與に歸り、立て、師となす、

子房 張良の事也、其先は韓人、後下邳に匿る、良嘗て從容として下邳の圯上に游

へり、老父有りて一編の書を與ふ、旦日に其書を視るに乃ち太公望が兵法の書な

り、

○三月十二日合戰事

左右 様子を云ふ、

淀 山城國久世郡にあり、

赤井、山崎西岡 共に山城國乙訓郡にあり、西岡は古への長岡の跡なりとぞ、

奉行頭人 この所、兩六波羅の騷擾せしを記したれば、其奉行人引付頭などを

指していひしならん、この職掌の事は前に注せり、

左近將監 金勝院本に、越後守に作れるをよしとす、さて左近將監は時益にて

南方なり、

桂河 山城國葛野郡にあり、源を丹波に發す、

久我繩手 山城國乙訓郡にあり、繩手は又暇とも書く、

城南の離宮 鳥羽殿を指す、離宮とは天皇出遊の宮殿を云ふ、

羅城門 京都平安城外郭の南門にして、朱雀大路九條にありしとぞ、

帥律師則祐 赤松家譜によるに、中津河殿と稱す、天正本等中津河律師に作る、

三ウ

矢たばね 革にて作り、箆の矢の上の方をたばね置くものなり、

佐々木三郎 盛綱なり、法名西念と云ふ、秀義の子なり、

藤戸 備前國兒島郡にあり、

足利又太郎 忠綱なり、足利太郎俊綱の子、

兵勝之術云々 六韜の文韜篇に出たり、

伊東大輔 西源院本大和守に作り、金勝院本伊東民部大輔介久に作る、

河原林二郎 北條家本等六郎に作り、金勝院本四郎宗充に作る、

東寺 天正本寺の字なし、東寺は京都九條大宮の西にありしなり、

大三災 火水風の三大災を云ふ、因本經說滅劫人壽十歲時、世間有二日出、河渠流

竭、其後三日出、大涸河竭、四日出、阿耨池竭、五日出、大海乾枯、六日出、天下煙起、至七日

出、天下洞然、至初禪天、火災之後、布大黒雲、周徧降雨、如車輪無數千歲、其水漸至二禪

天、此水復滅、有大風起、至三禪天、飄擊蕩盡無餘、云々、俱舍論法苑珠林に詳なり、

南殿 紫宸殿を云ふ、

上童 元服前の童子にて殿上に給仕する者、

○持明院殿行幸六波羅事

院 後伏見院なり、

法皇 花園法皇なり、

東宮 康仁親王也、東宮の六波羅行啓は、増鏡によるに、三月二十六日也、主上兩院

梶井の二品親王 尊胤親王なり、

卿相雲客 三大臣大中納言參議を卿相又月卿と云ひ、四位五位を雲客と稱す、

警蹕の聲 先を追ふ聲なり、

蓮華王院 後白河院の御願寺、治承二年十月廿七日供養あり、千手觀音一千體

也、新千體と名く、

追物射 追物とは當時武家にて流行せし武技にて、犬又は牛などを放ちて之を

射るなり、故に犬追物などいふ、此の追物を射る通りに逃ぐる敵を射てくれん

の意なり、

二千餘騎 南都本二百餘騎に作る、

四武の衝陣 六韜篇云、武王問大公曰、敵人圍我、斷我前後、絶我糧道、爲之奈何、太

公曰、此天下之困兵也、暴用之則勝、徐用之則敗、如此者、爲四武衝陣、以武車驍騎驚亂

其車、而疾擊之、可以横行、列寅註、四武衝陣者、謂以武士結爲四陣、并力而擊之耳、此被

五カ

四ウ

五ウ

印具尾張守 金院本に名は武慶とあり、
信濃守貞範 信濃守の下に範資筑前守の五字を脱したり、北條家本天正本等

には有り、
せいらき さいらぐの轉にて糺の字をも當てたり、淺き瀬に水の流る、處を
云ふ、

六ウ

寮の御馬 寮は馬寮にて、馬を飼養する役所なり、左馬寮右馬寮あり、

○禁裏仙洞御修法事付 山崎合戰事

聖主 光嚴院を申す、

慈什僧正 參考曰、今川家本作慈辨、金勝院本作慈勝、按慈勝僧正關白家基子也、

慈辨僧正關白道嗣子也、慈什未知何人、座主記有裏築地公什僧正、是二條實隆子也、
正和二年任天台座主、慈什恐公什之訛乎、

六ウ

仙洞 院の御所を云ふ、

河尻 河口なり、

河島 山城國葛野郡にあり、金勝院本河崎に作る、

物集女、大原野 共に山城國乙訓郡にあり、物集女の女字なくとも同じ、

小鹽山 山城國乙訓郡小鹽村にあり、

七ウ

向日明神 山城國乙訓郡にあり、歌にもよめり、

善峰岩藏 小鹽山の西の諸峯の別名なり、風景奇勝なり、

坊城左衛門尉 毛利家天正本西岡坊城左衛門に、北條家南都本西岡兵部左

衛門に、金勝本坊城左衛門佐晴言に、西源院本西岡坊左衛門尉に作れり、

神澤

西源院本神崎に作る、

○山徒寄京都事

七社 比叡山に祭れる七つの神社なり、傳教大師延暦寺建立の時、山王の社を立

て、從來の日吉の社に並ぶ、後に聖眞子、八王子、客人、十禪師、三宮を加へて、すべて
七社なり、これ天台宗守護の神と稱して、宗徒の歸依する所、よりて應化といふ、

止觀 法性寂然曰止、寂而常照曰觀、

天真獨朗 理非造作故曰天真、證智圓明故曰獨朗と、抄に見えたり、

忍辱衣 法華經曰、柔和忍辱衣、忍辱衣は袈裟なり、一名無垢衣、或は清瘦衣とも、離

塵服とも云ふ、

秋霜 劍をいふ、

妖孽 說文、衣服歌謠草木之怪謂之妖、禽獸蟲蝗之怪謂之孽、

非三非一 所謂山王二字の義なり、山の字豎三畫横一畫なり、王の字豎一畫横

三畫なり、法華圓實の三諦と義同じ。

王事靡盬

詩經の語、王事は一大事なれば平易ならずとの義なり、

出塵之徒

出家の事、世俗の風塵を出離する身なればしかいふ、

弓手妻手

左手右手なり、弓手には弓を持つに對し、妻手は手綱を持つ手とせ

ハカ

ひしめいて

抑し合ひ騒ぎ立ちてなり、

佐治孫五郎

今出川家本は彦五郎に、天正異本は彌五郎に、金勝院本は五郎兵

衛元辰に作れり、

五尺三寸の太刀

古代は太刀短し、この時代より長き物流行せし事知るべ

ハカ

西頭

毛利家本西坂に作る、

○四月三日合戰事 付 妻鹿孫三郎勇力事

九カ

七千餘騎

七千を天正異本には七千に作る、同世法南門傳に七千あり、

三千餘騎

三千を天正異本には一千に作る、南門傳に北條家南門本西岡興晴に

伏見、木幡

共に山城國紀伊郡にあり、

三千五百餘騎

金勝院本は三千餘騎に、天正異本一千餘騎に作れり、

長井縫殿秀正

北條家南郡本は縫殿頭正顯に、金勝院本は縫殿頭顯廣に作れ

富樫

金勝院本に名は秋群とあり、

島津

金勝院本には島津大膳大夫春久に作る、

孫氏が千變の謀

孫子には九變の術と云事あり、但し千變と云へるは、奇兵

正兵の千變萬化なるを云ふなるべし、

吳氏が八陣の法

吳子に八陣の法なし、八陣は諸葛孔明の作る所、作者の訛な

るべし、一陣は一方陣、二圓陣、三牝陣、四牡陣、五衝陣、六輪陣、七浮沮陣、八鴈行陣をい

島津安藝前司

金勝院本に云、名は有親、島津家譜には資久に作る、

大立舉の臙當

惣体鐵にて製したるものにて、普通の篠立の臙當とは異れり、

膝鎧

脛楯ともいふ、革にて瓦札を作り、縫ひ重ねたるものなり、五武器談に云く、

源平の戰の比迄は、此物の名聞へず、其後出來し物成べし、義經膝楯といふ製あり、
偽名なり云々、

かなさい棒

鐵撮棒と書く、武器なり、鐵の太き棒にて、多くその周りに凸出せ

る刺あり、打振りて人を倒すなり、五武器談に云く、さい棒は罪棒にて罪人を打つ

十カ

九カ

答といふ事なるべし、

犬笠懸

犬は一本に犬追物とあり、即犬を追放ちて之を射撃する武技なり、猶上の追物射の條を參看すべし、笠懸は笠懸の的を射る、此等武士の常に射藝を習練する爲なり、

兜の菱縫の板

冑のしころの端に糸を×××の形に綴たるを云、其形菱形なりと、五武器談に見えたり、

二百騎

天正本等百五十騎に、今川家本五十騎に作る、

武田兵庫助

金勝院本に云、名は氏顯、

持たる首

西源院本に、首を太刀に作る、

鎧の角總

太き組緒にてふさをも太く長くするなり、鎧の袖を擦りあげ、又逆板の壓にするもの、鎧の後に揚卷を結付けて、袖の水吞の緒をあげまきに結付くるは、袖の前へ傾き出で障にならぬ爲に留めおくなり、一名之を蜻蛉結と云ふ、

○主上自令修金輪法給事付千種殿京合戰事

金輪法

増劫人壽八萬四千歲時、金輪王出東方、忽有金輪寶、現舒妙光明、來應王所、其輪千幅、徑一丈四尺、具足穀輞彫文、刻鏤衆寶間錯、光明洞達、天匠所成、非世所有也、王既得此輪、隨王心念、輪則爲轉、案行天下、須臾周匝、詳出修行、本起經、俱舍、由輪旋轉、

十一ウ

十一カ

十ウ

威伏一切名轉輪王、台言修法、有一字金輪法、と綱目にいへり、

頭中將

藏人頭にして、中將を兼ねたるを云ふ、

第六の宮

神明鏡に第四の宮に作るをよしとす、

佛生日

釋迦の誕生日を云ふ、東京夢華錄曰、四月八日佛生日、十大禪院有浴佛齋會、乃煎香藥糖水相遺、謂之浴佛水、

笠符

五武器談に云く、笠符といふ事、笠は假り字也、かさしるしといふは、かさしゑるし也、頭に物を挿むをかざしと云、舞人の挿頭も同意なり、かさしるしを畧してかさしるしと云也、元は冑に付るしるし也、云々、賴朝の頃はや袖に付る事に成りしと見えたり、笠しるしといふ名、すへて目しるしの惣名と成て、袖に付るをも笠印と云、一條兼良公のねさめの記に、衣裝は富貴の第一の笠しるしなりといふ事も見えたり、

孔子の言云々

論語顔淵篇に出たり、

江南の橘云々

周禮、橘踰淮而化爲枳、此地氣然、淮南子曰、夫橘樹之江北、化而爲

橙、

色代

會釋挨拶するを云ふ、

赤松入道は僅かに千餘騎云々

前には三千、或は七千とあり、今千騎に作

十三カ

十二カ

るは非なり、

十三ウ

梅津

京師の西にあり、

十四ウ

追分

丹波國桑田郡にこの地名あり、こゝなるべし、

稗田

攝津國菟原郡の稗田にや、或は丹波國の地名なるべし、

高山寺

抄に云く、法相宗の寺なり、

○谷堂炎上事

谷堂

最福寺と號す、

延朗上人

義信の子、義信は義親の子なる故に、嫡孫とはいへるなり、上人童名

德壽、九俗名義實、世に松尾上人と號す、

六根清淨

六根は言耳鼻舌身意なり、人の肉身の六根が、大方佛の六根の様に

似て、少々づゝ、神力などもあるを云なり、

護法

佛法守護の天人等なり、

五百餘歳の星霜

參考曰、延朗安元二年移松尾南最福寺、穿池建殿至元弘三

年、凡一百五十餘年也、

轉法輪

八相の一なり、佛の説法を云ふ、

都卒の内院

佛説の意は今此より見ゆる天をば四王天と云ひ、其上に次第に

十四ウ

忉利天、夜摩天、都卒天と云ふ也、此界へ出世し玉へる佛の先づ必ず此天へ出で
久しく住し給へる所を内院とは云なり、

四衆

比丘、比丘尼、優婆塞、優婆夷なり、

韋馱天

靈威要畧曰、天神姓韋諱琨、南方天王八將之一臣也、四王合三十二將、而爲

其首、生知聰慧、早離塵欲、清淨梵行、修童眞行、而受佛囑、外護在懷、用統三州、住持爲最、
云々、

道宣律師

佛祖統記曰、道宣京兆錢氏、母夢梵僧語之曰、仁者所懷、梁僧祐律師也、

王處胎彌十二月而生、九歲徧覽群書、十二善習、文墨、十五師、日嚴願公、十六誦法華兩旬

而徹、十七落髮、云々、

積惡の家には必有餘殃

周易云、積不善之家、必有餘殃とある意に同じ、

又續錄の卷に、此土の今、今の二年の春、ある僧、山に詣りて、口を閉ぢて、坐す。其時、
其時、風吹きて、其の衣、地に落ち、其の衣の裏、ある字あり。其字、
○弘明寺土藏事、とあり。其の事、

第九卷

○足利殿御上洛事

名越尾張守 名は高家、遠江守貞家の子、時政八世の孫なり、

又病氣 參考に、此上に今年の二字あるべし、蓋し脱したるかといへり、

負薪の憂 禮記曲禮下篇曰、君使士射、不能則辭以疾、言曰某有負薪之憂、註呂氏

曰射者男子之所有、事不能可以疾辭、不可以不能辭也、負薪賤役士之所親事者、疲則不能矣、故曰負薪之憂也、

王氏を出て不遠 王氏は皇族の事、源尊氏は貞純親王より十四代の孫なり、

不遠といふこと不審

御臺 大將將軍家等の内室を尊びていふ、

牲を殺し血を啜て 抄に云く、左傳襄公十一年の傳にも見ゆ、其様は先づ定

章の事共を云ひ立て、此等の事を犯したらば、科におとされてかくの如くならん

四と、牲牛の左の耳をさいて、其血にて、定たる事を書立て、各其血をす、り飲て、後に穴を掘て、牛をも血にて書たる物をも、俱に埋みて置なり云々、

木曾殿 源義賢の子義仲を云ふ、征夷將軍に任せらる、少名駒王丸、義家四代の孫

なり、

清水冠者 義高なり、冠者とは諸大夫家などの元服して、未だ任官せざる人を、

他人より敬ひてしかいふ、但し五位六位になる家の人などは、冠者とはいひがた

しといへり、

赤橋相州 名は守時、越後守久時の子にて、時政七世の孫なり、

兵部大輔殿 金勝院本に宮内少輔に作る、何れにても直義をいふなり、

誓言は神も不受 出所詳ならず、

大行不顧細謹 史記項羽本紀に、樊噲曰、大行不顧細謹、大禮不辭小讓、とあり、

千壽王 義詮なり、

御妹 久時の女、守時の妹、名は登子といへり、

二位の禪尼 平政子にて、時政の子なり、

白輻輪の鎧 鎧の端々の捻返しを、白銀にて覆輪とりたるなるべし、

被引たり 引出物として與へられたるを云ふ、

○山崎攻事 付 久我噉合戰事

結城九郎左衛門尉 親光なり、

官方 天皇の御味方なり、

京着の翌日 北條家南都本に翌の字なし、

大行之路能摧車 白氏文集卷三に出たる詩なり、大行巫峽は共に地名、

花曇子の直垂 五武器談に云く、花曇子とは花形を織たるごんす成べし、鎧直

垂は錦のみに限らず、ごんすにても何にてもする也、

紫糸の鎧 紫の糸にて威したる鎧なり、

金物繁く打ち 胸金物、すそかな物を、尋常よりも數多く打たる也と、五武器談

に見えたり、

吹返 冑のしころの左右のはしの、そりかへりたる所を云ふ、

金作の圓鞘の太刀 金にて柄鞘の全体を包みたるものなり、圓は一田の意

義にして鞘の丸きを云ふに非ず、

たかうすへ尾の矢

たかうすへうは、常のうすへうの羽の如くにて、真中に

一所薄黒くくま鷹の羽の如き文ある羽なり、さてうすへうとは、鷹の羽の文の本

と末の薄黒きを云ふ、其をすめ鳥の羽文に似たる故を以て、をすめ尾といふを、う

すべうといひ習へるなり、此羽にてはきたる矢を云ふ、

黄瓦毛の馬

瓦毛は白く黄ばみたるなり、されば黄の勝ちたる瓦毛の馬なり、

厚總の鞆の燃立計なる

緋の鞆をいふ、

卓宣公

支那の兵法家なるべし、その傳未考へず、抄にも説なし、

畔の陰にぬはれ臥

ぬはれは隠れる義、縫はれの字なるべし、

○足利殿打越大江山事

中吉十郎

金勝院本云、名は能宗、されど第八卷忠顯京合戦の段には、同本中吉

十郎政信に作りたれば相齟齬せり、

奴可四郎

金勝院本に云、名は公充、

大江山

丹波國天田郡にあり、又鬼城嶽ともいへり、

いしくも宣ひけり

よくもいひけりと云ふが如し、

○足利殿著御篠村則國人馳參事

高右衛門尉師直

姓は高階と云ふ、高師重が子なり、北條本等右を左に作る、

丹波

南都本等丹後に作る、

長澤

天正本等中澤に作る、

餘田

西源院本金田に作る、

酒井

金勝院本、浦井に作る、

小山

今出川家本小田に作る、

二萬三千餘騎

西源院本二萬に、天正本一萬五千に作る、

國母コクモ 天皇の御母の事、皇后にあらず、

北政所 貴人の妻をいふ、又北の方ともいへり、男は陽、女は陰とし、南は陽、北は陰、

表は陽、奥は陰なれば、女は奥にこもりて内所の諸事を取扱ふ故、この名あり、政所は諸事を取扱ふ役をいへり、

三台 三公を云ふ、天の三台星に象りたるなり、

槐棘 左三槐三公位焉、右九棘公卿伯子男位焉、千字文新註曰、槐者謂公卿之位有、

槐棘也、言槐則其棘可知矣、言卿則其公可知矣、また集覽云、樹棘以爲位者、取其赤心而外刺、象以赤心三刺也、槐之言懷也、懷來人、於此欲與之謀、此にては只公卿の事、

三家 閑院花山中院を英雄の三家といふ、閑院は九條師輔の子、閑院太政大臣公季の流、此下に三家あり、三條西園寺德大寺是なり、花山は關白頼通の流、此下に二

家あり、大炊御門洞院是なり、中院は村上の皇子具平親王の流、此下に四家あり、久我、堀河、土御門三條なり、と抄にいへり、

竹園 親王を指して云ふ、梁の孝王東苑を築く、方三百餘里、大に宮室を治む、複道を爲りて宮より平臺に連屬すること三十餘里、苑中奇樹脩竹多し、故に時人名づけて孝王の竹園といひ、又修竹苑と名づく、

天子は四海を以て爲家 史記高祖本紀に出たり、

東洛渭川の行宮 東洛は東の京をいひ、渭川は鴨川をいふ、共に六波羅を支

那の地名に擬せしなり、

怪力亂神 論語述而篇に、不語怪力亂神とあり、

撥辣 魚の遊泳して跳る、良辣は刺の誤か、

御生所 又御形に作る、ミアレとよむ、賀茂明神の祭を謂ふ、アレはいはひいつく

意なり、四月中酉日祭禮を行ふなり、

銀面、雲珠 銀面は日月、雲珠は星也、天下亂れて制度陸夷し、三光徳を失ひて、塵

埃に埋没するを云ふなり、

祭は豊年にも不増 禮記王制篇に、祭、豊年不奢、凶年不儉とあり、

鞍馬 山城國愛宕郡にあり、

雲南 水經註、雲南郡本雲山縣地也、蜀劉氏建興二年置郡、

戸有三丁抽二丁 一戸の内に三人の若者あれば、その内より一人を抽き取り

て、兵卒に用ふるをいふ、雲南派遣の爲に徴發せらるゝ苦しみを、白樂天の作れる

詩の句なり、

長安 支那の都の名なるを、我京都の事にいへり、

禍常に蕭牆の中より起る 論語季氏篇の語意は、禍は外よりは來らず、唯

吾が住所より出づとなり、

昆明池

長安城の西に昆明池あり、漢武帝の時に、南夷に昆明國あり、地方三百里、水之中に居て水戰を能くす、武帝毎に之を伐てども克たず、乃ち計を設け、長安城西二千里に一池を穿つ、四方四千里池水中に滿つ、船を作り上に於て水戰を教ふ、遂に彼國を破る、國を昆州とし、使ち其池を號して昆明池と云ふ、

瀋淪

抄に云く、隱淪に作るべし、文選三十一、隱淪謂絶迹也、と注せり、深き姿也、

鹽州受降城

白氏文集第三卷にも見たり、前漢太初元年に築きし城なり、匈奴殺を好みて國を伐つ、故に左大都尉漢に降らんと欲すれども路遠くしてならず、於是漢をして城を築かしめ、已れ匈奴を殺し逃入らん事を約せり、漢即此城を築く、其降人を受く、この義をとり名とし受降城とは云ひしなり、

劍閣雖嶮

抄に云く、左太冲が魏都賦の辭也、文選第六卷にのせたり、劍閣は蜀の境にあり、其峯が劔のごとく其勢閣のごとくなれば名とするなり、小劔大劔の二の峯あり、其間三十里許なり、猶委くは張孟陽が劔閣賦にも見えたり、文選第五十六卷に載せたり、

深根固蒂

老子曰、有國之母可以長久、是謂深根固蒂、

洞庭雖浚

文選左太冲魏都賦文也、注曰、浚深、負恃也、言雖爲深阻、無德而恃之者、

必見奔北、軍敗曰北、善曰、洞庭吳境也、

糧を捨て舟を沈る謀

史記、項羽遣當陽君蒲將軍將卒二萬渡河、救鉅鹿、戰少利、陳餘復請兵、項羽乃悉引兵渡河、皆沉船、破釜、燒廬舍、持三日糧、以示士卒必死、無一還心、於是至則圍王離、與秦軍遇、九戰、絕其海道、大破之、

○高氏被寵願書於篠村八幡宮事

故柳疎槐

抄に云く、陰森古柳疎槐無春色、公乘億が詩ぞ、

賽

報なり、封禪書曰、賽音先代反、謂報神福也、漢郊祀志、冬賽禱祈、

匹壇妙立

難太平記引田妙源に作る、今川家本には匹壇を蟾田とかけり、人名

尊氏の願書

參考に曰、尊氏が願書篠村八幡宮に在るもの本文の文とは甚異なり、文義鄙陋にして見るに足らず、太平記の作者改作して載せたるか、月日も四月二十九日とあり、

聖主

後醍醐天皇なり、

貫頂

一山の頂なり、こゝは大塔宮なり、

未遑願匪躬

易蹇卦、王臣蹇々匪躬之故、注曰、執心不同、志匡王室者也、劉氏曰、匪躬之故、謂非私其一身之事故也、意は私一身の遺恨に非ず、偏に朝家を守るとなり、

將以魚肉菲云々

是は高氏の卑下の詞也、非は薄なり、

旅 軍旅の事、五百人を旅といふ、又衆ともいふ、軍衆の意、軍衆は必他國へ打出る者故、旅の字を用ふ、といへるはいかゞ、

上將 源忠顯を云ふ、

函蓋相應 大智度論曰、函大蓋大、是相應の義なり、

石馬之汗 韻府、霍去病家前有石人馬、

金鼠之咀 大宋高僧傳曰、天寶中、西蕃大石康三國、帥兵圍西涼府、詔空入、帝御千道場、空乘香炉、誦仁王密語二七遍、帝見神兵可五百員、在帥殿庭、驚問空、空曰、毗沙門

天王子、領兵救安西、請急設食、發遣四月二十日、果奏曰、二月十一日、城東北三十里許、雲霧間見神兵長偉、鼓角誼鳴、山地崩震、蕃部驚潰、彼營壘中有鼠金色、昨弓弩弦皆絕

云々、天竺の不空三藏が唐における奇瑞なり、

德風加草 論語顔淵篇に、君子之德風、小人之德草、草上之風必偃とあり、

○六波羅政事

櫛句の鎧 上をはち色の糸にして、袖草摺の末を黄色にして、又其次を薄黄色に威すなり、

黒糸の鎧 黒糸威の鎧なり、

白栗毛の馬 白に紫色のまじりたる毛色の馬なり、

青總 青き總綱なり、鞆は馬の尾より鞍に繋ぐ組緒なり、

筆ごり 文筆に従事する人、齋藤は世々文筆の職にて、玄基は齋藤基永の子なり、故にかくいふ、

利仁將軍 醍醐天皇時代の人にて、鎮守府將軍藤時長の子なり、

鉄形 くわいといふ水草の葉を側面より見る形に作る、くわい形といふを略してくわ形と云なり、之を兜の前左右にうつなり、

傍折敷 折敷は今のへぎなり、その類の一種を紋とせしにや、

弓だけ 弓のたけは七尺五寸を以て法とす、弓を以て距離等を量れり、

内野 西京の東にあり、北は聚樂亭址に至る、

五六八九寸の琵琶の甲 甲は琵琶の腹なり、倭訓栞に云く、一説にひはの甲に用ひるをもて名けてひはのかふといふ材の名なり、紀の熊野より出といへり、されど今は名のかはりたりとかや、其材さたかならず、

安郡 安齋隨筆に、太平記賢愚抄を引きて云く、琵琶甲(ビハノカウ)安郡(アンノコホリ)共に所の名材木の出所なりとあり、又同書に云く、やすのこほりは、近江國安

洲の郡なるべし、此所より出す材木を其の地名によりてやすの郡と云ふなるべしとあり、又その頭書に云く、安齋叢書琵琶甲安郡考には、長門國安武郡なるよし

ハウ

考あり、近江國八洲郡といへるは前の考なるべしと見えたり、貫脱て抛すて 貫は頼貫の假字、八幡殿鎧着用次第の第十一に頼貫とあり、

武部七郎 毛利家本に武部を武市に作る、金勝院本に云、名は惟昌、

佐用兵庫助 第八卷諸本に、範家に作る、

得平源太 第十六卷に云、名は秀光後に因幡守に任す、赤松家譜に隆頼に作る、

頼景の子とす、

別所六郎左衛門 金勝院本に云、名は資家、

五郎左衛門 本文同の字なし、諸異本に依てつ補ふべし、金勝院本五郎の字なく名は貞泰とあり、

七縦八横 碧巖に出てし辭、

北の門 今出川家南都本小門に作る、

○主上上皇御沈落事

金谷園 石崇金谷園詩序曰、余以元康六年、從大僕卿出爲使、有別廬、在河陽縣界金

谷、園中有清泉、茂林衆果、竹栢藥草之屬、其爲娛目歡心之物、亦已備矣、酈元水經注曰、

金谷水出河南大白原、東南流、歷金谷、謂之金谷水、東南流、經石崇故居、云々、

松壽 後に左馬助友時と號す、曆應二年龍口に誅せらる、

十ホ

九ホ

十ウ

漢高祖と楚項羽と戰ふ事

史記項羽本紀、舉九江兵、隨劉賈彭越、皆會垓下、

諸項王、項王軍壁垓下、兵少食盡、漢軍及諸侯兵圍之數重、夜聞漢軍四面皆楚歌、項王

乃大驚曰、漢皆已得楚乎、是何楚人之多也、項王則夜起、飲帳中、有美人名虞、常幸從、駿

馬名騶常騎之、於是項王乃悲歌忼慨、自爲詩曰、力拔山兮氣蓋世、時不利兮驂不逝、驂

苦集滅道

洛陽東山清水寺の南、清閑寺の側に在り、

野伏 主將なき兵の山野にひそむをいふ、

時益の死所

元弘日記裏書には關山に、梅松論には四宮河原、増鏡には守山に

作れり、諸説同じからず、

四宮河原

山城國宇治郡山科村大字安朱の東に接する處なり、

中納言重資

公卿補任によるに、毛利家本の中將に作るをよしとす、

劍閣の遠き昔

唐の玄宗天寶十五年に安祿山洛陽を陷る、帝出で、蜀に奔る、

路劍閣を過ぐ、

神龍釣者の網にかゝる

說苑曰、吳王欲從民飲酒、伍子胥諫曰、不可、白龍下清

冷之淵、化爲魚、漁者豫且射中其目、白龍上訴天帝、帝曰、當是之時、若安置而形、白龍對

曰、我下清冷之淵、化爲魚、天帝曰、魚固人之所射也、若是豫且何罪、天帝責訴也、豫且宋

十一ホ

國賤臣也、白龍不化豫且不射、今棄萬乘之位而從布衣之士、飲酒、臣恐其有豫且之患矣、王乃止、

備前國の住人

北條家本等備前を備中に作る、

中吉彌八

今川家本八郎に作り、金勝院本孫八幸規に作る、

狼藉

蘇鶚演義曰、狼藉、草而臥、去則滅亂、故凡物之縱橫敗亂者、謂之狼藉、

腰刀

短刀なり、腰にさすものなればかくいふ、腰差腰物といふも亦同じ、

刀加へに

持ちなる刀諸共に、

徳つけ奉らん

利益を附け與へんの義なり、

耳のびくが薄く

びくは耳朶にて耳たぶの事、その薄きものは運悪しといふ古諺なり、

出世房官

身分ある僧の事なり、

鈴鹿山

伊勢國鈴鹿郡にありて、近江伊賀の界に跨れり、

長絹の御衣

長絹はきぬの名なり、それにて作れる御衣、長絹の狩衣、長絹の直衣などあり、

檳榔の裏無

棕櫚の葉にて作れる草履なるべし、

○越後守仲時已下自害事

愛知川

近江國愛知郡にあり、

伊吹山

近江國坂田郡にあり、美濃に跨る、

第五の宮

後醍醐帝の皇子第四宮已下長幼次第諸説同じからず、今第五の皇子誰なるかを知らず、されども金勝院本には五辻兵部卿親王の宮を取奉り、先帝の五宮と號しとあり、参考に、按守良、龜山帝子也、爲兵部卿、稱五辻宮とあり、

仙蹕

天子の出御入御をいふ、蹕は先拂して道行く者を止め道を清める義、

七百騎

天正本千騎に作る、

鸞輿

金を以て鸞鳥の形を作り輿上に施したるものなり、天子の御輿を云ふ、

五六千人

金勝院本に千を百に作る、

三百餘騎

南都本天正本等三百を五百に作る、

一類の名を揚ぐる身

一本揚を汚に作る、汚とすべし、

千戸侯

家千戸を領する程の大名なり、

次郎右衛門

南都本元正本等次郎左衛門に作りたるをよしとす、

三郎兵衛

今出川家本金勝院本兵衛の字なし、佐々木家譜に三郎左衛門高秀に作る、

永壽丸

佐々木家譜永を養に作る、

十四

高橋九郎左衛門 諸異本左衛門の字なし、

黃河 支那の大河あり、支那本部を流る、其長さ一千零二十餘里あり、
五千の貂錦 貂冠をかぶり錦を衣たる多くの朝臣、己亥の年は唐の肅宗の乾

元二年己亥史思明安慶緒を殺す、この事が、
潼關の戰 集覽曰、潼關在華州華陰縣、此所にて大戰度々あり、たる中、玄宗皇帝
の時高仙芝祿山と戰ひしに、兵互に多く死すと見ゆ、今河水に溺ると云も、玄宗の
時の事を指なり、

○主上上皇爲五宮被囚給事付資名卿出家事

長光寺 今出川家毛利家等國分寺に作り、金勝院本太平寺に作る、

玄象 禁秘抄、玄上累代寶物也、掃部頭貞敏渡唐之時、所渡琵琶二面其一歟、玄象吞

青鉢之水所興號玄象、又玄上宰相獻延喜帝、仍號玄上、兩説也、とあり、

下濃 末濃に同じ拾芥抄琵琶部に、玄象、牧馬、井手、渭橋、良道、元典寺、木繪、小琵琶、末

濃無名、己上稱之十名物とあり、

二間の御本尊 禁秘抄、二間敷二疊於此間、向妻戸敷阿闍梨座半疊、於南間者如

御講之時、懸本尊寄障子也、

秦の子嬰 史記秦始皇本紀、子嬰爲秦王四十六日、楚將沛公破秦軍入武關、遂至

十五

勅上使、人約降子嬰、子嬰即係頸以組、白馬素車奉天子璽符、降軹道旁、

軹道の傍に至り 至りを一本降に作る、降とすべし、

遊行 念佛を倡へつ、行脚する僧をいふ、

四句の偈 流轉三界中、恩愛不能斷、棄恩入無爲、眞實報恩者是謂四句偈也、

汝是云々 梵網經曰、若見牛馬猪羊一切畜生、應心念口言、汝是畜生、發菩提心、此

れは菩薩の行を興し戒法を行する者は、畜類を見ても菩提の心を勧めて發さし

むる義なり、今聖も少し此意を知て云つらん、されども正く資名卿に對しては汝

は是畜生なりと云ひけるは可笑しき事なり、

ゑつば 咲み興するを云ふ、

去年 一本去年々に作る、元弘元年九月に後醍醐天皇執れさせ給へり、故に去々

○千葉屋城寄手敗北事

解すべきことなし、

第卷十

○千壽王殿被落大藏谷事

大藏谷 播磨の明石の驛なり、

長崎勘解由左衛門入道 天正本等入道の字なきをよしとす、其名は高泰

とも爲基ともありて一定せず、

宰相法印良遍 金勝院本宰相法印の上に密嚴院の字あり、西源院本遍を泉に

作る、系圖には覺遍に作り、竹若か母の兄とせり、

浮島が原 駿河國清見關興津より東に當る所なり、田子浦はその間の總號な

とぞ、

○新田義貞謀叛事付天狗催越後勢事

綸旨 義貞金剛山にありし時大塔宮より令旨を賜はりしなり、されば此も令旨

とあるべき所なれど、其文綸旨の体なるが故に綸旨と云ふなり、

四郎左近大夫入道 俗名は泰家、法名慧性、後還俗して名を時興と改む、

上野 今出川本相摸に作る、

上總 毛利家本下總に作る、

天役 諸本皆天役とあれども、夫役の誤なるべし、夫役はもとは人民の義務とし

て公用に使はるゝものをいひしが、後にはその代りに物を納むるをばしかいへ

り、東寺古文書至徳四年六月田地賣券狀に、夫役百文百姓沙汰也云々見えたり、或

は又按するに、天役は天朝の課役の義にて、高時の無斷にかく稱せしものか、

黒沼彦四郎入道 西源院本黒沼を黒治に作る、

近代 諸異本近年に作るをよしとす、

利根川 上野國利根郡に其源を發す、

沼田の庄 上野國利根郡にあり、

津張郡 參考曰、按倭名鈔、越後無津張郡、然第三十二卷冬降去吉野段、諸異本或有

云、越後頸城郡、或作越後津張郡者、不一、其廢置沿革、今不可盡考、

百六十餘年 二百十餘年に作るべし、建保七年實朝殺され、自此北條氏權を擅に

す、元弘三年に至る百十餘年なり、

笠懸野 上野國新田郡にあり、群馬郡前橋へ行く道なり、

江田三郎光義 此下鎌倉合戰の段に諸本行義に作る、今光義とするは恐らく

は非なり、江田家譜によるに行義は有氏が子なり、後兵部大輔修理亮となる、系圖

異本に或は行氏が子に作る、

二ッ

鞍壺 五武器談によれば鞍壺は鞍橋の上をいふとあり、鞍橋とは鞍の前輪後輪の事なり、

紀五左衛門 金勝院本紀五を金吾に作り、毛利家天正本等紀五郎左衛門に作る

三十萬七千餘騎 一本三十萬七千餘騎とす西源院本南都本等二十萬の字なし、金勝院本二萬餘騎に作る、

秋津島 神武天皇國見し玉ひて、此國をあきつのと名めせるが如しとのたまひしより、國の號とす、あきつは蜻蛉の事なり、

螳螂遮車 文選曰、欲以螳螂之斧禦隆車之隧、注曰、螳螂蟲也、前有兩足、舉之如執斧之象也、隨猶轍也、言此蟲舉斧禦大車之轍、善曰、莊子蘧伯玉謂顏闔曰、汝不知大螳螂乎、怒其臂以當車轍、不知其不勝任也、

精衛填海 文選左太冲魏都賦曰、精衛銜木、注曰、山海經曰、發鳩之山有鳥、狀如鳥而文首白喙赤足、名曰精衛、赤帝之女、名女娃、遊於海、溺而不反、精衛常取西山之木石以填東海焉、

瘡疖 癰痕なり、春秋國語を按するに齊に比したり、晉とあるは不審なり、

越は腹心の病 其他日に患を見んとの譬なり、史記に出たり、

三ッ

金澤武藏守貞將 越後守貞顯の子、時政八世の孫なり、

五萬餘騎 金勝院本五萬を五百に作る、

貞國 時嚴の子、時政七世の孫なり、

高重 高資の子、

同孫四郎左衛門 南都本等に左衛門の字なし、今出川家本四を五に作る、

入間河 武藏國秩父郡に源を發し、川越の傍を流る、

小手差原 武藏國入間郡小手指原村大字北野村の邊なり、

櫻田長崎是を見て 諸異本或は、平家の兵是を見てに作る、

黃石公、張子房 共に支那の兵法家なり、

分陪 武藏國北多摩郡西府村にあり、後文分陪河原とあるは、その玉川の沿岸なり、

新開左衛門入道 抄に云ふ、石橋山の合戰の亂れに、兵衛佐殿臥木の中に隠れ給ふ時に、相從て山に籠りける者六人あり、新開次郎忠氏其一人なり、彼れが末孫なり、

十萬餘騎 毛利家本北條家本等、十萬を二十萬に作る、

十五日の夜半 神明鏡を按するに、十四日の夜半惠性分陪に至る云々、且つ此

三ッ

四

下の文に云、十五日未明分陪合戰義貞敗れて堀金に退く、十五日晩景三浦義貞の陣に至る、此に由て之を見れば、諸本に十五日の夜半に作るは恐くは非なり、十五日夜未明 夜の字衍なるべし、

三千人 西源院本三百人に作る、
追ひてばし ばしは強め詞、

○三浦大多和合戰意見事

大多和 金勝院本和田に作る、

秦と楚 秦は始皇の子二世皇帝にして、楚は懷王なり、

武信君 項羽の季父項梁なり、自ら號して武信君と云ふ、

李由 由は李斯が子、史記項羽本紀曰、項梁使沛公及項羽別攻城陽屠之、西破秦軍濮陽東、秦兵收入濮陽、沛公項羽乃攻定陶、定陶未下去、西略地至離丘、大破秦軍、斬李由、還攻外黃、外黃未下、項梁起東阿、西比至定陶、再破秦軍、項羽等又斬李由、益輕秦有驕色、宋義乃諫項梁曰、戰勝而將驕、卒惰者敗、今卒少惰矣、秦兵日益、臣爲君畏之、項梁弗聽、乃使宋義使於齊、道遇齊使者高陵君顯曰、公將見武信君乎、曰然、曰臣論武信君軍必敗、公徐行即免死、疾行則及禍、秦果悉起兵益、章邯擊楚軍、大破之、定陶、項梁死、
宋義 漢紀曰、宋義故楚令、

四

四萬餘騎

上文により、南都本等四萬を十萬に作るをよしとす、

一業所感

善惡の因に従ひて善惡の果を得るを云ふ、俱舍論に一業一引生と云も是なり、

只今面より云々

一本面を西に作る、これよろし、

豊島

武藏に豊島郡あり、

葛西

武藏國葛飾郡の内なるべし、

河越

武藏國入間郡にあり、

坂東の八平民

千葉、小山、長沼、結城、佐竹、小田、宇都宮、那須の八氏を關東八家といふ、これか、

七黨

栗山、信充は横山、村山、西兒玉、丹猪俣、野與と云ふ、或は丹兒玉、猪股、横山、私平山、清ともいふ、

七手

諸異本此の字なし、天正本一手に作る、

關戸

武藏國多摩川の邊りなる一驛なり、

一言芳恩

一言の恩に感じて主とし従ふもの、

見子不如父

日本紀第十四卷雄略紀曰、古人有言、知臣莫若君、知子莫若父とあり、貞觀政要三にも之に似たる句出づ、

五

五ウ

足手もなゆる 手足の力を失ふをいふ、
潤色 飾りて色を添へる事なり、

○鎌倉合戦事

六十萬七千餘騎 毛利家北條家本等八十萬騎に作る、

裨將軍 裨は大將の偏副を云ふ、副將軍なり、

大島讃岐守守之 金勝院本守之を兼前に作る、系圖によるに義貞の子義政

其子義高共に讃岐守に作りて守之はなし、

巨福呂坂假粧坂 共に鎌倉の入口に當れり、

結句 遂に、つまり、など云ふが如し

霓裳一曲 霓裳は唐の玄宗の時の舞の名、神仙傳に、羅公遠與明皇同遊月宮、見

仙女數百、素練霓衣舞于廣庭、曰此霓裳羽衣也、こゝにては歌舞して樂みつゝある
間に、叛徒の迫り來れる事をいへり、

漁陽の鞞鼓 長恨歌曰、漁陽鞞鼓動地來、驚破霓裳羽衣曲、漁陽は地名にして、鞞

鼓はふりつゝみのやうなる貌、軍の時兵を進むる時撃つものなり、

烽火萬里の詐 史記周本紀、褒姒不好笑、幽王欲其笑、萬方、故不笑、幽王爲燧燧大

鼓、有寇至則舉燧火、諸侯悉至、至而無寇、褒姒乃大笑、幽王說之、爲數舉燧火、其後不信、

六ウ

諸侯益亦不至、幽王以虢石父爲卿用事、國人皆怨、石父爲人佞巧、善諛好利、王用之、又

廢申后、去太子也、申侯怒、與緡西夷犬戎攻幽王、幽王舉燧火徵兵、兵莫至、遂殺幽王驪

山下、

玄宗 睿宗の第三子、年二十八にして即位す、名は隆基、治世四十三年、天寶十五年

蜀に出奔し、寶應元年に崩す、歳七十八、

相摸左馬助云々 以下三手に分てぞ防きけると云ふまで、毛利家北條家本

等には、無し、疑らくは本文の衍文ならんか、下に云ふ金澤越後將監大佛貞直赤橋

盛時を以て大將と爲し、三方を禦がしむ云々、前後并べ考ふべし、

洲崎 北條家南都本等、巨福呂坂に作る、

殺所 切所に同じ大切なる所

○赤橋相摸守自害事付 本間自害事

漢楚八箇年の戦 漢は高祖楚は項羽なり、史記曰、項王謂其騎曰、吾起兵至今

八歳矣、身七十餘戰、

數萬騎ありつる郎從 西源院本數萬を數千に作る、

齊晋七十度の戦 春秋の世に、晋の文公名を重耳といふ、周の襄王の九年桓

公薨じて、諸公子の亂あり、桓公の霸業衰ふ、文公王事に勤めて、遂に齊に代りて覇

六ウ

業を開けり、

田廣先生

田光と改むべし、史記刺客傳曰、田光曰、吾聞之長者爲行不使人疑之、今太子告光曰、所言者國之大事也、願先生勿泄、是太子疑光也、夫爲行而使入疑之、非節俠也、欲自殺以激荆卿、曰、願足下急過太子、言光已死、明不言也、因遂自刎而死、

三軍をば可奪帥

論語子罕篇子曰、三軍可奪帥也、匹夫不可奪志也、侯氏曰、三軍之勇在人、匹夫之志在己、故帥可奪而志不可奪、如可奪則亦不足謂之志矣、

以德報怨

論語憲問篇曰、或云以德報怨何如、子曰、何以報德、以直報怨、以德報德、

○稻村崎成干瀉事

稻村崎

相模國鎌倉七里ヶ濱の東にあり、

四五町

北條家本等四五十町に作る、

斧鉞

まさかりを云ふ、たゞ兵器の意なり、

蒼生

民と云ふが如し、

内海外海

須彌山の周圍に八海あり、内の七海と外の一海となり、

龍神八部

八部に二説あり、一曰天、二曰龍、三曰夜叉、四曰乾闥婆、五曰阿脩羅、六

曰迦樓羅、七曰緊那羅、八曰摩睺羅也、是は通例の説也、又立世阿毘曇論第四卷音義には、四天王の一に各二部の鬼を領するを八部と云ふともあり、

貳師將軍

李廣なり、集覽云、李廣利爲貳師將軍、文選注曰、貳師將軍拔佩刀刺山、

飛泉湧出

神功皇后の干珠

此事正史に見えず俗説なり

島津四郎

金勝院本に云、名は高晴、今出川家北條家本等曾我我奥太郎時久に作

る、曾我家譜によるに、曾我我奥太郎時助は久明親王に仕へ、其子小次郎時之守邦親王に仕ふ、今云ふ所の者は疑らくは時之か、

烏帽子子

島津四郎の元服の時、長崎入道烏帽子を冠らせ名をつけしにより、

烏帽子子と云ふなり、武家の禮俗なり、

白鞍

前にも出づ、之は銀の鏡鞍なりと五武器談に見えたり、鏡鞍とは銀に限ら

三つ物四つ物

鉞、鎌、熊手、槌、鍬、金材棒、鉞の七を七つ物といふ、三物四物は此七

物の中のを云ふならん、

傍若無人

人前を憚らず、氣儘の振舞を云ふ、

のゝめきて

高聲によびさわぐなり、

○鎌倉兵火事付 長崎父子武勇事

稻瀬河

鎌倉にあり、長谷の前を流れて海に入る、又の名水無瀬川といへり、

天帝の爲に被罰 觀佛三昧經云、時虛空中有四大刀輪、自然而下、當阿脩羅、耳鼻手足一時墮落、

阿鼻大城 八大地獄の内の二なり、

長崎三郎左衛門 南都本等三郎を二郎に作る、

爲基 北條家本等基氏に作り、金勝院本隆泰に作る、

七千餘騎 西源院本七千を二千に作る、

虎韜 六韜中の一の軍法なり、

天狗堂 鎌倉の佐介谷にあり、

僅に二十餘騎 南都本等二百餘騎に、金勝院本等十餘人に作る、

來太郎國行 國吉の子なり、鍛刀の名人、

矢衾 幾百千の矢連り飛ぶ形、恰もふすまを張りたるが如く見ゆる故、矢ふすま

と云ふとぞ、

粒子引兩 南都本等三引兩に作る、粒子は長くして、中の括れたる形にて、鼓の

胴の形したり、又輪鼓立鼓など書けり、引兩は足利氏の紋にて、輪の中に二畫あるをいふ、又二つ引兩ともいへり、又其三畫なるをば三つ引兩といへり、

蓬し きたなしと訓す、郭象曰、蓬非直達者と直達の心なきはきたなきなり、

○大佛貞直并金澤貞將討死事

兩探題職 南北兩六波羅探題をいふ、この事前に注せり、

棄我百年命、報公一日恩 古人の詩句なるべし、

終に討死し給 北條家譜云、元弘三年五月二十二日、貞將戰死、

○信忍自害事

信忍 西源院本に信慧に作る、北條家譜に據るに、信忍俗名は基時、尾張守時兼が

子、時政六世の孫なり、

○鹽田父子自害事

道祐 今出州家本等道淨に、北條家譜教覺に作る、道祐俗名は國時、駿河守義政が

子、時政五世の孫なり、

俊時 北條家本等信時に作る、

菩提 佛道に覺り入る事なり、

逆修 逆に冥福を修する義なり、即ち少者死して老者其後を吊ふを云ふ、

打上げ 聲を張り上げて讀經するを云ふ、

一期 一生也、

○鹽飽入道自害事

新左近入道聖遠 南都本等新左近を左衛門に作り、西源院本等遠を圓に作

嫡子 西源院本養子に作る、

公方 公家の方を中畧したるなり、鎌倉武士の北條家を尊ひていへる詞なり、古

へ公方と稱せしは禁中の御事なりしが、遂に武家の威熾なるにつれ、かゝる僭上

の稱號も出でしと見えたり、されど此比は一人を指して公方とはいはざりしが、

足利義滿の時に至り、將軍を公方様と稱するに至れり、

出塵の身 僧の事なり、

鹽飽四郎 金勝院本に云、名は忠年、

曲祿 椅子の圓く曲れる寄掛あるものにて、脚は多く打違に作り、牀机の如し、

結跏趺座 圓滿安坐の義なり、婆娑論云、以兩足趺加致兩髀如龍蟠結、又重疊兩

足左右交蟠、是故名爲結跏趺座とあり

提持吹毛 吹毛は禪語にて劍の名なり、初めの二句を天正本等に五蘊非有四

大本空に作る、

○安東入道自害事付漢王陵事

聖秀 北條家本等昌賢に作り、金勝院本聖賢に作る、

十二

後の人々に被欺事

アザムカル、は嘲笑せらる、意に用ゐたるなり、同卷

大厦高牆 厦は大屋也、毛詩秦風厦屋渠々、釋名曰、牆障也、所以自障弊也、

此程の式をば 此程の事をばの義なり、今も、これ式の事といふに同じ、

梅檀の林に入者 觀佛三昧經曰、聞牛頭梅檀上妙之香、永無伊蘭臭惡之氣、伊

蘭は臭惡の草也、梅檀は牛頭山に生ず、故に牛頭梅檀といふ、

王陵 前漢書曰、王陵沛人、高祖起、陵亦聚黨數千人、及高祖擊項羽、廼以兵屬漢、羽取

陵母置軍中、陵使至、則東向坐、陵母以招陵、陵母私送使者泣曰、爲妾語、陵善事漢王、漢

王長者、母以老妾故持二心、妾以死送使者、遂伏劍而死、

大舜 史記五帝本紀云、舜冀州之人也、舜耕歷山、漁雷澤、陶河濱、作什器於壽丘、就時

於負夏、舜父瞽叟頑、弟象傲、皆欲殺舜、舜順適不失子道、兄弟孝慈、欲殺不可得、即

求嘗在側、舜年二十以孝聞、

曾參 史記列傳曰、曾參南武城人、字子輿、少孔子四十六歲、孔子以爲能通孝道、故授

之業、作孝經、死於魯、

○龜壽殿令落信濃事付左近大夫偽落奥州事

龜壽 金勝院本等桃壽に、天正本兆壽に、梅松論勝壽九に作り、北條家譜によるに、

十三

相摸二郎時行の小名なり、
諏方左馬助入道 毛利家北條家本等、左衛門入道に作る、

齊襄公 史記齊世家曰、初襄公之醉殺魯桓公、通其夫人、殺誅數不當、淫於婦人數欺

大臣、群弟恐禍及、故次弟糾奔魯、其母魯女也、管仲召忽傳之、次弟小白奔莒、鮑叔傅

之、小白母衛女也、有寵於釐公、小白自少好善、大夫高傒及雍林人殺無知、議立君、高國先

陰召小白於莒、聞無知死、亦發兵送公子糾、而使管仲別將兵遮莒道、射中小白帶鉤、小

白佯死、管仲使人馳報魯、々送糾者行益遲、六日至齊、則小白已入、高傒立之、是爲桓公、

扇の谷 相州鎌倉にあり、あふぎがやつと訓む、毛利家天正本等辨谷に作る、

萬壽御料 御料は貴人の尊稱なり、
聲いらゝげ 聲を怒からしなり、

諏方の祝 諏方は信州諏訪神社なり、祝は神社に奉仕して神供祈禱等を司と
れるものなり、

○長崎次郎高重最後合戰事

筋の帷云々 五武器談に云く、筋を染たる大帷子に、日月は金銀の箔にて押た
る成べし、大帷子は直垂の代に用し成べし、其製直垂の如くにて布にて製す、

南山和尚 名は士雲と云ふ、聖一國師の法嗣なり、

恁麼の事 今川家本末後の事に作る、
前に有る歎云々 論語子罕篇に、瞻之在前、忽焉在後とあるを假りて用ひし
なり、

長濱六郎左衛門 本文左衛門の字を脱す、今異本によりて之を補ふ、

模糊 糊説文曰、黏也、ねやすと訓す、杜詩子璋饗饌血模糊、又模糊は漫なる貌を云
ふともあり、

漢の三將 灌嬰、赤泉侯、都尉某と抄にいへり、

魯陽が日を三舍に返 淮南子云、魯陽公與韓搆難、戰酣日暮、援戈麾之、日爲
之反三舍と、二十八宿の一宿を一舍といふ、日は招き返すべきにあり、ねど古傳な
り、

重眞 横山權守時安か子なり、
爲久 西源院本長久に作る、

十五

十五

十三

十四

三代の孫 系圖に據るに、五代の孫に作る可し、

十三代 北條家譜に據るに、十五代に作るべし、

管領 元來事を統べ治むる義にて、正しき職名にもあらねば、定れるしなもなく

一所の長官の稱にてはありしなり、然るに北條氏は我家の長臣にて執事と云ふ
名の諸家の老臣と同じきを厭ひて管領と稱する事となれり、

大童 亂髪を云ふ、

奴原四五百人 今出川家天正本、四五十人に作る、

○高時并一門以下於東勝寺自害事

道準 北條家南都本等、道集に作る、

直性 毛利家本及び神明鏡に眞性に作る、

三寶 佛と法と僧とを云へるなり、

肱のかゝり 臂の關節の處を云ふ、

相摸入道も腹切 参考曰、系圖云、高時以嘉元元年生、保曆間記云、應長元年高

時九歳、由此見之、元弘三年三十一歳也、北條家譜云、四十二歳而自殺、恐非也、

崇顯 越後守顯時が子、俗名は貞顯と云ふ、

蟄懷 蟄は虫の藏るゝなり、懷は思なり、不平の心の義、

十六カ

十六カ

十六カ

卷第十一

○五大院右衛門宗繁・相摸太郎事

五大院 抄に云ふ、傳記に五大と計よみて院の字をばよまぬとぞ、

多劫の間 永き間の意義なり、劫は梵書に一世の事を云ふ、楞嚴經注、儒爲世、釋

爲劫、道爲塵、

二三日 北條家本等三四日に、天正本四五日に作る、

顧命 尙書孔安國注曰、臨終之命故曰顧命、正義曰、臨將死去廻顧而爲語也、鄭玄云、

回首曰顧、臨死廻顧而發令也、云々、されば今此の文体は叶はず、意は源氏の恩命に
随ふと見て可なり、

物詣 神佛などに參詣するを云ふ、

方違 天一神の塞がりたる方を避けて他に遷るなり、陰陽家にて云ふ事なり、

傳馬 驛馬なり、

一所懸命の地 この一ヶ所を頼りとして命をつなぐべき大切な所領地とい

ふ事、當時の通語、今一生懸命とかくは誤り也、

件の人 彼の人と云ふが如し、

二カ

一カ

一カ

舟の繩 天正本等には具緒に、金勝院本には具足上帶に作る、

程嬰 趙の大夫屠岸賈、趙朔を殺す、朔が婦男を生めり、屠岸賈索て之を殺さんと欲す、朔が客程嬰公孫杵臼相謀て他人の嬰兒を取て朔が子と稱す、屠岸賈遂に杵臼と嬰兒とを殺す、程嬰朔が兒を抱て山中に匿る、こと十五年、晋の景公趙武程嬰を召して遂に屠岸賈を攻め、其族を滅し趙武に田邑を與ふること故の如し、史記の趙の世家に詳なり、

豫讓 史記刺客傳云豫讓事智伯、趙襄子殺智伯、以頭爲飲器、讓乃變姓名入塗廁中、欲爲智伯報讎、以刺襄子、襄子如廁、心動、搜得赦之、後又漆身爲癩、吞炭爲啞、使形狀不可知、伏於橋下、襄子至、橋馬驚、曰此必豫讓、乃搜得問曰、子事范中行氏、不爲報讎、反臣智伯、智伯死、何報之深、讓曰、中行以衆人遇我、我故以衆人報之、智伯以國士遇我、故以國士報之、願請君之衣、以致報讎之意、襄子以衣與之、乃拔劍三躍而擊曰、可以地下報智伯矣、遂伏劍而死、

梟惡 極惡の義也、梟は母を食ふ鳥なりと云ふ、

三界 佛説に欲界、色界、無色界の三界を云ふ、

○諸將被進早馬於船上事

光守 中納言藤原經守の子なり、

光季 伊賀守藤原朝光の子なり、承久三年五月後鳥羽上皇之を誅し給ふ、

君子不近刑人 公羊傳襄公廿九年の條に見えたり、

著筮 字彙著、蒿屬、用之以筮、龜曰卜、著曰筮、史記著千歲一本、百莖下有神龜守之、白虎通、天子著九尺、諸侯七尺、大夫五尺、士三尺、

師卦 傳曰、師以一陽爲衆陰之主、而在下將師之象也、師貞、大人吉、无咎、傳曰、師之道、以正爲本、與師動衆、以毒天下、而不以正民、弗從也、強驅之耳、故師以貞爲主、其動雖正、也師之者、必大人則吉、而无咎、大人者、尊嚴之稱、上六、大君有命、開國承家、小人勿用、傳曰、上師之終也、功之成也、大君以爵命賞有功也、開國封之爲諸侯也、承家以爲卿大夫也、小人者、雖有功、不可用也、

二十三日 伯耆卷に、十八日に作る、

六軍 唐書百官志曰、左右龍武、左右神武、左右神策、號六軍、千萬人ありといへども、

伯耆守長年 伯耆卷に、三月三日伯耆守に任し伯耆國を賜ふとあり、

雨師、風伯 東都賦、雨師泛灑、風伯清塵、注曰、雨師畢星精、風伯箕星精、云々畢箕二

星主風雨、

紫微北辰の拱陣 紫微北辰、俱に北斗の事、衆星の之に拱ふ狀を拱陣といふ、

紫微北辰の拱陣

星主風雨

にぎはう民竈 「高屋にのぼりて見れば烟たつ民のかまごはにぎはひにけり」の歌によりてかけるなり、

○書寫山行幸事付新田注進事

書寫山 寺を圓教寺と號す、

巡禮 諸國を歴巡りて諸寺に參詣するをいふ、もとは天竺より起りし事にて、釋尊の誕生の所得道轉法輪入涅槃の所などの八所を巡禮するを巡八聖跡といへる由金剛頂經に説かれたり、

性空上人 元亨釋書云、釋性空平安城人、大中大夫橘善根之子也、

開結の二經 無量義經を法華開經と云ひ、普賢觀經を法華結經と云ふなり、

寂寞の扉 寂者說文曰、無人聲也、廣韻靜也、楚辭云野寂漠其無人、云々、漢者爾雅曰、淨定也、

化人 金勝院本杣人に作る、

第八冥官 十王の中の第八の王、岐王を云ふか、

齒禿び 角あるもの、磨れて滅ぶるをちぶと云ふ、即ちつふる、と同義なり、

乙護法 性空の行法を感じて神童二人常に給仕せり、一をば乙と云、二をば若と云、護法とは佛法守護の人の義なり、

無熱池 香山と雪山との間にあり、周廻八百里西域記に出たり、

生木化佛

元亨釋書曰、性空法師庵居之初、傍有櫻桃樹、一日天人降來、禮樹作偈

曰、稽首生木如意輪能滿有情福壽願、亦滿往生極樂願、一切衆生心所念空、斬其枝就其根株造如意輪大悲像、長一尺一寸、命安鎮行者刻之、云々、今百千俱胝等といふは異説か、然れども俱胝は俱舍の意、千萬の數を云ふなり、

毗首羯磨

順正理論音義云、此云工案、案西國工巧者、多祭此天、彫工なり、

五大尊

不動、降三世、軍荼利、大威德、金剛夜叉を云なり、

如來唄

聲明を謂なり、書言故事、梵音曰唄、梵語曰唄者、華言止斷、外事止斷時任爲

佛事、唄者讚詠之聲也、若曹子建遊魚山、忽聞空中梵天之音、清響哀婉、獨聽良久、乃舉其節寫爲梵唄、自此始也、

禁門

御所の門なり、

羽書

文選曰、羽書時斷絶、注曰、羽書徵兵檄也、文體明辨、按釋文曰、檄軍書也、說文曰、以木簡爲書、長尺二寸、用以號召、若有急則插雞羽而遣之、故謂之羽檄、言如飛之疾也、

○正成參兵庫事付還幸事

七千餘騎

南都本等二千餘騎に、天正本三千餘騎に、作る、

聖文神武の德

尙書大禹謨贊堯辭曰、乃聖乃神乃武乃文、孔安國傳曰、聖無所不

通神妙無方、文經緯天地、武定禍亂、

干戈戚揚

干戈はほこにして、戚揚はまさかりなり、

五雲

五色の雲なり、此意は五色雲軍駕六龍の句を以て、天子の御車を云へるものなり、

六月五日

皇年代略記等によるに、四日に作るべし、

八座

參議八人の事をいへるなり、職原抄云く、聖武天皇天平三年置參議、大同御

宇罷參議置五畿七道觀察使、合八人、弘仁御宇罷觀察使皆爲參議云々、八人自此而

始依之有八座之號、

七辨

左右の大中少の三辨に、權の中少辨一人を加へて七辨なり、

醫陰兩道

醫道の博士と陰陽道の博士とをいふ、

地府に布雲

地上に多く立ち列ぶことの形容、多きを如雲といへり、

青紫

衣冠の色をいふ、貴人の禮服したるもの、事になるなり、

天極に列星

天極は天上の事、禁裏の殿上を雲の上ともいひて、天上にたとへ

たり、星を列ぬとは、青紫の光りの燦爛たる形容、

宇都宮

公綱なるべし、されど此時公綱未だ官軍に降らず、如何、金勝院本には紀

清雨黨を載せたり、

輦輅

釋名云、天子所乘曰玉輅、以玉飾車也、輅亦車也、謂之輅者、言行於道也、

洋々耳に盈り

論語第四に出づ、洋々は美盛意と注にあり、

○筑紫合戰事

英時

越後守久時の子にして、時政七世の孫なり、

師基

二條關白兼基公の子なり、

大宰帥

大宰府の長官、

少貳入道妙慧

俗名貞經、筑後守盛經の子なり、

大伴入道具簡

俗名貞宗、因幡守親時の子、大伴は大友が、

菊池入道寂阿

俗名武時、隆盛の子なり、兄時隆之を養ひて嗣とす、

博多

筑前國博多港に瀕する地、

觀面

まのあたりと云ふに同じ、

上差の鏑

天正本雁俣に作る、又歌あり、武士の上矢の鏑一筋に思ふ心は神ぞ

知るらん

其後

今出川家本に、其夜に作る、

四十有餘

菊池家譜に、寂阿討死の時年四十二歳なり、

肥後三郎

賴隆なり、寂阿の三男、

專諸、荊卿

專諸は吳人なり、伍子胥楚を亡げて吳に如く時、專諸が能を知れり、又公子光が吳王僚を殺さんと欲するを知り、乃ち專諸を公子光に進む、光既に專諸を得て上客として之を待す、四月丙子に光、甲士を窟室の中に伏し、酒を具へて王僚を招く、王僚光の家に至る、酒酣にして光佯つて足の疾ありとて窟室の中に入り、專諸をして七首を魚炙の腹中に置きて之を進めしむ、專諸魚を擘く、因つて七首を以て王僚を刺殺せり、史記刺客傳に詳なり、○荊卿は荊軻なり、上に出づ、

侯生、豫子

侯生は魏の隱士、侯嬴なり、年七十にして貧者なり、魏王の弟信陵君迎へて上客とす、侯生これに感じ、朱亥といふ者をすゝめて客とす、信陵君の趙を救ひて秦に當らんとする時、侯生謀をなし、朱亥をして秦の將晋鄙を殺さしめ、その軍を信陵君につけたり、信陵君其軍を率ゐて趙を救ふ、侯生年老いたるを以て從はずといひ、自到して死す、○豫子は豫讓の事、上に出づ、

此の文は朗詠によれるなり、同集述懷に、專諸荊卿之感激、侯生豫子之投身、心爲恩使、命依義輕とあり、原は後漢書の文なり、

長岡六郎

金勝院本に、二郎惟幸とあり、

遠侍

武家邸宅の室の名、中門の側にあり、外部の警固の爲に家臣の侍ふ所なり、蟬本 旗竿の頭の方一尺許の間を云ふ、

六ナ

行路難

自氏文集に出たる詩の句なり、

○長門探題降參事

阿波の鳴渡

天正本等周防に作る、

九州の探題

又筑紫探題といふも同じことなり、初めは異賊防禦の爲め、鎮西に下向して警固せしむる司なりしに、後には二島九國の機務すべて預聞くこと、なりしものなり、上の九國の探題筑紫探題皆同じ、

赤間が關

長門國馬關にあり、

九國二島

九國は筑前、筑後、豊前、豊後、肥前、肥後、日向、大隅、薩摩をいひ、二島は壹岐、對馬を云ふ、

柳浦

一本、極浦に作る、楚辭云、望涖兮極浦、王逸注云、極遠也、浦涯水也、

心を沖津波

澳にたつ波を云ふにて、心を置くてふ意を含ませたり、

天道謙に祐し

天道は盈を缺くが故なり、易の謙の卦によりしなり、

懸命の地

一所懸命地の略なり、一所の領地にて其の生活を保つが故に、其領地をかくは稱するなり、

○越前牛原地頭自害事

同穴の契

毛詩第四大車篇に出づ、夫婦は死後同穴に入るべしと深く契を結

六ナ

七ナ

七ウ

八功德池

稱讚淨土經云、八功德者、輕、清、冷、軟、甘、不具、飲時調適、飲已無患、俱舍論云、有八海、前七名爲內、七中皆具、八功德水、一耳、二冷、三爽、四輕、五清淨、六不臭、七飲時不損喉、八飲已不傷腹、

八オ

隔生則忘

法華玄義曰、名字觀行益、隔生即忘、或有不忘れ、佛法の名字を聞く分の位、又觀念心地の修行をする程の者も、生を隔つれば其前生の事をば忘る、が大方也、されど又忘れざる者もありとなり、

一念五百生、繫念無量劫

出據の經文未詳ならず、

奈利

又泥犁に作る、地獄の惣名なり、無間の廣さは八萬由旬なればかく云なり、

○越中守護自害事付怨靈事

能登越中の兵

金勝院本に加賀をも載せたり、

放生津

越中國射水郡にあり、

縲紲の耻

囚人となる耻を云ふ論語公冶長篇注曰、縲、黑索也、紲、繫也、古者獄中以黑索拘繫罪人、

ハウ

四五日前

南都本等十餘日に作る、

逢に替へんご歎

新古今に思ふには忍ぶることぞまけにける逢にしかへ

ばさもあらばあれと云ふ業平の詠あり、

天羽衣撫盡

本業璵珞經に、磨石劫と云事あり、方四十里の石を天人の羽衣の輕を以て、三年に一度づゝ石をなで、其石を撫盡すを一切と云なりとあり、

たゞち

直道なり、スグサマの義、

末の露本の雫

新古今遍照の歌に「末の露本の雫や世の中のおくれ先たつためしなるらん」とあり、

佐用姫

大伴狹手彦が妾なり、欽明の朝其夫の高麗に行くを別れ惜みたるなり、

玉島山

肥前松浦郡にあり、

ひれふりて

ひれは古婦人の項にかけて飾とせしものなり、

天竺の術婆伽

經律異相引大智度論云、國王有女名曰狗頭、有捕魚師名述婆伽、隨道而行、遙見王女在高樓上、染著心不暫捨、不能飲食、母問其故、以情答、母抑喻言、汝是士人、王女尊貴不可得也、兒言若不如意不能活也、母爲子故、入王宮、以肥肉遺王女、不取價、女怪問、汝欲求何、母白、女願却左右當以情告、我唯有一子、敬慕王女、情結成病、命不云遠、願垂愍念、賜其生命、王女言曰、汝月十五日於某甲天祠中住、天像後、母還語子、汝願已得、告之如上、沐浴新衣在天像後住、述婆伽睡不覺、王女既入、推之不寤、即以璵珞直十萬兩金遺之而去、々後此人得覺、見有璵珞、又問衆人、知王女來、情願不遂、憂

九カ

恨懊惱、婦火内發、自燒而死、

宇治の橋姫

橋姫物語の草子の意を以て書けり、古今の歌に「さむしろに衣かたしき今夜もや我を待らんうちの橋姫」とあり、

○金剛山寄手等被誅事付佐介貞俊事

九

五萬餘騎

天正本等五百騎に作る、

小水の魚

出曜經云、是日已過命則衰滅、如小水魚斯有何樂、

二萬餘騎

金勝院本二千に作る、

宇都宮

公綱なり、

大佛右馬助貞直

高直に作るべし、第十卷に貞直は鎌倉にて戰死したればなり、阿曾時治も高時と自殺せりとあれど疑はし、されど、北條家譜に三の時治あり、さては鎌倉にて自殺せしは左近將監時治にして、阿彌陀峯に誅せられしは、阿曾時治か、第十卷と引合すべし、

江馬遠江守

北條家譜によるに名公篤に作る、されど公篤は第十卷に高時と自殺の事見ゆ、前後齟齬せり、合せ見るべし、

佐介安藝守

名は貞俊と云ふ、

長崎四郎左衛門尉

名は高貞なり、

律僧

律宗の僧

秋刑

刑罰を秋氣の肅殺に比していふ、

むくつけ

こわげの意にて、見苦しきを云なり、

王昭君が恨

白氏文集の昭君怨の詩に、見疎從道迷、圖畫知屈那、教配虜庭、自是君恩薄、如紙不須一向恨、丹青、

黃頭郎が夢

前漢鄧通以擢船爲黃頭郎、文帝夢欲上天、不能、有一黃頭郎推上天、顧見其衣尻帶後穿、覺而之、漸臺見通、其衣後穿夢中所見也、甚悅、尊幸之、賞賜金鉅萬、使善相者相通、曰、當貧餓死、上曰、能富通者在我、遂賜蜀嚴道銅山、得自鑄錢、鄧氏錢布、天下、後景帝時通竟餓死、

短褐

短き衣物なり、鄭玄毛詩箋曰、褐毛布也、

阿彌陀峯

山城國愛宕郡に鳥部山あり、その絶頂をかくいへり、

治時長崎等の誅せられ月日

諸書同じからず、北條家譜は元弘三年五月、保曆間記は建武元年四月、梅松論は同年三月に作る、

佐介左京亮貞俊

北條家譜によるに、安藝守時俊の子なり、

あらまされて

預め心に思ひ計りてなり、

領狀

承諾と云が如し、

十

十

十一カ

皆人の歌 西源院本に、世にありし時には人の數ならてとあり、
命ならぬに 金勝院本命ならねばに作る、
偕老の契 毛詩第三に、君子偕老の篇あり、夫婦共に老期まで違ふ事なく契を
結ふをいふ、

承久より百六十餘年 承久元年より元弘三年に至るまで、實は百十五年な
り、

挺楚 孟子梁惠王篇に出づ、梁惠王齊と戦ひて破られ、又秦に侵され、楚に辱らる、
其恢復の策を孟子に問ふ、孟子對て曰はく、王如施仁政於民、省刑罰、薄稅歛、深耕易
耨、壯者以暇日脩其孝悌忠信、入以事其父兄、出以事其長上、可使制挺以撻秦楚之堅
甲利兵矣、とあり、此文挺とは杖をいひ、楚はシモトにて棒の類なり、

卷第十二

一カ

○公家一統政道事

重祚 還幸に作るべし、歷代皇紀公卿補任増鏡に、後醍醐帝京師に還幸し重祚の
禮を行はす、直に皇位に復すとあればなり、

廢帝 光嚴天皇なり、

群俗歸風 帝範下、務農篇曰、惠可懷也、則殊俗歸風、若披霜而照春日、威可懼也、則
中華習軌、若履刃而戴雷霆、

清忠 左中將藤俊輔の子なり、

七德、九功 帝範下崇文篇の文也、成の字數字に作る、注曰、左傳宣公十二年曰、禁
暴戢兵、保大定功、安民和衆、豐財、これ七德なり、尙書大禹謨曰、水火金木土穀、正德、利
用、厚生、左傳曰、六府三事謂之九功、九功之德皆可歌也、謂之九歌、水火金木土穀謂之
六府、正德利用厚生謂之三事、

休明德 書大禹謨戒之用休、注休美也、

虎賁 文選注曰、虎賁壯勇人也、集覽曰、賁舊作奔、言其勇猛如虎之奔騰也、王莽以古
有勇士孟賁、故名虎賁、

一ウ

攝受折伏

苦修練行して其心を修攝するを攝受と云、順逆二縁に對してたとひ杖木の難に逢ても佛法の實義を説くを折伏と云、又説に天台曰、法華折伏破權門理、涅槃攝受更許權門、

退體の主

讓位の天子

賈島浪仙

天隱履歷曰、賈島字浪仙、范陽人、來洛陽、韓愈教爲文、初爲浮屠、名無本、後去浮屠、舉進士、累舉不中、文宗時爲病蟬詩、刺公卿、或奏賈島與平會爲十惡、太中末授遂州長江主簿、會昌初以普州司倉參軍遷司戶、未授命、以啖牛肉得疾卒、年六十五、又才子傳にも詳なり、

幕府

漢の衛青匈奴を征し大漠を絶て大に克獲す、大將軍を幕中府に拜す、因て幕府と號す、

兩篇

兩條といふに同し、

大樹

後漢書の列傳曰、馮異字公孫、潁川父城人也、光武爲司隸道經父城、即開門迎、及王郎起、光武自蘇東南馳還、拜偏將軍、爲人謙退不伐、行與諸將相逢、輒引車避道、進止皆有表識、軍中號爲整齊、每所止舍、諸將並坐論功、異常獨屏樹下、軍中號曰大樹將軍、是より大樹は將軍の異名となれり、

六月十七日

南都本は七月三日に、天正本は六月三日に作る、

同廿三日

毛利家本廿二日に、南都本神明鏡等十三日に作る、大塔宮志貴を發する日、及び入洛の日諸説同じからず、此上志貴にありし日とも相齟齬せり、

中院中將定平

六條右大臣顯房公第七代の孫なり、南朝に伺候し、元弘以來軍忠あり、終に遁世す、子の定清は戰場にて落命す、

帶刀

五武器談に云く、帶刀たてはきと讀、帶刀の使は將軍家御出行の時、太刀を佩て供奉する役なり、帶刀の役にあたる人、太刀をば從者に持せて、其身は腰刀（サヤマキ）の刀の事ばかり指て供奉する也、今の世の如く大小を指といふ事は無之、

裾金物

鎧の草摺の菱縫の板に三所打たる金物を云ふ、

兵庫鎖の圓鞘の太刀

圓鞘の太刀は前に注したるが如し、兵庫鎖は銀の鎖なり、この鎖を太刀の帶取にしたるものを云ふ、此の鎖を兵庫鎖と云ふ故は、昔し兵庫寮にて製したるもの、其細工巧なりければ、遂に他所のものといへども製作のよきをば兵庫鎖とよぶに至れり、

尻鞘

虎皮等にて製す、太刀の濕にあへば錆びる故に之を防ぐ爲に鞘にかくるものなり、

太刀懸

鎧の左の草摺のゆるぎの糸の所を糸を用ひず、革を以て蝠蝙蝠付にしたるを云ふ、

節陰 篋竹の芽をかきて取りたるあとの凹き取より篋は乾割る、者なり、よりて干割れぬ先に其所に漆を溜めてぬり置けば、うるしの陰になりて日に割れざるなり、故に節陰と云ふ、

鵠の羽 はくてふといふ鳥なり、鴈に似て大なる鳥なり、色白し、

征矢 征戰に用ふる矢なり、

二所藤の弓 藤を弓に巻くに二所づゝよせて巻きたる弓なり、

銀のつく つくは折釘を云ふ、丸木弓に之を打つは、射る時拳のはづれぬ爲めなり、弓は丸木なり、木竹合せたる弓はつくうたれず、

沃懸地の鞍 一面に金粉をひまなく沃ぎかけたる鞍なり、

芝打長 芝打は、しりがいの裾の事なり、之を長くかけたるなり、幕などの裾をも芝打といへり

雙口押させ

五武器談に云く、侍十二人我馬の左右に召列たる也、侍も馬に乗、我も馬也、依之もろ口と云、押は人数の押し行也、

千鳥足 同書云く、馬の足なみのはらくと千鳥の飛ぶ羽音のそくなるをいふ、

混物具 惣軍舉りて物具、即ち鎧を着けたるなり、

二十萬七千餘騎

北條家南都本二萬七千餘騎に作る、

四國

金勝院本西國に作る、

小田民部大輔

金勝院本民部少輔兼秋に作る、

東宮大進季房

公卿補任に、元弘三年五月二十日卒とあり、

上卿

禁中に公事ある時、其日の議事の首座となるものを云ふ、

媚奥求竈

論語八佾篇、王孫賈問曰、與其媚於奥、寧媚於竈、何謂也、子曰、不然、獲罪

於天、無所祈也、朱註、媚親順也、室西南隅爲奥、竈者五祀之一、夏所祭也、凡祭五祀皆先設主而祭於其所、然後迎尸而祭於奥、略如祭宗廟之儀、如祀竈則設主於竈、俎祭畢而更設饌於奥以迎尸也、故時俗之語、因以奥有常尊而非祭之主、竈雖卑賤而當時用事、喻自結於君不如阿附權臣也、賈衛之權臣、故以此諷孔子とあり、尊にも卑にも媚ぶるの義、

安堵を賜り

抄に云く、集覽四十五云、按諸將士皆安然如墻堵之不遷動、

光經卿

頭中宮大進藤原定光の子なり、

郢曲

郢は楚都也、此處の曲をうつして俗曲をかく云なり、

一跡二跡

領地一ヶ所二ヶ所の義

紀傳明法

紀傳は歴史の學にて詩文を兼ねたるを云ひ、明法は法制に明なるを云ふ、職原抄曰、紀傳明經明法算道謂之四道、

外記 太政官の官にして、詔書奏文を勘造し局中に記録す、

訴人 原告人の事なり、

論人 被告人なり、

八月二日 十月六日に作るべし、歴代皇紀に、元弘三年十月六日後京極院藤原

禧子崩すことあり、

春宮 光嚴帝の太子康仁ならん、

崩御 薨御に作るべし、

四箇大寺 東大寺、興福寺、延暦寺、園城寺也、

○大内裏造營事付聖廟御事

翌年 建武元年なり、

鳳闕 宮城の事なり、三輔故事曰、北有圓闕、高二十丈、上有銅鳳凰、故曰鳳闕、

咸陽宮 關中記曰、秦孝公都咸陽、今渭城是、始皇都咸陽、今城南大城是、山南曰陽、水

北亦曰陽、其城在渭水北、又在九峻諸山之南、故名咸陽、

淑女 詩の關雎、窈窕淑女、君子好逑とあり、註曰、淑善也、女未嫁之稱、

三十六の後宮、七十二の前殿 孰も支那の事なり、

紫宸殿 天皇平常の朝儀に、臨御し玉ふ所、

清涼殿 禁中主上の常の御殿の號、

温明殿 此殿の中に内侍所有り、内侍所は神鏡を奉祀す、

常寧殿 皇后の常の御所なり、後には弘徽殿に移り玉ひぬ、

貞觀殿 天皇の臨御し給ふ紫宸殿に對して、皇后の後宮の坤職を聽き玉ふ所なり、之を御匣殿ともいふ、

校書殿 藏人所は此内にあり、即ち文書を校する處なり、

梨壺 仁壽殿の東方にあり、

桐壺 禁秘抄に云く、桐近年不見、但荒廢之間、每庭有桐樹云々、

藤壺 女御更衣などの參上する所、後には主上の御座所となれり、

梅壺 梅、西は白梅、東は紅梅なる由、清少納言の枕草子に見えたり、

雷鳴の壺 倭訓栞云、倭名抄に、襲芳舍以霹靂俗謂之雷鳴壺と見えたり、物にか

んなりのつほといへり、かばかりの陣ともいふ、公事根源に昔雷の聲三たび高く鳴侍れば、大將以下近衛の次將まで弓箭を帶して、御殿の孫庇に候して御門を守護し奉りしなりと見えたり、

陣座 節會神事官位等の公事には上卿此處にて其事をとり行ふ、

縫殿 中務省の被管に、縫殿寮あり、

兵衛陣 左は宣陽門三間是を左兵衛陣といひ、右は陰明門三間是を右兵衛陣と云ふ、

大極殿 即位元日の朝賀等の大禮を行はせらる、所なり、

五節の宴水 宴水を淵醉と改むべし十一月の丑の日に五節の舞あり、主上常

寧殿に出御なりて之を御覽す、其翌日寅の目には殿上の淵醉あり、朗詠今様などうたひて、三献はて、乱舞あり、

中和院 正殿を神嘉殿といふ、新嘗祭等天神地祇の御親祭を行ふ所、又中院と稱す、

眞言院 僧侶の參候して、修法する所、

神今食 二季の月次に朔日より十一日に至る、十二日の朝に至りて齋を解くなり、

八省 中務、式部、民部、刑部、治部、兵部、大藏、宮内の八省なり、

竹の臺 中殿の東庭に竹臺二つありとぞ、

在原中將云々 伊勢物語に、雨もいたうふりければあばらなるくらに、女をばおくに入て、男は弓胡箆をおひて戸口にをり、と見えたり、

官の廳 官とは太政官の事を云ふ、

光源氏大將云々

源氏物語花の宴に出たり、朧月夜云々は古歌に照りもせすくもりもはてぬ春の夜の朧月夜にまぐものぞなきとあるを、しくを似るとかけたるなり、

江相公 名は朝綱、少納言玉淵の子なり、其饒北客序曰、前途程遠馳思於鴈山之暮

雲、後會期遙霑纓於鴻臚之曉淚、云々

鴻臚館 異邦人來る時此處に會す、

直廬 關白の參朝ありて更衣ある處なり、

鈴の繩 少納言之を司る、大臣等の參朝の時鈴を鳴す事あり、

荒海の障子 手長足長をゑかきたるなり、清凉殿の北東の隅にあり、

聖賢の障子 聖賢の肖像を畫きたるものなり、

馬周 字は賓主、唐の太宗の貞觀十八年中書令に拜せらる、

房玄齡 字は喬幼より警敏にして年十八進士に擧げらる、

杜如晦 字は克明、

魏徵 字は玄成、

諸葛亮 字は孔明、蜀劉備の臣なり、

蘧伯玉 名は瓊、衛の人、仲尼の門人なり、

張子房

張良、字は子房、

第五倫

姓は第五、名は倫、字伯魚、後漢肅宗の初、立て司空に擧げらる、

管仲

名は夷吾、齊桓公の臣なり、

鄧禹

後漢の光武の時の人なり、

子產

公孫僑、字は子產、鄭の卿なり、

蕭何

漢高祖の臣なり、

伊尹

殷湯王の臣なり、

傳說

殷の高宗の臣なり、

太公望

周文王の臣、

仲山甫

周宣王の卿士なり、

李勣

字は懋功、唐の太宗の臣なり、

虞世南

字は伯施、唐太宗の臣なり、

杜預

字は元凱、司隸校尉に終ふ、征南大將軍を贈らる、

張華

字は茂先、晉武帝の時の人なり、

羊祜

字は叔子、泰山南城の人、晉の武帝の臣なり、

楊雄

字は子雲、前漢の末、王莽が大夫なり、

陳寔

字は仲弓、

班固

字は孟堅、後漢の明帝の時の人なり、

桓榮

字は春卿、漢明帝の時の人なり、

鄭玄

字は康成、後漢の靈帝の人、

蘇武

字は子卿、漢武帝の時の人なり、

倪寬

漢武帝の時の人なり、

董仲舒

少して春秋を修め、三年後園を見ず、王佐の才有り、

文翁

廬江の舒人、景帝の末に蜀郡の守と爲る、

賈誼

字は子休、洛陽の人、漢の文帝召て博士となす、

叔孫通

秦時の人なり、後高祖に屬す、

金岡

貞觀中の人、從五位下、采女正なり、巨勢氏

小野道風

備前守小野葛絃の子なり、

回祿

左傳昭公十八年傳曰、穰火于玄冥、回祿注玄冥、水神、回祿、火神、

茅茨不剪

墨子注、謂以茅覆屋、不取整齊、

采椽不削

史記索隱曰、采木名、即今之櫟木なり、本文に柴とあるは誤か、

高野大師

釋空海なり、姓は佐伯氏、延喜帝諡を弘法大師と賜ふ、

四

風月の本主

山谷詩試問淮南風月主注曰江山風月本無常主閑者便是主人と

嘯月吟風の盟主の義なり

鹽梅の臣

帝道に鹽梅たる臣の義にて大臣を云ふ菅公右大臣なれはかくいふなり鹽梅とは政を程よくはからふ意なり

是善卿

清公の子なり

菅少將

菅公なり菅公右大臣となる故に菅丞相と稱す菅少將とは世傳の訛ならんこの邊の本文多く誤を傳へたり

十一歳

北野縁起に十歳に天正本に七歳に作る

七步才

世說陳思王曹植魏文帝弟也帝嘗令七步作詩如不成行大法植即應曰煎豆然豆萁豆在釜中泣本是同根生相煎何太急文帝感而釋之

漱漢魏芳潤

陸士衡文賦曰傾群言之瀝液漱六藝之芳潤注曰漱蕩其芳香潤澤以成之也漢魏の詩の長所を得たりとなり

對策

諸儒と談論するを對策と云ふ今の試験なり

桂を折り

及第することはいふ晋書列傳郗詵字廣基舉賢良對策上第也武帝問曰卿自以爲如何詵曰猶桂林一枝崑山片玉帝笑今試場に桂を折るとは此に始まる

都良香

元亨釋書曰都良香者京兆人也文才冠世仕到著作郎菅丞相又良香之諸

生也菅公階爵日加良香不及怒棄官入山修練不知所終後百餘年或見大峯山窟中顏色不衰

學窓に螢を聚めて

其勉學するを云ふ晋の車胤貧にして油を得ず夜螢を聚めて燈に代へ書を緋けり吏部尙書に終る

矢色弦音

矢色は矢の中に勢のさえたるを色といひ弦音は勢よく鳴る音二つ共に弓勢のよきにいふ

弓倒し

矢を放ちたる後に弓を伏せたるをいふか

五善

論語八佾篇子曰射不主皮馬融曰射有五善焉一曰和志肅和也二曰容有容儀三曰主皮能中質也四曰和頤合雅頤也五曰興武與舞同也

五度の十

十の字つとも訓すことをの轉音にて十箇なり弓の賭は一度に二矢づにて五度の勝負に十本皆中れるにや

延喜帝

宇多帝の皇子諱は敦仁醍醐天皇と諡す

同年二月廿六日

二月異本或は三月に作る北野縁起に寛平六年三月廿三日に作るさて醍醐帝は仁和元年を以て生れ寛平五年太子に立つ此に由て之を見れば貞觀十二年帝未だ生れず本文の云所甚だ非なり

李嶠 字は巨山、唐の中宗の時の人なり、幼時双筆を遣ると夢む、是より文辭大に進む、

三皇五帝 伏羲神農黃帝是を三皇といひ、少昊顓頊高辛唐堯虞舜是を五帝といふ、

同年十月 七月なるべし、紹運錄皇年代略記云、寛平九年七月十三日醍醐帝即位、

攝錄 攝錄と書くべし、攝關の別稱なり、

本院大臣 時平なり、

昭宣公 藤原基經なり、

皇后 藤原穩子なり、

菅丞相に越えられ云々 此時時平左大臣にして菅公右大臣なり、今官位時平に越ゆるとは本文の非なるなり、

光卿卿 本文光卿卿は源光卿の誤なるべし、光は仁明天皇の皇子なり、

定國卿 内大臣藤原高藤の子、和泉大將と號す、

菅根朝臣 右兵衛督藤原良尚の子なり、

誰知偽言巧似簀 以下五句、白氏文集三の文、簀は筆の中の金葉を云ふ、筆に

五

は十三簀あり、調子によりて何れの簀にも移るなり、されば偽言も巧にして何事を成さん、も侯者の儘になるものなり、然るに人は誰も之を知らずとなり、

掩鼻 韻府、魏王遺楚美人、夫人鄭褒愛之甚、於王、鄭知王以已爲不妬、因謂美人曰、王惡子之鼻、見王必掩之、美人從之、王謂鄭曰、美人見我必掩鼻何也、對曰、似惡聞王之臭、王剗其鼻、

參商 二つの星なり、一出一沒相見る理なし、杜甫贈衛八處士詩、人生不相見、動如參與商、遠く離るゝをいふ、

掇蜂 韻府、尹伯奇母取蜂去毒、繫衣上、伯奇前欲去之、母大呼曰、伯奇牽我、父吉甫見疑之、伯奇自殺、

豺狼 豺は説文に狼の屬なりとあり、本文の材浪は誤植、

亭子院 宇多法皇なり、

心づくし 心盡しにて、筑紫國といふべきをかく婉曲にかきなしたるなり、折る人つらし 北野縁起に云、或人此飛梅を手折ければ、御神託の歌なさけなく折人つらし我宿のあるじ忘れぬ梅の立枝を、

讃州の任 仁和二年菅公讃岐守に任す、寛平二年京に歸る、

甘寧錦纜 吳志曰、甘寧字興霸、巴郡人、性豪奢輕俠、其出入步則陣重騎、水則連輕

五

舟侍從被文綉幃帳以珠玉爲飾常以繪錦維舟去或割弃以示奢とあり、

蘭橈桂楫

橈はさほ、楫はかちなり、江相公詩蕙帶蘊衣抽簪於北山之北、蘭橈桂楫、

生の松

筑前の名所なり、

都府樓

菅公の詩に都府樓纔看瓦色、觀音寺只聽鐘聲と、都府樓とは大宰府の樓、

觀音寺は天智帝の草創なり、

ここここはに

常住の意、

薨逝し給ひぬ

菅公時に年五十九歳、

法性坊尊意

元亨釋書曰、釋尊意姓丹生氏、平安城人、其先應神天皇之胤也、

十乘

天台摩訶止觀正觀之實行なり、一曰觀不思議境、二曰起慈悲心、三曰巧安止

觀、四曰破法遍、五曰識通塞、六曰修道具、七曰對治助開、八曰知次位、九曰能安忍、十曰無法愛、

劫火

此世界の悉く燒滅する時の火なり、

五蘊の形

人間の形を云ふ、五蘊は前に注せり、

梵天帝釋四王

帝釋は天帝也、四王は金輪王、銀輪王、銅輪王、鉄輪王を云ふ、

惣持法驗

梵には陀羅尼と云、漢には惣持と云、或は神咒又は明咒亦眞言と云

ふ是なり、

師資之儀

老子經曰、善人不善人之師、不善人者善人之資とあり、師弟の事なり、

妻戸

隅の戸なり、

灑水の印

水を灑ぐ咒禁の術なるべし、

清貫卿

參議藤原保則の子、

表の衣

袍を云ふ、禮服なり、

右大辨

天正本等右中辨に作るを得たりとす、

希世朝臣

雅望王の子なり、

本院大臣云々

清涼殿に雷震して清貫等震死せしは、延長八年なり、時平は延

喜九年に薨す、時平薨後二十二年なり、本文載する所誤なり、

金輪

佛説にいふ金輪王のことなり、世界成立の時、天より金輪寶飛び降り四大

州に主となり、又象、馬、珠、玉、女居士、主兵等の七寶を成就するを金輪王と名づくといへり、

牛飼

牛を飼ひ、使ふ者なり、

淨藏貴所

三善清行の子、貴所は尊稱、

御孫の春宮

慶賴王なり、年五歳、

七ウ

宮毘羅大將 藥師十二神將の第一なり、

右大辨公忠 大藏卿源國紀の子なり、

魯般が斧 淮南子に出づ、楚より宋の城を攻める時城固く且高くして拔けず、よりて楚王魯般は天下第一の巧匠なるが故に、雲梯を作らしめて之を攻む、己に上にもいへり、

一條院 圓融天皇の皇子、諱は懷仁、

勅使 天正本云、勅使菅幹正云々、幹正は在躬の子、道真の曾孫なり、

後三條院 後朱雀帝の皇子、諱尊仁、

安元二年 三年に作るべし、皇年代略記云、安元三年四月二十八日大内焼亡云々、

不歸馬于花山陽云々 尙書武成篇歸馬于華山之陽、放牛于桃林之野、示天下弗服、と桃林は華山の東にあり、華陰縣の潼關と云所なり、武王既に殷に勝ち、天下

静まりしかば、牛馬を放散して復乗らざることを示せるなり、

作紙錢 此紙幣を用ひたる始めなり、建武二年記に、元年に乾坤通寶を鑄たる詔見えたり、其中に銅楮并用の句あり、されば楮は紙錢にて、銅は乾坤通寶の事なり、是れ當時錢の通行少かりしが爲、札をも使用せしものなるべし、

八ウ

○安鎮國家法事付諸大將恩賞事

元弘三年 毛利家本、四年に作るをよしとす、

飯盛山 河内國讚良郡にあり、頂圓くして秀で、草木森鬱として、形飯を盛るに似たり、因てこの名あり、

赤橋駿河守 名は宗時、久時の子なり、時政七世の孫なり、

三浦介 三浦家譜云、三浦介高繼法名德紹、時繼が子なり、

陶朱之富貴 史記貨殖傳、范蠡之陶爲朱公、朱公以爲陶天下之中、諸侯四通貨物所交易也、乃治產積居、與時逐而不責於人、故善治生者能擇人而任時、十九年之中三致千金、

ハウ

鄭白之衣食 班孟堅兩都賦曰、下有鄭白之沃、衣食之源、注、銑曰、鄭國韓水工爲秦決深水、既田、名曰鄭渠、趙大夫白公穿渠引深水、既田、名曰白渠、人賴此以爲衣食、

九ウ

○千種殿并文觀僧正奢侈事付解脫上人事

有房公 少將源通有の子なり、

數十箇所 金勝院本數の字なし、

賤服貴服云々 孝經、卿大夫章の孔註に出でし語なり、

大夫と爲り侍中博士に遷る、又臨淮太守に遷る、年六十にして卒す、

惠遠法師

祖庭事苑曰、遠法師、鴈門人、年二十一聞道、安講般若、豁然大悟、乃嘆曰、儒道九流皆糠粃爾、遂與弟惠持、投簪落髮、常以大法爲己任、後之廬山、西林之側、山神開地、運木建寺、居之、於是謹律之侶、絕塵之客、不期而至、所謂宗雷等十八人、同修淨土、影迹不至塵俗、每送客以虎溪爲界、年八十三、順寂于寺、

十八賢聖

惠遠、惠永、惠持、道生、曇順、僧叡、曇恒、道暘、曇詵、道敬、覺明、覺賢、劉桂之、張野、周續之、張詮、宗炳、雷次宗、以上の傳、佛祖統紀に詳なり、晉義熙十年、遠公十八賢と共に淨土を修め、白蓮社と號す、高僧傳に詳なり、

大梅常和尚

五燈會元曰、明州大梅山法常禪師者、襄陽人也、姓鄭氏、幼歲從師於荊州玉泉寺、初參大寂、問如何是佛、寂曰、即心是佛、師即大悟、遂之四明、梅子眞舊隱縛、弗燕處、剛被世人知住處、又移茅舍入深居、云々、

印可

印は信なり、可は許なり、許可の證の義

解脫上人

名は貞慶、藤原貞憲の孫なり、元亨釋書に傳あり、

大隱

文選曰、小隱隱陵藪、大隱隱朝市、

五濁塵

一曰劫濁、二曰煩惱濁、三曰衆生濁、四曰見濁、五曰命濁なり、法華科注に見えたり、

九ツ

三毒霧

貪欲瞋恚愚癡の三毒を云ふ、

抖擻

一切經音義、抖擻者振衣也、梵云杜多、或曰頭陀、唐云抖擻、沙門釋子行遠離行、少欲知足、不貪不著、節身苦行とあり、

千木

倭訓栞に、上代の家造に、屋の左右の端にありて、其本は前後の軒よりしてのほりて、棟にて行合を組違へて、其末をも長く上へ出したるものなり、其高く出たる處を千木とはいへるなり、さて甚重きか故に風穴を明るなりとあり、諸社のもこれに准して知るべし、今は其遺風社に多くのこれり、又ひぎともいへり、

形祖木

同書にいふ、宮社の千木のかた／＼そぎたるをいふ、片捲ツキの義なり、二の木をうちちがへたる物なれば、がたそぎの行合ともよめりとあり、

外宮

豐受の宮なり、内宮に對して云ふ、

南瞻部州

一切經音義曰、水底南岸下有瞻部黃金、古名閻浮檀金、是なり、樹因金而立名、州因樹而得號、

左京權大夫義時

南都本等左を右に作るをよしとす、

廣瀨院

後高倉院諱は守貞、高倉帝の皇子、後堀河帝の御父なり、

第二の宮

第三の宮に作るべし、後堀河帝諱茂仁、

山城國

異本大和國とす、これよろし、

○廣有射怪鳥事

十

元弘三年

天正本等に元弘四年正月に作るをよしとす、

後漢光武

名は季、字は之叔、長沙定王の後、前漢景帝七世の孫、建武元年六月天下を治むること三十三年、六十一歳崩す、

王莽

孝元后の姪なり、初新都侯に封せらる、平帝を弑して漢を篡ひ、僭位十八年、漢兵之を弑す、

十の日出たり

淮南子曰、堯時十日並出、草木焦枯、堯命羿仰中其九鳥、皆死墮羽翼、

堀河院

白河の帝皇子、諱善仁、

近衛院

鳥羽の帝皇子、諱體仁、

二條の關白

兼基の子、道平なり、

隱岐次郎左衛門廣有

今川家本等廣平に作る、隱岐守廣義が子なり、

焦螟

列子、海上有蟲曰焦螟、巢於蚊睫、

孫廂

母屋の周の廂の間の外に、更に添へたる板庇を云ふ、

大内山

内裏を云ふ、

狩俣

雁股とも書けり、蛙股なり、其形蛙の股に似たれば云ふなり、

十一

二人張

一人押撓め、一人弦をかくる弓なり、

○神泉苑事

周文王靈囿

詩大雅靈臺篇、王在靈囿、注靈囿臺下有囿、

高野大師

弘法大師なり、

馬鳴褰帷鬼神去閉口

西域記卷八曰、建擊捷稚率堵波北有故墓、昔鬼辨婆羅

門所居處、初此城中有波羅門、葺宇荒蕪、不交世路、祠鬼求福、魍魎相依、高論劇談、雅辭

響應、人或激難、垂帷以對、高才無出其右、有馬鳴菩薩者、智周萬物、道播三乘、每謂人曰、

此婆羅門學、不師受藝、無稽古、屏居幽寂、獨擅高名、將非神鬼相依、妖魅所附、何能若是

者乎、吾今往彼觀其舉措、遂即其廬而謂之曰、仰欽盛德、爲日已久、幸願褰帷、敢申宿志、

而婆羅門居然簡傲、垂帷以對、終不面談、馬鳴心知鬼魅辭畢而退、謂人曰、吾已知矣、摧

彼必矣、尋往白王、唯願垂許、與彼居士較論劇談、王聞駿曰、斯何人哉、若不證三昧、具六

通、何能與彼論乎、命駕躬臨、詳鑑辨論、是時馬鳴論三歲微言、述五明大義、妙辨縱橫、高

論清遠、而婆羅門既述辭、已馬鳴叱曰、何不釋難、所事鬼魅、宜速授辭、已褰其帷、視占其

怪、婆羅門惶遽而曰、止々、馬鳴退而言曰、此子今晨聲聞失墜、虛名非久、斯之謂也、

梅檀禮塔支提破顯尸

付法藏因緣傳第五曰、月支國主威德熾盛、名曰梅檀、

昵吒王、志氣雄猛、勇健超世、所可討罰、無不摧靡、王遊行見外道塔七寶莊嚴、便大歡喜、

謂如來塔前禮稽首至心恭敬、應時寶塔分散崩落、王見驚怖而作是言、我於今者福將欲盡失、王位乎、何故我適禮此寶塔、而便頽毀、有人語言、王所禮者外道塔、以其威德微未、渺少、不堪受、王福德人禮是故爾耳、即發塔下得尼乾屍衆人歎曰、奇哉大王德力深厚、禮此邪塔、令其毀壞、云々、と文中尼乾は外道の惣名、支提は塔の別名なり、故に支提破れて尸を顯すといへり

十二ウ

奉隱置

此の次に一本守敏僧都をぞ召されけるの句あり、宜しく之を補ふべし、

建蓋

上品なる茶壺なり、唐の建安より製し出すを元とす、故にこの名あり、

入定

事を勸請して、一意口祈らんとて、籠るを云ふ、

上位の薩埵

法華文句二云、本住歡喜地云々、大論云、菩薩以願力故、化生龍王と

此等の意を云へるなり、さて上位の薩埵にて御坐けるの次に一本すぐつゞけて「間守敏の請に従はずして無熱池の池の中にぞおはしましける」の文句あり、宜しく之を補ふへし

和氣眞綱

大納言清磨の子なり、

油然

孟子梁惠王上篇、天油然作雲、朱註、油然雲盛貌、

軍荼利夜叉

一頭八臂、本地は虚空藏なり、除於諸鬼之災障とあり、

大威德明王

本地は一切怨魔菩薩なり、

緇素

俗と僧と云ふが如し、

龍華下生三會曉

祖庭事苑曰、龍花樹也、其樹有花花形如龍、故名龍花、彌勒下

生經曰、當來彌勒於此樹下說法度人、而有三會、初會先度釋迦所未度者、次度其餘凡八十八億、第二會六十六億、第三會六十四億、

十三オ

請雨經

大雲請雨經二卷、那連提耶舍譯焉、

武州禪門

平泰時なり、法名觀阿、

涼燠

寒暑と云ふが如し、

○兵部卿親王流刑事付驪姬事

弓矢を裏み云々

史記周本紀に見えたり、

辻切

夜辻に佇みて往來の人を不意に斬殺すを云ふ、

奉押之

保曆間記云、建武元年十月晦日、内裏に於て大塔宮を執奉る云々、梅松論

十四カ

尺鐵之資

文選李少卿答蘇武書、兵盡矢窮、人無尺鐵、注、尺鐵兵器

行藏

論語述而篇子謂顏淵曰、用之則行、舍之則藏、惟我與爾有是夫、

申生死而晉國亂

次の本文に見ゆ、

扶蘇刑而秦世傾

始皇至沙丘病甚、乃爲璽書賜公子扶蘇、未授使者、始皇崩於

是趙高李斯相與謀立公子胡亥爲太子更爲書賜長子扶蘇數以罪賜死事史記始皇本紀同李斯傳に見えたり

浸潤之譖膚受之愬 論語顔子篇曰子張問明子曰浸潤之譖膚受之愬不行焉

可謂明也已矣浸潤之譖膚受之愬不行焉可謂遠也已矣朱注云浸潤如水之浸灌滋潤漸漬而不驟也膚受謂肌膚所受利害切身愬愬己之冤也とあり愬は訴なり

今川家 西源院本等三月の上に建武二年の四字あり

此二三年 天正本三四年に作る

五月三日 毛利家本十一日に西源院本建武二年五月五日に作る

南の御方 持明院藤保藤の女後醍醐院新按察の典侍

猷公 武公の子字は詭諸

齊姜 齊の桓公の女猷公の夫人なり

夷吾 母は重耳の母の女弟なり齊姜の所生と爲す事未考へず

驪姫 猷公五年伐驪戎得驪姫

巧言令色 論語學而篇に出づ包成曰く巧言好其言語令色善其顔色皆欲令人説之とあり

三牲 牛羊豕なり

十五

曲沃 索隱曰縣名漢武帝改曰聞喜也今の山西省平陽府

胙 字彙に祭福肉也とあり祭の時供へたるおろし也

里尅 猷公二十六年秋九月猷公卒十月里克殺奚齊于喪次

牝雞晨する 書牧誓王曰古人有言曰牝雞無晨牝雞之晨惟家之索註索蕭索也

牝雞而晨則陰陽反常是爲妖孽而家道索矣將言紂惟婦言是用故先發此

十五

第十三卷

○龍馬進奏事

龍馬

八尺以上の馬をほめて龍にたとへ、しかいふ、

月毛

少し赤みを帯びたる白色を云ふ、

富田

今川家本院原に作り、天正本院莊に作る、

本間孫四郎

名は資氏、本間持季の子なり、

半漢

文選曰、天馬半漢、注半漢、天馬貌とあり、いさめりと訓めり、

彫梁

抄云、彫の字誤也、莊子曰、東西跳梁不避高下、注曰、跳梁猶走躑也、おどりあがるを云ふ、

洞院の相國

名は公賢、建武年中、公未だ相國と爲らず、當に内大臣に作るべし、

屈産の乘

史記世家注、何休曰、屈産、出名馬之地、乘、備馴也、屈者、屈支國也、又曰、丘茲、或曰、龜茲、龍馬出國也、長安城の西の方七千五百里を隔てたり、文献通考に詳なり、

項羽が雕

雕は項羽の乗りし名馬なり、

鳳凰來

尙書益稷曰、蕭韶九成、鳳凰來儀、

麒麟出

左傳曰、十有四年春、西狩獲麟、注、麟者、仁獸、聖主之嘉瑞也、

周穆王

祖庭事苑曰、王子年拾遺記曰、周穆王即位三十二年、巡行天下、取八龍之駿、

一名、絶地足不踐土、二名、翻羽、行越飛禽、三名、奔宵、夜行萬里、四名、越影、逐日而行、五名、

踰輝、毛色炳耀、六名、超光、一形十影、七名、騰霧、乘雲趨、八名、挾翼、身有肉翅、徧而駕焉、

四要品

方便、安樂、壽量、普門の四品を法華の要品と云ふなり、

慈童

抄云、此人未本據をしらず、

換骨羽化

白氏文集に見えたる語なり、羽化とは翼生するを云ひ、換骨は易骨と云が如し、

彭祖

列仙傳云、彭祖者、段大夫也、姓篋、名鑑、帝顓頊之孫、陸給氏之中子、歷夏至殷末、八百餘歲、常食桂芝、善導引行氣、歷陽有彭祖仙室、云々、

重陽宴

九月九日の宴を云ふ、魏文帝書云、歲往月來、忽復九月九日、九爲陽數、其日與月并應、故曰重陽、事林廣記後集云、仙書曰、茱萸爲辟邪、翁菊花爲延壽客、故假出二物以消陽九之厄爾、

當途王經

法華補注云、文句云、當途王經、途道也、亦世也、王尊也大也、統攝自在、最爲尊大也、意言此是流通中、當世尊大之經也、

三國

日本支那天竺を云なり、

漢の文帝の時云々

文帝は漢第四代の主なり、貞觀政要納諫篇云、昔漢文帝有獻千里馬者曰吾吉行日三十、凶行日五十、鸞輿在前、屬車在後、吾獨乘千里馬將安之乎、乃償其道里所費而返之、又光武有獻千里馬及寶劍者、馬以駕鼓車、劍以賜騎士、註曰、吉行謂巡幸祭祀也、凶行謂出兵行師也、屬車秦制大車八十一乘相屬也、

二ッ

房星

晉天文志曰、房四星亦曰天駟、爲天馬主車駕、

造父

史記趙世家云、皐狼生衡父、衡父生造父、列子云、穆王大悅、不恤國事、不樂臣侯、肆意遠遊、命駕八駿之乘、主車則造父、遂宿于崑崙之阿、赤水之陽、

執政吐哺

周公旦の常の行跡の事にて、其意政に勵むを云なり、

百辟

百官と云が如し、

雍齒が功を先こして

蒙求云、高祖居洛陽南宮、從復道望見諸將往々偶語、上問張良、良曰、陛下起布衣、與此屬取天下、今已爲天子、而所封皆蕭曹故人、所親愛所誅皆平生仇怨、此屬畏陛下不能盡封、又恐見疑過失及誅、故相聚謀反耳、上曰、爲之奈何、雍齒與我有故怨、我欲殺之、爲功多不忍、良曰、今急先封齒、則人々自堅矣、於是置酒封爲十萬戶侯、群臣皆喜曰、雍齒旦侯、我屬無患、

健兒所

中間の居る所なりと下學集に見えたり、こんでいとよみ、又日本紀にはちからひと、よめり、唐六典に天下諸軍有健兒とあり、我邦も其製を用ひしもの

三ッ

なり、古へは衛士の類にて、兵部省に屬して諸國に數百人を充て置かれたり、但し本文の時は中間のことにて、武家の足輕の類なり、

御家人

將軍の臣下、

韓信

淮陰の人なり、初め項羽に従ひ、後高祖に屬す、

彭越

昌邑の人なり、字は仲、後ち梁王となる、

郵を置て云々

孟子公孫丑上云、孔子曰、德之流行、速於置郵而傳命、朱注云、置驛也、郵、驛也、所以傳命也、

○藤房卿遁世事

三ッ

蘭籍桂筵

蘭桂は共に香氣ある草木なり、されば詩歌管絃の筵席を美稱してかくいふ、

身を退んには不如

孝經注云、事君之禮、值其有罪、必犯嚴顏、以道諫爭、三諫不

看督長

檢非違使の廳に屬せる官にて、追捕の事を司るものなり、職原抄曰、當使

補看督長六十六人、此爲遣諸國也、

老懸

元は冠の緒の端より起りて、遂に飾となれるものなり、武官の冠の兩耳の上、に毛にて作り、菊花を半切したる如きものをいふ、

いちびはき 苧麻一名桐麻といへりの皮にて造れる脛巾なり、衛府及従者などの用ふる物なり、

細烏帽子 立烏帽子の細長きものなり、

水干 紗にても平絹生絹にても、又色は白にても何色にても、大納言の時まで内々着用するなりとぞ、

卷纓 纓を内の方へ巻きて小き木にて巻きたる纓を挾むをいふ、大將以下五位以上弓箭を帶する人の用ゐるなり、凶事の時には外へ逆に巻くなり、

靴の沓 革製にて紐ある沓なり、くつの字、履又鞆又躰等あり、靴のくつには、鼻切沓深沓、浅沓等の種類あり、延喜式に、凡公事公會の所には悉く靴を着、又公會ならずとも笏をさる人は雨泥ののり靴を着くと見えたり、

蒔繪の平鞘の太刀 衛府の官人の帶する大刀なり、毛抜形の大刀ともいふ、あまの面の羽 舞樂に安麻の舞と云あり、其時の面に羽文の似たればかく名けたりと云ふ、

平胡錄 形平たき胡錄なり、壺胡錄に對してしかいふ、

いかけちの鞍 沃懸地鞍と書く、一面に金粉を飾ひて流しかけたる鞍なり、唐絲の手繩 手繩は手綱の誤字なり、

町に三處手繩入れさせ 手繩は參考本手綱に作る、町以下の意通せず、

馬副四人が千冠に 普通本にはかくあれど、參考本には「馬副四人、鵠冠に」あり、これならでは意通せず、かち冠は倭訓栞に云く、著聞集にみゆ、褐冠と嘉曆勅使記に見ゆ、細纓に老懸して馬副隨身の装也といへり、

かいそへの侍 搔添の侍にて、それにつき添ひてゆく侍なり、

白張 白き布にて作り、糊をこはく張りたる狩衣なり、

調度懸 供奉の人の弓箭を帶するもの、臨時の職名なり、

致仕 禮記曲禮大夫七十而致事、若不謝則必賜之几杖、王制七十註、致其所掌之事於君告老也、と見えたり、官を辭して退く事を云へり、

龍逢 莊子人間世云、桀殺關龍逢、注、姓關字龍逢、夏桀之賢臣、盡誠而遭斬首、

比干 史記本紀云、比干曰、爲人臣者、不得不以死爭、廼強諫紂、紂怒曰、吾聞聖人心有七竅、割比干觀其心、

陣頭 禁中の陣の前を云ふ、即門前といふに似たる意なり、

北山の岩藏 山城國愛宕郡賀茂郷に大雲寺あり、一名石藏寺といふ、こゝなるべし、不二房 金勝院本に云、名は仁戒、

十戒持律 沙彌の十戒を持つこと、僧祇律云、一離殺生、二離不與取、三離非梵行、

四離妄語、五離飲酒、六離處高廣大牀、七離着鬘環珞塗身重衣、八離作歌舞及住觀聽
蓄種々樂器、九離蓄金銀錢、十離非時食、

法體に成給ひけり 公卿補任云、建武元年十月五日藤房出家年三十九、

行脚 祖庭事苑云、行脚者、謂遠離鄉里、脚行天下、脫情損累、尋訪師友、求法證悟也、

棄恩入無爲云々 上の句に、流轉三界中、思愛不能斷の二句あり、是を四句の

偈と云ふ、受戒の時の文なり、

白頭望斷萬重山 此頌は、祖苑聯芳の第三に出たり、

吉田大貳資經 丹後守光嗣が子なり、參議大宰大貳に任す、

五部大乘經 一には舊譯華嚴經六十卷、二には方等大集經三十卷、是に日藏經

十卷、月藏經十卷、合て五十卷、三には大品般若經三十卷、四には法華經開結二經合

一字三禮云々 一字書く毎に三度禮するなり、

立文 文書の杉原等の全紙を用ひたるをいふ、

一子出家 孟蘭盆經曰、乞願、便使現在父母壽命百年無病、無一切苦惱之患、乃至

七世父母離餓鬼苦、得生天人中、福樂無極、

○北山殿謀叛事

五ウ

四ウ

公經公 内大臣藤原實宗公の子なり、

最負 力を添へ肩を持つを云ふ、ヒイキと訓むは援引の義に取る、それにこの二

字を宛てたるは文選二、西京賦に巨靈最負とあり、注に作力之貌最負音ヒキとあ

るを以て、ヒの響きのイをそへて、ヒイキと呼へるなりとぞ、

微子 史記殷本紀、紂愈淫亂不止、微子數諫不聽、乃與大師少師謀遂去、

范增 史記項羽本紀、項王乃與范增急圍滎陽、漢王患之、乃用陳平計、間項王、項王使

者來、爲大牢具、舉欲進之、見使者、佯驚愕曰、吾以爲亞父使者、乃反項王使者、更持去以

惡食、食項王使者、使者歸報項王、項王乃疑范增與漢有私、稍奪之權、范增大怒曰、天下

事大定矣、君主自爲之、願賜骸骨歸卒伍、項王許之、行未至彭城、疽發背而死、

公宗卿 實衡の子なり、

華清宮 明皇雜錄曰、貴妃養祿山爲子、祿山歲旦生、每年幸溫泉爲祿山作生日、以金

盆盛湯、祿山裸浴其中、貴妃伴爲慶誕之辰、

鈍色 薄黒き色なり、

竹林院中納言 公宗の弟なり、

俊季 天正本等季經に作る、

故中宮 西園寺太政大臣實兼公の女なり、後醍醐天皇の中宮、後京極院と號す、

五ウ

六ウ

六ウ
七ウ

居陰折枝云々 其樹の陰に息ひながら却て其枝を折る、即ち恩を受けて恩を忘る、譬へなり、

結城判官 金勝院本名和長年に作る、

流泉 曲の名、菩提樂とも云へり、漢の武帝仙を求め給ひし時、内院の聖衆天降て

泉底に隠居て此を聴聞せしかは、庭上に泉流て満たりしより流泉とは名づけしと、源平盛衰記三十一卷にいへり、

啄木 曲の名、天人の樂なり、本解脫樂と云ふ、昔時商山に仙人集て此曲を彈しけるに、山神蟲に變して木を啄むやうにして此を聞けり、是より啄木と云ふとぞ、

透垣 竹を并べて結べる垣なり、

大納言殿 公卿補任云、建武二年六月二十二日公宗勅勸被召捕、同二十六日勘

罪名八月二日被誅也、于時年二十七、

繩取 萬葉に馬しもの繩取り付けて云々とあり、罪人をいふ、

けうごげ 氣疎にてさびしさうの意なり、

弄璋の御慶 毛詩斯干篇、乃生男子、載寢之牀、載弄之璋、註曰、半圭曰璋、

寢之於牀、尊之也、衣之以裳、服之盛也、座之以璋、尚其德也、

桑弓蓬矢 男子の生れたる時の祝に、桑の弓に蓬の矢六つ取りそろへて天地

セウ

ハウ

四方を射る、是其子の成長して武功を天地四方に顯はすべき事を祝ひてなり、禮

記内則篇曰、射人以桑弧蓬矢六射、射天地四方、註曰、射天地四方者、期其有事於遠大也、

形見こそその歌 伊勢物語に出たり、

實俊卿 公卿補任によると、實俊大納言右大將に歷任して正三位右大臣に終る、

玉樹三女の序 西源院本三女を三樂に作る、三昧詩曰、玉樹歌殘王氣終、注曰、陳

後主作玉樹後庭花曲、王氣終謂隋并陳南朝至此而滅也、潤泉說曰、隋亡有伴侶曲、陳

亡有後庭花皆亡國音也、

晋の平公云々 通鑑集覽曰、昔殷紂使師延作靡々之樂、武王伐紂、師延將樂器投

濮水而死、後晋平公鼓之、師曠曰、亡國之音也、

鄭聲雅を亂る 禮記樂記曰、魏文侯曰、敢問溺音何從出也、子夏對曰、鄭音好濫淫

志、衛音趨數煩志、皆淫於色而害於德、是以祭祀弗用也、正義曰、鄭衛之音即靡々之樂、

論語陽貨、惡鄭聲之亂雅樂也、

一唱三歎 禮記に出でし辭、

遣唐使 本朝中古支那に使を遣はし、相交通せり、此使を遣唐使といふ、

琵琶の博士廉婕夫 廉承武の誤なるべし、但し續日本後紀には貞敏の師を

劉二郎とあり、

音與政通 禮記樂記曰治世之音安以樂其政和亂世之音怨以怒其政乖亡國之音哀以思其民困聲音之道與政通矣

○中前代蜂起事

寰中 都をさして云ふ祖庭事苑云寰中猶寰內天子畿内也

第八の宮 第十九卷東宮將軍宮御隱の段に第七の宮に作れるをよしとす

素懷 素は平素なり懷は思なり平生の思を謂ふ

諏訪參河守 金勝院本云名は賴重

三浦介入道 俗名時繼法名道海と云ふ時明が子なり

若狹五郎 名は持明景明が子なり

那波左近大夫 金勝院本云名は宗政

澁川刑部大輔 名は義季にて貞頼の子直義が弟なり

七月十六日 金勝院本天正本なる七月廿三日を正とす

○兵部卿宮薨御事付干將莫耶事

淵邊伊賀守 天正本云名は義博

刀の鋒 この刀は腰刀にして即ち鞘卷の刀なりと五武器談に見えたり

脇差の刀 長さ六七寸もある刀にて即ち短刀なり腰刀に同じ五武器談に云

く、鎧の引合にさしたる懷劍なり

御首を搔落す 大塔宮の殺され玉ひしは建武二年七月直義出走の日なり

南の御方は云々 天正本に南の御方は御髪おろし御骨を取て上京すとあり

楚王の夫人云々 祖庭事苑三卷に詳なり

知音 知己と云ふに同じ呂子春秋曰鍾子期死伯牙破琴絕絃終身不復鼓琴以爲無足爲鼓者

太子丹 燕の孝王の子なり始皇廿一年に秦始皇の爲に殺さる

張華 晉書張華傳初吳之未滅斗牛間常有紫氣道術者皆以吳方強盛未可圖惟張

華以爲不然及吳平紫氣愈明華聞豫章雷煥妙達緯象乃要煥宿屏人共尋天文登樓

仰張煥曰惟斗牛間有異氣實劍之精上徹於天耳華問在何郡曰在豫章豐城華即署

煥爲豐城令煥到縣掘獄基得石函中有隻劍並刻題一曰龍泉一曰太阿其夕氣不復

見煥遣使送一與華留一自佩或曰得二送一張公可欺乎煥曰本朝將亂張公當受其

禍此劍當繫徐君墓樹耳靈異之物終當化去華得劍報煥書曰詳觀劍文乃干將也莫

耶何不至雖然天生神物終當合耳華誅失劍所在煥卒子華爲州從事得劍行經延平

津忽於腰間躍出墮水使人沒水取之不見劍但見兩龍各長數丈蟠縈有文章沒者懼

十二ウ

十三方

十三

山岸
北條家南都本に山本に作る

上卷

卷第十四

○新田足利確執奏狀事

分國 領分の國の義

千壽王殿三歳 四歳に作るべし、公卿補任及び系圖に、義詮元徳二年に生れ、貞治六年に薨して、年三十八とあり、されば元弘三年は四歳ならざる可らず、

二引兩の旗 旗の文、筋二づ、引きたるを云ふ、

親房 源師重の子なり、世に北畠准后と稱す、

公明 藤實家の子なり、

和氏 源公賴が子なり、

從三位 正三位に作るべし、建武元年正月尊氏正三位に叙せられたればなり、

鶏肋 無用の者なれども之を棄つるに忍びざるを云へり、雞肋は啖ふに得る所なきも猶棄てがたきを以て譬とせしなり、

鳥使 鳥は鳧に作るべし、魏には走使を以て鳧鴨と名づく、迅速の義なり、と抄に見えたり、

魚麗 陣法也、左傳云、曼伯爲右拒、祭仲足爲左拒、原繁、高渠彌以中軍奉公、爲魚麗之

陣、先偏後伍、伍承彌縫、

三歳 四歳に作るべきよし、上に注したるが如し、

囊沙背水之謀 是は韓信が士卒に囊に沙をつめさせて、之を以て深田に道を作りて敵を破り、又或時は水を背にして陣を取り、士卒に必死を期せしめて、大に軍に勝ちし事を云なり、十九卷の本文を参照すべし、

從四位上行 選叙令に凡任内外文武官、而本位有高下者、若職事卑爲行高爲守とあり、左近衛督は相當從四位下なれば、從四位上としては官位不相當なり、故に行の字を加へたり、

徇天下 天下を王化に順はしめんとの義、

三五 三皇五帝の事なり、

散木 不才の義なり、莊子に出たり、

如虎窺 易曰、虎視眈々とあるに同じ意なり、

鷸蚌之弊

この意は兩者の争ひをるに乗ずるを云ふ、尊氏等の舉兵のさまを罵れるなり、春秋後語曰、趙將伐燕、蘇爲燕說趙王曰、臣從外來見水蚌出、暴而鷸啄其肉、蚌合而夾其啄、鷸曰、今日不雨、明日不雨、必見蚌脯、蚌亦謂鷸、今日不出、明日不出、必見死鷸、兩者不捨漁父、得之、今趙伐燕、燕趙相支、以弊其衆、臣恐強秦爲漁父也、弊は疲

る、也、

狼狽之行

乖きたる行と云意なり、西陽雜俎曰、狼狽是兩物、狼前足短、每行駕兩

付官軍殿

官軍の後方にあるなり、

柳營

漢の時、周亞父將軍となり、細柳に營せし故事より、將軍の陣營を柳營と呼

びなせり、又轉じて將軍をもしかいふ、史記第十索隱曰、細柳在直城門外、阿房宮西

塞外

祖庭事苑曰、塞外塞隔也、謂隔塞於他邦、

蟻蜋忿

莊子曰、蓬伯玉謂顏闔曰、汝不知大蟻蜋乎、怒其臂以當車轍、不知其不勝任

大化傳萬葉

萬葉は萬世の意、一本萬乘以作りしにや、抄には萬乘の解あり、こ

武丁放桐宮

史記本紀曰、帝太甲既立三年、不明、暴虐、不遵湯法、亂德、於是伊尹放

之於桐宮

是、可忍也、論語八佾篇に出づ、

八柱

楚辭曰、八柱何當、東南虧、王逸注曰、言天有八山爲柱也、

三

附驥尾

史記列傳伯夷傳云、顏淵雖篤學、附驥而行、益顯、注に索隱同、蒼蠅附驥尾而

控彈丸殺籠鳥

抄に云く、弓の事なり、殺籠鳥の意は殺し易き義ぞ、尊氏の功は

勾萌

張揖曰、東方青帝之佐、

昆吾劍

列子曰、西海上多昆吾石、冶鐵作劍、切玉如泥、

十月

南都本等十一月に作れるをよしとす、尊氏が奏狀十一月到來とあればな

中務卿親王

尊良親王なり、

○節度使下向事

節度

節刀の事なるべし、軍防令云、凡大將出征、皆授節刀、謂凡節者、以髦牛尾爲之、

十一月八日

南都本等十九日に作るを得たりとす、

中議の節會

議は儀の誤、凡朝廷の節會に上儀、節會、中儀、節會、下儀、節會の區別あり、大儀は元日即位等、中儀は元日の宴會、新嘗會等、小儀は告朔正月の踏歌など、分る、その制、延喜式に詳し、

二

天慶承平 共に朱雀帝の年號、平將門の誅せられし時なり、
嘉承三年 二年とあるべし、

正盛 正衡の子、義親は義親の子なり、

出羽國 天正異本に、出雲に作るをよしとす、

堀口美濃守貞満 新田次郎義兼の曾孫孫次郎家貞を堀口と號す、その孫美

濃守貞義の子即貞満にして、大炊助といへり、

綿打刑部少輔 金勝院本に云ふ、名は義昭、

里見伊賀守 南都本に云、名は時成とあり、新田太郎義重第二男義俊、その子義

成伊賀守たり、これを里見冠者といひ、里見の祖なり、

桃井遠江守 名不詳、足利三郎兵衛義兼第四男近江守義胤を桃井と云、此孫を

胤氏と云ふ、桃井の中興なりと抄にいへり、

鳥山修理亮 抄に云く、里見伊賀守義成の第二子は伊賀藏人義繼と云ふ、此第

一男は大井田三郎氏繼と云、次男は大島修理亮時繼と云ふ、これより分れたる大

島の祖なり、鳥山三郎時成は義繼の弟なり、

大井田式部大輔 氏經なり、

大島讃岐守 義政といふ、建武の武者所なり、大島時繼の第四代なり、

岩松民部大輔 今川家本等に云、名は經家、

額田掃部助 正忠なり、

金谷治部少輔 西源院本等に云、名は經氏、

一井兵部大輔 堀口家貞の二男貞政といふ、建武四年越前金崎にて討たる、子

左將監政家亦同時に討たる、

大友左近將監 貞載、近江守貞宗の子なり、

攝津大宮司 昌能なり、家範の子、

彈正尹宮 忠房にて源彦仁の子、順德天皇の曾孫なり、後源姓を賜ふ、

園中將基隆 中納言基成の子、

二條中將爲冬 北條家本等爲次に作り、金勝院本爲繼に作る、爲冬は箱根竹の

下の戰に中務卿宮に従ひて戰死し、爲次は十五卷正月廿七日合戰の段に、大智院

宮に従ひて東坂本に至る、是に依りておもふに、此に爲冬に作るは恐くは訛れり

爲次の系圖不詳、

江田修理亮 得川四郎義季の孫、江田三郎満氏が一族なり、

大館左京大夫氏義 氏明に作るべし、大館家譜に氏義なし、

堀川中納言 南都本等云、名は光繼なり、光繼は參議光泰の子、公卿補任に依る

五

に建武二年參議信濃守等となり、三年五月に中納言に任ず、蓋追稱のみ、

薩埵山 駿河國庵原郡にあり、

上杉兵庫入道 俗名は憲房、大膳大夫頼重の子なり、

吉良左兵衛尉 南都本等及び系圖に云、名は滿義、

石堂入道 今川家本等并に系圖に云、名は義房、

中務大輔 北條家本等に云、名は頼房、

桃井修理亮 系圖及び本文第二十七卷に云、名は義盛、

上杉伊豆守 毛利家本等及び系圖に云、名は重能、

同民部大輔 今川家本等并に系圖に云、名は憲顯、

細川陸奥守顯氏 頼春とは從弟の間柄、繁氏はその子なり、

畠山左京大夫國清 家國の子、關東の執事たり、法名道誓といふ、畠山の號は

足利義純より始まる、

同宮内少輔 本文第二十七卷に云、名は國頼、

今河修理亮 伊豆守貞世、後剃髮して了俊といへり、難太平記の著あり、

岩松禪師頼有 畠山義純の第三男時兼を岩松藏人太郎と云ふ、曾孫に頼圓禪

師と之あり、有の字は誤なるべしと抄に見えたり、

五

佐竹左馬頭義敦 抄に云く、篤の字なり、佐竹は新羅三郎義光の第一男進士

判官義業の子、昌義母は常陸國住人清幹が女なり、故に所縁を以、常陸國に住す、此

子隆義、その子秀義、佐竹別當にして、美濃國山田郷地頭職始て拜領す、此より第七

代の孫なり、舍弟義春は常陸介と云ふ、

十一月廿日 毛利家本西源院本及び神明鏡二十三日に作る、

同二十四日 金勝院本等并に神明鏡二十七日に作り、北條家本南都本には二

十五日に作れり、

○矢矧鷺坂手越河原鬪事

鷺坂 遠江國磐田郡岩田富田二村の邊なり、

手越河原 駿河國安部郡長田村大字手越村にあり、阿部川の西岸に當る、

十一月廿五日 櫻雲記二十七日に作る、

香象 義楚六帖云、香象爲象名、香象渡河則徹底截流、

伊豆の府 古へ國府田方郡にあり、今の君澤郡三島の驛なり、

宿紙 海人藻芥に五人の職事内裏に宿直し、件の紙を以て綸旨をかき下すより、

宿紙といふと見ゆ、いかゞ紙屋川紙とてすきかへし風の紙なり、

二十三日 金勝院南都本等に、三月に作れるを得たりとす、

六
六
七

七ウ 陸沈 沒落と云ふ意なり、史記東方朔傳曰、陸沉於俗、索隱曰、司馬彪曰、謂無水而沉之、

○箱根竹下合戰事

八オ 竹下 駿河國駿東郡足柄村にあり、

野くれ山くれ 野にくれ山にくれにて、山野を経る事をいふ、

目くらべして 人々面打見あはせてと云ふに同じ、

照射 獵人の夏の頃、鹿をよせん爲に、火串に松をとす火なり、

大友千代松丸 名は氏泰にて、貞宗の子なり、

八ウ 紅下濃の鎧 袖草摺を四に分て、上をば白く、二段目は至極薄き色にして、次を

ば中のうす紅にして、下をば常の本紅におどすなり、

紅梅の作花云々 本書卷廿九將軍上浴の條に、花一揆梅花を一枝折りて甲

の直向に指したること見えたり、合せ考ふべし、

冑の眞額 冑の前立にて、それに梅花をさしたるなり、

阪本様の袈裟切 前に坂本様の拜み切りと見えたり、これも同じくその切

り様にて、袈裟がけの形に切りしものなるべし、坂本は比叡山下にあり、袈裟とい

ひかけしもそれが爲ならん、

九オ 中書王 尊良親王なり、中務卿の唐名を中書令といふ、親王中務卿なればかくい

ひしなり、

矢だうゑに 矢だくなにといふ意なり、

馬の頭を雁行に連ねて云々 軍馬の頭を雁の列の如くに并べて進むを

云なり、

片引兩の笠符 片引兩は一つ引兩の事にや、足利の旗印の二引兩の双に對し

て、片といへるか、笠符の事は上にいへり、

○官軍引退箱根事

旗そばめて 他へ向くるの意なり、

十ウ 百騎 金勝院本一二百に作る、

八十萬騎 天正本二十萬騎、毛利家本六十萬騎に作る、

篠塚 金勝院本栗生に作る、

十一オ はし寄せ 走り寄せの畧なるべし、

十二オ 名張八郎 金勝院本に云、名は久富、

十分が一 金勝院本三分が一に作る、

十二ウ 天龍川 遠江國豊田磐田の兩郡に流る、今川家北條家本には、矢矧宿に作る、

○諸國朝敵蜂起事

律師定禪 賴貞が子にて、若宮別當なり、

宇多津 讃州鵜足郡にあり、

信胤 薩摩の守長胤が子なり、

淺山備後守 金勝院本に云、名は條就、

藤井六郎 金勝院本に云、名は重樹、

佐井七郎 金勝院本に云、名は公匡、

翌日 十二月十二日なり、

中澤三郎入道 金勝院本に云、號は玄甫なり、

陽明門 毛利家本天正本に、承明門に作る、何れか是なるを知らず、

賢王の横言云々 横言は、萬葉集に人のよこごと、ある是なり、讒言をいふ

横言を信ずる世の中なれば上を下へといひかけて、その騒しき世を曲喻せしなり、

四夷八蠻 抄に云く、漢書師古注には蠻夷狄戎四方惣稱と云たぞ、夷とは東夷

とて唐からは日本などをさして云たぞ、西戎南蠻北狄と定めたるも唐を中央にして云たぞ、此四方にも多のしながあるぞ、是を九夷七戎六蠻八狄と分たぞ、又風

十三

十三

十四

俗通には南蠻の類に八種ありと云たほどに今も八蠻と云たるも苦しからぬぞ、所詮今は誰だ四方より敵が起ると云はんがために四夷等云たぞ、

匹他九郎 天正本等匹他を引地に作る、金勝院本に云、名は資尙、

○將軍御進發大渡山崎等合戰事

山陰道 金勝院本山陽道に作る、

壁書 法令などの張紙を云ふ、

かくばり云々 綸言如汗、易換卦九五、渙汗其大號、渙王居无咎、本義九五、巽體有

號令之象、汗謂如汗出而不反也、

供御の瀬 近江國栗太郡黒津の勢多州の瀬をいふ、

ぜゝが瀬 近江國滋賀郡大津町の東南に接する所なり、

河伯 水神なり、抱朴子曰、河伯是華陰人、以八月上庚日渡河溺死、天帝補署爲河伯、

故今庚辰日不治、紅渡河、

龍門三級 河水の下る所の口なり、絳州龍門縣にある、水險にして通せず、魚鼈

の屬よく上る事なし、江海の大魚其下に集まる數千、されども上る能はず、上れば即ち龍となる、三級は三段になりぬる也、

一字も残さず焼 實は奥堂及寶藏が焼けしのみなり、皇年代畧記云、建武三

十四

十四

十五

年正月七日、平等院焼亡云々、

洞院按察大納言 名は公泰、左大臣實泰の子なり、

美濃將監泰藤 美濃守時景の子、或は云、三河守時綱の子なりと、

走り 馬に乗ることなり、

正月七日 梅松論に、建武二年十二月晦日に作れり、

四國 金勝院本西國に作る、

我國に下りて 播磨國を云ふ、

二條大納言殿 師基卿なり、

正月九日 保曆間記に、七日とあり、

面二三町なる筏 南都本には、二三丈に作る、

筏の舫 もやひは筏のつなぎを云ふ、

高俱の宮 高倉宮と改むべし、宮は後白河帝の皇子、以仁王、

筒井淨妙 抄に云く、三井寺の中衆なり、淨妙實名は明春と云ふ、

矢切但馬 抄に云く、圓萬院の但馬明禪と云ふ者なり、敵の射る矢を切り落す

故に異名にしたぞ、

ふし繩目の大鎧 繩目とは染革の名なり、紺薄青白の三色を三重にならべ

十六

十五

て九折の形を一面に染たるものなり、此三色を幕の手繩の色に比して繩を伏せ
たるが如くなる故に伏繩目とは云へるなり、此革を以て威したる鎧をふし繩目
の鎧と云ふ、大鎧とは唯其の人大なるより鎧も大なるをいふなり、
目の下の頬當 鐵面にて目の下より當るものなり、
いか物作の太刀 其太刀の様のいかめしく見ゆるが故に云ふ、武裝の時は
くものなり、

脇楯 鎧の右の脇の透間を塞く具なり、古代の鎧は右の脇を闕て作る故、右脇は

脇楯を當るなりと、五武器談にあり、

備前長刀 同書に云く、備前國の鍛冶の所作なり、武備志にも備前刀を賞美し

たり、異國迄も隠れなし、

天台の石橋 方輿勝覽曰、石橋在天台縣北五十里、即五百應真之境、相傳在方廣

寺、有石梁架兩崖間、龍形龜背、廣不盈咫、其上雙澗合流洩爲瀑布、梁既峭危且多罅、

甚滑、下臨絕澗、過者心悸、石罅有木瓜、華時、有蛇盤糾、至實落供大士、乃去、號爲護聖瓜、

本文天台を天竺に作る、わろし、天台と改むべし、

蜀川の繩の橋 杜子美曰、繩橋戰勝遲、白氏文集にも見えたり、

山川判官 金勝院本に云、名は敏列、

十六

十七ガ

今日 八日なり、

赤松 範資なり、

二千餘騎 毛利家天正本三千餘騎に作る、

十七ウ

但馬 南都本等丹波に作る、

畠水練 實地を知らぬとの譬なり、

○主上都落事 付 勅使河原自害事

十八ガ

義助 北條家に義顯とあり、

達磨 南天竺國香至王の子なり、梁の大通二年逝す、これ支那禪宗の第一祖たり、

法脈を二祖に傳へし時、袈裟を付して信となし、且云ふ、却後に難生せばこの法衣

と此偈を用ひて表明せよ、吾が滅後二百年に衣は止まりて傳はらず、法は沙界

に過からんと、偈に曰く、吾本來茲土、傳法救迷情、一花開五華、結果自然成と、唐の代

宗帝の時、圓覺大師と諡せり、

毘首羯摩 種々業と譯す、天童部に屬し工匠を主る、

五大尊 不動、降三世、軍荼利、大威德、金剛夜叉の五大明王なり、

二三年の間 天正本等に、三四年に作るを得たりとす、高時の滅びし元弘三年

より當年まで四年を経過したればなり、

十八ウ

信濃國 天正本等武藏國に作る、

丹三郎 毛利家本に中務丞に作る、

○長年歸洛事 付 内裏炎上事

十九ガ

三十六殿 今川家本には、三十三殿とあり、皇年代略記東寺長者補任に、正月十

日内裏炎上云々と見えたり、

○將軍上洛事 付 親光討死事

正月十一日 元弘日記裏書に十日とあり、保曆間記には十三日に作る、神明鏡

梅松論は本文に同じ、

十九ウ

十七騎 毛利家本七十騎に作る、

○坂本御皇居 并 御願書事

廿ガ

彼岸所 中方の衆、集會して法談し、勸衆涅槃般の岸に到らしむる所を云なり、坂本

には所々にありと抄にあり、

佛法と王法と相比する故 この下異本によりて、比叡山といふ事の七字

を補ふべし、

第卷十五

○園城寺戒壇事

刑部少輔

天正本に大輔とあるをよしとす、名は頼春と云ふ、

陸奥守

天正本に云名は顯氏、

六萬餘騎

西源院本六千に作り、天正本三萬に作る、

三摩耶

般若理趣釋上曰、三摩耶者、名爲本誓、又名時、亦名期契、亦爲曼荼羅之異名、云々、不穴三藏の譯なりと抄に見ゆ、

智證大師

元亨釋書曰、圓珍姓和氏、讚州那珂郡人、父宅成母佐伯氏、弘法姪也、寛平四年十月廿九日逝、延長五年十二月賜諡智證大師、參考云、元亨釋書以智證爲空海姪、恐訛、按空海佐伯氏而非同姓、不當姪也、然則智證之母豈空海姊妹、而智證者空海之甥耶、

慈覺大師

俗姓は壬生氏、名は圓仁、慈覺大師と諡す、崇神帝の裔なり、

智證門徒云々

その三井寺に移りし事、圓融院の天元四年なり、

教待和尚

元亨釋書に出づ、姓詳ならず、

七箇年

六箇年なるべし、圓珍仁壽三年を以て入唐、天安二年歸朝、在唐六年なり、

天安三年

元亨釋書に據るに、二年に作るべし、

卓犖

超絶の義なり、

大乘戒

南都法相宗護命僧正等、所謂戒無權實大小之異、雖有受聲聞戒者、發於四弘誓願期、無上佛果、此菩薩之大僧也、傳教作爲顯戒論、排馬建戒壇、是則法華實大乘戒也、又名佛性常住金剛實戒、又名中道第一義戒、又名一得永不失戒、

小乘戒

所謂五戒八戒等なり、

後朱雀院

一條帝の皇子、諱は敦良と申す、

三摩耶戒

抄に云く、三昧耶とも云ふなり、禪空の事なり、散亂の心地を除て寂靜の意地に住するを云ふ、されども一皿にかくの如くにては無之、題密の二教の意共に一度び受戒受得しぬれば、必ず身口意の三乗が無上佛果の極理に相應して起つも居ると動くも悉く禪定三昧の境界を離れぬ道なるを大乘の三摩耶戒と云ふなり、是を三密瑜伽とも云ふ、瑜伽とは相應と云事なり、

明尊

俗姓小野氏、篁の曾孫なり、後一條帝の長元六年冬僧正となれり、

彼寺の本主云々

これより下文、三井寺は山内の末寺たる由を説く、

大友夜須麻呂

大伴と改むべし、右大臣大紫德長德連の子、高皇產靈尊の苗裔なり、今大伴皇子の後胤と云へるは非なり、

八埏 地の八際なり、

無動寺 近江國滋賀郡延曆寺東塔の南にあり、

慶命僧正 大宰少貳藤原孝友の子也、

圓宗 金勝院本圓乘に作る、

赤山大明神 西坂本にあり、僧圓仁の建立、

寺門 三井寺の事を云ふ、

皇子誕生 敦文親王なり、

忽に御隱 承暦元年敦文薨せしを云ふ、時に年四歳なり、

良信 座主記に良眞に作る、兵部丞源通輔の子なり、

御在位の後院號ありて 參考云、御在位以下句贅且語路不穩、除之則義自

小通

文保元年 皇年代略記によると、二年に作るべし、

○奥州勢著坂本事

去年 建武二年なり、

顯家卿 准后親房の子なり、

大館中務大輔 西源院本并系圖云、名は幸氏、

志那濱 近江栗太郡にあり、琵琶湖に臨み野州郡界に接す、

芋洗 山城國久世郡御牧村の北巨掠湖の水細流となり淀に向ふ邊なり、

○三井寺合戰并當寺撞鐘事付倭藤太事

聖女 慶圓僧正、稻荷神を崇めて社を坂本に建つ、之を聖女御前といふ、

大館左馬助 氏明なり、新田次郎義兼の曾孫家氏始めて大館次郎といへり、

千葉勢 金勝院本に、千葉介に作る、

如意越 山城國愛宕郡に如意嶽あり、

搦手に廻る 異本この次に追手のの三字あり、

細川卿律師定禪 賴貞の三男にして、顯氏の舍弟、繁氏の爲には叔父なり、

一萬五千餘騎 今川家本に、一千五百餘騎に作る、

六千餘騎 西源院本六萬餘騎に作る、

當の敵 自分に相當の敵の意、

率都婆 梵語なり、塔の事を云ふ、

鳥獲 文選、鳥獲扛鼎、注曰、鳥獲秦之壯士、揚子曰、鳥獲任鄙扛鼎、

和泉小次郎 名は親衡、源公衡の子、清和帝の裔なり、

朝夷奈三郎 名は義秀、和田義盛の子なり、

畑六郎 時能なり、

亘理新左衛門 金勝院本に云名は政董、

鎧 五武器談に曰く、此所に始てやりといふ物見えたり、上古は直鎧を手鉾といひしを、後にやりと名をよび替し成べし、後三年合戦記盛衰記などには手鉾見えたり、後三年合戦書に手鉾の形を畫たり、其體直鎧なり、按云、手鉾の柄を長くして遠くつきやる意にてやりといふ成べし、

聖教 經文を云ふ、

建武二年 天正本等に、三年に作れるをよしとす、

八相 一に生天、二に下天託胎、三に出胎、四に出家、五に降魔、六に成道、七に轉法輪、八に入滅を云ふなり、

阿逸多 祖庭事苑曰、此云無能勝、彌勒姓、

山をわれ敵とは(歌) 山は叡山をいひ、寺は三井寺を云ふ、

九乳の鳧鐘 詩學大成曰、鳧氏作鐘、周禮考工記に出たり、九乳は鐘につける九のいぼなるべし、

秀郷 下野大椽藤原村雄が子なり、

せき弦 糸にて巻きて、其上をぬりたるものなり、

六

五

五

鏃の中子 先の方にはあらで、矢幹の中へ入る、處を云ふなり、

羽ぶくら 東鑑に羽の字をよめり、矢にいふ詞なり、たゞ羽といふ意、

梵砌 寺と云ふが如し、

無明 無明は十二因縁の一にして、煩悩を起し慧命なきをいふ、

○建武二年正月十六日合戦事

船田長門守經政 金勝院本經匡に作れり、

五千餘人 天正本等に、五十餘人に作れるをよしとす、

山階 或は山科を書く、山城國宇治郡にあり、

かさより落とし懸て かしは頂上なり、

輪寶の山谷 人壽八萬歳の時、轉輪王世に現出の時に七寶自ら至る、七寶の中に輪寶あり、其德用によりて山川も俱に平等に成て、自在の義をあらはすなり、將軍塚 桓武天皇都を遷して王都長久の爲めに、八尺の土偶人を作る、鐵の甲冑をさせ弓矢を持たしめ、東山峰に埋め西面に立つ、是を將軍塚と云ふ、

眞如堂 洛東にあり、極樂寺といふ、天台宗あり、

花頂山 洛東粟田口の側にあり、

馬の三頭 三頭はさんづ駄、さんづは三途の義にて、骨相の三行なるが故なり

七

七

六

と倭訓栞に見えたり、

九牛か一毛 至つて少きを云ふなり漢書曰若九牛亡一毛

中黒の旗 旗の上の方を横一文字に黒くせし旗なり、

杉本判官 金勝院本に、松本判官高包に作る、

松尾葉室 共に山城國葛野郡にあり

梅酸の渴 祖庭事苑曰魏武帝與軍士失道大渴而無水遂令曰前有梅林結子甘

酸可以止渴士卒聞之口中水出遂得及前原

○正月二十七日合戰事

十二月 十二月に作るべし、

一宮 尊良親王なり、

彈正尹宮 南都本等尾張宮に、天正本尾崎宮に作る、

堀河中納言 西源院本等に云、名は光繼、

島津上野入道 義淳なり、

筑後前司 金勝院本に云、名は中弼、

大荒目鎧 革札を厚くこしらへ、或は間にせずして大に間を廣くおきて、どち

めをあらく綴るなり、強力の勇士の用る鎧なり、重き故常人は用ひがたしと伊勢

ハカ

ハウ

九カ

十カ

十ウ

貞丈説けり、

墓目から 五武器談に云く、墓目をすげし矢からなり、墓目は大なる物故、細き

簞をすげては、射る時しなひて惡し、依りて墓目にはふとき簞を用ふるなり、

長船打の鏃 備前鍛冶の作なり、

くつ巻 矢の簞口に細き糸を巻くをいふ、矢の根を入れて物を射あつる時、碎け

ざる爲にかくするなり、口巻とも沓巻とも書けり、

ねた巻 口巻の上即ち矢の根の方を、少しふと細き糸にて巻くをいふ、根手巻と

書く、

手突に突 五武器談に云く、右の矢を手持たる儘にして突にはあらず矢を

投て突なり、手離劔と云物は是より出たる物歟、此手突の矢は全村が能く手練し

たるなるべし、投突にする故弓をば持ざりしなり、打根といふものも手突の矢よ

り出たる歟、されども是は投突にせず、

總角着の金物 鎧の押付の板につける環なり、押付の板は背にあり、

壺 懸金の受壺なり、

五百餘騎 天正本等八百餘騎に作る、

五條河原 金勝院本に二條河原に作る、

二十六騎 今川家本に二百五十騎に作る、
二三萬騎 天正本二三萬騎に作る、

○將軍都落事 附藥師丸歸京事

二三十人 天正本等二三人に作る、

新田左兵衛督殿 この下天正本には、義助を載せたり、

秀句 物かき且つ物いひなどの、いひかけの巧みにしたるものを云ふ、即ちしや
れ文句なり、

小原鞍馬 共に山城國愛宕郡にあり、小原は又大原ともいへり、

篠村 丹波國桑田郡にあり、

曾地 丹波國多紀郡にあり、

芥河 攝州三島郡にあり、

落行ければ 異本この次に討れたる者をも生てぞあらんと憑み生きたる者
をもとありて被討てぞとつゝけたり、

道有 天正本通有に作る、

道有が末に 異本に末にの二字を、末とあり、これよろし、

○大樹攝津國豐島河原合戰事

豐島河原 攝津國豐島郡の内なるべし、

十六萬餘騎 天正本十の字なし、

一面目に備へん 一かど名譽にせんとなり、

神崎 攝津國河邊にあり、

西宮、小清水 共に攝津武庫郡にあり、小清水或は越水に作る、

打出の宿 攝州武庫郡宿川の西にあり、西源院本に湊河に作る、

大伴 大友と改むべし、貞宗なり、

御開 退陣するをいふ、

筑後入道 貞經なり、

五刑 尚書呂刑篇注云、刻其額而涅之曰墨、截鼻曰劓、剔足曰剕、宮淫刑、男子割勢、婦
人幽閉、次死之刑、大辟死刑也、以上支那の五刑なり、我國には此名はなく五罪とて、

笞杖徒流死の刑あり、本文は之をいへるなるべし、

○主上自山門還幸事

二月二日 天正本及び公卿補任には、四日に作る、
花山院を皇居に被成 皇年代略記并に歷代皇紀に云、内裏兵火に因て花
山院を以て皇居と爲す、

十四

除目 舊職を除き去りて、新なる名目に任せらる、義にて、叙任式の事なり、
改元 皇年代略記、元弘日記裏書、東寺長者補任、管見記、并云、建武三年二月二十九日、改元延元、元秘別錄に、三月二十九日に作り、天正本及び公卿補任には、三月二日に作る、孰か是なるを知らず、

○賀茂神主改補事

十四

大眞 揚貴妃の名なり、

小野小町 小野良眞が女といへど、種姓傳記は詳ならず、

優婆塞宮 八宮の事なり、源氏物語椎が本卷に詳なり、

うつろう色を悲む 「花の色はうつりにけりないたづらにわがみにふる

大ながめせし間に」といふ小町の歌によりてか、れたるなり、

先帝 後醍醐天皇なり、

あてやかに朧し 上品にてうつくしき意なり、ラウタシとよむべし、ラウタ

ケシとある訓はわろし、

たらちめ 母親なり、母の枕詞なるたらちねより出でし語なるべし、語源は乳

もの足らし育つる意と云ふ、之に對して父をたらちをといふ、

くゆるばかり もゆるほどの意なり、

十五

つれなき松 色の變らぬ松と云ふ意なり、

瀧口 朝夕御所の邊を護る武士なり、此居る所は御溝水の落口なれば、瀧口とは云ふ、

太平記註釋上卷終

太平記
諸口
...

從二位伯耆東久世通嗣君題
從三位子爵福羽美靜君題
東宮侍講本居豐顯大人題

從三位末松謙澄先生題
從六位小中村清矩大人序
松風増田于信君譯

新編紫史

一名通俗源氏物語

和本仕立 合本全十帙(二十冊)實價壹帙(二冊)金七十五錢宛
洋紙摺 壹篇(則和本二冊合)實價四十五錢宛每篇郵稅六錢宛

新編紫史は源氏物語を通俗したるものなり夫源氏物語は我邦小説の巨壁にして空前絶後の大著感
施すもの殆四十家に下らず然るも猶其讀み難く解し易からざるを以て後世の人其書を耳にして其
文を目にせず是を以て京傳馬琴以上には小説なしと爲して徒に支那西洋の稗史に眷戀す豈悲しき
業ならずや松風先生嘗て大學に在りて本邦の文學を修め文辭尤精妙を推さる先に此書を譯して容
易くこれを通讀するを得るの便を與へられたり交は會て原書の意を失はず語は古雅に偏せず卑俗
に陥らず坊間刊行の小説に比すれば眞に玉石の別あり抑本書の利益は意匠の絶妙のみにあらず當
時の人情風俗及び京洛の景況宮中并に朝紳の有様等より一般の世態を詳に叙したれば人をして親
しく一千年前の時代を経歴せしむるの想あらしむ是他の歴史等に於ては決して見ることを得ざる
ものたり奇皇國たるものは必先一讀すべきの珍書なり將た讀まざるを愧つべきの妙史なり
●本書初帙及二帙共賣切の處今般再版出來仕候

發兌元

東京神田區鍛冶町四番地

誠之

生田目經德編 和本全八册

高等女學校
女子師範學
校教科用書

新定 女子國文讀本

定價 從一至四各金廿貳錢 從五至八各金廿五錢

この書は著者が女子教育に従事せるを以て其授業の經驗に富み且女子の稟性を熟知し嘗て適當なる高等女學校國語教科書なかりしを憂へて編する所なりされは編纂の體裁事項皆當時の情勢に合し實地に適せざるはなし其材料の撰擇を略記せば高尚貞淑なる女徳を涵養し家政經濟其他婦人に必要の事を輯録し歴史地理及すべての學科との關係をはかり文章の難易雅俗を考へ往々和歌を交へ載せて文學の趣味を覺知せしむるを務め授業の時期を量りて成るべく其季節のものを挙げたり又學年週時を測り毎卷の紙數を定め最授業習得に便益ならしめ尙女子師範學校の教科にも應用せしむべく毎卷に完結したり編纂に意を用ひたる未この書の如きものを見ざるは閱者のとくに了知する所なり

發行所

東京市神田區鍛冶町(電話本局九四九)

誠之堂書店

高等小學校

尋常中學校

教科用書

文部省
檢定
鹽谷榮著

新案 英語讀本

全三册

小學	卷一	第一部金十五錢
校用(製造)	定價	卷二 第二部金十三錢
藤次郎編	校用(製造)	定價 卷一 第一部金二十錢
		卷二 第二部金十八錢

普臨床看病法

精圖挿入
正價 金三十錢
郵稅 金四錢

「書中目次」看診婦の事務(病室)○瘧疾(冷霍)○吸入○巴布作り方及應用○外用藥用法○芥子泥○飲食物の與へ法○食法調理○藥用の與へ法○老人小兒藥量品種量及び迷篤兒尺比較○皮下注射法○體溫計測法○脈搏計る法○呼吸を計る法○灌腸施行法○座藥使用法○尿に就て必要なる事柄○陰洗滌法○發泡膏應用○脚湯法○人工浴一覽表○腰湯法(坐浴)○吸出法○水蛭使用法○出血及其止血法○火傷及其手當○凍傷及其手當法○中毒及共手當法○綱帶及使法○按摩法○外科看護法○婦人科看護法○產科看護法○乳母の選擇及乳兒の攝生○病態の觀察方法○傳染病及其取扱方法○傳染病消毒法○傳染病看護婦の注意○熱性諸病看護法○肺結核、麻疹、回歸室扶斯、間歇熱、肺炎、肋膜炎、腹膜炎、盲腹炎、腦膜炎、癲癇、腦貧血、武雷篤氏病(腎臟炎)耳下腺炎、破傷風(てたぬす)直疝、口瘡、百日咳、喘急、咯血、精神病看護法○電氣使用法○夜中看護法○死體取扱方法○食用品分析及び消化時間○水の試驗法○牛乳試驗法○牛乳及び人乳分析○溫度表

發兌元

東京市神田區鍛冶町(電話本局九四九)

誠之堂書店

東京府立城北中學 講師 三木五百枝先生講述

紫式部日記講義

紙數二百五十頁
正價金卅錢郵稅六錢

紫式部の文藻と淑徳とは婦女の模範たるべき事世すでに定論あり而して其の性行のことによく顯はれたるをこの日記とす然れどもその註解のよきもの少きは一の缺點ありしがこの講義は平易の語を以て簡明に解かれたるをこの學の人々なりとも容易にうの意義を悟り得らるべし世の貴婦人令嬢にして文章に志し淑徳を養はんとせらるる方々は一本を購ひて朝夕の友とせられよ得給ふ所決して尠きにあらざるべし

今泉定介 深井鑑一郎両先生應答

和漢文質疑問答

紙數四百四十頁
正價五錢廿郵稅四錢

城北中學校講師 大塚彦太郎著

史科日記講義

洋紙摺 和裝 全壹冊 正 金三十錢 郵稅四錢

誤脱と錯亂との多きを以てはやくより徒らに高閣に束ねられて其の名のみ傳はれるは此の日記なり講述者深く之を遺憾とし諸本によりてこれを校訂しかつ極めて綿密に解釋せられたれば始めて完璧となりて初學の人といへども容易に會得するを得べしもしこれこの日記の文學上の價值と作者の人と爲りとに至りては讀者一度この講義を繙かれなはれのづから釋然たらむ

發行所

東京神田鍛冶町
(電話本局九四九)

誠之堂書店

越山平三郎著
和文英譯
英文和譯

文法 應用
初等英作文指南

全
正價金三十錢
郵稅四錢

獨り英文和譯の力に富みて和文英譯の技に拙きは我英語學生の通弊あり之をして大に力を作文に盡さしめ讀書力と作文力と二者其權衡を保たしむるは蓋し我英語界の急務なるべし本書の編述是に於てか成る然れども先づ理論を知るにあらざれば決して事物の真相を究むべからず此故に本書は別ちて第一編第二編の二編に於ては英文作文の心得となるべき文法上の要項數十章を掲げて一々之を詳説し第二編に於ては和文英譯の例題二百餘種を載せ下は英文を對照して其作法を知らしめ且つ毎文文法上の解釋を附し學生をして一讀字句の用法を知るに便せしむ若し其れ讀者此書に由りて作文を練習せば文法と作文と兩つながら其要を自得するに庶幾からん

青木義教編

諸學校受
驗者必携

最近
英文入學
試驗
問題
答案

全
正價金三十錢
郵稅金四錢

受驗の秘譯は能く過去の入學試驗問題と研究し以て其性質と其程度とを了解するに若くはあし蓋し過去試験問題の受驗者に必要なるは猶地圖の旅行者に必要なるが如し本書は公私立學校英學教授に多年の經驗ある淡水居士の著にして明治三十年より同本年に至る最近數年間の諸官立學校英文入學試験問題を蒐集し文法、和文英譯、英文和譯の三欄に分ちて一々之に詳細正確なる答案を附し且つ問々類例を擧げて鄭重懇切なる註釋を加へ受驗者をして一讀釋然受驗の秘訣を悟了せしむ讀者若し先づ此書を繕きて後試験場に臨まば其利益宛も地圖を按して勝區を探るの感あらん

越山平三郎著

和文英譯
英文和譯

應用
前置詞
用法

全
正價金三十錢
郵稅金四錢

博言博士 イーストレーキ先生著

英和商賣人會話

いすこれーき氏肖像入
ばつけつこ入紙數二百七十餘頁
正價 金參拾錢 郵稅 四錢

慶應義塾大學教授マコーレー博士序
青山學院教授哲學博士スベンサ校閱
東京中學院教授クレメント校閱
米國公使館翻譯官小見忠雄著

英和實用新會話
英和高等會話

(原語訓讀付)
正價金參拾錢 郵稅貳錢
(訓讀ナシ)
美裝 正價金四拾錢 郵稅四錢

附英和語活用法
ボツケツト入

內地雜居必携

ENGLISH & JAPANESE PRACTICAL CONVERSATIONS.

本書は小見忠雄氏が在日本北米合衆國公使館に於て實際の經驗上可成英語會話に用ゐる熟語を集められたる者にして世上有觸たる會話書と大に異にし英語研究の最良書なり

發行所 東京神田今川橋 鍛冶町四番地 誠之堂 賣捌各所



註校氏兩郎一鑑井深 郎二捨堀
註 標 訂 校

東 萊 博 議

上中下
全三冊

各正價
金卅錢
郵稅
各六錢

東萊博議は有名なる宋の呂祖謙が春秋左氏傳中に就きて治亂興亡正邪淑慝の蹟を辨じたる絶妙の史論にして其文章は韓潮蘇海の外に一機軸を出たし流麗奇麗の妙文なり今般弊鋪堀、深井兩先生に請ひて大に増補校訂する所あり(一)標註を施し(二)訓點を正し(三)句讀を截り(四)段落を分ち(五)文法大意を説き悉く開けば少年子弟と雖も毫も了解の苦しとなくして漢文の妙を窺ふを得べし特に各官私立學校中漢文教科書及檢定試験參考書とし採用せられたるもの多し江湖の諸君陸續御購讀あらんとを希ふ

東京府立城北
中學校講師 深井鑑一郎講述

大學 及 中庸講義

合本全一冊
紙數百八十餘頁
正價金卅錢
郵稅四錢

花輪時之輔講述 深井鑑一郎編

論語講義

全二冊大形
紙數六百頁
正價金七十二錢
郵稅十二錢

深井鑑一郎講述

孟子講義

全二冊大形
紙數六百七十頁
正價金七十五錢
郵稅十一錢

四書講義

以上合本全五冊
紙數六百七十頁
正價金七十五錢
郵稅十一錢
以上合本全五冊
紙數六百七十頁
正價金七十五錢
郵稅十一錢
以上合本全五冊
紙數六百七十頁
正價金七十五錢
郵稅十一錢

